### 企業内容等の開示に関する内閣府令

### 第八号様式

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成31年3月29日

自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日

【会社名】 キャボット・マイクロエレクトロニクス・

コーポレーション

(Cabot Microelectronics Corporation)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者 スコット・ディー・ビーマー

(Scott D. Beamer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国イリノイ州オーロラ市ノース・コモンズ・ドライブ

870

(870 North Commons Drive, Aurora, Illionis, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 西岡 志貴

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目7番27号 全特六本木ビル5階

東京六本木法律特許事務所

【電話番号】 (03)5575-2490

【事務連絡者氏名】 西岡 志貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目7番27号 全特六本木ビル5階

東京六本木法律特許事務所

【電話番号】 (03)5575-2490

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 注記:

- 1. 文書中、文脈から別意に解すべき場合を除いて、「キャボット」、「会社」又は「当社」とはアメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して設立された「キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション」を意味する。本書において、キャボット・コーポレーションを指す場合は、キャボット・コーポレーションと明記する。
- 2. 別段の記載がある場合を除いて、文書中「ドル」又は「\$」はそれぞれアメリカ合衆国ドルを指す。文書中一部の財務データについては、便宜をはかるためドルから日本円(「円」又は「¥」)への換算がなされている。この場合の換算は、2019年2月28日現在の東京外国為替市場の対顧客電信直物売買仲値である1ドル=¥110.87により計算されている。
- 3. 文書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計欄に記載されている数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合がある。

# 第一部【企業情報】

# 第1【本国における法制等の概要】

### 1【会社制度等の概要】

# (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社を規制する法体系はアメリカ合衆国連邦法及びデラウェア州法である。アメリカ合衆国連邦法は、会社の事業活動のほとんどすべての分野に影響を及ぼしており、その範囲は独占禁止、破産、労使関係、有価証券及び税務を始めとする広い範囲に及んでいる。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法の施行はアメリカ合衆国証券取引委員会(以下「SEC」という。)が司っているが、同法は一般的に詐欺的手段による有価証券の売買を禁ずるとともに、当社のように株式を公開している会社に対しては、定期的に財務その他の情報の開示をSEC及び株主に行うことを要求している。

アメリカ合衆国においては、会社は一般に州法に基づいて設立されている。当社はデラウェア州の法律に基づいて設立されている。デラウェア州にはデラウェア州一般会社法(以下「デラウェア会社法」という。)を始めとして会社に適用される数多くの法律がある。以下は、デラウェア会社法の概要である。

# (a) 基本定款及び付属定款

デラウェア州の会社はデラウェア州州務長官に基本定款を届出ることによって設立される。基本定款は、最低限、会社の基本的事項 - 名称、デラウェア州内の登録上の事務所の住所、事業目的、授権資本株式数及び株式の種類(もし会社が一つを超える種類株式の発行を授権されていれば)を定めなければならない。基本定款の他に、会社は、会社の事業及びその権利又は権限並びに株主、取締役、役員又は従業員の権利、権限、義務及び機能に関する、基本定款の規定並びに適用される州法及び連邦法と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を採択しなければならない。

# (b)株式の種類

デラウェア会社法によれば、会社は、その基本定款に定めるところに従って、一種又は数種、一又は複数のシリーズの株式を発行することができる他、株式を発行する場合には額面株式としても無額面株式としてもこれを発行することができ、また基本定款に定める無制限又は制限付議決権株式としても無議決権株式としてもこれを発行することができ、基本定款に定める名称、優先権、関連する権利、利益への参加権、選択的権利その他の特別な権利、条件、又は制約付きの形で発行することができると定められている。基本定款に別段の定めがない限り、株主はその所有株式1株につき1議決権を有する。会社は、取締役会の決議によって、基本定款に定められた授権枠内において株式を発行することができる。株式引受の対価は、額面株式のときに額面未満での発行が禁じられる点を除いて、取締役会又は基本定款に規定がある場合には株主総会の決するところによる。

# (c) 株主総会

定時株主総会は取締役の選任を目的として会社の付属定款に定める日時・方法で開催される。臨時株主総会は取締役会の決議によってこれを招集することができる他、基本定款又は付属定款により権限を付与された者によってこれを招集することができる。会社は、取締役会の決議によって、総会前10日以上60日以下の日を、株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日とする必要がある。株主総会の法律上の定足数は、基本定款又は付属定款に別段の規定がない限り、議決権のある株式の過半数を有する株主が自ら又は代理

人によって出席すれば、満たされる。但し、いかなる場合でも定足数を議決権のある株式の3分の1に満たない株式としてはならない。定足数を満たす数の株主が自ら又は代理人によって出席している株主総会においてその過半数による賛成の議決があった場合には、取締役の選任を目的とする場合を除き、株主総会の議決として有効となる。

# (d) 取締役会

デラウェア会社法に基づいて設立された会社の場合には、デラウェア会社法又は基本定款に別段の定めある場合を除き、その事業の管理運営は取締役会がこれを司る。取締役は、各定時株主総会において選任される。基本定款又は付属定款に別段の定めがない限り、取締役の死亡、辞任又は定員の増加によって欠員が生じたときは、取締役会が自ら、賛成票での多数決又は1人しか在職していない場合はその者により、空席を補充する取締役を選任することができる。基本定款で認められている場合には、取締役はこれを1、2又は3のグループに分割することができ、2つ以上のグループがあるときには、グループごとに任期をずらすことができる。取締役は、理由の有無を問わず、株主の過半数の議決によってのみ解任される。但し、(1) 取締役がグループに分けられているときには、基本定款に別段の定めのない限り、株主は取締役を理由のあるときにのみ解任でき、また(2) 基本定款が取締役の選任において累積投票を行う旨定めている場合において、全取締役が解任される場合でない限り、累積投票を行えばその取締役を選任するに足りる数が解任に反対する議決権を行使すれば、理由なくしてその取締役を解任することはできない。

基本定款又は付属定款で特に制限されていない限り、全取締役の書面による同意がある場合には、取締役会の 決議は実際に取締役会を開催しなくてもこれをすることができ、かかる同意書面は、取締役会の議事の経過に ついての議事録とともに保管される。

取締役会の定足数は取締役全員の過半数とするが、基本定款又は付属定款により定足数を増やすことができる。定足数を充足する取締役会において出席した取締役の過半数の承認が得られた場合には、取締役会において承認決議が成立したものとなる。但し、基本定款又は付属定款により、承認決議の成立に必要な承認取締役の数を増やすことができる。

### (e)委員会

取締役会は、その過半数の賛成決議により、1人又は複数の取締役が構成する一つ又は複数の委員会に、一定の権限を委譲することができる。委員会は、取締役会決議、会社の付属定款又はデラウェア会社法の定めるところに従って、会社の事業及び業務につき取締役会が有する権限を行使することができる。

### (f)役員

デラウェア州法に基づき設立されたすべての会社は、付属定款に定められ又は取締役会が認めた職位にある役員を置く。それらの役員には、社長、副社長、会計役、会計役補佐、書記又は書記補佐が含まれる。

## (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社制度は、アメリカ合衆国の法律及びデラウェア州の法律によって決せられる他、当社の基本定款及び付属定款に規定されている。当社の現在の基本定款及び付属定款の内容は、次のようなものである。

#### (a) 株式

# (i)授権資本

当社の授権資本株式数は、1株当たり額面金額0.001ドルの普通株式200,000,000株である。当社の基本定款により、取締役会は、デラウェア州法により定められた制限のもとで、1つ又はそれ以上のシリーズの優先株式を発行すること、デラウェア州の適用法規に従った指定証明書を提出することにより、かかる各シリーズに含まれる株式数を随時定めること、かかる各シリーズの株式の指定、権限、優先性及び権利、及びそれらの限定条件、制限又は制約を決定すること、並びにかかるすべてのシリーズの株式数を増加又は減少(かかるシリーズのその時点での発行済株式数を下回らない範囲で)させること、を行う権限を有する。当社の基本定款において明示される場合、又は優先株式のあるシリーズを指定する指定証明書に明示される場合を除き、取締役会は、普通株式の所有者又は優先株式若しくはそのシリーズの所有者の承認を得ることなく、新シリーズの優先株式の指定、決定及び特定を行うことができる。新シリーズには、普通株式、優先株式又はそれらの将来のクラス若しくはシリーズの権利に優先、劣後する順位または同順位の、議決権、配当請求権、残余財産分配請求権、償還権及び転換権等の権限、優先権及び権利を持たせることができる。

# (ii) 株券

すべての当社の株主に対し、取締役会会長、副会長、社長又は副社長及び会計役(補佐)又は書記(補佐)が連署し、その株主の所有株式数を証明した株券が発行される。但し、株券上のいずれか又はすべての署名は複写であってもよい。

# (iii) 基準日

取締役は、株主総会の通知を受領し、当該総会において議決権を行使できる権利を有する株主を決定するために、また配当その他分配金の支払若しくは権利の割当を受ける権利を有する株主を決定するために、また株式の変更、転換、交換に関する権利を行使する株主を決定するために、その他正当な行為を行うために、予めある日をもって基準日と定めることができる。その基準日は、株主総会開催日の10日以上60日以内前でなければならず、その他の行為についてはその60日以内前でなければならない。もし基準日が定められていない場合には、法令の定めに従う。

## (iv)株式の譲渡

当社の株式の譲渡は、取締役会が定める規則により拘束される。

### (b) 株主総会

## (i) 定時株主総会

取締役の選任を行うための株主総会は、取締役会が定めるデラウェア州内外の場所において毎年取締役会の定める日時に開催される。その他適切な議事も定時株主総会において処理する。

# (ii) 臨時株主総会

いかなる目的のための臨時株主総会も、取締役会会長、最高経営責任者、社長、その総会ですべての株主により投票される権限を与えられた議決権総数の10%以上の投票権を有する当社株式の所有者又は取締役会構成員の過半数によりいつでも招集される。臨時株主総会は、その他の者によっては招集されない。臨時株主総会が取締役会構成員の過半数以外の者により招集される場合には、かかる者は総会を招集すべき旨の書面による要求を取締役会の各構成員に送付して総会を招集し、取締役会はかかる臨時総会の時間、日付及び場所を決定する。かかる臨時総会は、取締役会の各構成員に総会招集の書面による要求が送付された後35日以上120日以内に開催されるものとする。

### (iii)総会通知

法令又は当社の基本定款に別段の定めがない限り、すべての株主総会の通知は書面により、総会の開催される場所、日時及びその招集目的(臨時株主総会の場合)を記載し、会日の10日以上60日以内前に、当該総会日において議決権を有する各株主になされる。

### (iv) 定足数

法律に別段の定めのある場合を除き、当該株主総会において議決権を有する株式の過半数を有する株主が本人 又は代理人により出席していることが定足数を構成する。

# (v)議長、書記

株主総会の議長は、取締役会が指名する者が、その者が不在の場合は取締役会会長、会長が不在の場合は当社社長、社長が不在の場合はその総会において本人自らがあるいは委任状によって出席している議決権ある株式の過半数の所有者によって選任された者が務める。当社の秘書役は総会の書記としての行為を行い、その者が不在の場合は総会の議長が総会の書記となるべき者を指名することができる。

### (vi)投票

法律又は基本定款に別段の定めのない限り、株主総会において議決権を行使できる株主は、保有する普通株式1株につき1票を、本人又は代理人により行使できる。取締役の選任を除くすべての議決は、法令、基本定款又は付属定款に別段の定めのある場合を除き、当該議決につき議決権を行使しうる株式につき、自ら又は代理人により出席し、棄権をしたものを除いて計算された過半数の賛成によってなされる。

### (c) 取締役会

# (i) 員数

取締役の員数は、取締役会の決議により適宜決定される。本報告書提出日現在、取締役の員数は7名とされ7名が就任している。

### (ii) 任期

各取締役の任期は3年とし、その取締役の後任者が選任され取締役としての資格を授与されるまで、又はその死亡、辞任若しくは解任のときまでその地位を保持する。当社は、基本定款において、取締役を3組に分け、取締役の選任時期をずらす期差選任制度を規定している。

# (iii) 欠員

取締役の定員が増員された場合は、追加される取締役は、株主若しくはその時点の取締役会の過半数の投票、又は1人しか取締役が在職していない場合にはその者により選任されることができる。但し、発行済の優先株式の権利を害することはできない。

# (iv) 定時取締役会

定時取締役会は、取締役会が適宜決定するデラウェア州の内外の場所及び時間において開催する。定時取締役会の通知は、取締役会の決議によりその日時及び場所が決定されているときは、行う必要はない。

### (v) 臨時取締役会

臨時取締役会は、随時、取締役会会長、社長又はその時点での在職取締役の過半数により招集され、開催日時及び場所は、招集権者が定めるところによる。招集権者は、臨時取締役会の通知を、郵送による場合は開催の4日以上前に、電話、電報、ファクシミリ等による場合は24時間以上前に、それぞれ各取締役に対して発しなければならない。上記の通知に特に示されない限りは、臨時取締役会においてはいかなる議題でも処理することができる。

### (vi) 定足数、決議要件

取締役会のすべての会議において、権限ある取締役の総数の過半数を以て議案を可決するための定足数とする。基本定款、付属定款又は法律に別段の規定なき限り、定足数に達している会議における出席取締役の過半数の賛成により取締役会の行為となる。

# (d)委員会

取締役会は、全取締役会の過半数の決議により、1つ又は複数の委員会を設置することができ、各委員会は当社の取締役の1人又は複数により構成される。取締役会は、委員会の会議に欠席し又は欠格した構成員に代わることができる委員会の代替構成員として、1人又は複数の取締役を指名することができる。委員会の構成員の欠席又は欠格の場合には、その委員会の会議に出席した者で議決に参加する資格を有する構成員は、そのような欠席又は欠格の構成員に代わりその会議で行為する取締役会の別の構成員を、委員会の出席者が定足数を充たしているか否かにかかわらず、全員一致により指名することができる。そのような委員会は、取締役会の決議により与えられた範囲で、当社の営業及び業務の運営において取締役会の権限及び権能を有しかつそれらを行使することができ、必要とするすべての書類に当社印を押すことを認めることができる。但し、委員会は、当社の基本定款を変更することはできない(当社の基本定款が認める範囲内において、当社の基本定款により取締役会が定めることのできる株式の権利及び名称を定めることができる)。

# (e)役員

当社の役員は、最高経営責任者及び/又は社長、1名又は複数の副社長、1名の秘書役、1名の会計役、並びに取締役会会長及び/又は最高財務責任者を含む、取締役会により適宜指名されるその他の役員からなる。すべての役員は取締役会の投票により選任される。ただし、取締役会は、取締役会会長、最高経営責任者、社長、最高財務責任者又は会計役以外の役員の指名を当社の最高経営責任者に授権することができる。各役員は、その後任が就任し又は自らが任期前に死亡、辞任又は解任となるまでその任務にあるものとする。複数の役職を同一人物が兼ねることもできる。役員はいつでも当社に対する書面による通知により辞任することができる。死亡、辞任、解任その他による当社役員の欠員は、取締役会により補充される。

## 2【外国為替管理制度】

アメリカ合衆国には、非居住者による国内法人の株式の取得並びに配当金及び清算に際しての分配資産の売却 代金の海外送金に関する外国為替管理上の規制は存在しない。

# 3【課税上の取扱い】

# (1) 日米租税条約

日本の居住者たる株主に対して当社が配当金を支払う際に源泉徴収すべき税金及び日本の居住者たる株主が 当社株式を売却して得た譲渡所得については、いずれも所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の 防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「日米租税条約」という。)の規定が適用される。

- (2)アメリカ合衆国における課税上の取扱い
- (a) 当社株式に対する配当についての所得税の源泉徴収((注1)参照)

日米租税条約の規定及びアメリカ合衆国連邦税法の規定により、日本の居住者たる個人(アメリカ合衆国国民でもアメリカ合衆国の居住者でもない者に限る)又は日本法人が実質株主となって所有する当社株式に対して支払われる配当からは、原則として15%の税率によりアメリカ合衆国の連邦所得税が源泉徴収される。当社の議決権付株式の10%以上を有している日本の会社の場合には、10%の税率となることもある。但し、日本の実質株主がアメリカ合衆国内に恒久的施設を有し、そのような実質株主の有する当社株式が当該恒久的施設と実質的な関連性を有する場合には、その実質株主に対しては通常の30%の所得税率によって連邦所得税が課せられることになる。

(b) 当社株式の売却に対する所得税((注1)参照)

日米租税条約の規定及びアメリカ合衆国連邦税法の規定によれば、当社の株式についての日本の実質株主は、 当社株式の売却によって得た譲渡所得については、当該株式が日本の実質株主が有するアメリカ合衆国内の恒 久的施設と実質的な関連性を有していない場合には、原則としてアメリカ合衆国の所得税が課税されることは ない。

(c) 当社株式についての配当及び譲渡所得に対する州及び地方の所得税

上記(a)及び(b)にいう連邦所得税の他に、当社株式についての日本の実質株主がアメリカ合衆国内に恒久的施設、住所又はその他の関連を有している場合には、当該株主が支払を受けた配当及び売却によって得た譲渡所得については、当該恒久的施設、住所又はその他の関連を管轄する州又は地方の課税当局によってその地域の所得税を課せられることがある。

# (d)相続税

現行の米国税法によれば、日本の居住者で当社株式の実質株主である日本人が死亡した場合には、同人の所有にかかる当社株式はアメリカ合衆国内にある財産とみなされ、アメリカ合衆国の連邦相続税の課税対象となる。

(注1)日米租税条約の規定又は適用される相続税に関する条約の規定によって実際に米国の租税につき軽減税率の適用が受けられるか否かは、軽減税率の適用を受けるための手段として日米租税条約上定められている所定の手続を踏んでいるか否か、並びに場合によっては当社株式を保有している日本の投資家が問題のアメリカ合衆国の国内税法及び日米租税条約上日本の実質的株主としての要件を満たしていることをアメリカ合衆国の税務当局に対して十分立証できるか否かによって決せられる。

### (3)日本における課税上の取扱い

日本国内の所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令の遵守を条件として、日本人及び日本法人は、上記(2)「アメリカ合衆国における課税上の取扱い」(a)、(b)及び(c)に記述した個人又は法人の所得(個人の場合には相続財産を含む)を対象とするアメリカ合衆国の租税を支払った場合には、適用される日米租税条約の規定に従い、本人が日本において納付すべき租税につき外国税額控除の適用を受けることができる。

# 4【法律意見】

当社の副社長、秘書役、ジェネラル・カウンセルであるエイチ・キャロル・バーンスタイン氏 (H. Carol Bernstein ) より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- 当社は、2019年3月29日現在アメリカ合衆国デラウェア州法に準拠して適法に設立され健全かつ有効に 存続している会社である。
- 当社の有価証券報告書(及びその訂正報告書)の関東財務局長に対する提出は、当社により適法に授権 されている。
- 本書中に記載されているアメリカ合衆国及びデラウェア州の法令に関する記述内容は正確である。

有価証券報告書

## 第2【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】(連結)

(1株当たりの利益と従業員数の項目を除き金額の単位はすべて干ドル、株式数についても千株単位)

9月30日に 終了する 会計年度	2018年	2014年	2015年	2016年	2017年
売上高	590,123	424,666	414,097	430,449	507,179
営業利益(損失)	160,118	71,808	75,040	74,508	111,988
純利益(損失)	110,043	50,751	56,146	59,849	86,952
払込済資本金	622,534	437,298	495,706	530,874	580,973
発行済普通株式(年度末)	35,862	31,928	33,489	34,261	35,231
発行済優先株式					
株主資本	666,692	372,002	428,964	497,648	595,037
総資産	780,973	601,167	660,474	727,230	834,100
1株あたり配当	1.40			0.54	0.78
1株あたり基礎利益(損失)	4.31	2.12	2.32	2.47	3.47
1株あたり希薄化利益(損失)	4.19	2.04	2.26	2.43	3.40
配当性向	0.33			0.22	0.23
正規従業員数	1,193	1,056	998	1,141	1,174

### 2【沿革】

2000年4月4日の当社の新規公募以前、当社はマサチューセッツ州ボストンに拠点を置く、グローバル展開をしている化学製造会社の、キャボット・コーポレーションの一事業部門として営業していた。新規公募後、キャボット・コーポレーションはキャボット・マイクロエレクトロニクスの株式の約80.5%を所有した。2000年9月29日、キャボット・コーポレーションは、2000年9月13日現在で出回っていたキャボット・コーポレーションの普通株式1株につき当社の普通株式総数0.280473721株、合計18,989,744株を配当として割り当てることにより、当社の株式のスピン・オフを実施した。当社は現在、一般の株主が当社の株式の全部を所有する独立の会社として業務を営んでいる。

### 当社の日本における沿革

当社は、1997年以来日本に従業員を置いている。1999年1月、日本の三重県安芸郡芸濃町に約40,000平方フィートの商用工場を開設した。芸濃工場は、最も進んだ集積回路(「IC」)デバイスの製造に用いられる、半導体業界に販売する高性能の研磨スラリーを製造し流通させている。

アジア太平洋地域で顧客の需要が増大した結果として、当社は、芸濃工場の73,000平方フィート拡張を実施した。2000年12月に完了した第1次拡張は、生産能力を33%増強した。2001年8月に完了した第2次拡張は生産能力を100%増強した。2004年8月に、当社のアジア太平洋技術センターの建設及び将来の拡張のために、当社はその芸濃工場に隣接する6.2エーカーの空地を購入した。2005年10月に、当社は20,000平方フィートの敷地を持つアジア太平洋技術センターを開設した。この施設にはクリーンルームが配備され、この地域の当社の顧客をサポートするために研磨、計量、製品開発能力を提供するものである。当社は2008年度には、次世代製品の開発および顧客デモンストレーションに使用される300mmの研磨ツールと測定装置のアジア太平洋技術センターへの設置を終了した。

2002年第2四半期において、当社は日本に100%子会社を2社(日本キャボット・マイクロエレクトロニクス株式会社及びキャボット・マイクロエレクトロニクス・ジャパン株式会社)設立することにより、日本における業務を海外の支店より移転した。株式会社の設立により、当社は日本における従来以上のプレゼンスを示し、生産及び販売により明確に注力することが可能となった。

### 3【事業の内容】

当社に関する以下の記載は、本有価証券報告書におけるその他の記載と同様に、「将来に関する記載」(1995年非公開証券訴訟改革法に規定される)を含んでいる。この法律は、企業が自身についての将来の情報を提供することを奨励するために、企業がそれらの記述が将来のものであると確認し実際の結果が企図された結果と異なることを生じさせ得る重要な要因を識別しながら意味のある警告的な記述を提供する限りにおいて、将来の記述に対する「安全

な避難港」を与えるものである。この証券報告書において当社が行ういっさいの記載は、歴史的事実に関する記載を 除き、すべて未来に関するものであり、様々な内容について述べたものである。これには、例えば、将来の販売や業績、 成長や衰退、当社が参加する産業及び市場の動向、他の企業の買収、他の企業への投資又は他の企業との協業(当社 が行ったKMG・ケミカルズ・インク(KMG Chemicals Inc.、以下「KMG」という。)の取得を含む。)及びこれらの 買収から期待される利益及びシナジー、新製品の投入、新たな製品、技術及び市場の開発、製品の性能、当社の顧客の 財務状況、競争の状況、当社のサプライ・チェーン、自然災害、様々な経済的若しくは政治的な要因及び国外又は国内 で発生する様々な事態(貿易制裁、関税又はその他これらに類似するものの施行に関するものを含む。)、知的財産 権の生成、保護及び買収及びこれらの知的財産権又は第三者の知的財産権に関する訴訟、環境に関する法令及び規 制、当社の経営、外国為替の変動、当社の現在又は将来の税率(米国の減税及び雇用法(以下「減税法」という。)の 影響を含む。)、サイバーセキュリティに関する脅威、融資制度及び関連する負債、ペイオフ若しくは元本及び利息の 支払い、契約条項及びその他の条件の遵守、当社の現金残高の利用及び投資(種々の要因に基づき理由の如何を問わ ず当社によって中止、終了または変更され得る配当及び自己株式の買戻しを含む。)、並びに当社による施設の操業 が含まれる。歴史的事実ではない事項の記載は(当社の新年、計画及び予測に関する記載を含む。)、未来に関する記 載である。これらの記載は、当社の経営陣による現在の予測に基づくものであり、様々な要因や不確実性による影響 を受け、現実の結果がこれら将来に関する記載において述べられる内容と大きく異なることがある。このような現実 の結果を将来に関する記載と大きく異なるものとさせ得る要因についての詳細は、第III章「経営方針、経営環境及び 対処すべき課題等」を参照されたい。法によって求められる場合を除き、当社は、当社の作成する将来に関する記載 について、新たな情報又は後発的な事象若しくは状況を反映させる義務を負わない。

### キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション

1999年にデラウェア州において設立されたキャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(以下「キャボット・マイクロエレクトロニクス」又は「当社」という。)は、高性能の研磨スラリーの最大手供給業者であり、半導体産業内で最先端の集積回路(IC)デバイスの製造における化学的機械研磨(CMP)と呼ばれる工程内で用いられる研磨用パッドの第2位の供給者である。CMPは、高度なICデバイスの製造において、ケイ素ウェハーの上に堆積される複層からなる材料層の多くを平面化又は平坦化するためにICデバイスの製造業者により使用される研磨工程である。当社の製品は、高度な半導体デバイスの製造において決定的な役割を果しており、当社の顧客が、より小さくて速い、より複雑で欠陥の少ないICデバイスの生産を可能にすることを助力するものである。当社の使命は、顧客の挑戦を解決する高性能かつ革新的な製品を提供することにより、価値を生み出すことである。

当社は現在、主として、CMP消耗品製品の開発、製造及び販売という、1つの産業セグメントで事業を行っている。当社は、ICデバイスに使用される伝導材、絶縁材及び剥離剤の研磨並びにハードディスクドライブのディスク基板や磁気へッドの研磨に用いるCMPスラリーを開発・製造・販売している。さらに、当社は、CMP工程でスラリーと併用で用いられるCMP研磨パッドを独自に開発・製造・販売している。さらに、当社は、エンジニアード・サーフェス・フィニッシュ(「ESF」)事業を通じて、他の産業において厳しい品質が要求される表面改質をも追及している。

# KMG・ケミカルズ・インク (KMG CHEMICALS INC.) の取得

当社は、2018年11月15日、米国テキサス州フォート・ワースに本店を有する上場会社であるKMGの発行済み株式の 100%の取得を完了した。KMGは、半導体業界向けの電子化学品、並びに産業用木材の保存、パイプライン及びエネル ギー業界向けの機能性材料の製造及び販売に特化している。当社は、KMG社を取得し、半導体業界における消耗品の リーディングサプライヤーとしての地位を拡大かつ強化するとともに、KMG社の機能性材料の事業を加えることに より当社のポートフォリオを拡大し、これによってパイプライン事業及びエネルギー産業における高性能な製品・ サービスのリーディング・グローバル・プロバイダーとなることができると考えている。取得の対価は15億1323万5 千ドルであり、これは、15億3645万2千ドルの譲渡対価から2321万7千ドルの取得現金を差し引いたものである。この 対価は、KMGの普通株主及びエクイティ・アワードの権利者への現金による対価、KMGの普通株主及びエクイ ティ・アワードの権利者への株式による対価、並びにKMGの既存の債務の返済という形式での現金による対価で構 成されている。KMGの取得に係る最終合意の条件に基づき、KMGの普通株式1株は、現金55.65ドル及び当社の普通株 式0.2000株を受け取る権利に転換された。この結果、当社は、KMGの普通株主に対し株式3,237,005株を発行し、取得日 における株価は102.27ドルであった。当社は、この取得に関連して、当社は、当社に7年を期間とする10億6500万ドル のタームローン・ファシリティ(以下「タームローン・ファシリティ」という)及び5年を期間とする20億ドルの リボルビング・クレジット・ファシリティ(以下「「リボルビング・クレジット・ファシリティ」という。」を提 供する信用契約(以下「信用契約」という。)を締結した。当社は、当社の手元現金と合わせてこの取得の資金を調 達するため、取得日にタームローン・ファシリティを引き出した。リボルビング・クレジット・ファシリティはまだ 引き出されていない。

### ICデバイス製造におけるCMP工程

ICデバイス(「チップ」)は、コンピュータ計算、伝達、製造及び輸送のための広範囲な電子システムの構成要素である。一般消費者は、スマートフォンやタブレットなどのモバイル・インターネット・デバイス(「MID」)、デスクトップ若しくはラップトップのコンピュータ、自動車部品、ゲーム機器及びデジタルテレビに組み込まれたマイクロ・プロセッサ、アプリケーション・プロセッサ及びメモリチップとして、非常に頻繁に遭遇している。複数段階に亘るICデバイスの製造工程は「ウェハー・スタート」と呼ばれる最初の製造工程で、一般的に円盤状の純シリコン

有価証券報告書

ウェハーから始まる。多数の同一のICデバイス又は金型が各ウェハー上で同時に生成される。製造工程の最初の段階で、シリコンウェハーにトランジスタなどの電子部品が組み込まれる。これらの部品は、それぞれのトランジスタ同士で電気信号が伝わることのないよう、一層の絶縁材、通常は二酸化ケイ素を使用して絶縁される。そしてそれらの部品をアルミニウムか銅などの導電性材を使用して特定の順序でつなぎ合わせて、きまった特徴をもつICデバイスとして機能するようにする。ICデバイスの一つの層への伝導配線が完了すると、別の絶縁材料層が追加される。絶縁層と伝導層を交互に入れ替える工程は、ICデバイス内部の望ましい配線が達成されるまで繰り返される。工程の最後にウェハーは個々の金型に切断される。その後、個々の金型は包装されて、個々のチップとなる。

ICデバイスの製造に利用されるCMP消耗品製品(スラリー及びパッドを含む。)の需要は、主として、半導体メーカーによるウェハー・スタートの数並びに製造するICデバイスの種類及び複雑さに基づいている。ICデバイスの製造業者は、ICデバイスの性能を向上させる目的で、各ICデバイスの電子部品と配線の層及び集積度を徐々に増加させてきた。ひとつの技術世代(「ノード」)から次の技術世代へICデバイスの基本寸法を縮小させる場合がその典型例である。その結果、トランジスタ及び配線の数並びにディスクリート配線層の数が増加して、ICデバイスの複雑化が進み、これに関連するCMP消耗品製品の需要が高まる。製造工程中でCMPを使用するICデバイスの割合は、半導体技術が進み、ICデバイスの性能条件が増えるにつれ着実に増加している。当社は、今日製造されているICデバイスの半数以上でCMPが使用されていると確信しており、CMPは今後さらに広範に使用されるものと予想している。

CMP研磨工程においては、CMP消耗品は化学反応と機械研磨の組み合わせによりIC製造工程で堆積した余分な材料を取り除きICデバイスの層の表面を平坦・円滑化するために使用され、表面上には残留物及び欠損がほとんど残らず、回路構成に必要な材料だけが残る。CMPスラリーは、一般に、高純度の脱イオン水並びに原子レベルでウェハー上の表面素材と化学的・機械的に相互反応する当社独自に開発された化学添加剤及び強化研磨剤の合成物から成る溶液である。CMPパッドはウェハー表面へスラリーを配分し輸送するために設計されたポリマー材料であり、それによりスラリーがウェハー全体に均等に配分される。パッドの表面には溝が形成されてスラリーの配分を容易にしている。CMP工程は、CMP研磨ツールによって実行される。CMP工程においては、ウェハーは回転支持体に取り付けられ、これがCMPパッドに押し当てられる。CMPパッドは、ウェハーの回転支持体と逆方向に円を描くように回転する回転研磨台に取り付けられる。研磨工程を促進し、効果を高めるために、CMPスラリーは継続的に研磨パッドに供給される。ハードディスクドライプ製造業者及びシリコンウェハー製造業者は、これに似たプロセスを使用して基板ディスクの表面を滑らかにする。

効果的なCMP工程は、適切に設計されたCMP工程とCMP消耗品を併用する技術的最適化によって獲得できる。新規又は異なるCMPスラリー、或いはパッドを製造工程に導入する前に、ICデバイス製造業者は通常、それらの製品を一連の広範な試験及び評価にかけ、自社の工場が当該製品を合格と判断することを要している。合格とされることは、顧客の全製造工程においてそのCMP消耗品製品が正しく機能することを確認することを目的としている。これらの試験・評価では、CMP工程やCMPスラリーやパッドの小さな変更が必要とされることがある。この評価過程は数々の要因により異なるが、一般的に完了までにかなりの費用と6カ月或いはそれ以上の期間を必要とする。ICデバイス製造業者は、新しいCMPスラリーやパッドの実施もしくは変更を考慮する際には、通常費用、生産にかかる時間及び生産に対する影響を評価する。

CMPを使用することにより、ICデバイス製造業者は、より密度の高いトランジスタ等の構成部品を備えた、より小型で、より高速かつ複雑なICデバイスの生産することが可能となる。ICデバイスがより小型になることで、ICデバイス製造業者は、一枚のウェハーに載せるICデバイスの数を増やすことができ、これによって、ICデバイス製造業者の処理量、すなわち一定の時間内に製造可能なICデバイスの数量を増加させることができる。CMPはまた、欠陥品あるいは規格外品のICデバイスの生産数削減にも役立ち、その結果デバイスの生産量が増加する。より複雑で処理能力の高いICデバイスを生産することは加工処理されたウェハーの価値を増加する。処理量、生産量及びウェハーごとの価値の向上により、ICデバイス製造業者にとって優先順位の高い製造設備への重大な投資に対するリターンが増大する。より広い意味では、半導体産業の成長持続は、高度のできばえと低いユニット単価により伝統的に加速され、広範囲にわたる用途におけるICデバイスの供給を可能にした。当社は、CMPは最先端の半導体テクノロジーにおける重要なプロセスであり、特により高度の出来栄えがより高額のユニット経費によって達成されている場合に、複雑なチップを製造者が効果的に製造することを可能にすると確信する。

### 精密研磨

当社は、ESF事業を通じて、研磨技術に関する当社の技術的専門性を、高精密な光学部品及び電子基板(シリコンウェハー及びシリコンカーバイドウェハーを含む。)用途など、表面の品質を形成し有効化し強化することが成功のために不可欠な他の産業の厳格な仕様を求められる分野に応用している。

更に、精密機械加工及び研磨において現在使用されている生産工程の多くは、従来の大きな労働力を要する手法によるもので、それらはコンピュータ制御による確定的な工程に置換されつつある。当社の完全子会社であるQEDテクノロジーズ・インターナショナル・インク(「QED」)は、精密光学産業界における確定的表面処理技術の供給者として代表的な地位に立った。精密光学部品は普及しており、半導体機器、航空、防衛、バイオメディカル、研究及びデジタル・イメージングなどの既存の大規模な産業において、それらに役立つものと確信している。

### 製品

#### ICデバイス用CMP消耗品

当社は、タングステン、銅、タンタル(一般的には銅配線の内部で使用され、バリヤーと呼ばれる)及びアルミニウムなど電気信号を伝導する広範囲の素材を研磨するためのCMPスラリーを開発、生産、販売している。タングステン研磨用のスラリーは、伝統的なプレーナ(2D NAND メモリ)から3D NANDメモリへと移行するモバイル製品及びサーバ製品を含む、高度なメモリ製品の製造において使用されている。また、タングステン用スラリーは、スマートフォン及びタブレットなどのMID並びにゲーム機を含む高性能なエンドユーザ向け製品、並びに高性能なコンピューティング及び人工知能のほか、自動車や接続されたコミュニケーション・デバイスなどの従来から存在する論理デバイスにも使用されている。銅及びバリヤー材の研磨用スラリーは、コンピュータのマイクロ・プロセッサ、グラフィック・システム装置、ゲームシステム及び通信装置などの高度なIC論理デバイス並びに高度なメモリデバイスの生産に使用されている。これらの製品には、銅フィルムと、隣接した絶縁材料と銅を分離するために使用される薄いバリヤー層を研磨するための異なるスラリーが含まれる。アルミニウム研磨用のスラリーは、高性能な設計のトランジスタのゲート構造の一部に使用されている。当社は、特定顧客のニーズにより異なる様々な統合スキームを可能にし、各技術ノードのための複数の製品を提供している。

当社はまた、論理メモリICデバイス内の導電層を分離する、誘電性の絶縁材料を研磨するのに使用するスラリー製品を開発・製造・販売している。これらの材料のための当社のスラリー製品には、論理デバイスの製造及びメモリデバイスの製造の双方において、層間誘電体またはILDと呼ばれる成熟した研磨の用途に大量に使用されているものもある。当社のより高度な誘電性製品は、伝統的なILDの用途において要求される水準よりも高いスループット、改善された欠陥数及び低い所有コストを提供するとともに、先端技術ノードにおけるより少量でより特殊化された誘電性研磨用途の厳格化され複雑化された性能必要条件を満たすようにも設計されている。最先端の誘電性スラリーの使用例としては、プリメタル絶縁(PMD)、「ストップ・オン・ポリー」又は「ストップ・オン・ニトリド」絶縁、バルク酸化物研磨及び最先端のトランジスタ設計における様々な誘電体の研磨などがある。

当社は、CMPスラリーとともにCMP研磨工程において使用される消耗材であるCMP研磨パッドを開発、製造及び販売している。当社は、CMP研磨パッドは当然にCMPスラリー事業と密接するものであると考えている。なぜなら、当社の顧客は、CMP研磨パッドとCMPスラリーの双方が、顧客の意図する結果を提供し、同じ技術インフラ及び販売インフラを活用するものであることを求めているからである。当社の研磨パッド製品は熱硬化性及び熱可塑性のポリウレタンのパッド材料を使用するパッドを含んでいる。当社は、様々な研摩ツールに使用できるパッドや、タングステンや銅、誘電体などを含む用途、および技術ノード、また200mmと300mm両方のウェハーに使用することのできるパッドを製造し販売している。

### データストレージ産業向けのCMP消耗品

当社は、コンピュータやデータストレージ用途向けのハードディスクドライブ内で使われている剛性のディスク及び磁気ヘッドの生産に用いられる一定の材料を研磨するためのCMPスラリーを開発、生産及び販売しており、これは半導体産業向けに確立された当社の中核的なCMPスラリー技術及び生産能力の拡大を表している。CMPがこれら剛性のディスクのコーティングの表面仕上げを大幅に改善し、その結果、ハードディスクドライブ・システムの記憶容量を増やすことになる、そしてハードディスクドライブ製造業者の生産効率を高めると確信している。

# 精密光学製品

当社は、当社の子会社であるQEDを通して、顧客がミラー、レンズ、及びプリズムなどの広範な光学部品において完璧に近い形、及び表面(仕上げ)を獲得できるような、先進的光学領域への適用を持つ精密研磨・測定システムを設計、生産している。歴史的に、先進的な光学機器は熟練工による集中的な労働を要する工程により生産され、一般的にその性能にはばらつきがあった。QEDは、従来の手法よりも劇的に短時間で要求される最高レベルの精度の表面修正を、迅速かつ決められた通りにしかも反復可能なかたちで実現する先進的光学機械のための自動研磨システムを作製した。QEDの研磨システムは、様々な形や材料を研磨するために磁気性の液体と洗練されたコンピュータ技術を使用する、QED独自の表面形状及び表面仕上げ技術であるMagneto-Rheological Finishing(MRF)を使用している。QEDの測定システムは、大きな及び/又は強い湾曲部をもつ光学部品の正確なデータを測定できる特許取得済みのSubaperture-Stitching-Interferometry (SSI)を使用している。SSIのテクノロジーは、特許取得済みのAspheric-Stitching-Interferometry (ASI)を含んでおり、ASIは球状でない表面又は非球面を含む複雑な形状を測定できるように設計されている。QEDの製品には、MRF研磨フルード、MRF研磨コンポーネント、光学研磨サービス及び研磨サポートサービスも含まれている。

# 戦略

当社は、顧客と親密に共同して、顧客の挑戦に対して革新的で信頼に足る溶液を提供する製品を開発し製造し、当社が強力な世界インフラ及びサプライ・チェーンだと自負するルートを通じてこれらの製品を一貫して確実に全世界中に届け、かつサポートすることに努力している。当社は、テクノロジー・リーダーシップ、顧客との協力及び優れたサプライ・チェーンに関する根本的な戦略の実行に引き続き重点を置くものである。

## 中核CMP消耗品事業の強化及び育成

革新的かつ高度処理可能なソリューションの開発:当社は、テクノロジーと革新がCMP消耗品事業での成功に不可欠であると確信し、引き続きかなりの資源を研究開発に注いでいる。当社は、研究開発活動を、最先端の技術を持つ顧客の進歩した用途に向けた革新的な新しいCMP製品の開発に集中させている。当社は、顧客の技術的ニーズにグローバルベースで対応するために、施設を日本、シンガポール、韓国、台湾及びアメリカに設立している。

当社は、3Dメモリに使用される一部のタングステン及び誘電体の研磨用のスラリー製品、高度な論理回路の中のFinFET向けのタングステン用スラリーによってもたらされた2017事業年度における売上の増加、並びにパッド製品によってもたらされた売上の増加は、当社が進歩した使用法における革新的な製品を創造する能力を有することの一例であると考えている。当社は、最先端の技術を持つ顧客と共に進歩した技術に重点を置くことにより、技術が進歩を続けるに従って、当社がより魅力的な新製品を提供できるようになるものと確信している。さらに、当社は、当社の研磨パッド事業も、継続的な成長に対する将来有望な機会を示しているものと確信している。当社は、Nex Planarの取得によってもたらされたパッドのテクノロジー及び製品を、当社の有機パッドのテクノロジー及び製品と組み合わせることによって、世界中の当社の顧客の需要により良く対応することができ、出来栄えの異なるCMPスラリーとパッド消耗品のセットを提供できるものと確信する。

当社の顧客との緊密な協力:当社は、顧客との間に緊密な関係を構築することが当社の事業の長期的成功にとって重要だと考えている。当社は、当社の顧客と協働して、より優れた新スラリーの特定及び開発、当社製品の顧客の製造プロセスへの統合、並びに顧客の供給管理、貯蔵管理及び在庫管理に対する援助を行っている。当社の顧客は、信頼性の高い供給源を求めているが、当社は、大量に商業利用されている当社製品全般にわたり、製品開発の初期段階から高品質の製品とサービスをタイムリーに提供する能力を有しているため、競争上の優位性を有していると考えている。当社は、研究開発施設及びクリーンルーム、生産部門並びに関係する技術サポートチーム及び顧客サポートチームを戦略的に配置し、顧客のニーズに迅速に応えており、これらによって当社に競争上の優位性がもたらされると考えている。

当社は、2018事業年度に当社が顧客から受けた複数のサプライヤー・エクセレンス・アワードによって、顧客との緊密な協力を通じて顧客に対し高性能かつ高品質な製品を提供しようとする当社の努力が実証されたものと確信している。これらの賞は、当社の製品の品質及び信頼性、当社のテクノロジーの先進性並びに当社の顧客に対するサポート能力を認めるものである。当社のグローバルビジネスの条件は、顧客とともに行う進歩的なテクノロジーにおける特定のビジネスチャンスに取り組む様々なプロジェクトに集中している。

強力なグローバル・サプライ・チェーン:当社は、製品及び供給系統の品質が当社の事業の成功に欠かせないことを確信している。当社は顧客から、製品の品質と一貫性という面で当社製品の継続的な性能向上を要求されている。当社としては、製品の品質や生産性及び効率性を高め、CMP消耗品製品の性能の均質性と一貫性を改良するため、製品や工程におけるばらつきを減らすよう、努力をしている。テクノロジーが進歩するにしたがって、当社の顧客にとっては製品のばらつきを減少させることがより重要になる。当社の世界中における製造場所は、製品の品質に対する業界の厳しい要求をサポートするのに必要な人員、研修及びシステムを提供するために運営されている。当社は、当社の品質への取組みをサポートするために、全社的に、ばらつきを減少させることによって品質を改善するためのシステマティックでデータに裏付けられたアプローチであり方法論である「シックス・シグマ」を利用している。当社は、シックス・シグマの利用が、製品のばらつきの減少と当社の業務における生産性の持続的な改善に寄与してきたと確信している。

また、当社は、グローバル・サプライ・チェーンを持続的に改善し変動を減少させることが当社の成功にとって不可欠であり、かつ、顧客の成功にとっても不可欠であると確信している。当社は、当社のサプライ・チェーン管理と品質システムにおける能力が、当社が競合他社と差別化していると確信している。当社の世界各地におけるCMP製品の製造プラント及びサプライヤーのグローバルなネットワークにより、必要に応じたサプライ・チェーンの柔軟性が提供されている。

### エンジニアード・サーフェス・フィニッシュ事業

当社の中核CMP製品事業のほかに、当社はESF事業を通じて、精密光学及び電子基板のような他の産業において要求の厳しい研磨用途に見合う製品を開発し提供している。

当社の子会社であるQEDは、精密光学機器産業において、確定的表面処理の技術リーダーであり続けている。QEDの研磨技術及び測定技術によって、顧客は、手動の工程をより正確で反復性の高い仕上がりを提供する自動化ソリューションに置き換えることができる。ESF事業のもう一つの主眼は、シリコンウェハーやシリコンカーボイドウェハーなどの電子基板の研磨である。このようなウェハーの製造にあたっては、CMPが極めて重要である。CMPは、ウェハーがIC製造業者の要求する厳しい仕様に確実に適合するようにするためにこれらウェハーの製造に使用される。

#### 業界の動向

## 半導体産業

当社は、半導体産業は今後も様々な傾向を示し続けるものと考えている。半導体事業における需要は、主としてMIDによって、二次的にはパーソナル・コンピュータ (PC)及び広範な他の電子装置によって牽引されているほか、高性能なコンピューティング及び人工知能を含む様々なその他の電子製品によっても牽引されている。半導体業界は、業界全体の需要の変動、当社の顧客基盤の統合、コスト削減へのプレッシャー、及び技術の進化のペースが鈍化を示している。

当社は、半導体産業の需要における近年のPC向けのICデバイスからMIDへのシフトを議論してきた。PCの需要の多くは企業の需要に基づくのに対し、MIDの需要の多くは消費者ベースであり、このシフトによって半導体産業の需要に変動がもたらされた。例えば、半導体産業は、当社の2016事業年度の上半期において需要の弱まる状況となった後、2016事業年度の下半期から2018事業年度にかけて比較的力強い需要を経験した。業界のレポートによれば、2018事業年度における需要は、主として、様々なエンドユーザ向け製品のストレージに対する需要が増加したことを要因とするメモリ市場の好況、及び一部の論理デバイスの需要の高まりによるものであると提案されている。将来の業界の成長を左右する要因には複数のものがある。モバイル、サーバ及びPC用途において従来から存在するプレーナ(2DNAND)から高性能な3Dメモリへの転換が進んでいること、高性能なコンピューティング、仮想現実及び拡張現実、スマートフォン用途及び人工知能のための高性能な半導体デバイスの需要が予測されること、ウェアラブルな製品、周辺機器及びモノのインターネット(IoT)との接続性の進化のための需要、自動車における半導体コンテンツの増加、並びに中国における半導体産業の発展である。当社は、引き続き、半導体産業の需要は、既存の分野におけるICデバイスの使用増加及びICデバイスの将来の新しい使用領域の拡大に基づき、長期間にわたって成長するものと確信している。

長年当社は、規模の大きい半導体製造業者が、M&A及び異なる企業間の提携の双方を通じて、規模の小さい半導体製造業者よりも早い成長を遂げており、これに従って、半導体産業における当社の顧客ベースは統合されていることを見てきた。半導体産業において製造を行うのに必要な規模に到達するためのコストは、関係する研究費や開発費とともに引き続き増加している。一般に、規模の大きい半導体製造業者は、規模の小さい製造業者よりも事業の経営に必要なリソースにより豊富にアクセスできる。この傾向は、この業界における設備投資において特に顕著である。最大手の半導体製造企業が、過去と対比して業界全体の設備投資全体のうち増加したかなりの部分を占めている。

より高品質で低価格の電子装置に対する需要が増えるにつれて、ICデバイスの製造業者に対し価格減少のプレッシャーが継続している。多くの製造業者は、その操業において絶えず増加する規模を追及することによってコストを減少する。さらに、製造業者は、製造するユニット数にかかわらず、製造歩留まりを増加させることによって製造コストを減少させようとしている。このため、製造業者は、全般的な所有経費の減少を可能にする品質及び性能を持ったCMP消耗品を求め、CMP材料をより少なく使用する方法を追及し、これらの材料の価格低下を強硬に追及する。

製造業者は、より小さいテクノロジーノードへ移行することによって、これまでもコストの削減とデバイスの性能の向上を同時に行ってきた。しかし、業界の規模の縮小が続いているため、技術的及び物理的な障害によって最先端のテクノロジーノードへの転換は困難になりつつあり、また、技術の変化はスピードを弱めてきた。性能とコストの改善を達成するため、半導体製造業者は、3Dメモリ及びFinFETを含む新しいデバイスアーキテクチャにより大きく重点を置いている。業界では、NAND市場の約50%が3Dメモリに転換されていると解説されており、この転換は、メモリの成長にさらなる勢いを与えながら、今後数年にわたって継続すると予測される。3DNAND及びDRAMの生産能力は、需要が引き続き好調であることおよびDRAMの生産能力が引き続きひっ迫していることから、特に韓国と中国において拡大を続けた。当社は、半導体製造業者が革新的なCMPソリューションを要求するこれらの新しいアーキテクチャにおいてより高度な技術による材料を信頼していると考えている。

#### CMP消耗品業界

CMP消耗品の需要は、主にウェハー・スタートによって決定されているので、CMP消耗品産業は成長、周期性及び季節性並びに特定のデバイスの種類に対する需要の変化という観点による半導体産業の需要パターンを反映している。当社は、2016事業年度の第2四半期から2018事業年度にかけて、需要の高まりを観測した。これは、半導体業界における多くの他の業者による経験と合致したものであった。当社の2018事業年度における中国及び韓国から得られた売上は、それぞれ、2017事業年度から30%及び43%増加した。これは、中国における半導体の成長及びメモリ市場における全体的な成長が要因であった。当社は、ICデバイス製造業者が使用するCMP消耗品の世界的な需要は、長期的には、ウェハー・スタートの長期的な伸び、より高度なテクノロジーを求める傾向及びこれらより高度なデバイスの生産に使用されるCMP研磨処理工程数の増加及びCMPを必要とすることが予想される新材料の導入の結果、今後も成長すると予測している。

当社は、長期的な需要増加の見込みは、顧客がコスト削減に努めているためCMP消耗品の使用方法における効率性の改善が続いていることにより、幾分鈍化すると予想している。すでに述べたとおり、半導体製造業者は、その生産工程においてCMP消耗品のコストを下げる方法を追及しており、これには、技術の改善、スラリーの希釈、高濃度スラリー製品の使用又は使用スラリーの総量を減少するためのスラリーの流量率の減少及びパッド寿命の延長が含まれる。さらに、CMPの利用の多さはICデバイスのタイプによって異なるため、CMPの需要は、ICデバイスの需要の特定のミックスに依存する。

当社は、進歩した技術は、一般に、顧客、ツールセット及びプロセス統合アプローチによるCMPスラリー製品の大幅なカスタマイズを必要とするため、CMPの技術ソリューションはより複雑さを増していると考えている。その結果、顧客は開発過程の早い段階でサプライヤーを選択し、生産を通じて好ましいサプライヤーとの関係を維持していることを当社は全体的に経験している。したがって、当社は、開発サイクルの初期における顧客との緊密な共同作業によって最も優れたCMPソリューションに対する最高のきっかけがもたらされると考えている。また、当社は革新的で高性能でより費用対効果に優れたCMPソリューションを開発し製品化するのに伴い、顧客や供給者ともに行う研究及び開発プログラムが当社の成功にとって引き続き極めて重要であると考えている。

#### 競争

当社はCMP消耗品セクターにおいて競争しており、これには、技術の進歩、及び製品の品質と一貫性の要求が求められるといった特徴がある。当社は、他のCMP消耗品サプライヤーとの競合に直面している。また、当社は、将来テクノロジーの有意な変化や新たに台頭する技術との競争に直面する可能性がある。しかしながら、当社は、CMPスラリー産業で私たちのリーダーシップを続けCMPパッドの事業を引続き成長させるために、良い位置にいると信じている。当社には、成功に不可欠な経験、スケール、能力、及びインフラストラクチャがあると信じており、また、当社は半導体産業においてテクノロジーを先導する顧客と緊密に協力しており、信頼に足りるビジネスパートナーとして、増加し続ける顧客の期待に応えている。

当社とCMPスラリーで競合する業者は、単一製品ないし単一地域で競う小企業からCMP製品のラインを複数揃えたグローバル企業の部門まで幅広い範囲にわたる。当社は、CMPスラリーにおけるリーダーであると考えている。当社の見解では、当社こそが、幅広い技術にわたり全ての主要な用途に対して一連のCMPスラリーソリューションを提供・サポートすることで広範囲の顧客にサービスを提供し、これらの製品を、必要となる高度の技術サポートサービスと共に、多量に世界供給できる証明済みの実績を有する、唯一のCMPスラリーの供給業者であると確信している。

CMP研磨パッドに関しては、ダウデュポンの事業部がこの領域におけるリーダーの地位を多年に渡り維持してきた。当社は、当社が半導体業界のCMP研磨パッドの製造業者としては第2位であると考えている。他の多くの会社が、このCMP消耗品事業の領域に参入してきた。当社は、当社の既存のパッドのテクノロジー及び製品と、当社が2015年にNex Planar社から取得した製品の組み合わせによって、欠点が少なくパッドの均質性が高くパッドの寿命の長いという顧客のニーズに応えることが可能になったと考えている。さらに、当社は、研磨パッド製品の種類の多さによって、性能の異なるスラリー及びパッド消耗品セットなど、世界レベルにおいてさらに顧客の役に立つことができるようになったと考えている。

当社の子会社であるQEDは、精密光学機器産業で事業を行っている。QEDと直接に競合する会社は数少なく、QEDの技術は現在でも比較的新しくユニークであり、精密光学産業は、未だに旧来どおりの熟練工による制作方法に大きく依存しているので、当社は、QEDの技術が顧客に対し競争における優位性をもたらすと確信している。

## 顧客、販売及びマーケティング

半導体産業においては、当社の顧客は一般的に論理ICデバイス又はメモリICデバイスの製造者であるか、又はファウンドリサービスの提供者である。論理デバイス製造業者である顧客及びいわゆる「工場なし」の企業は、製造工場の工程開発、建設及び運営にかかる高いコストを回避するために、又は必要に応じて追加的に生産能力を提供するために、デバイスの製造の一部又は全部を、委託製造サービスを提供しているファウンドリに外注することがよくある。

当社は、顧客のCMP消耗品の購入の決定する主要な影響を及ぼすものは、全体的な所有コスト(製品の購入、使用および維持のためのコストを表す)、製品の品質及び均質性、製品の性能及び全体的な歩留りに対する影響、技術サポート、及び供給の確実性であると考えている。当社は、顧客のCMP工程における顧客の専門知識の高度化、より困難な統合スキーム、ユニークな研磨材料の追加及びコスト削減のプレッシャーによって、当社のようなCMP消耗品サプライヤーに対する需要が増加すると考えている。

当社は、各地の顧客と親密な関係を築くために協働的アプローチを使用し、各主要地域に顧客に焦点をあてたチームを置いている。当社の販売プロセスは、当社の製品を現実に販売するはるか以前に始まり、多くのレベルで生じる。研究開発から製品の製品化と販売までの導入期間が長いため、当社は、製品が市場によって必要とされる何年も前に、新しい応用について最先端の技術を有する顧客と協力する研究チームを持っている。当社は、当社の研究開発施設と顧客の正確な必要性に合わせたCMP製品を設計する能力を使用して、これらの顧客と緊密に情報交換する開発チームをもっている。次に、当社の応用担当の技術者は、当社の製品を顧客の製造工程に統合するために顧客と協同する。最後に、当社の販売過程の一部として、当社の流通及び販売担当者が顧客のため供給、保管及び在庫管理サービスを提供する。

当社は、一定の地域で代理店を使用しているが、基本的には顧客への直接販売を通じて製品を市場に出している。当社は、この戦略が当社に顧客との共働関係を構築するさらなる手段を提供するものであり、また当社の顧客に当社の製品を手に入れる最も効果的な手段を提供するものと考えている。

当社の子会社であるQEDは、半導体装置、航空、防衛、リサーチ、バイオメディカル及びデジタルイメージ産業の顧客を支援している。QEDは、精密光学部品関係を率いる全世界の製造業者、半導体オリジナル装置主要製造業者、研究機関並びに米国政府及び他の政府への請負業者などの顧客を有する。

2018事業年度において、当社の大口顧客上位5社からの売上の合計が当社の売上の約57%を占め、そのうち、サムスン、タイワン・セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー(Taiwan Semiconductor Manufacturing Corporation, Company、TSMC)及びSK・ハイニクス・インク(SK Hynix Inc.)がそれぞれ当社の売上の約18%、12%、10%を占めている。

# 研究 開発及び技術サポート

当社は、CMP事業及びESF事業の成功にはテクノロジーが不可欠であると確信しており、研究開発及び技術サポートに十二分の資源を充当しかつ、短期的な市場のニーズと長期的な市場のニーズの間でバランス良く努力を継続する計画である。当社は、研究開発の努力を最先端の技術を有する顧客向けの最先端の用途における製品イノベーションに集中させている。当社は、化合物の生成、材料科学、製品の技術及び製造技術における専門性を活かして、このような顧客の要求に合致した新規及び強化CMP溶液を開発している。当社は、このような顧客の独自技術と製造に関わる問題を特定して、それらの問題を実行可能なCMP工程ソリューションへ転換するために、顧客の施設において顧客と共に緊密に働いている。

当社の技術的努力は、次の5つの主要分野に集約される。それらは、商品化まで数年かかる新しい素材・プロセス・設計の製品開発の初期段階から、顧客の生産工場において日々使用する、すでに商品化された製品の継続的な改良までと、広範囲にわたる。

- CMP基礎技術に関連する研究
- 新規かつ強化されたCMP消耗製品の開発(テクノロジーのリーダーである顧客及びサプライヤーとの共同開発プロジェクトにおける協力を含む)
- 新製品の迅速かつ効果的な商品化を支える工程開発
- 顧客の研究、開発及び生産施設における当社のCMP製品のテクニカルサポート
- 半導体産業以外での研磨及び度量衡用途の開発

当社のCMPスラリーとパッドの研究は、ICデバイスの機能性並びに顧客の製造量及び総所有コストに関連する、複雑で相関性のあるパフォーマンス基準を幅広く扱っている。当社は、半導体回線が作られている硬さの異なる素材のいくつかを、時には同時に研磨することもできるスラリーやパッドの設計を行っている。さらに、当社の製品は高い研磨率と処理量、低コストな消耗製品において、顧客の好みの表面条件を達成し、顧客にとって所有コストを受け入れることのできるシステムを提供するために、コストも利用可能な範囲におさめなければならない。技術が進歩し、素材やデザインがその複雑さを増していくにつれて、これらのチャレンジは、研究・開発に重大な投資を必要としてくる。

当社は、またESF事業に対しても研究開発費を投入している。この領域の製品には、シリコンウェハーを研磨し、ウェハー表面の品質を向上し、顧客の総所有コストを削減するために使う製品が含まれている。

当社は、当社の技術は当社に競争における優位性をもたらすものであり、当社の研究開発への投資は、当社に、最も最先端かつ困難な顧客の技術要求をサポートする研磨及び測定の能力を提供もたらすものと確信している。当社は、2018事業年度、2017事業年度及び2016事業年度中に、それぞれ約5,200万ドル、約5,570万ドル及び約5,850万ドルの研究開発費を投じた。当社の研究・開発におけるシックス・シグマ・イニシアチブにより、他の方法による場合よりも少ないコストで更なる研究が行なえるようになった。当社の研究開発への取り組みを支援するための資産、工場、機器への投資は、その使用寿命を通して資本組み入れされ、償却される。

当社のグローバルな研究開発チームは、半導体産業からの専門家及び高性能CMP消耗製品の開発に必要な主要分野の科学者を含む。当社は、(1) 1級クリーンルーム並びに300mmの研磨及び測定の機能を持つ高度な製品開発装置を特徴とするイリノイ州オーロラの研究開発機関、(2) 1級クリーンルーム、300mmの研磨及び測定能力並びにスラリーの開発能力を有する日本の施設、(3) 200mmの研磨能力を有する台湾の施設、(4) スラリー設計能力及び300mmの研磨能力を有する韓国の施設、(5)データストレージ産業向けの研磨、測定及びスラリー開発能力を備えたシンガポールの研究開発ラボラトリー、並びに(6)当社のQED事業をサポートするニューヨーク州ロチェスターの研究所、を運営している。これらの施設は、当社が、技術的な優位性を維持するための技術インフラストラクチャへの投資及び顧客のニーズへの迅速な応答の継続に向けた取組みを行っていることを示すものである。

# 原材料

人工研磨粒子は、CMPスラリーの多くで当社が使用する主要な原材料である。当社の戦略は、当社の製品が期待された性能を備えるようにするため適切に異なる原材料の様々な供給元を確保し、かつ供給の確実性を得るために必要な供給元の検査をすることである。また、供給の確実性及びコストコントロールの観点から、多くのサプライヤーと

の間で原材料購入に関する長期供給契約を締結した。これらの契約の詳細については、本報告書の第1章第3項に記載されている「財務状態及び経営成績の分析」に含まれる「契約上の義務の表中の開示」を参照されたい。

## 知的財産

当社は、当社の知的財産が当社の成功や競争能力にとって重要であると考えている。また、当社は、当社の製品及びテクノロジーを、その高品質及び信頼性、当社の品質システム、グローバルな供給網及び物流によって差別化している。当社には2018年10月31日現在、世界で1,319件の効力を有する特許を有しており、そのうち276件が米国特許である。また、世界で410件の係属中の特許出願があり、そのうち45件が米国の特許出願である。これらの特許の多くが、CMPや関連工程のみならず新事業の革新的な新製品の開発を当社が続けて行く上で重要である。当社の取得している特許は有効期間が様々である。当社は、知的財産を、引き続き革新を通じて継続ベースで再生している。例えば、当社は、従来から存在する当社の事業の一部に関して重要であった特許権を有しており、また、この技術やその他の従来から存在する技術又は高度な技術を保護する存続期間の様々なその他の重要な特許権を引き続き有している。当社は、特許法、商標法、著作権法、トレードシークレット法、一定の製造テクノロジー、サプライヤーとの独占的契約による協定を組み合わせることを通じ、そしてまた、従業員や第三者との秘密保持契約や譲渡契約を通じ、当社の知的財産権の保護を試みている。当社は、精力的に当社の知的財産を守り保護しており、この点においてこれまで成功してきている。

当社の知的財産の大部分は社内において開発したものであるが、当社の知的財産を増進するために第三者から取得することもある。これらの増進はライセンスや譲渡によるか、企業買収をしたときに専有テクノロジーや知的財産を取得する。当社は、これらテクノロジーの権利は、当社に将来の生産発展機会を提供し当社の知的財産のポートフォリオを拡張することによって当社の競争力を高めるものと確信している。

#### 環境問題

当社の事業施設は、大気中への有害物質の排出、廃水の放出、固形危険廃棄物の取扱いや処分、職業上の安全・健康に関係のある法規を含めた様々な環境及び安全及び健康関連法規の適用を受ける。当社の事業施設は環境法規を実質的に遵守していると当社は確信している。アメリカ、日本、シンガポール、韓国及び台湾における当社の主な業務は、現行のISO 14001「環境」及びOHSAS 18001「労働と健康」の基準に基づく認証を受けており、これにより、当社は廃棄物削減、エネルギー保存、傷害の減少その他環境・健康・安全目的を表す様々な手順に従って操業することが求められている。当社は、改正後のISO 14001の基準に基づく認証を取得しており、現在は、改正後のOHSAS 18001(3年後にISO 45001へと移行する予定である。)の基準に基づく認証の取得も積極的に目指している。当社の事業施設が当社が事業を行っている米国及び他国で環境・安全・健康法規を遵守するに際して資本支出、営業費、その他の経費がこれまでも発生してきたし、今後も発生し続ける。だが、将来におけるこれらの費用が当社に対して大きな悪影響を及ぼすとは、現在のところ予想していない。

#### 4【関係会社の状況】

(1)親会社

当社は公開会社であり、親会社はない。

(2)子会社等

当社には下記の子会社を有する。

キャボット・マイクロエレクトロニクス・グローバル・コーポレーション(米国、デラウェア州)

キャボット・マイクロエレクトロニクス・ポリッシング・コーポレーション(米国、デラウェア州)

フローケム・アクイジション・エルエルシー(米国、デラウェア州)

フローケム・エクスポート・カンパニー(米国、テキサス州)

フローケム・ホールディングス・エルエルシー(米国、デラウェア州)

フローケム・インターミディエイト・ホールディングス・エルエルシー(米国、デラウェア州)

フローケム・エルエルシー(米国、デラウェア州)

エフエルエックス・インク (米国、テキサス州)

KMGケミカルズ・ド・ブラジル・エルティーディーエー (ブラジル)

KMGケミカルズ・インク(米国、テキサス州)

KMGデ・メキシコ・エスエー・デ・シーヴィー (メキシコ)

KMGエレクトロニック・ケミカルズ・リミティッド(英国)

 ${
m KMGT}$  レクトロニック・ケミカルズ・ルクセンブルク・ホールディングス・エスエーアールエル ( ルクセンブルク )

KMGエレクトロニック・ケミカルズ・エスエーエス(フランス)

KMGエレクトロニック・ケミカルズ・インク(米国、テキサス州)

KMGエレクトロニック・ケミカルズ・ピーティーイー・リミティッド(シンガポール)

KMG FCM・インク (米国、デラウェア州)

KMGインダストリアル・ルブリカンツ・カナダ・インク(カナダ、ブリティッシュコロンビア州)

KMGイタリア・エスアールエル (イタリア)

KMGシンガポール・ピーティーイー・リミティッド(シンガポール)

KMGウルトラ・ピュア・ケミカルズ・エスエーエス(フランス)

KMGウルトラ・ピュア・ケミカルズ・エスディーエヌ・ビーエイチディー(マレーシア)

KMGヴァル-テックス・エルエルシー(米国、テキサス州)

KMGバーヌス・インク(米国・デラウェア州)

KMGフローケム・インク(米国、デラウェア州)

MPower・スペシャリティ・ケミカルズ・エルエルシー (米国、テキサス州)

シールウェルド(USA)・インク(米国、テキサス州)

シールウェルド・コーポレーション(2003)・インク(米国・ネバダ州)

Nex Planarコーポレーション (米国、デラウェア州)

QEDテクノロジーズ・インターナショナル・インク (米国、デラウェア州)

キャボット・マイクロエレクトロニクス・ジャパン株式会社 (日本)

日本キャボット・マイクロエレクトロニクス株式会社(日本)

キャボット・マイクロエレクトロニクス・ビーヴィー (オランダ)

キャボット・マイクロエレクトロニクス・シンガポール株式会社(シンガポール)

ハング・キャボット・マイクロエレクトロニクス、エルエルシー(韓国)

エポック・マテリアル株式会社(台湾)

シャンハイ・キャボット・マイクロエレクトロニクス・株式会社(中国)

# 5【従業員の状況】

当社は、当社の従業員が当社の成功の基礎であると確信している。2018年12月31日の時点で、当社は計1,975名の従業員(内訳は、オペレーション部門に726名;研究・開発・テクニカル部門に250名;販売・マーケティング部門に83名、管理部門に162名、KMGの従業員として754名)を擁している。全般的に、現在、当社の従業員は団体交渉協約を締結していない。当社は、ストライキを経験しておらず、労使関係は良好であると考えている。

# 第3【事業の状況】

# 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

# (1)経営方針・経営戦略等

当社の経営方針は、顧客の持つ問題を解決できる高性能かつ革新的な製品を提供することによって価値を創造することである。当社のビジョンは、世界中の素晴らしい人々とともに、(i) 当社を市場よりも早いスピードで成長させること、(ii) 当社の技術上のリーダーシップを発展させ、拡大し、活用すること、(ii) 重要な機会に対して最大の集中をすること、(iii) 他社との幅広くて深い協働を行うこと、(iv) 迅速に行動すること、及び(v) スピードと安定性を両立させることである。当社の価値は、統合、他社との協働、俊敏さ、結果の重視、創造性及び大胆さである。当社の価値は、統合、他社との協働、俊敏さ、結果の重視、創造性及び大胆さである。当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標を定めていない。

# (2)経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当社の経営環境については、第2章の「キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション」を参照されたい。

当社の対処すべき課題については、この章の「2.事業等のリスク」を参照されたい。

# 2【事業等のリスク】

# (1) 当社事業に関連したリスク

# 当社製品に対する需要は変動し、当社のビジネスは世界経済と産業の状況に悪影響を受ける可能性がある

当社の事業は、経済状況や業界の状況から影響を受け、当社の売上の過半数は、半導体の需要に主として依存する電子材料セグメントからのものである。当社の電子材料セグメントに関して、半導体の需要は、歴史的に、半導体業界及び経済の需要の周期的変化及び季節的変化を要因として変動しており、これらは当社の電子材料製品に対する需要の変動を生じさせて、当社の事業に影響を及ぼす可能性がある。例えば、当社が経験した、2016事業年度の上半期に半導体産業の需要が比較的低下した後に続く2016事業年度の下半期から2018事業年度を通じての半導体業界の需要の高まりである。そのほか、半導体産業における競争の動きが当社の事業に影響する可能性もある。当社は、顧客からの将来的な注文をすべて見通すことができないため、業界の傾向を予測することが困難である。世界経済又は半導体産業が悪化した場合、それが一般的なものであるか自然災害や地政学的な事象などの予測不能な事象やマクロ経済の要因などの特定の要因に基づく結果であるかにかかわらず、当社は、営業実績や財務状況において重大な悪影響を被る可能性がある。当社の電子材料製品の需要動向に影響を及ぼし得るその他の要因には、ロジックICデバイスとメモリICデバイス、又はデジタルICデバイスとアナログICデバイスなど、異なった種類の電子デバイスの需要動向、これらの製品が製造される様々な技術ノード、顧客のCMP消耗品や高純度プロセス化学品(以下「電子化学品」という。)の使用効率、顧客のデバイスのアーキテクチャや特定の製造工程、当社製品の納期の短縮、顧客の注文パターンの四半期毎の変化、市場シェア及び競争上の利益と損失、並びに当社および競合他社の価格変更などがある。

当社の機能性材料セグメントについては、当社にとって継続的な成長が見込まれる領域であるが、当社の事業は、ユーティリティ業界や石油・ガス業界の環境変化の影響が強まる可能性がある。石油・天然ガス価格の変動は、生産活動や当社の機能性材料製品及びサービスへの支出を含む顧客の活動レベルに影響を与える可能性がある。将来の価格および価格の不安定性に対する予測は、当社のパイプライン機能製品及びサービスの顧客の将来の支出レベルを決定するために重要である。歴史的に見て、世界の石油・天然ガス価格と市場は変動が激しく、今後も不安定な状況が続く可能性がある。石油・天然ガスの価格は、石油・天然ガスの需給の比較的小幅な変動、市場の不確実性、および当社のコントロールの及ばない様々な要因により大きく変動する可能性がある。これらの要因には、米国のシェールガス生産からの供給の増加、政変・政情不安などの国際政治情勢、ソブリン債務危機、国内外の石油・天然ガス供給の危機、中国の経済成長による消費者需要の水準、天候、国内外の政府規制・税制、代替燃料の価格と利用可能性、国際経済・信用市場の健全性、石油輸出国機構加盟国(OPEC)およびその他の国営石油会社が石油価格と生産の管理に合意し維持する能力、および一般的な経済状況が含まれるが、これらに限定されるものではない。

さらに、世界経済及び産業の不況は、当社に対し、それ以外にも不利な影響を及ぼす可能性がある。例えば、当社の顧客が当社に対する債務を支払うことができなくなることによって当社のキャッシュ・フローが悪い影響を受ける可能性があり、また、当社のサプライヤーが当社に対する義務を履行することができなくなった場合には当社の製造プロセスが被害を受ける可能性がある。また、当社の営業権(のれん)や他の無体資産の価値が減少し、当社の財務上の地位や経営結果を悪化させる可能性がある。

当社は買収、投資、M&A、その他の事業体との戦略的提携を実施する可能性があり、これらが成功しなかった場合、または当社がその実施において予期せぬ問題に直面する可能性がある場合には、当社の事業運営を中断させ、当社の営業成績に悪影響を及ぼす可能性がある

当社は、今後も、当社の組織の成長と発展に向けた努力を補完するために、買収、合併、投資又は事業提携を通じて、技術、資産及び企業への投資を継続することが予想される。2018年11月に完了したKMGの取得及び2015年10月に完了したネクスプラナーの買収を含む買収、合併及び投資には、被買収企業の事業、技術、製品および人事の統合における困難およびリスク、被買収企業の取引後に顕在化する予期せぬ問題から生じる困難およびリスク、第三者との取引に起因する困難およびリスク、第三者との関係の混乱の可能性、経営陣の日常業務からの注意の逸脱、海外事業に関連するリスクの増大、当社が限定的な経験しか有しておらず又は直接的な経験をまったく有しておらず、かつ競合他社がより強力な地位を有する市場への参入における潜在的困難およびリスク、異なるビジネスモデルを有する新規事業の運営における潜在的困難、当社が限られた経験しか有していない分野における規制上または契約上のコンプライアンス上の潜在的困難、不慣れなサプライチェーンまたは比較的小規模な供給パートナーへの初期依存、買収に関連する費用の増加を相殺できるだけの収益の不足、被買収企業の主要な従業員の潜在的喪失、または当社のアライアンスパートナーとの効果的な協力の失敗などのリスクがある。さらに、他の組織との事業の統合又は合併、資産若しくはその他の取得又は投資によって認識または予測される利益を当社が全く実現できない場合もある。このような取引は、偶発債務、売上総利益率、無形固定資産に係る償却費、その他の事業体の買収に係る会計処理の影響などの領域において、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

技術関連企業や資産への投資や買収は、これらの事業や資産が発展しない可能性があり、また、これらの投資に関連して損失を被る可能性があるため、本質的にリスクを伴う。例えば、2016年度は、Nexplanarの買収に関連して、特定の工程内技術に関連する100万ドルの減損費用を計上した。さらに、一時的ではない価値の下落を反映するために、これらの買収または投資の簿価を減少することが求められる可能性があり、その結果、当社グループの事業および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

最近取得したKMGの事業を当社の事業に統合することは、複雑で時間がかかり、成功しない可能性がある。当社は、大規模な被買収企業を当社の事業に組み入れることについて限られた経験しかなく、統合の過程で予期せぬ経営上の困難や費用が発生する可能性がある。KMGの事業と当社の事業をうまく組み合わせるための主な重点分野としては、重要な従業員の維持と統合、相乗効果(シナジー)の実現、統合後の事業における顧客とサプライヤーのインターフェースの調整、リソースプランニングや他の情報技術システムの統合、及び合併後の豪奢の成長の管理などがある。KMGの事業を当社の事業に統合することに成功した場合でも、買収によって期待される利益が実現される保証はない。

# 当社は各セグメントにおいて製品の範囲を集中しており、当社の製品が時代遅れとなるか、または技術的変化によって当社の製品の消費量が減少するかもしくは増加が限られる可能性がある

当社の製品は、KMGの取得によって拡大したが、当社の事業は依然としてCMPスラリー、パッド及び電子化学品などの電子材料製品に大きく依存しており、これらの製品は当社の売上の大部分を占めている。当社は、当社の機能性材料セグメントをもうひとつの継続的な成長の可能性のある領域と位置付けており、機能性材料セグメントの製品も同様に集中したものである。したがって、当社の事業は、これらの製品が時代遅れとなった場合、又はこれらの製品の消費量が減少した場合には、悪影響を受ける。当社の成功は、当社が事業を行う業界、特に半導体業界の技術的変化と進歩に遅れをとることなく、進化する顧客のニーズと業界の動向に対応して自社の製品を適合させ改良し特別注文に応じて行く当社の能力にかかっている。当社が事業を行う業界の中で最大のものである半導体業界は、ICデバイスの設計、製造、性能、及び用途における技術的変化と進歩を経験してきている。当社の顧客は、コストを下げ、製造施設における歩留まりを上昇させ、製造するICデバイスの意図する性能を達成する方法として、CMPスラリー、パッド及び電子化学品を含む彼等の製造工程で消費される材料の所有経費の低下及びより高い品質及び性能を引き続き追及している。当社は、これらのテクノロジーの変化並びに低コスト、高性能・高品質及び高歩留まりへの動因は今後も続くと予想している。半導体業界における潜在的技術開発、CMP消耗品の消費を減少しようとする顧客の努力(使用料を減少させることを含む。)により、ICデバイス製造工程にとっての当社製品の重要度が低下するということもあり得よう。

# 当社の取引高の相当額は、数の限られた大口顧客からのものであり、当社がそれらの顧客又はそれらの顧客からの取引のうち1社または数社を失えば、当社の収入と利益は大幅に減少してしまう

当社の顧客基盤は、各セグメントにおいて、数の限られた大口顧客に集中している。現在、当社の主要な事業は、主として半導体産業に電子材料を供給することである。大規模な半導体製造業者が、一般に、事業取得や企業再編と戦略的提携の双方を通じて、小規模な半導体製造業者よりも早いスピードで成長するに従って、半導体産業は統合されつつある。産業アナリストはこの傾向が続くと予測しており、この予測が正しければ、将来は半導体産業がより少数でより大規模な企業によって構成されることになる。さらに、パイプライン事業における当社の顧客基盤も、有力な企業にある程度集中しており、上述のとおり、米国外において、これらの企業は、国ごとに限られた数の国営又は政府から資金を受けている企業であることが多い。これらの主要な顧客のうち1社または数社が、当社からの製品の購入を中止するか、または当社から購入する製品の量を大幅に減らすかもしれない。また、これらの主要顧客は、当社製品の価格及び販売条件に影響し得るかなりの購買力を持ってもいる。これらの主要顧客に販売される製品の数量又は価格の据え置き又は著しい減少は、当社の事業、財務状態、及び営業成績を大きく損なう可能性がある。

2018事業年度において、当社の大口顧客上位5社からの売上の合計は、当社の売上の約57%を占め、そのうち、サムスン、台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー(TSMC)及びSKハイニクス・インクがそれぞれ当社の売上の約18%、12%、10%を占めている。

# 最も重要な原材料の供給を含むサプライ・チェーンや、製造又は顧客への製品供給に問題又は中断が生じれば、当社の生産は遅延し、当社の売上に悪影響が及ぶ恐れがある

当社は顧客の要求を満たすのを可能にするために、サプライ・チェーンに依存している。当社のサプライ・チェーンには、製品を製造するための原材料、生産作業、及び顧客に製品を供給するための手段が含まれる。当社が製品に使用する主要原材料の供給における問題や中断(原材料が当社の顧客の厳しい品質及び一貫性の要求に合致しない場合を含む)、当社の製品の製造中又は輸送中に生じうる問題や中断(天候の問題、自然災害又は地政学上の問題、貿易問題若しくは労働関連の問題等)、又は、当社の顧客からの需要の増加に応える十分な量の製品を製造することに関して生じる問題によって、当社のビジネスは悪影響を受けるかもしれない。特に、天候の厳しさは、当社の事業に悪影響を及ぼし、設備を損傷させ、コストを増加させる可能性があり、また、これらの状況は、当社が取引関係にあるサービス会社やサプライヤーのサービス提供を中断させることにより、当社グループの事業に間接的な影響を及ぼす可能性がある。加えて、当社の常勤従業員の一部は、特にメキシコとヨーロッパにおいて、労働組合、労働評議会または類似の組織に代表されている。現在の合意が満了した時には、当社は、各期間の終了時において組合の行動なしに新たな合意に達すること、または当社にとって満足のいく条件で新たな合意に達することを保証することはできない。従業員による長期にわたる休業、停滞、その他の行動は、当社の事業を著しく混乱させる可能性がある。将来の労働契約は、当社にとって人件費の増加につながる可能性があり、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。当社のサプライ・チェーンは、当社や当社の原材料のサプライヤーがコントロールできない供給制限によって生じる予測不能な価格の上昇によってマイナスの影響を受ける可能性がある。

当社は、当社のサプライヤーのひとつが当社及び当社の顧客が要求する品質仕様や技術的仕様を満たしている十分な量の主要原材料(燻しシリカなど)を当社に供給できなくなった場合、その主要原材料の代わりの供給元を迅速に確保することは困難だと考えている。加えて、新たな契約条件、強制される製品又は製造の変更、現在サプライヤーと締結している契約の修正や債務不履行(サプライヤーが被る顕著な財務上の困難を含む。)によっても、、当社への悪影響が生じる可能性がある。また、当社が製品、特に電子材料製品を生産するために使用する主要原材料の供給元もしくは種類を当社が変更した場合、または異なるメーカーか(キャボット・コーポレーションの製造施設か他のメーカーの製造施設かにかかわらず)製造施設から主要原材料を購入することが必要となった場合、あるいはそれ以外に当社製品に何らかの修正を加える必要があった場合、当社の顧客は、その製造工程や製品に当社の製品が適しているかどうか再評価を余儀なくされる可能性がある。そうした再評価プロセスは、完了までにかなりの時間と経費を要し、当社の新製品の評価に利用しうる当社の顧客の技術的リソースを占有する可能性があることから、潜在的な売上の成長を遅延させ、又は、他の競合会社から製品を購入することを検討する動機となり得るため、それら顧客への製品の販売、特に半導体業界の顧客に対する電子材料製品の販売が中断するか減少する可能性が生ずる。

# 競合他社が競争力のある製品を開発し、より良い価格設定、サービスまたはその他の条件を提供し、または一定の知的財産権を取得または主張する場合、当社の事業は重大な損害を被る可能性がある

他の電子材料メーカー、機能性材料メーカー又は新規参入企業との競争は、当社の事業および業績に重大な影響を及ぼす可能性があり、今後も競争が激化する可能性がある。競争は、当社の製品に設定することのできる価格、ひいては当社の事業全体に対して影響を及ぼし、また今後も影響を及ぼし続ける可能性がある。また、競合他社が、当社の既存製品の販売や新製品の革新・開発力を誓約し又は影響を及ぼすような知的財産権を取得又は主張し、その結果、当社グループの事業コストが増加したり、当社の特許の失効後に当社と同様の製品を導入しようとしたり、当社の知的財産権の範囲外の製品を導入しようとしたりする可能性がある。

## 当社は海外業務に伴うリスクの対象となる

当社は現在、米国国外で事業を運営し、また米国国外に大きな顧客基盤を持っている。2018年9月30日に終了した事業年度全体において、当社収益のそれぞれ約87%が米国外の顧客への販売により生み出されたものである。当社は、知的所有権の保護を含む取引及び顧客契約もしくは合意を遂行する際の困難と同時に、米国国外及び米国国内の双方において当社のような米国会社が行う米国以外の国での事業に関する経済的及び政治的状況の変化、地政学上の又は経済上の緊張、為替レートの変動当社の事業並びに当社の顧客及びサプライヤーに影響を及ぼす国際貿易における要求及び制裁並びに関税の変化、海外の様々な法令の順守及びこれに関係する会計や投資による悪影響等を含むが、それらに限定されない諸種の取引リスクに諸外国において遭遇する可能性がある。当社は、米国の規制若しくは政策の変更に起因するものか、当社が事業を行う米国以外の国におけるものか、その他の要因によるものかを問わず、国外における営業から生じたさらなる収益を本国に持ち込めないリスク、国外での営業について予想していた税制上の優遇措置を受けられないリスク又は海外での営業について行った投資を回収できないリスクにも直面する可能性がある。

特に、中国は、半導体業界に関して急速に発展している市場であり、当社にとって引き続き成長を期待できる地域である。中国とその他の国の間の取引量は増加を続けており、地政学的な問題や規制、貿易又は政策上の問題が当社のように中国、米国及び他のアジア諸国にまたがる複雑な関係に基づく会社の事業に対して悪影響を与えるリスクがあり、これによって当社の事業は重要な悪影響を受ける可能性がある。さらに、特に中国政府が中国国内のサプライヤーを使うことを要求したり、中国国内で事業を行う会社に対し、その事業を行うにあたり、中国国内の会社とパートナーを組むよう強制したり、中国国内の政府系の顧客に対し、当社のような会社ではなく現地のサプライヤーから

購入することへのインセンティブを与えたりする可能性があり、これらはいずれも、当社の業績を含む当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当社は英国に事業拠点及び顧客を有している。2016年6月23日、英国は、有権者がEUからの脱退を承認する住民投票(Brexit、以下「ブレキシット」という。)を実施した。英国は、2017年3月、EUに対し撤退の意向を正式に通告し、同年6月から撤退交渉を開始した。英国は、撤退協定が締結されたとき(この協定には議会の承認が必要である。)、又は撤退協定を締結しなかった場合は、欧州連合が全会一致(英国も含む。)で期間を延長することを決定しない限り欧州連合からの離脱の意思の通告から2年の期間が経過したときに、EUの加盟国でなくなる。2018年3月、欧州連合は、ほとんどのEU法が英国において2020年12月末まで有効に存続することを原則とする経過規定への合意を発表したが、この経過期間は、引き続き両当事者間の最終的な撤退協定の締結の成功が条件となる。この合意がなければ、経過規定は存在しないこととなり、2019年3月29日に「困難なブレキシット(Hard Brexit)」が発生する。この合意がどのような条件のものであるかは不明であるが、英国と欧州連合諸国との間では、輸出入に対する規制が強化され、為替レートの変動や規制の複雑化が進む可能性がある。これらの変更は、当社の事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。このような法律、規制及び状況の変化は、これまでの当社の事業及び財政状態に重大な悪影響を及ぼしていないが、このような変化による将来的な影響は保証できない。

# 当社は知的財産に依存するところが大きいため、知的財産の適切な獲得又は保護の失敗は、当社の事業を深刻におびやかす可能性がある

知的財産を保護することは、当社の業界においては特に重要である。なぜなら、当社が開発するのは複雑で技術的な CMP製品の製法及び製造過程であり、それ自体が性質において独占的なものであり、当社の製品を他社の製品と差別 化するからである。当社の知的財産は、当社の成功及び競争力にとって重要である。当社は、特許法、商標法、著作権 法、企業秘密法の原則を併用するとともに、従業員や第三者との間で開示禁止・譲渡契約を締結することを通じ、知 的財産権の保護を試みている。さらに、当社は、一部の原材料について独占的な供給に関する取り組みを行ったり、ある種の製造における技術を利用したりするなど、様々な方法によって当社の製品の独自性を保護している。国際業務を行っているため、当社は異なる国・地域において保護を求めているが、様々な度合いの保護が提供される場合があり、それぞれの該当する国や地域において十分な保護を取得できるという保証はできない。特許出願プロセスにおいて、あるいは知的財産に関連する訴訟においてなど、何らかの理由で知的財産権を獲得又は保護できなければ、当社の事業に悪影響が生じるかもしれない。さらに、特許権など一部の種類の知的財産権は一定の期間が経過すると消滅し、特許権によって保護されている当社の製品もその保護を失う。そのため、当社は、技術革新を続けることを通じて当社の知的財産権のポートフォリオの見直しを常に行っているが、これに失敗すれば、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。当社の知的財産取得やその保護のための経費は、当社の営業成績に悪影響を及ぼすかもしれない。

# 当社は、広範な環境関連法規の適用を受けており、これらに対する違反またはこれらに基づく義務の結果として、当社の財務状況に悪影響を及ぼす費用を負担する可能性がある

環境に配慮した事業に携わる他の企業と同様に、当社の事業および資産は、広範で厳格な連邦、州、地方および外国の環境、健康および安全(EHS)に関する法律および規制の適用を受ける。これらには、以下に関するものが含まれる。

- ●機能性材料セグメントの木材処理事業の一部をなす化学製品(ペンタクロルフェノール(以下「ペンタ」という。)のマーケティング、販売、使用及び登録
- 廃棄物の処理、貯蔵及び処分
- ●汚染媒体の調査および浄化(土壌および地下水を含むが、これらに限定されない。)
- 排水の排水路への排出
- 大気への物質の排出
- 環境保全や安全衛生に関する事項

米国環境保護庁(以下「EPA」という。)をはじめとする米国の連邦および州の機関、ならびに当社が施設を保有しまたは製品を販売している他の国の類似機関は、当社の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性のある規制を公布する権限を有している。これらのEHS関連法規は、特定の種類の事業の許認可を要求し、高価な公害防止設備の設置を要求し、操業を制限し、又は当社の操業に起因する公害その他のEHS上の懸念に対する重い責任を課す可能性がある。EHS関連法規の遵守は、当社にとって継続的なコストをもたらし、当社による設備の改造若しくは拡張又は生産の継続を制限し、又は当社に対し、高価な公害防止設備の設置を義務付け、若しくは救済の費用を含むその他の多額の費用を負担させる可能性がある。当社は、現在、一部の事業所で調査及び改善の活動を行っている。当社は、EHS法を遵守するため、または過去または現在の操業から生じる汚染に対する責任に対処するために、多額の費用を負担しており、今後も負担することが見込まれている。連邦、州及び外国の政府当局は、EHS法及び規則の違反に対し、罰金及び差止めを求めることができ、特に、当社に対し、農薬、有害物質又はその他の化学物質の環境への放出に起因する環境、天然資源又はその他の損害の浄化し又は緩和する責任を課すことができる。当社は、突発的・事故的な環境への損害について、保険を付保している。当社は、長期間にわたって発生する環境への損害に対する保険は、合理的な費用で付保できるとは考えていない。また、当社は、戻期間にわたって発生する環境への損害に対する保険にしていて、合理的な費用で保険を付保できるとは考えていない。または保険によって全額は保証されない損失を被る可能性がある。

1. 当社製品の流通、販売および使用は、政府の事前承認およびその後の継続的な政府規制の対象となる。当社の製品 は、連邦政府、州政府、外国政府によって施行される法律(登録、承認、ラベル表示を必要とする規則を含む。)にした がう。当社製品の使用および用途の種類は、表示に関する規制によって制限されている。規制の強化により、当社の製 品が理想的なものでなくなる可能性があり、その結果、当社の売上及び利益に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の ペンタ製品が使用されるすべての地域においては、販売または使用の前に登録が必要である。政府の規制当局は、当 社製品について一定の科学的試験およびデータの作成を現在も要求しており、又は今後要求する可能性がある。EPA は、米国連邦殺虫剤・殺菌・殺鼠剤法(以下「FIFRA」という。)に基づき、登録者に対し、米国の登録をサポートす るための幅広い科学的データを提出することを要求している。これにより、当社の営業費用が大幅に増加しており、 この費用の発生は今後も継続するものと予想される。科学的分析は絶えず改善されているため、規制当局によって新 たな又は追加的な試験が要求されるか否かについて、確実に予測することはできない。Good Laboratory Practiceの基 準によって、EPAに提出されたこれらの試験に関するデータの品質および完全性を担保するために遵守されるべき 最低限の手法および手順が規定されているが、EPAが特定の試験または試験の反復を要求しないという保証はない。 さらに、将来、より厳しい法規制や要件が課される可能性がある。最近の毒性物質統制法(Toxic Substances Control Act、以下「TSCA」という。)の改正により、当社が製造する化学物質の規制が強化され又は試験が要求される可能 性があり、当社の事業活動においてこれらを遵守するために必要なコストが増加する可能性がある。当社は、このよ うな法令樹種のためのコストが当社の収益性に悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。また、当社の製 品が、将来、その使用を制限したり全面的に禁止したりする結果をもたらし得る規制に服する可能性があり、当社グ ループの業績及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

2. EUの「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則」(The Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals、以下「REACH」という。)は、当社の欧州連合における特定の製品の製造および販売に影響を及ぼす可能性がある。REACHは、欧州連合の化学品製造業者および輸入業者に対し、製品の安全性を証明することを要求している。当社は、一定の製品の事前登録、試験データを含む各化学物質に関する総合的なレポートの提出、及び化学物質の安全性評価の実施を求められた。さらに、危険性の高い化学物質は、許認可の対象となる。許認可によって、製品の特定の用途が制限されたり、または製品の製造若しくは輸入が禁止されたりする可能性がある。REACHに基づく登録義務は、数年をかけて段階的に施行される。当社は、この規則に基づく当社製品の登録を行うために追加の費用を負担することになる。また、REACHは、当社の欧州連合における特定の製品の輸入、製造、販売能力にも影響を及ぼす可能性がある。

さらに、他の国や地域でも、当社の事業に影響を与え、当社のその国又は地域における特定の製品の輸入、製造、販売能力に影響を及ぼし、当社にさらなるコストの負担をすでに求め又は将来的に求めうる、REACHに類似した法令が既に制定されているか、または今後制定される可能性がある。

- 3. ストックホルム条約に基づきペンタクロロフェノールを残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutant、以下「POP」として分類されていることによって、当社のペンタ製品の製造及び販売に悪影響が及ぶ可能性がある。ストックホルム条約の締約国会議(The Conference of the Parties、以下「COP」という。)は、公益電柱及びクロスアームの処理を目的とするペンタの使用を従来の5年から延長された10年の期間にわたって継続できることを除き、ペンタの使用を禁止すべきであるとする国際連合残留性有機汚染物質審査委員会(the United Nations Persistent Organic Pollutant Review Committee)の勧告を受諾した。当社は、ペンタを、主として公益電柱やクロスアームを処理するためにペンタを使用する事業者である顧客に対して提供している。米国は、ストックホルム条約を批准していないため、COPの決定に拘束されない。カナダとメキシコは、この条約に拘束される。当社の唯一のペンタ製造施設は、メキシコのマタモロスにある。ペンタがPOPに分類されたため、メキシコ政府は、当社に対し、ペンタ製造施設の移転を求めた。この移転ついて、当社は、現在、米国内で移転先の候補を検討している。当社は、かかる移転に関連して多額の支出が発生しないこと、必要な期間内に適切な場所が確保できること、またはCOPの最終的な行動が当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼさないことを保証することはできない。
- 4. 当社製品がEPAにより再登録されない場合、または新たな制約の下で再登録された場合、当社製品の販売能力が低下または著しく制限される可能性がある。当社のペンタ製品の登録は、FIFRAに基づきEPAによって継続的に審査されている。当社は、米国での登録を維持するために、幅広い科学的データを提出しており、今後も提出する予定である。登録の審査を充足するために、当社は、特に、当社製品が承認されたラベルの指示に従って使用された場合、人体の健康及び環境に不合理な悪影響を及ぼさないことを示すことを求められている。2008年9月、EPAは、ペンタが再登録の資格を有すると決定したと発表したものの、EPAは、ペンタの使用に関する新たな規制を提案した。この新たな規制によって、当社の顧客は、多額の追加費用の負担と特定の業務手順の変更を求められている。2014年12月、EPAは、登録審査作業計画を発表した。この計画は、ペンタの登録者に対し、登録を継続するための条件

2014年12月、EPAは、登録審査作業計画を発表した。この計画は、ペンタの登録者に対し、登録を継続するための条件として、人体の健康または環境に対する特定の潜在的リスクに関する追加の研究および試験データの提供を義務付けた。これについて、当社は、必要な試験を行っている。

しかし、当社は、EPAが当社のペンタ製品の再登録の条件及びすべての追加的な試験の要求が充足されたと結論づける最終決定をいつ出すか、又はこのような決定を出すか否かについて、保証することはできない。当社は、当社の製品が、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性のある使用制限または表示制限の対象とならないことを保証するものではない。当社の現在の製品または将来取得される製品が、再登録されず若しくはEPAによる登録審査を充足できなかった場合、又は再登録に関連して新たな使用、ラベル表示またはその他に関する規制が課された場合は、当社の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

5. 当社による有害物質の使用によって、当社は潜在的な責任を負う可能性がある。電子化学品をはじめとする当社の化学製品の製造及び販売は、管理された有害物質の使用を伴っている。そのため、当社の事業は、化学物質の流出、有害な物質・ガスの流出・放出、火災、機械的故障、貯蔵施設の漏洩及びこれに類似するその他の事象など、さまざまなリスクにさらされている。

当社のサプライヤーも同様のリスクにさらされており、当社の原材料の入手可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。当社は、製造・物流プロセスを規制当局の環境管理基準に適合させているが、当社は、当社の従業員、当社製品を取り扱う個人、または当社製品にさらされたと主張するその他の者の負傷を含む、有害または規制された物質によって生じる偶発的な汚染または傷害のリスクを完全に排除することはできず、また、これらの事象による当社の施設の予期せぬ中断または操業停止を完全に排除することもできない。当社は、汚染や傷害が生じた場合には多額の損害賠償や罰金を科される可能性があり、これらの損害賠償や罰金は、当社グループの業績及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 今後の気候変動に関する規制により、当社製品の運用コストの上昇及び需要の減少が予想される

米国は京都議定書を批准していないが、議会において「温室効果ガス」(greenhouse gases、以下「GHG」ともいう。)の排出に関する多くの連邦法が検討されている。

温室効果ガスを扱う包括的な法制度が存在しないため、EPAは、他の汚染物質の排出によって許認可が必要な場合など、様々な種類の排出源からの温室効果ガス排出量の削減を義務付ける規制を、既存の規制当局を使って公布している。さらに、GHGに関連して、様々な州、地方、地域の規制や取組みがすでに制定されているか、又は検討されている。EU加盟国は、欧州委員会の承認を受けた排出量の上限を定め、京都議定書の遵守としてEU排出量取引指令(EU Emissions Trading Directive)を実施している。各組織は、この指令の下で、加盟国に対しGHG排出量の許容を申請する。これらの排出枠は取引が可能であり、温室効果ガス排出量の削減を管理している企業は、排出目標に達していない企業に対し、余剰排出枠を売却することができる。必要な排出枠を購入しなかった場合は、排出枠を現在の市場価格で購入する必要がある。

温室効果ガスの排出を抑制または削減するために適用される法規制により、原材料価格が上昇し、当社の事業コストが増加し、当社の製品に対する需要や当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性がある。

# 当社製品は、業界の要求事項の変更またはサプライチェーンによる環境上好ましい代替品への移行圧力により、陳腐化または魅力の低下を招く可能性がある

規制、法律若しくは業界の要求の変化、又はサプライチェーンの圧力による変化は、当社の現在の顧客を、当社のペンタ製品又はその他の一定の製品から環境への影響が少ないと考えられている代替製品へとシフトさせる可能性がある。EPA、外国および州の規制当局、地方自治体、民間の環境保護団体、および多くの大企業が、当社製品に含まれるペンタやその他の物質を含む種々の化学物質の使用を減少させるための政策を提案または採用している。規制、法律若しくは業界の要求の変化、又はサプライチェーンの圧力に起因する変化を予測する当社の能力は、競争力を維持する当社の能力に影響を及ぼす。さらに、当社は、当社が競争力を維持するために必要な、変更された又は新しい規制や業界基準を遵守することができない可能性もある。

当社は、EPA、外国および州の規制当局並びに地方自治体が、当社のペンタ製品又は一部の他製品の使用を制限せず、若しくはこれらの製品の使用を禁止しないこと、または当社製品を使用する企業が自主的に当社製品の大幅な削減または使用中止を決定することについて、何らの保証もすることはできない。結果的に、当社の製品が陳腐化したり、顧客にとって魅力が低下したりする可能性がある。

## 主要人員を確保・保持できなければ、当社事業が痛手を被る可能性がある

当社は、世界規模で従業員を活用し、かつ、これに依存している。必要な管理人員、技術人員及び顧客サポート人員を当社が確保・保持できなかった場合、当社の事業は、そしてまた、既存顧客を保持し、新規顧客を獲得し、新製品を開発し、満足し得る水準の顧客サポートを提供し得る当社の能力は、痛手を被る可能性がある。資質のある人員(特に、半導体産業におけるかなりの経験を有する人員)をめぐって当社は他の業界人と世界中で競争している。主要人員を喪失すること、又は当社が事業上の必要性に応じて従業員の代わりにビザ又はその他の入出国若しくは在留に関する文書を取得若しくは維持できないことは、当社の事業や業績にとってマイナスとなるかもしれない。当社は、定期的に、当社の重要な従業員のために後継者育成計画を行っており、当社の取締役会は、毎年、当社の執行役員(最高経営責任者(CEO)を含む。)のための項契約育成計画をレビューしている。

# 電子材料及び機能性材料以外の事業領域における当社の経験は限られているため、新たな製品や用途への当社事業の拡大は、成功しない可能性もある

当社の戦略の1要素は、現在の当社の顧客関係、技術的専門知識並びにその他の能力及び競争力にてこ入れし、当社の事業を拡大することである。例えば、当社は、企業買収を行って、当社の事業をCMP消耗品にとどまらず他の電子材料の領域にまで拡大した。さらに、当社のエンジニアード・サーフェス・フィニッシュ事業においては、他の表面修正応用を積極的に追究している。当社の事業を新しい製品範囲に拡大するには、当社の経験が限られている技術、生産工程及び事業モデルを考慮する必要があり、また、顧客のニーズを満たすような製品の開発・生産またはサービスの提供ができない可能性や、あるいは技術や他の開発に遅れずについていくことができない可能性も考慮しなければ

ならない。あるいは、当社がこれらの新しい事業の取組みを追及しないことを決定するかもしれない。また、当社の新製品の導入・開発に関わる能力を制約し得る知的財産権を当社の競争相手が所有又は取得する可能性もある。

## 税制の変更や増税が当社の業績に悪影響を及ぼす可能性がある

当社は、グローバルに事業を展開する企業として、米国、州、地方および外国の税制の変更の影響を直接および間接的に受けている。2017年12月22日、米国大統領は、一般に「減税及び雇用に関する法律」(以下「減税法」)と呼ばれる税に関する包括的な法律に署名し、これを施行した。減税法の現行の解釈に基づく既知の及び見積りの影響は、当社の業績に反映されている。減税法については、さらなる明確化及び適用指針が公表されているため、当社の法人所得税の見積りを調整する必要が生じる可能性がある。法人所得税の額の調整は、経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性がある。また、州又は外国が減税法に対応した租税法の改正を行う可能性があり、これによって、当社の将来の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性がある。

## 重要な情報システムの一部はサイバー攻撃及びその他の脅威によって影響をうけるかもしれない

当社は、当社の事業の効率的な運営のために、重要な情報システムを維持し使用している。このような情報システム には、テレコミュニケーション、インターネット、社内イントラネット、様々なコンピュータ・ハードウェア及びソフ トウェアアプリケーション、ネットワーク・コミュニケーション及び電子メールを含むが、これらに限られない。こ れらの情報システムは、当社、当社の外注先であるプロバイダ、又はベンダ、委託先若しくはクラウドプロバイダのよ うな第三者によって所有され維持されていることがある。これらの情報システムはすべて、潜在的な原因(ウイル ス、マルウェア、サービスの停止、破壊的な若しくは不適切なコード、電源の不供給及び物理的な損傷など)の結果と して攻撃、劣化及び機能不全などの様々な原因(これらに限られない)から生じる混乱、侵入又は機能不全の影響を 受ける。このような情報システムに記憶されている又はクラウドストレージから若しくはクラウドストレージに対 して送信される秘密情報やセンシティブな情報は、意図的に又は意図せずに不正なアクセスを受け、滅失し又は盗ま れる可能性がある。当社は、セキュリティ対策及びウイルス対策ソフトウェア、侵入防止システム、アクセスコント ロール、並びに緊急時のリカバリプロセスを実行しており、当社のコントロールの下にある情報システムについてこ のようなリスクの低減を行っているが、これらはフェールセーフではなく、破られる可能性がある。さらに、当社は、 当社の様々なITサービスの依存先である第三者が彼らのシステムについて十分な警戒とコントロールを維持するか について、確認することができない。当社が重要な時期にこのような情報システムを使用できず又はアクセスできな い場合、又は個人資産や秘密情報が権限なく流出した場合、当社の事業(業務の結果や当社の信用を含む)の適時的 かつ効率的な運営、並びに当社と、当社の従業員又はこれらのサイバーセキュリティ事故によって影響を受ける情報 の本人である個人との関係に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、規制当局は、企業が個人データを収集し、処理し、使用し、保管し、共有し、送信する方法に焦点をあてるようになった。2018年5月に発効した英国のデータ保護法および欧州連合の一般データ保護規則2016を含む、新たなプライバシー保護法および規則は、コンプライアンス上の課題をますます複雑化させ、コンプライアンス費用を増加させる可能性があり、データプライバシーに関する法律および規則の不遵守は重大な罰金をもたらす可能性がある。

# 当社の今後の資金調達力には限界があり、これにより当社の成長が阻害される可能性があり、既存の信用供与契約により当社の事業活動が制約される可能性がある

当社は、今後、公的機関または民間からの資金調達またはその他の方法により資金調達を行うことが求められる可能性がある。このような資金調達は、受入可能な条件で行うことが不可能な場合や、そもそも行うこと自体が全く不可能な場合があり、必要に応じて資金調達ができない場合には、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。当社の信用契約には、当社の事業活動または当社の戦略的目標を実行する能力を制限する財務上およびその他の誓約が含まれており、当社がこれらの誓約を遵守しない場合、信用契約に基づく債務不履行となる可能性がある。さらに、追加的なエクイティ・ファイナンスは、当社の普通株主の利益を希薄化させる可能性があり、また、負債による資金調達が可能な場合には、当社の事業活動や当社の戦略的目標を実行する能力をさらに制限し、当社の収益性を低下させる可能性のある制限的な誓約を含んでいる可能性がある。当社が許容可能な条件で資金調達または借入れを行った場合、当社の事業を拡大することができず、また、競争圧力に対応することができない可能性がある。

さらに、当社のクレジット・ファシリティに基づく借入は、一般的に、(a)0.00%のフロアがついたロンドン銀行間取引金利(以下「LIBOR」という。)、または(b)いずれの場合も基準金利に、ターム・ローン・ファシリティに基づく借入の場合はLIBORのローンについて2.25%、基準金利のローンについて1.25%、リボルビング・クレジット・ファシリティに基づく借入の場合は、当初、LIBORのローンについて1.50%、基準金利のローンについて0.50%の適用マージンを加えたものに基づいて、利子を負担する。2017年7月27日、LIBORの規制当局である金融行動機構(Financial Conduct Authority)は、2021年以降のLIBOR算出のためのレート提出を銀行に強制することを中止する方針を表明したが、新たなLIBORの算出方法が確立されるかどうかは不明である。2021年以降にLIBORが消滅した場合、代替ベース・レート(Alternate Base Rate)(または同等または代替の定式)に基づく利息の計算は、金利を上昇させる可能性がある。これらの金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに悪影響を及ぼす可能性がある。

# (2) 当社普通株式の市場に関連するリスク

# 株価は大幅かつ急激に変動する可能性がある

当社普通株式の市場価格は、次のような要因を受けてこれまで大幅に変動しており、今後もそうであり続ける可能性がある。その要因とは、景気、地政学、政治及び株式市場の状況(これらは半導体業界及びその関連業界の参加者に影響を与える可能性がある)、業績及びその他の公表される事項並びに証券アナリスト、投資家、市場参加者その他の者による当社又は半導体業界及び関連業界の参加者に関する市場の評価の変化、当社や半導体業界及び関連業界の参加者に影響を与える事業、取引又は規制の状況の変化、当社や競合他社や当社顧客による技術革新や新製品についての発表や実施、資本配置戦略の変化、当社の株主資本の株式の発行、事業の統合又はその他の戦略的取引の締結、ならびに当社普通株式の売買高である。

# 当社の定款及び付属定款のもとでの買収禁止規定は、当社の方から求めたのではない当社株式の買い付けをしようとする第三者の意欲を阻害する可能性がある

当社の定款や付属定款、ならびにデラウェア州一般会社法の様々な規定によって、当社に対する支配権の変動をもたらすことが一層難しくなりあるいは費用がかさむものになる可能性がある。例えば、当社の改訂・修正済定款はまた、取締役会を可能な限り同じ規模の3つのクラスに分割して、3年の任期をクラス毎にずらすことも規定している。

当社は、当社の上級役員及び他の主要社員に関わる支配協定に変更を採択した。これらの協定は、支配変更後の対象被雇用者の離職時における、現金退職手当の支給、医療・保険費手当の継続、及び他の付随手当及び福利を規定するものであり、このことが当社の買収を更に高額にするかもしれない。

# (3) 市場のリスクについての量的、質的開示

# 通貨の為替レートの影響及び為替レートのリスク管理

当社は国際事業部を通して米国外での事業活動を行っている。当社の外国での営業の一部は、現地通貨による経理記録が維持され、その結果営業成績の各期毎の比較は為替レートの変動によって影響される。当社が影響を受ける主要な通貨は、韓国ウォン、日本円及び新台湾ドルである。当社の売上のうち、約25%は米国ドル以外の通貨で処理される。しかし、当社は、米国外において、米国ドル以外で処理される費用も支出しており、これが連結損益計算書に対する影響を軽減する。当社は、定期的に、連結貸借対照表上の外国通貨の為替レートリスクを管理するため、予約契約を適宜締結している。しかし、当社が完全にこのリスクをヘッジできる可能性は低い。当社では、現在は、投機目的か取引目的かを問わず、為替予約契約等のデリバティブ商品の契約はしていない。

韓国ウォン、日本円及び新台湾ドルの変動は、当社の2016、2017及び2018事業年度における連結損益計算書に重要な影響を及ぼさなかった。日本円及び韓国ドルの変動は、2018事業年度においては当社の連結貸借対照表上のその他包括利益に大きく影響を及ぼさなかったが、2017及び2017事業年度においてはこれらに大きな影響を及ぼした。当社は、2016事業年度において為替換算による1,600万ドルの利益(税引後)を、2017事業年度において及び為替換算による670万ドルの損失(税引後)をそれぞれ計上しており、これらはその他包括利益に含まれている。

### 市場リスクと外国為替相場のリスクに関連する感応性分析

当社は、外国為替レートが更に10%不利益に変動したことを仮定してシミュレーション分析を行ってきた。2018年9月30日時点で、上記分析によってそのような10%の変動は、過去1年間の当社の連結財務状況、営業成績あるいはキャッシュ・フローに重要な不利益を与えるものではないことが明らかになった。将来における実際の利益及び損失は、タイミング、外国通貨レートの変動額及び当社の現実のリスクの変更に基づいて、この分析結果と実質的に異なる可能性がある。

## 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

# 業績等の概要

《2017年9月30日に終了した事業年度と2018年9月30日に終了した事業年度の比較》

# 売上

2018事業年度の収益は5億9010万ドルで、対2017事業年度比では16.4%、8,290万ドルの増加であった。この売上の増加は、販売量の増加を要因とする5,290万ドルの増加、製品ミックスの価値の増加を要因とする2,750万ドルの増加、及び為替レートの好影響を要因とする440万ドルの増加によるものであり、この増加は、価格の変更を要因とする180万ドルの減少によって部分的に相殺された。販売量の増加は、世界的な半導体業界の需要状況が全体的に引き続き好調であったことが要因である。タングステン用スラリー、絶縁体用スラリー、研磨パッド及びESFの売上は、それぞれ、2017事業年度から14.3%、16.1%、21.0%及び36.4%増加した。

有価証券報告書

### 売上総利益率

当社の売上総利益率は、2018事業年度において53.2%であり、2017事業年度においては50.1%であった。この上昇は、主として、販売量の増加及び製品ミックスの価値の増加を要因とするものであり、この増加は、人件費の増加を含む製造原価(固定費)の増加によって部分的に相殺された。

#### 研究・開発・技術

2018事業年度の研究開発技術費総額は5,200万ドルで、対2017事業年度比では370万ドル(6.7%)の減少であった。この減少は、専門家の費用の130万ドルの減少、人件費の100万ドルの減少、2017事業年度には存在した90万ドルの現存費用が本事業年度には存在しなかったこと、及び減価償却費及び償却費が70万ドル減少したことを主たる要因とするものであり、この減少は2017事業年度には存在した設備の処分による180万ドルが本事業年度には存在しなかったことによって部分的に相殺された。

当社の研究開発技術の努力は、次の主要分野に集約される。

- CMP基礎技術に関連する研究
- 新規及び強化CMP消耗製品の開発(テクノロジー先導型の顧客やサプライヤーとの共同開発プロジェクトにおける協力を含む)
- 新製品の迅速且つ効果的な商用化を支える工程開発
- 顧客の研究施設、開発施設及び生産施設において行うCMP製品のテクニカルサポート
- 半導体産業以外での研磨用途の開発

### 販売及びマーケティング

2018事業年度の販売費及びマーケティング費は2,500万ドルで、対2017事業年度比では580万ドル(18.8%)減少した。この減少の主たる要因は、人件費が410万ドル減少したこと、情報技術関連費用が80万ドル減少したこと、及び2018事業年度において無形資産がすべて焼却されたことによって本事業年度には償却費60万ドルが存在しなかったことである。

### 一般管理費

2018事業年度の一般管理費は7,700万ドルで、対2017事業年度比で2,140万ドル(38.4%)増加した。この増加は、人件費の570万ドルの増加、執行役員の移動に関する420万ドルの費用、KMGの取得に関連する買収・統合の費用390万ドル、長期インセンティブ報酬の費用がの260万ドルの増加、専門家の費用の180万ドルの増加及び情報技術関連費用の150万ドルの増加を主たる要因とするものであった。

# 支払利息

2018事業年度の支払利息は290万ドルであり、2017事業年度と比較して160万ドル(35.9%)減少した。この減少は、2018年4月にタームローンを返済したことによるものである。

# その他の収益(純額)

2018事業年度おけるその他の収益は450万ドルであり、2017事業年度との比較で260万ドル増加した。この増加は、投資残高の増加と平均金利の上昇による受取利息の210万ドルの増加、及び2018事業年度第2四半期におけるESF資産の売却益100万ドルを主たる要因とするものであった。

### 法人税等

2018事業年度の実効税率は32.0%であり、2017事業年度の実効税率は20.5%であった。2018事業年度における実効税率の上昇は、2018事業年度第1四半期に施行された減税法による当初の悪影響及び本事業年度には2017年10月に失効した韓国の税制上の優遇措置がなかったことを主たる要因とするものである。これらの要因は、2018事業年度にASU 2016-09を適用したことによる利益により部分的に相殺された。ASU 2016-09では、株式に基づく権利行使による超過税額を、資本の増加ではなく法人税等の減少額として計上することが求められている。法人税等の引当に関する詳細については、「連結財務諸表注記16」を参照されたい。

## 当期純利益

2018事業年度の純所得は1億1,000万ドルで、2017事業年度との比較で2,310万ドル(26.6%)増加した。この増加は、売上の増加と売上総利益率の増加を主たる要因とするものであり、この増加は営業費用の増加及び2017年12月に施行された減税法による当初の悪影響によって部分的に相殺された。

# 各地域に関する財務情報

当社は全世界で製品を販売している。当社は、当社の地理的な販売網は、戦略的に当社の顧客に近接する全世界の多様な労働力からビジネス及び技術的な専門知識を利用することを可能にしている。

売上は、当社製品の出荷地ではなく顧客所在地別のアメリカ合衆国及び各外国地域に分けられている。各地域別の財務情報は次の通りである。

	9月30日に終了 した年度		
(百万単位)	2018 年	2017 年	2016 年
売上:			
アメリカ	\$ 79.0	\$ 72.7	\$ 62.4
アジア	471.2	394.9	336.3
ヨーロッパ	39.9	39.6	31.7
合計	\$ 590.1	\$ 507.2	\$ 430.4
有形固定資産、工場、及び機器(純額):			
アメリカ	\$ 60.8	\$ 52.2	\$ 50.6
アジア	50.6	54.2	55.9
ヨーロッパ	-	-	-
合計	\$ 111.4	\$ 106.4	\$ 106.5

以下の表は国外の顧客に対する販売からの売上で2018事業年度、2017事業年度、2016事業年度において、総収入の10%以上であったものを表している。

	9月30日に終了 した年度,		
(百万単位)	2018 年	2017 年	2016 年
売上:			
韓国	\$ 136.4	\$ 95.4	\$ 76.1
台湾	130.5	130.8	122.7
中国	97.2	74.8	59.2

以下の表は、2018、2017及び2016事業年度における外国における正味有形固定資産、工場及び機器を示したもので、当社の正味有形固定資産、工場及び機器の10%以上であったものを表している。

	9月30日に終了した年度,		
(百万単位)	2018 年	2017 年	2016 年
有形固定資産・工場・機器(正味)			
日本	\$ 19.6	\$ 21.4	\$ 26.3
韓国	16.9	16.9	11.1
台湾	13.6	15.1	17.9

#### 訴訟

有価証券報告書

当社の連結財務状況、営業成績、或いはキャッシュ・フローに深刻な影響を及ぼすであろうと思われる訴訟に、当社は現在一件も関わっていないが、ビジネスの通常の過程で、定期的に訴訟手続の当事者になることがある。

## 生産、受注及び販売の状況

### 生産状況

当社は、当社の製品等の生産実績を数量化して報告していない。

## 受注、販売状況

半導体産業においては、当社の顧客は一般的に論理ICデバイス又はメモリICデバイスの製造者であるか、又はファウンドリサービスの提供者である。論理デバイス製造業者である顧客(いわゆる工場なしの企業)は、製造工場の工程開発、建設及び運営にかかる高いコストを回避するために、又は必要に応じて追加的に生産能力を提供するために、デバイスの製造の一部又は全部を、委託製造サービスを提供しているファウンドリに外注することがよくある。

当社は、顧客のCMP消耗品購入の決定に際しては、主として以下の要素が影響していると考えている。CMPの所有経費すなわち製品の購入、使用及び維持にかかる総コスト、製品の品質と一貫性、製品の性能及びそれが顧客の歩留まり全体に与える影響、エンジニアリング・サポート並びに納入・供給の確実性である。当社は、顧客のCMP工程における顧客の専門知識の高度化、より困難な統合スキーム、ユニークな研磨材料の追加及びコスト削減のプレッシャーによって、当社のようなCMP消耗品サプライヤーに対する需要が増加すると考えている。

当社は、各地の顧客と親密な関係を築くために協働的アプローチを使用し、販売量の多い地域の顧客に焦点をあてたチームを持っている。当社の販売プロセスは、当社の製品を現実に販売するはるか以前に始まり、多くのレベルで生じる。研究開発から製品の製品化と販売までの導入期間が長いため、当社は、製品が市場によって必要とされる何年も前に、新しい応用について最先端の技術を有する顧客と協力する研究チームを持っている。当社は、当社の研究開発施設と顧客の正確な必要性に合わせたCMP製品を設計する能力を使用して、これら顧客と緊密に情報交換する開発チームをもっている。次に、当社の応用担当の技術者は、当社の製品を顧客の製造工程に統合するために顧客と協同する。最後に、当社の販売過程の一部として、当社の流通及び販売担当者が供給、保管及び顧客のため在庫管理を提供する。

当社は、一定の地域で代理店を使用しているが、基本的には顧客への直接販売を通じて製品を市場に出している。当社は、この主要な直接販売の戦略が当社に顧客との共働関係を構築するさらなる手段を提供し、それによって顧客に対し当社製品を手に入れる最も効果的な手段を提供するものと考えている。

当社の子会社であるQEDは、半導体装置、航空、防衛、リサーチ、バイオメディカル及びデジタル・イメージング産業の顧客を支援している。QEDは、精密光学部品関係を率いる全世界の製造業者、半導体オリジナル装置主要製造業者、研究機関並びに米国政府への技術提供者などの顧客を有する。

### 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

### (1) 2018事業年度および2017事業年度の経営成績

上述の「業績等の概要」を参照のこと。

### (2) 概要

キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(「キャボット・マイクロエレクトロニクス」又は「当社」)は、半導体産業内で、高度な集積回路(IC)デバイスの製造の際に化学的機械研磨(CMP)と呼ばれる工程内で用いられる高性能の研磨スラリーとパッドを供給する。CMPは、原子レベルで表面を研磨し、それによってICデバイス製造業者がより欠陥のない小型で早い複雑なICデバイスを製造することができるように支援する。当社は、主として、CMP消耗品の開発、製造及び販売というひとつの産業セグメントで業務を行っている。当社は、ICデバイスに使用される多くの導体及び半導体を研磨するためのCMPスラリー並びにハードディスクドライブに使用されるディスク基板及び磁気ヘッドを研磨するためのCMPスラリーの開発、製造及び販売を行っている。当社は、CMPプロセスにおいてスラリーとともに使用されるCMP研磨パッドの開発、製造及び販売を行っている。当社は、厳しい品質が要求される他産業における研磨分野の製品を開発し供給するエンジニアード・サーフェス・フィニッシュ(ESF)事業において、厳しい品質が要求される表面改質の分野をも追及している。。

当社は、2018事業年度において、引き続き、当社の製品に対する強い需要を経験した。これは、半導体産業全体、中でも特にメモリ分野の需要動向と一致したものであった。これは、当社のメモリ顧客が2DからCMP処理のステップを増やす必要のある3D NANDへの移行したことが一因である。さらに、韓国や中国を中心とした3D NANDの能力拡大が続くことで、当社の今後の成長機会も期待される。先端ロジック及びファウンドリのセグメントでは、モバイル、人工知能(AI)、プロックチェーンなどの新たな用途が、今後も先端ロジック半導体の需要を牽引すると考えている。また、

レガシーなロジック及びファウンドリの分野では、業界は、モノのインターネット、自動運転、産業自動化、クラウド、高性能コンピューティング、バーチャルリアリティ及び5Gなどの用途の成長によって利益を享受し続けている。当社は、当社がこれらの長期的な需要動向の恩恵を享受できる立場にあると考えている。しかし、第1の第IIIの(2)「事業上のリスク等」に記載したものを含め数多くの要因があるため、当社の事業の将来的な売上の傾向を予測することは困難である。

2018事業年度の売上は5億9,010万ドルであり、2017事業年度の5億0,720万ドルから16.4%増加して、当社の最高を記録した。2017事業年度からの売上の増加には、タングステン用スラリー、絶縁体スラリー及び研磨パッドの年間売上がそれぞれ前事業年度比で14.3%、16.1%,及び21.0%増加したことが含まれている。また、QED Technologies Inc.を含むESF 部門の記録的な売上も要因である。

2018事業年度において、当社の売上総利益率は53.2%であり、2017事業年度は50.1%であった。売上総利益率が前年を上回ったのは、販売数量の増加とプロダクトミックスの改善が主な要因であるが、この増加は人件費を含む製造固定費の増加によって部分的に相殺された。当社は、現在、2019事業年度通期の売上総利益率を53%から54%の間と予想しており、これには、ネックスプラナーの約80ベーシス・ポイントの償却費が含まれているが、KMGの取得に関連する費用は考慮されていない。当社は、多くの要因(製品ミックスの変化及び当社の製造設備の活用度合を含む。)により、売上総利益率の変動を引き続き経験する可能性があり、これにより当社の通年又は四半期の売上総利益率は年間指針の範囲を上回り又は下回る可能性がある。

2018事業年度における営業費用(研究開発費、販売費及び一般管理費を含む。)は1億5,400万ドルであり、2017事業年度は1億4,210万ドルであった。営業費用が2017事業年度から1,180万ドル(8.3%)増加したのは、執行役員の異動に関する費用、KMGの取得に関する費用及び事件日の増加が主たる要因であった。当社は、現在、2019事業年度における通年の営業費用を1億5,400万ドルから1億5,800万ドルの範囲であると予測している。これには、ネックスプラナーの償却費約190万ドルが含まれるが、KMG取得に関連する費用は含まれていない。

2018事業年度の希薄化後一株当たり利益は過去最高水準の4.19ドルであり、2017事業年度の3.40ドルから0.79ドル (23.2%)増加した。この増加の主たる要因は、売上の増加及び売上総利益率の上昇であり、この増加は営業費用の増加及び2017年12月における減税法の施行による悪影響によって部分的に相殺された。

### (3) 流動性と資本資源

当社の2018事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは1億6,890万ドルの収入であり、2017事業年度は1億4,140万ドルの収入、2016事業年度は9,520万ドルの収入であった。2018事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、1億1,000万ドルの純利益、及び減税法によるみなし本国送金移行税に関するの1,130万ドルを含む6,680万ドルの非現金項目を反映したものであり、運転資本の純増を要因とする790万ドルの減少によって部分的に相殺されている。2018事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローの増加は、売上の増加及び売上総利益率の上昇が主たる要因であり、運転資本の増加によって部分的に相殺された。

2018事業年度において、投資活動に使用したキャッシュ・フローは2,280万ドルであり、これは、資産、工場及び設備の2,130万ドルの増加、及び純投資のヘッジの終了に伴う990万ドルの支払いを反映している。これらの要因は、オークションレート証券の清算による530万ドルのキャッシュ・インフロー、及び2018事業年度第2四半期に発生したESF資産の売却による300万ドルの現金収入によって部分的に相殺された。当社は、キャッシュの使途について、引き続き当社の事業の組織的な成長のための投資を優先している。例えば、当社は、パッド事業において自動化、スループット及び効率化を改善させるための投資を継続し、顧客の継続的な需要拡大に対応していくことを計画している。当社は、現在、2019事業年度の資本支出の総額を、KMG買収関連費用を除いて約2,300万ドルから約2,600万ドルの範囲になるものと見積もっている。

2018事業年度において、財務活動によるキャッシュ・フローは1億9760万ドルであった。当社は、既存のターム・ローンの返済のため2018年4月に1億4,440万ドル、自己株式の取得に4,430万ドル、普通株式の配当および配当同等物の支払に3,070万ドルを使用した。当社は、当社のEIPおよびOIPに基づいて付与されたストック・オプションの行使およびESPPに基づく従業員への株式の売却に関連する普通株式の発行から2,300万ドルを受領した。当社は、リボルビング・クレジット・ファシリティに基づき、1億ドルの借入能力と1億ドルの未約定のアコーディオン・フィーチャーを有している。2018年9月30日現在、リボルビング・クレジット・ファシリティは貸付実行されていない。

当社は、2017年12月の減税法の施行に伴い、約2億ドル近い海外の現金を米国に送金し、上記のタームローンの返済を可能とした。また、減税法に基づく領土税制への移行により、将来的に当社が米国に送金できる国外の現金が増加する見込みである。これらの要因及び当社が今後も力強いキャッシュ・フローを創出できるとの予測から、当社は、2018年3月、資本分配戦略の見直しを公表した。この戦略には、通常の四半期ごとの現金配当を1株当たり0.20ドルから0.40ドルに倍増させること、及びKMGの取得前に当社が表明した、現金配当と自己株式取得を組み合わせて、前年度のフリー・キャッシュ・フローの少なくとも50%を株主に分配する意向が含まれている。当社は、2018事業年度において、株主に対し、2017年度のキャッシュ・フローの約60%を還元した。

2016年1月、当社の取締役会は、株式買戻しプログラムに基づいて使用できる金額を残存していた7,500万ドルから1億5000万ドルに拡大することを承認した。2018年9月30日現在、この株式買戻しプログラムの残額は8,130万ドルである。株式は、市場及びその他の状況に応じて適宜買い戻される。買戻しの時期、方法、価格及び株式数は、当社の裁量により定められる。株式買戻しプログラムは、いつでも、理由を問わず、一時停止され、中止され又は変更されることがある。この買戻しプログラムは、当社に、特定の数の株式を取得する義務を負わせるものではない。現在までのところ、当社は、株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻しの費用には当社の使用可能な現金残高を充てている。当社は、今後もこの方法を続けるものと考えている。当社は、定期的に、改正1934年証券取引所法10b5-1の規定に基づくガイドラインにしたがって当社の普通株式を買い戻すために、独立した株式仲買人との間で「10b5-1」株式買入れプラン契約を締結した。10b5-1の規定に基づくプランにより、当社は、インサイダー取引法により又は自主的な取引制限期間により株式の買戻しが禁止される可能性のある時期においても株式の買戻しが可能になる。買戻しは、SECの規制及びプランに明示された一定の条件に従っている。

当社の取締役会は、2016年1月、定期的な四半期ごとの現金配当プログラムの開始を承認し、それ以後、配当を2倍に増額して現在の水準において1株あたり0.40ドルとした。将来における配当の宣言及び支払いは、当社の取締役会及び経営陣による様々な要因に基づいた裁量及び決定によるものであり、かつ、このプログラムは理由を問わずいつでも停止され、修正され又は終了され得る。

当社は、KMGの取得が当社の流動性に大きな影響を与えると考えている。当社は、元本の総額で2億ドルまでの手許現金およびシニア有担保リボルビング・クレジット・ファシリティ、並びに元本の総額で10億6,500万ドルまでのシニア有担保ターム・ローン・ファシリティを通じて、取得対価並びに買収・統合関連費用の資金とした。クロージング時において、当社は、既存のクレジット・ファシリティを終了し、このシニア有担保ターム・ローン・ファシリティから10億6,500万ドルを引き出す予定である。さらに、当社は、合併対価の持分を満たすために普通株式を発行した。また、この取得に伴い、当社は、2018事業年度に3,861ドルの買収・統合関連費用を支出しており、今後、この費用は増加する見込みである。

2018年9月30日現在、当社は3億5,290万ドルの現金及び現金相当物を保有しており、このうち1億3,030万ドルは、外国子会社に保有されている。

当社は、現金の現在の残高、営業活動から生じる現金、減税法によって可能となった米国への現金の送金、及び及び KMG取得の完了後に予測される借入れに基づく借入金が、少なくとも今後12か月における当社の営業、予測される設備投資、配当金の支払い、企業買収及び株式買戻しの資金源として十分であると考えている。しかし、成長戦略又はその他の取組みの追及において、将来、新株、借入調達、戦略的提携等の方策により追加資金調達が必要となる可能性はある。資本と金融市場の状況次第で、この種の追加融資を発生させたり、そのような目的を追求するのに必要な額の資金を得ることが難しくなるかもしれない。

### オフバランスシートの取り決め

2018年および2017年9月30現在、当社は、賃借対照表に記載のない取り決めを促進するために設立された仕組金融や特別目的組織(SPC)としてしばしば言及されるような非連結法人や財務的パートナーシップを有しない。

## 契約上の債務(表による開示)

以下の記述は、2018年9月30日付での当社の契約上の債務及びそれらの債務が将来において当社の流動性とキャッシュ・フローに及ぼすと思われる影響を要約したものである。

契約上の債務 (単位:百万ドル)	総額	1年未満	1-3年	3-5年	5年超
購買契約債務	\$41.1	\$34.0	\$6.6	\$0.5	\$ -
オペレーティングリース	19.6	3.5	4.5	3.7	7.9
退職合意	1.9	1.7	0.2	-	-
その他の長期債務*	12.3	0.4	1.0	0.8	10.1
契約上の債務の合計	\$74.9	\$39.6	\$12.3	\$5.0	<u>\$18.0</u>

\*現金で決済される繰延税金は明らかでなくその支払いの時期も未定であるため、他の長期負債として上記に掲げた金額は10万ドルの繰延税金を除外している。また、繰延賃料は上記の表の「オペレーティングリース」に含まれているため、30万ドルの繰延賃料を除外している。

#### 購買契約債務

当社は、2002年以降は当社の関係会社であったことはなく、現在も当社とは関係を有しないキャボット・コーポレーションとの間の燻しシリカの購入を目的とする複数年供給契約に基づき事業を行っており、その有効期間は2019年12月31日までである。当社は、この契約に基づき、2017年現在で最低購入量の条件のない燻しシリカの購入オプショ

ンを有しており、当社はこれに対して2017年及び2018年にそれぞれ150万ドルを支払い済みであり、2019年にも同様の支払いを行う。上記の表の購買契約債務は、当社が2018年(暦年)及びその後に当社の購入量が予測に合致するという経営陣の予測を反映したものである。購買契約債務には、当社とキャボット・コーポレーションとの間の燻しシリカの供給契約に関連する契約上の約定の合計金額1,120万ドルが含まれている。2019事業年度に支払期限を迎える150万ドルは、当社の2018年9月30日現在の連結貸借対照表における未払債務に含まれている。

## オペレーティングリース

当社は、解約可能及び解約不能のオペレーティングリースによって、車両、倉庫設備、事務所、機械・設備を賃借している。その多くのリースは各開始期日から10年以内に終了するが更新することができる。

### 退職合意

2018年9月30日における退職合意の債務は、個別の合意にしたがって、元従業員又は退職予定の従業員に対して支払われる。

### その他の長期債務

2018年9月30日現在のその他の長期債務は、主として、当社の日本及び韓国における従業員給付制度に関する債務 (約810万ドル)、不確実な税のポジションに関連する債務(約250万ドル)、及び当社のキャボット・マイクロエレクトロニクス補充的従業員退職プランに基づく将来の支払債務(約110万ドル)から成る。

#### KMGの取得

上記の表は、KMG株主による取得に関する契約の承認を含む慣行上のクロージング条件に基づき、2018年11月中旬ころに完了することが予定されていたKMGの取得の取得価額及び取得関連取引費用を除外している。

# (4) 最近発表された会計意見の効果

2014年 5 月、FASBは、売上の認識に関するアップデートされた基準であるASU2014-09「顧客との契約から生じる収 益(トピック606)」を公表した。ASU2014-09は、売上がどのように報告されるべきかを拡張するものであり、かつ、 米国GAAPと国際財務報告基準を使用して企業の報告における財務諸表音比較を改善するものである。この新しい 基準の主たる原則は、企業が在又はサービスに対する売上を、その罪又はサービスの対価として権利を有すると企業 が予測する対価を反映した金額において認識するというものである。この新しい基準は、売上に関する開示の拡大を 狙ったものであり、サービスの売上や契約の変更など従来は包括的に検討されなかった取引に対する指針を提供し、 複数の要素を持つアレンジメントに対する指針を改善するものである。2015年8月、FASBは、ASU No. 2015-14「発 効日の延期」(トピック606)を公表した。この基準は、ASU2014-09の効力発生日を正式に1年間延期するものであ る。ASU2014-09は、2018年10月1日から効力を生じ、完全遡及適用アプローチ又は修正遡及適用アプローチによって 適用することができる。同ASUの元の効力発生日(当社においては2017年10月1日)より先に適用することは認め られていない。2016年3月、FASBは、ASU No. 2016-08「本人か代理人かの検討(報告される収益が総額か純額 か)」(Topic 606)を公表した。ASU2016-08は、本人か代理人化に関する補足のガイダンスの内容を明確化するも のである。2016年4月、FASBは、ASU No. 2016-10、ASU No. 2016-11及びASU No. 2016-12を公表し、2017年9月には ASU No. 2017-13を公表した。これらはいずれも従来の収益に関する基準に対するさらなる明確化を提供するもので ある。当社は、新基準の要求を当社の売上契約に適用することによって生じる可能性のある相違点の特定のプロセス を実質的に完了し、新基準に基づく認識と開示をサポートする事業上のプロセス、システム及びコントロールの変更 の特定及び実行を行った。当社は、収益の認識は当社の顧客との契約の大部分について実質的に変更のないものと考 えている。しかしながら、当社のCMP消耗品事業において、当社が顧客締結している契約で、一定の価格設定やインセ ンティブ条項を含むものついては、新指針によって、当社が収益を認識する方法とタイミングが変更されることにな る。当社は、新指針の適用時において存在する契約であって標準的でない価格設定やインセンティブ条項を含むもの に関する現時点での評価に基づき、新会計基準の適用が当社の財政状態及び経営成績に重大な影響を与えることは ないと考えている。当社は、2019会計年度第1四半期から、適用にあたり修正遡及アプローチを使用して新しい収益基 準を適用する。修正遡及アプローチにより、当社は新基準の適用の累積的効果を留保利益の期首残高の重要でない調 整として計上する必要がある。

2016年2月、FASBは、ASU No. 2016-02「リース」(トピック842)を公表した。ASU 2016-02の規定は、借り手の会計に2方向のアプローチを要求しており、これによって借り手は使用権資産とこれに対応する賃料債務を認識することになる。リースは、ファイナンスリース又はオペレーティングリースのいずれかに分類される。ファイナンスリースについては、借り手は利息費用と使用権資産の償却を認識し、オペレーティングリースについては、借り手は定額のリース費用を認識する。この指針は、重要な判断及び評価を含む企業体のリース活動についてさらなる理解を可能にするため、質的開示及び特別な量的開示について財務諸表に計上された金額を追加することを求めている。ASU 2016-02は、当社に対し2019年10月1日から適用されるが、早期適用が認められている。当社は、現在、この基準の施行が当社の財務諸表に及ぼす影響を評価しているところである。

2016年3月、FASBは、ASU No. 2016-09「従業員の株式に基づく報酬の会計に関する改善」(トピック718)を公表した。ASU 2016-09の規定は、法人所得税の手順、報酬を持分と負債のいずれに分類するか、及び、キャッシュ・フロー計算書における分類を含む、従業員の株式に基づく報酬の会計処理における様々な側面に関するものである。当社は、2018事業年度第1四半期より同基準を適用している。この適用の結果、税効果の超過額は、資本の増加ではなく、法人税等の減少額として計上された。このため、2018事業年度の連結損益計算書の税効果は、7,294ドルとなった。さらに、税効果の超過額による収入は、新しい指針の下での希薄化後EPSの加重平均発行済株式数に対する希薄化の影響には含まれなくなった。また、当社は、ASU 2016-09の適用に伴い、ASC 718に基づく没収を引き続き見積もることを選択した。

2017年 1月、FASBはASU No. 2017-04「のれんの減損の会計処理の簡素化」(トピック350)を公表した。この基準は、のれんの減損テストにおいて、のれんの減損テストの日現在で資産と負債の公正価値を決定しこれを帳簿価格と比較してのれんの減損の可能性を決定するステップ 2 を廃止するものである。のれんの減損の測定は、現在は、報告単位の公正価値をその帳簿価格と比較することにより行われる。当社は、2017年10月1日にASU 2017-04を適用し、2018事業年度第4四半期に同事業年度ののれんの減損テストに新しい指針を適用した。

2017年3月、FASBはASU No. 2017-07「純期間年金費用及び準期間退職後給付費用の表示の改善」(トピック715)を公表した。この基準は、従業員への給付費用の内訳の表示について明確な指針を定めるものである。ASU 2017-07は、当社に対し2018年10月1日から効力を生じた。当社は、現在、この基準の適用が当社の財務諸表に重大な影響を及ぼすとは考えていない。

2017年5月、FASBはASU No. 2017-09「条件変更の会計処理の範囲」(トピック718)を公表した。この基準は、株式報酬の支払いの条件変更によって事業体が条件変更の会計処理の適用を要求される場合について明確な指針を定めるものである。ASU 2017-09は、当社に対し2018年10月1日から効力を生じた。当社は、この新しい指針を、変更された範囲において、報酬に適用する予定である。

2018年2月、FASBはASU No. 2018-02号「損益計算書-包括利益の報告」(トピック220)を公表した。この会計基準の改正により、減税法によって生じるを、その他包括利益累計額から利益剰余金に振り替えることが可能となった。 ASU2018-02は、2019年10月1日から効力を有するが、早期適用が認められている。当社は、現在、この基準の適用が当社の財務諸表に及ぼす影響を評価中である。

2018年6月、FASBはASU No.2018-07「報酬-株式報酬(トピック718): 非従業員の株式に基づく報酬の会計処理の改善」を公表した。このASUは、非従業員以外に支給される物品およびサービスに対する株式に基づく報酬の会計処理を簡素化した。これによって、非従業員に対するこのような報酬に関する指針は、ほとんどが従業員に支給される株式に基づく報酬の要件と大部分において整合的となる。ASU 2018-07は、2019年10月1日から効力を有するが、早期適用が認められている(ただし、トピック606の適用日より前には適用されない。)。当社は、現在、この基準の適用が当社の財務諸表に与える影響を評価中である。

2018年8月、FASBはASU No.2018-13「公正価値測定(トピック820): 開示の枠組み-公正価値測定に関する開示要件の変更」を公表した。このASUは、現行の開示要件の削除、修正及び追加を含むトピック820の様々な開示要件に関する具体的なガイダンスを提供する。ASU 2018-13は、2020年10月1日から効力を有するが、早期適用が認められている。当社は、現在、この基準の適用が当社の財務諸表に与える影響を評価中である。

2018年8月、FASBはASU No.2018-15「無形固定資産-のれんおよびその他-内部利用ソフトウェア(サブトピック350-40)」:サービス契約であるクラウド・コンピューティング・アレンジメントにおいて発生する顧客の実装コストの会計処理(FASB新会計問題審議部会のコンセンサス)」を公表した。このASUは、サービス契約であるホスティング契約の顧客である企業体に、どの実装コストをサービス契約に関連する資産として資産計上しどのコストを費用とするかの決定について、サブトピック350-40の指針に従うことを要求している。ASU 2018-15は、2020年10月1日から効力を有するが、早期適用が認められている。当社は、現在、この基準の適用が当社の財務諸表に与える影響を評価中である。

### (5) 重要な会計方針と評価

この「重要な会計方針と評価」並びに本有価証券報告書の別な箇所に記載されている開示は、米国で一般に認められている会計原則に従って作成されたもので、当社の監査済み連結財務諸表に基づいている。これらの財務諸表を作成する際に、当社は、報告された資産、負債、収入並びに支出の額及び関連する偶発事故の開示に影響する概算及び判断を要求される。継続ベースで当社は、使用された概算(貸倒費用、在庫査定、長寿命資産及び投資の価値の減損、事業併合、営業権、他の無形資産、株式に基づく報酬、所得税および偶発事象を含む)を評価する。当社は、その概算を過去の経験、現在の状況及び一定の状況の下では合理的であると確信する種々の他の推測に基づいて行っている。概算の結果は、他の資料からは容易に明らかにならない資産・負債の保有価値について判断することの根拠及びコミットメントや偶発事故に関連する当社の会計処理を識別して査定することの根拠を形成する。実際の結果は、異なる推測や条件の下での概算とは異なるかも知れない。当社は、以下の重要な会計方針が連結財務書類の作成に使用される重要な判断と概算を含むものと確信する。

有価証券報告書

## 貸倒引当金

当社は、顧客の支払不能の可能性から生じる損失見積額に対して、不良勘定としての引当金を計上している。当社の貸倒引当金は、特定の既知の条件又は状況について調整された、過去の取立経験に基づく。過去の経験から回収不能勘定の合理的な見積りが得られるが、実際の結果は記録されたものと異なる可能性がある。当社は、引き続き顧客の支払能力を監視するが、もし世界経済又は個々の顧客の状況が悪化するときは、貸倒引当金を更に増加しなければならないかも知れない。2018年9月30日時点において、当社の不良勘定引当金は売掛金総額の2.4%を示している。もし当社の不良債権の見積りを100ベーシス・ポイント上げて売掛金総額の3.4%にすると、当社の一般管理費は70万ドル増加する。

### 在庫評価

当社は市場の低い方のコストで在庫を査定し、在庫の陳腐化又は市場価値の低下の見積額を償却する。棚卸引当金は、事業年度の最終日の在庫価値に対して適用される実際の償却在庫の過去における割合に、判明している条件や状況に対する調整したものである。当社では陳腐化した在庫の額を見積るときは慎重に判断を行う。製品の実際の市場価値が経営者の予想したものと異なる条件によって影響されるときは、棚卸引当金の見積りの変更が必要となり得る。もし2018年9月30日に陳腐在庫の引当金を10%増大させていたならば、当社の売上原価は30万ドル増大していたであろう。

# 長期性資産及び投資の減損

当社は、出来事または状況の変更によりその資産の減損を示す場合は、有限性の無形資産を含む長期性資産の帳簿価格の復元可能性を評価する。当社は、そのような減損を示唆するものが存在するか否かを決定するために、定期的に長期性資産のレビューを行っている。減損の発生の有無を評価するには、慎重な判断を行わなければならない。減損を認識し評価する目的で、識別可能なキャッシュ・フローが他の資産や債務のキャッシュ・フローと殆ど関係ない最低レベルで、長期性資産は個別的に特定されるか、又は、その他の資産や債務と共にグループ化されている。このグループ分けには慎重な判断を行わなければならない。識別された資産グループから起こると予想される値引き前の将来のキャッシュ・フローの合計金額が資産グループの帳簿価格より低い場合、対策が必要となる。認識される減損の合計金額は、報告された資産グループの評価から資産の公正価格を差し引くことによって計算される。将来のキャッシュ・フローおよび見積りの公正価格の確定は、経営陣による長期的な将来の販売および販売原価の推定が一般に必要であるため、卓越した判断力が必要とされ、時期による変動に非常に影響を受けやすい。当社は、2016事業年度及び2018事業年度においては減損費用を計上していない。当社は、2017事業年度に、後に利益を得るために売却された過剰な研究開発設備に関係して長期保有資産の90万ドルの減損費用を計上した。

## 事業併合

当社は、当社の企業買収を事業併合に関する現行の会計基準に基づき会計処理している。この会計基準は、買収された事業の資産及び負債を見積り公正価格によって認識することを求めている。される。当社は、買収した資産負債の公正価格を決定するとき、第三者の独立評価企業を雇う。この評価には、特に長寿命の無形資産に関して、経営陣が相当な推定及び仮定を行う必要がある。営業権は、純資産の公正価格(識別可能な無形資産を含む。)の金額を超える売買価格の残存価値を示す。

特定の無形資産の評価の重要な推定には、買収した開発済の技術及び特許に関連し、将来期待されるキャッシュ・フロー、及びその技術が併合後の会社の製品ポートフォリオにおいて使用され続ける期間に関する前提、製造過程の技術を商業的に実現可能な製品として開発するための推定経費、及びその製品の完成時に推定されるキャッシュ・フロー、及び割引率が含まれるが、それらに限られない。経営陣の価額の推定は妥当だと思われる前提条件に基づくものであるが、その前提条件自体が本質的に不確実且つ予測不可能なものである。前提条件が不完全であったり、予期されない事象や状況が発生する可能性もあり、それによって実現価額が経営陣の推定と異なることが生じることもある。

この有価証券報告書に記載のとおり、当社は、2018年11月、KMGの取得を完了した。当社は、この取得に企業結合に関する会計基準を適用して会計処理しており、当社は、会計上、取得会社として取り扱われる。

当社は、2016事業年度において、NexPlanarの買収に関して5,840万ドルののれん及び5,500万ドルの無形資産を計上した。無形資産には、確立された耐用年数のある資産の5,000万ドル及び製造過程の技術の500万ドルが含まれている。当社は、2016会計年度の第4四半期において、買収の日の後に得られた情報に基づき、開発中の商品のうちの1つが当社のキャッシュ・フローの予測に合致しない見込みであると判断した。その結果、当社は、この無形資産の100万ドルの減損を計上した。残りの400万ドルは、その後、開発された技術に再分類され、当社は2018年度にこの無形資産の償却を開始した。

# 営業権及び無形資産

購入した有限寿命の無形資産は、その耐用年数により償却され、他の長期資産を評価するのに使用されるものと同様のプロセスを使用する減損と評価される。営業権及び無限寿命の無形資産は、償却されず、適正価額に基づくアプローチを使用して、毎年第4四半期に又は減損の可能性がある場合はそれ以上に頻繁に評価される。

営業権の回復可能性は、オペレーティング・セグメント又はオペレーティング・セグメントの一つ下のレベルとして定義されるレポーティング・ユニットのレベルで測定される。一つのコンポーネントは、個別的な財政情報が利用可能でありセグメント管理者が定期的にそのコンポーネントの営業実績を検討する一つの事業を構成するとき、一つのレポーティング・ユニットとなる。複数のコンポーネントが同様の経済的特徴を有するときは、一つのレポーティング・ユニットに結合されうる。当社には、当社の年間減損テストの期日である2018年9月30日現在で3つのレポーティング・ユニットがあり、その全部がのれんを有していた。CMPスラリー及びCMPパッドの2つのレポーティング・ユニットは、当社の2018年9月30日現在の連結財務諸表におけるのれんの残高のうち95%を占めている。CMPパッドに関するのれんは、NexPlanarの買収によるものである。

会計指針により、事業体には、質的分析(ステップ 0) 又は量的分析(ステップ 1) のいずれを使用してレポーティング・ユニットの公正価格の評価を行うかの選択肢が与られている。同様に、事業体には、耐用年数を確定できない無形資産の回復可能性の判断においてステップ 0又はステップ 1のいずれのアプローチを使用するかの選択肢が与られている。2016事業年度、2017事業年度及び2018事業年度において、当社は、2018事業年度においてはステップ 0の使用を選択したCMPスラリーのレポーティング・ユニットを除き、のれんの減損及び耐用年数を確定できない無形資産の回復可能性の分析についてステップ 1を使用した。

重要な判断が求められる事項としては、評価アプローチの選択、収益及び売上総利益率の将来的な成長率に関する予測、割引係数及びロイヤルティ率その他の事項がある。これらの予測に影響を与える年間減損分析又は臨時の減損分析の後に生じる経済状況と経営状況の変化により、将来的な減損損失が生じる可能性がある。CMPパッドのレポーティング・ユニット及びQEDのレポーティング・ユニットの算定された公正価値は、それぞれ、帳簿価格を50%以上上回る。2018事業年度の第4四半期に行われたレビュー及び関係する慎重な分析の結果、当社は、2018年9月30日時点で当社ののれんの減損はなかったと決定した。2017事業年度には、のれんの減損はなかった。2016事業年度においては、すでに述べたように、当社は、ネックスプラナーの製造過程の技術の一部について100万ドルの減損を計上した。

### 株式に基づく報酬

当社は、ストック・オプション授与、制限付株式、制限付株式ユニット・アワード、パフォーマンス・シェア・ユニッ ト(以下「PSU」という。)および従業員ストック・パーチェス・プランによる株式購入を含む、全ての株式ベース のアワードに対する株式ベースの報酬経費を計上している。当社は、最終的に権利行使されると予想される賞与に基 づく直線アプローチを使用して株式ベースの報酬経費を計算する。棄権率は、歴史的経験に基づいて推定されている が、実際の棄権率が予想と違った場合は、将来の期間において修正される可能性がある。当社は、ストック・オプショ ンと従業員株式購入プランの授与日の公正価額の推定をするBlack-Scholesのオプション価格評価モデル(「Black-Scholesモデル」)を使用する。このモデルは、株式の価格変動性、ストック・オプションの予想期間、予測される配当 利回り、及びリスクフリーの利率を含む非常に主観的な推定のインプットを必要とする。当社は、当社の株式のヒス トリカル・ボラティリティと、活発に取引されている当社の株式のオプションから得たインプライド・ボラティリ ティを組み合わせて、当社のストック・オプションのボラティリティを予測している。当社は、過去のストック・オ プションの行使に関するデータを使用してストック・オプションの条件を予想しており、2017年12月以前に付与し たストック・オプションについては、退職適格の定義にあてはまる従業員に対して、契約に基づくオプション付与期 間におけるオプション付与にしたがって、予想したオプションの条件に少額のプレミアムを付加している。2017年12 月現在、新ストック・オプション付与及び制限付株式付与の規定において、従業員が退職資格要件を満たした場合に は、解雇等の一定の事情がある場合を除き、残りの未確定株式報酬は、在職期間の満了にかかわらず、引き続き付与さ れることとされている。その結果、報酬の支給に必要な勤務期間は、退職適格の時点で充足される。したがって、当社 は、付与日現在で退職適格を満たした従業員については、付与の時点で株式報酬費用の総額を計上しており、4年間の 確定期間中に退職適格を満たすこととなる従業員については、株式報酬契約に記載された4年間の確定期間にわたっ て行うのではなく、付与日から退職適格日までの期間にわたって株式報酬費用を計上している。2017年12月に報酬支 給のための退職適格に変更があったため、2018事業年度第1四半期に90万ドルが費用として直ちに計上された。

予測される配当利回りは、米国ドル建ての年間の配当額を付与日における株価で除した値である。リスクフリーの利率は、付与時に有効な米国財務省のイールド曲線から得ている。

付与済みのPSUは、S&P小型株600インデックスの総株主リターンと比較して、PSUに関連する特定の業績期間における当社の総株主リターンに応じて、下方修正または上方修正される可能性がある。当社は、PSUの付与日現在の公正価値を見積もるために第三者のサービスプロバイダーを使用しており、モンテカルロ・シミュレーション・モデルを用いている。このモデルでは、当社の株価、指数構成銘柄、無リスク金利、株価ボラティリティなどの一定の仮定を用いて、当社および指数構成銘柄の株価変動をシミュレーションしている。

当社は、2018事業年度第1四半期よりASU No. 2016-09「従業員の株式に基づく報酬の会計処理の改善」(トピック718)を将来に向かって適用している。この基準の規定は、法人税の影響、株式または負債としての報酬の分類、連結キャッシュ・フロー計算書における超過税額控除の分類、および1株当たり利益の計算を含む、株式に基づく支払取

有価証券報告書

引の会計処理の様々な面に関連するものである。この適用により、当社の超過税額控除は、資本の増加ではなく、法人税等の引当金の減少として計上している。その結果、2018事業年度の連結損益計算書において、730万ドルの税効果を計上した。税効果を含む当期純利益は、新しい指針の下での基本的1株当たり利益の計算に使用された。また、当社は、ASU 2016-09の適用に伴い、ASC 718に基づく没収を引き続き見積もることを選択した。

当社の制限株式及び制限付株式ユニット・アワードの公正価値は、付与日における当社普通株式のクロージングの価格を示す。

当社は、2016事業年度において、NexPlanarの買収に関して、NexPlanarの従業員の一部に対し、買収のクロージングの時点でネクスプラナーについて保有していた未行使のISOの代わりに現行のオムニバス インセンティブプランに基づくインセンティブ・ストック・オプション(ISO)を付与した。当社は、これらのISOの付与日現在の公正価格の評価にブラックショールズ オプション価格モデルを使用し、2016事業年度及び将来における株式ベースの報酬費用を計算した。

### 税効果会計

現在の課税は、当該年度の納税申告時において税の支払かまたは税の還付かに基づいて決定される。繰り延べ課税 は、記録された資産・債務の帳簿と課税基準の間の一時的な違いの効果に対する適用税率を使用して決定される。税 率の変更の繰延資産と債務への効果は、設定日を含む期間の収入で実現される。米国及び外国の繰延税金債務もしく は給付に対する規定がなされた。当社は、当社の繰延税金資産が最終的に現実化するか否かを評価し、現実化しない 可能性のある繰延税金資産に関する控除の見積り価値を記録する。当社は、税のポジションの形式的価値に基づい て、そのポジションが税務当局により維持される可能性が高い場合だけ、不明確な税のポジションの税の給付を認識 する。2012事業年度に、当社は、一部の外国子会社の収益を、米国に送金するのではなく、持続的に再投資することを 選択した。当社は、2016事業年度および2017事業年度において、すべての海外子会社の利益を永続的に再投資する方 針を維持した。当社は、2017年12月の減税法の施行及びそれに伴う領土税制への移行を踏まえ、2018事業年度におい ては、海外における所得を無期限に再投資することを考慮することをやめ、1億9,790万ドルを本国に送金した。さら に、減税法は米国の租税法に複雑な変更をもたらしており、これには、(1)米国の連邦法人税率を2018年1月1日より 21%に引き下げること、および(2)海外子会社の未送金利益のうち8年間にわたって支払われるべき一部について一時 的な移行税を要求することが含まれている。減税法によって、SEC職員は、会社が減税法の影響に関する会計処理を 完了するための1年を上限とする測定期間を設定する会計指針(SAB第118号)を公表した。会社は、減税法の税効果 に関する会計処理が未了であるが、合理的な見積りを決定することができる場合には、財務諸表に暫定的な見積りを 計上しなければならない。会社が暫定的な見積りを財務諸表に含めることができない場合には、その会社は減税法の 施行の直前に施行されていた税法の規定を引き続き適用しなければならない。暫定的な金額は、新しい指針の規制当 局、減税法の解釈の変更、及び当社が現在行っているデータや税務ポジションの分析から得られた見積りの精緻化に よって、変更される可能性がある。法人税等および恒久的再投資に関する詳細については、本有価証券報告書の「流 動性と資本資源」および「連結財務諸表注記16」を参照されたい。

### 確約および臨時出費

当社は、供給業者との間で、解約できない購入約束とテイク・オア・ペイ契約を含む無条件の購入契約を締結している。当社は、当社の契約を四半期ごとにレビューしており、購入量が不足する可能性を査定し債務を記録することが必要かどうかを決定している。さらに、法的手続きまたは申し立てなどの日常業務で起こる多様な損失の臨時出費の可能性にも影響を受ける。損失の臨時出費の見積りは資産が減損し債務が発生する可能性がある場合に起こり、損失金額は妥当に見積りされる。当社はそのような見積り額が調整されているかどうか、および新しい見積り額が必要であるかどうかを確定するために、定期的に入手できる情報を評価している。

# 4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2018年8月14日、米国テキサス州の株式会社であるKMGケミカルズ・インク(KMG Chemicals, Inc.、以下「KMG」という。) および米国テキサス州の法人であり当社の完全子会社であるコバルト・マージャー・サブ・コーポレーション(Cobalt Merger Sub Corporation、以下「マージャー・サブ」という。) と契約を締結し、当社によるKMGの取得を決定した。本契約は、本契約に定める条件の履行または有効な放棄を条件として、マージャー・サブがKMGと合併し、KMGは存続会社かつ当社の完全子会社として存続することを規定している。本契約および本取得は、当社およびKMGの取締役会においてそれぞれ全会一致で承認された。

## (1) 株式交換の目的

株式交換の目的は以下のとおりである。

- (i) 消耗品を中心とする電子材料の生産量を拡大し、高品質で成長性のある機能性材料を追加すること
- (ii) 半導体材料における統合された強みを活かし、取得後の会社の業績をさらに向上させること
- (iii) 既存のCMP製品を補完し、電子化学品事業によって世界有数の半導体メーカー顧客との接点を拡大すること

## (2) 株式交換の条件

本件取得の成立は、2018年11月13日に開催予定のKMG株主総会における本契約の承認を含め、通常のクロージング条件に従うことを前提としている。これらの条件が満たされたことから、2018年30年11月15日付で取得は完了し、KMGは当社の直接の完全子会社となった。

# (3) 株式交換完全子会社となる会社の株式一株につき割当てを受ける株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び株式交換における割当ての内容の算定根拠

本件取得が効力を生じた時点で、1株当たり額面0.01ドルであるKMGの発行済み普通株式(KMG、当社及びその子会社が保有する株式、反対株並びにKMG エクイティ・アワードの対象となる株式を除く。)は、自動的に、利子なしで、以下の合併対価を受領する権利に転換される。

- 現金55.65ドル、及び
- 1株あたり額面0.001ドルの当社の普通株式0.2000株

対価の総額である79.50ドルは、2018年8月13日終了時の当社の普通株式の出来高加重平均20日終値に基づくものである。

### (4) 株式交換完全親会社となる会社の資本金又は出資の額並びに事業等の内容

株式交換後の完全親会社は、当社である。

株式交換後の当会社の資本金の額は、956,627,170ドルである。

株式交換後の事業内容は、スラリー及びパッドの製造・販売、精密光学機器メーカーへの高度な製造システム及びサービスの提供、半導体製造業界、太陽電池パネルの製造業者及びフラットパネルディスプレイ製造業界などへの高純度化学品の供給、パイプラインの効率化に最適な製品・サービスの提供、木材処理用特殊化学品の供給などである。

# 5【研究開発活動】

当社は、CMP事業及びESF事業の成功にはテクノロジーが不可欠であると確信しており、研究開発及び技術サポートに十二分の資源を充当しかつ、短期的な市場のニーズと長期的な市場のニーズの間でバランス良く努力を継続する計画である。当社は、研究開発の努力を最先端の技術を有する顧客向けの最先端の用途における製品イノベーションに集中させている。当社は、化合物の生成、材料科学、製品の技術及び製造技術における専門性を活かして、このような顧客の要求に合致した新規及び強化CMP溶液を開発している。当社は、このような顧客の独自技術と製造に関わる問題を特定して、それらの問題を実行可能なCMP工程ソリューションへ転換するために、顧客の施設において顧客と共に緊密に働いている。

当社の技術的努力は、次の5つの主要分野に集約される。それらは、商品化まで数年かかる新しい素材・プロセス・設計の製品開発の初期段階から、顧客の生産工場において日々使用する、すでに商品化された製品の継続的な改良までと、広範囲にわたる。

- CMP基礎技術に関連する研究
- 新規かつ強化されたCMP消耗製品の開発(テクノロジーのリーダーである顧客及びサプライヤーとの共同開発プロジェクトにおける協力を含む)
- 新製品の迅速かつ効果的な商品化を支える工程開発
- 顧客の研究、開発及び生産施設における当社のCMP製品のテクニカルサポート
- 半導体産業以外での研磨及び度量衡用途の開発

当社のCMPスラリーとパッドの研究は、ICデバイスの機能性並びに顧客の製造量及び総所有コストに関連する、複雑で相関性のあるパフォーマンス基準を幅広く扱っている。当社は、半導体回線が作られている硬さの異なる素材のいくつかを、時には同時に研磨することもできるスラリーやパッドの設計を行っている。さらに、当社の製品は高い研磨率と処理量、低コストな消耗製品において、顧客の好みの表面条件を達成し、顧客にとって所有コストを受け入れることのできるシステムを提供するために、コストも利用可能な範囲におさめなければならない。技術が進歩し、素材やデザインがその複雑さを増していくにつれて、これらのチャレンジは、研究・開発に重大な投資を必要としてくる。

当社は、またESF事業に対しても研究開発費を投入している。この領域の製品には、シリコンウェハーを研磨し、ウェハー表面の品質を向上し、顧客の総所有コストを削減するために使う製品が含まれている。

当社は、当社の技術は当社に競争における優位性をもたらすものであり、当社の研究開発への投資は、当社に、最も最先端かつ困難な顧客の技術要求をサポートする研磨及び測定の能力を提供もたらすものと確信している。当社は、2018事業年度、2017事業年度及び2016事業年度中に、それぞれ約5,200万ドル、約5,570万ドル及び約5,850万ドルの研究開発費を投じた。当社の研究・開発におけるシックス・シグマ・イニシアチブにより、他の方法による場合よりも少ないコストで更なる研究が行なえるようになった。当社の研究開発への取り組みを支援するための資産、工場、機器への投資は、その使用寿命を通して資本組み入れされ、償却される。

当社のグローバルな研究開発チームは、半導体産業からの専門家及び高性能CMP消耗製品の開発に必要な主要分野の科学者を含む。当社は、(1) 1級クリーンルーム並びに300mmの研磨及び測定の機能を持つ高度な製品開発装置を特徴とするイリノイ州オーロラの研究開発機関、(2) 1級クリーンルーム、300mmの研磨及び測定能力並びにスラリーの開発能力を有する日本の施設、(3) 200mmの研磨能力を有する台湾の施設、(4) スラリー設計能力及び300mmの研磨能力を有する韓国の施設、(5)データストレージ産業向けの研磨、測定及びスラリー開発能力を備えたシンガポールの研究開発ラボラトリー、並びに(6)当社のQED事業をサポートするニューヨーク州ロチェスターの研究所、を運営している。これらの施設は、当社が、技術的な優位性を維持するための技術インフラストラクチャへの投資及び顧客のニーズへの迅速な応答の継続に向けた取組みを行っていることを示すものである。

有価証券報告書

### 第4【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

有形固定資産は以下の項目から構成されている:(単位:千ドル)

	9月30日現在		
	2018年	2017年	
土地	\$17,525	\$17,823	
建物	103,601	104,057	
機械及び設備	195,434	187,649	
什器及び備品	7,575	6,770	
情報システム	34,271	32,748	
キャピタルリース	1,200	-	
建設仮勘定	17,001	10,439	
有形固定資産合計	376,607	359,486	
控除:減価償却累計額	(265,204)	(253,125)	
有形固定資産純額	\$111,403	\$106,361	

減価償却費は、2018年、2017年及び2018年のそれぞれ9月30日に終了した事業年度において、それぞれ、17,255千ドル、17,195千ドル及び16,915千ドルであった。

当社は、2017事業年度において、余剰の研究開発資産に関連する860千ドルの減損を計上し、また、当社は、余剰の研究開発設備の売却による1,820千ドルの利益を計上した。当社は、2018事業年度及び2016事業年度には、財産、工場及び設備に関する減損費用を計上していない。

### 2【主要な設備の状況】

当社が所有する主要な米国内の施設として、以下のものがある。

- イリノイ州オーロラ市にある当社の総本部及び研究・開発施設、約200,000平方フィート。
- イリノイ州オーロラ市にある商用分散工場と流通センター、約175,000平方フィート。
- イリノイ州オーロラ市にある商用研磨パッド製造工場とオフィス、約48,000平方フィート。

当社が米国内で賃借している施設として、以下のものがある。

- オレゴン州ヒルズボロの商業用パッド清算工場2件、約140,000平方フィート。
- ニューヨーク州ロチェスターの研究及び技術サポートの施設及びオフィス、約23,000平方フィート。

当社が所有する主要な海外施設として次のものがある。

- 台湾高雄郡にある商用スラリー及びパッドの製造工場、自動倉庫、研究開発施設及びオフィス、約190,000 平方フィート。
- 三重県安芸郡芸濃町にある商用スラリー製造工場、流通センター及び開発・技術支援施設、約165,000平 方フィート
- •韓国京畿道にある商用スラリー製造工場、研究開発施設及び事務所、約110,000平方フィート。

当社が貸借している主要な海外施設として、次のものがある。

- 台湾の新竹市にあるオフィス、研究開ラボラトリー、及び商用研磨パッド製造工場、約30,000平方フィート。
- シンガポールにある商業製造工場、研究開発施設、及び事業所、約24,000平方フィート。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社は、当社の設備がその使用目的にとって適切かつ十分であり、現在及び予測可能な未来に予想される需要を満たすに充分な能力と能力拡大の機会及び技術力を提供していると確信している。例えば、当社は、2018事業年度に、将来の成長をサポートするため米国オレゴン州、ヒルズボロの施設を拡張した。

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】(2019年1月11日現在)

## (1) 【株式の総数等】(2019年1月11日現在)

## 【株式の総数】

株式の種類	授権株式数	発行済株式数	未発行株式数
普通株式 (額面0.001ドル)	200,000,000	39,316,249	160,683,751

## 【発行済株式】

記名/無記名及び 額面/無額面の別 株式の種類	株式の種類	発行済株式数
無記名株式 額面0.001ドル	普通株式	28,918,694

上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

ナスダック・グローバル・セレクト市場 (記号: CCMP)

# (2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

## (3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(千ドル単位/括弧内の数はマイナス)

## 資本金

事業年度	増減額	事業年度末における金額
2014年	61,062	437,298
2015年	58,408	495,706
2016年	35,168	530,874
2017年	50,099	580,973
2018年	41,561	622,534

## 発行済株式総数

事業年度	増減数	事業年度末における株数
2014年	438,012	23,784,914
2015年	662,589	24,447,503
2016年	69,159	24,516,662
2017年	1,024,288	25,540,950
2018年	3,377,744	28,918,694

## (4)【所有者別状況】

株主の種類	株主数	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 <sup>*</sup>
-------	-----	-------	--------------------------------------

キャボット・マイクロエレクトロニクス・ コーポレーションの取締役、同被指名者及び執行役員	14	647,957	2.2%
---	----	---------	------

<sup>・</sup> 2019年1月11日時点での発行済株式総数による。

その他の種類の株主について、当社は詳細を把握していない。2019年1月11日現在、当社の普通株式に記録されている株主数は約637名であった。

## (5)【大株主の状況】(2019年1月11日現在)

氏名又は名称 / 住所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ブラック・ロック・インク (Black Rock, Inc.) ニューヨーク州10022ニューヨーク、 東52番ストリート55	3,674,282	12.7%
ザ・ヴァンガード・グループ・インク (The Vanguard Group, Inc.) ペンシルバニア州19482 ヴァレー・フォージ 私書箱2600	2,735,222	9.5%

2019年1月11日現在の当社の把握している情報に基づき、その当時当社の普通株式を5%以上所有することを開示する報告を証券取引委員会へ提出する大株主は、他にはいなかった。2019年1月11日現在の当該割合で当社普通株式の受益株主となる者については、当社は把握していない。

### 2【配当政策】

当社の取締役会は、2016年1月、定期的な四半期ごとの現金配当プログラムの開始を承認し、それ以後、配当を2倍に増額して現在の水準において1株あたり0.40ドルとした。将来における配当の宣言及び支払いは、当社の取締役会及び経営陣による様々な要因に基づいた裁量及び決定によるものであり、かつ、このプログラムは理由を問わずいつでも停止され、修正され又は終了され得る。

## 3【株価の推移】

## (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

9月30日に終了する事業年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
最高 (ドル)	47.73	52.53	53.45	97.97	123.76
最低(ドル)	37.98	38.23	34.53	50.66	79.36

### (2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年 9月	2018年 10月	2018年 11月	2018年 12月	2019年 1月	2019年 2月
最高(ドル)	112.31	104.07	107.58	111.3	102.44	115.61
最低(ドル)	101.17	89.19	94.86	82.24	88.05	95.15

## 4【役員の状況】

## (1)2019年3月29日現在の役員の略歴並びに所有株式数(2019年1月11日現在)

男性6名、女性2名

取締役全体に占める女性の割合:25.0%

氏名 (生年月日) 役名及び職名	所有 株式数	略歴
---------------------	-----------	----

デビッド・エッチ・リー David H. Li (1972年12月6日)	社長 兼最高経営責任者	162,089	デビッド・エイチ・リーは、2015年1月から当社の社長兼最高経営責任者及び取締役を務めている。リーは2008年6月より2014年12月まで当社のアジア太平洋地域担当副社長であり、それまでの間、韓国及び中国を担当する業務担当ディレクター及び当社のタングステン・アンド・アドバンスト・ディエレクトリクス(Tungsten and advanced Dielectrics)のグローバル・ビジネス・ディレクターを務めた。当社に入社した1998年以来、リー氏は、事業運営、調達業務及び投資家関連業務における様々な指導的役職を務めた。リー氏は、パーデュー大学から化学工学の理学士号を取得し、ノースウェスタン大学よりMBAを取得した。
エイチ・キャロル・ バーンスタイン H. Carol Bernstein (1960年10月3日)	副社長 兼秘書役 兼法務部長	59,003	エイチ・キャロル・バーンスタインは2000年8月より当社の副社長兼秘書役兼法務部長を務めている。1998年1月から当社入社までシカゴ大学により運営されているアルゴネ国立研究所(Argonne National Laboratory)産業技術開発部長及び法務部長を務めていた。1985年から1997年までIBMにおいて、様々な職務に就き、ついには副法務部長を務め、IBMの合弁会社であるアドバンティス・コーポレーション(Advantis Corporation)において副社長、秘書役兼法務部長を務めた。同氏はコルゲート大学より文学士号を、ノースウエスタン大学より法学士号を取得している。イリノイ州及びニューヨーク州にて弁護士登録をしている。
スコット・ディ・ ビーマー Scott D. Beamer (1971年3月17日)	副社長 兼最高財務責任者 (主要財務責任者)	19,769	スコット・ディ・ビーマーは、2018年1月に当社の副社長兼最高財務責任者に就任した。当社入社前、同氏は、2013年8月からステパン・カンパニーの副社長兼最高財務責任者を務めた。それ以前、ビーマー氏は、16年間にわたり、CFO・ヨーロッパ及びアシスタント・コントローラーを含むPPGインダストリーズの種々のシニア財務職を務めた。同氏は、ブルームスバーグ大学の理学士を、ピッツバーグ大学において経営修士号を取得し、アーンスト・アンド・ヤングで職業人としてスタートした。
ジェフリー・ダイ サード Jeffery Dysard (1973年3月20日)	副社長 兼機能性材料プレジ デント	-	ジェフリー・ダイサードは、2019年1月に当社の副社長兼機能性材料プレジデントに就任した。それ以前には、2017年10月からCMPスラリーのゼネラルマネージャーを務めた。2015年10月からは、CMPパッドのゼネラルマネージャーを務めていた。それ以前には、ダイサード氏は、2004年の入社以来、グローバル・ビジネス・ディレクター、技術研究開発ディレクター、製品開発マネージャー、シニア・サイエンティストなど、さまざまなリーダーシップの役割を担っていた。ダイサードしは、それ以前はエクソンモービルの科学者であった。ダイサード博士は、シカゴ大学において化学の学士号を取得し、カリフォルニア大学バークレー校において科学の博士号を取得した。
アナンス・ナマン Ananth Naman (1970年10月5日)	副社長兼最高技術責任者	9,232	アナンス・ナマンは、2015年1月から副社長兼最高技術責任者を務め、2017年10月当社のアジア・パシフィック地域の責任者に就任した。その前には、同氏は、2011年1月から当社の研究開発担当副社長を務めていた。それ以前には、ナマン博士は2009年4月から当社の製品開発担当取締役であり、2006年1月から2009年3月まではパッド技術担当取締役であった。当社に入社する前、ナマン博士は2000年7月から2005年12月までハニーウェル・インターナショナル(Honeywell International)で研究開発に従事しており、1997年から2000年までシーゲイト・テクノロジー(Seagate Technology)で研究開発の役職に就いていた。ナマン博士は、フロリダ大学において、材料科学及び工学の理学士号、理学修士号及び博士号を取得している。

	T		,
エレノア・ケー・ソープ Eleanor K. Thorp (1974年10月22日)	人事担当副社長	1,502	エレノア・ケー・ソープは、2018年9月より当社人事担当副社長に就任した。ソープ氏は、2015年から2018年にかけて、シンガポールに拠点を置くセフォラ・デジタル・エスイーエー(Sephora Digital SEA)で人事・採用担当責任者を務めた後、当社に再入社した。それ以前、ソープ氏は、2013年から2015年にかけて、当社のアジア太平洋人事部長を務めた。それ以前、同氏は、フロンティア・ストラテジー・グループ(Frontier Strategy Group)の人事・採用担当責任者であり、また、ロンドンを皮切りにニューヨークを拠点とする幅広い業界でのエグゼクティブサーチにも従事していた。ソープ氏は、ケンプリッジ大学(イギリス)を卒業し、社会政治学の学士号を取得した。
ダニエル・ディ・ウッドランド Daniel D. Woodland (1970年7月24日)	副社長 兼最高マーケティン グ・オペレーション 責任者	33,707	ダニエル・ディ・ウッドランドは、2017年10月当社の副社長兼最高マーケティング・オペレーション責任者に就任した。それ以前は、2015年1月から当社のマーケティング担当副社長を務めている。2009年6月から2014年12月まで、ウッドランド氏は、当社の誘電体グローバル・ビジネス・ディレクターを務めた。それ以前は2006年12月から当社のマーケティング・ディレクターを務めた。それ以前は、同氏は、2005年から2006年12月まで当社のプロダクト・ライン・マネージャーを務め、また、2003年9月に当社に入社した後には当社の種々の研究開発担当を務めた。当社入社前同氏は、OMNOVAソリューション(OMNOVA Solutions)で管理職を経験した。同氏はカリフォルニア大学バークレー校で物理学の学士号を取得し、メイン大学で物理学博士号を取得した。
トーマス・エス・ローマン Thomas S. Roman (1961年5月22日)	最高会計責任者 兼コーポレート・ コントローラー	12,726	トーマス・エス・ローマンは、2004年2月から当社のコーポレート・コントローラー兼最高会計責任者を務めており、それ以前は当社の北米担当コントローラーを務めていた。2000年4月の当社入社前、ローマン氏はFMCコーポレーションで財務報告、税務及び監査に係る役職を歴任した。それ以前、ローマン氏はグールド・エレクトロニクス(Gould Electronics)とアーサー・アンダーセン・エルエルピー(Arthur Andersen LLP)に勤務していた。ローマン氏は公認会計士であり、イリノイ大学で会計学の学士号を、デポール大学で経営学修士号を取得している。

## (2)取締役及び役員に対する報酬

### 取締役に対する報酬

コーポレート・ガバナンス・ガイドライン及び指名/コーポレート・ガバナンス委員会憲章に定められているとおり、指名/コーポレート・ガバナンス委員会は非従業員取締役の(現金及びエクイティ)報酬の検討と取締役会への提言を担う。同委員会は独立の非従業員取締役報酬コンサルタント(2018年4月現在はメリディアン(Meridian)である。)の提供する取締役報酬のベンチマーク情報及びベンチマーク分析並びに勧告の検討を通じてこの作業を行う。

以前に開示したとおり、当社の取締役会は、当社の取締役になろうとする高い能力と経験を有する人材を惹きつけるという当社の能力を継続する目的で、2016年3月の2016年定時株主総会の時点で効力を生じた現在の非従業員取締役に対する報酬プログラムを承認した。当社の非取締役報酬プログラムの内容は以下の表の要素から成る。

取締役報酬の内容(2016年3月発効)	
年次リテイナー・フィー <sup>(1)</sup>	90,000ドル
委員会議長年次リテイナー・フィー <sup>(1)</sup> :	
監査委員会議長	25,000ドル
報酬委員会議長	25,000ドル
指名 / コーポレート・ガバナンス委員会議長	25,000 ドル

非常設委員会又は取締役会の会議報酬 <sup>(2)</sup>	X
非エグゼクティブ・ボード議長報酬 <sup>(3)</sup>	50,000ドル
非適格ストック・オプション年次付与 <sup>(4)</sup>	90,000ドル
制限付株式ユニット年次報酬(4)	90,000ドル
制限付株式ユニット初回報酬(5)	90,000ドル

- 1. 四半期に1回支払われる。支払いは取締役任命の効力発生日直後の四半期末日から始まり、その後は、定時株主総会直後の四半期末日から始まる。委員会の委員を務める取締役にはリテイナー・フィーは支払われない。
- 2. 取締役会が特異事項に対処する目的で特別委員会を設立した場合に限り、委員会の会議報酬1,500ドルが提供される。
- 3. 執行役員でない者が取締役会議長を務めた場合には、年次リテイナー・フィーのほかに一定の固定報酬を受領する。
- 4. 定時株主総会時(または取締役に最初に任命された時)に付与され、最初の選任日から次の定時総会までの残存日数に従って比例配分して米ドルの固定額により提供される。付与された日から1年経過後に100%権利確定する。当社の2012年オムニバス・インセンティブ・プランに基づく全ての株式付与は、参加者1人当たりの年間制限を受ける。ユニット数は、付与日(定時株主総会時)前の複数の日の平均株価を用いる従業員の報酬の計算のために使用する方法並びに適用できるブラック・ショールズのオプション付与価額に合致するように計算される。
- 5. 新たに任命された取締役は米ドルの固定額に基づき初回の制限付株式ユニットを受領する。各権利は、付与日から1年経過するごとに25%ずつ発生する。

非従業員取締役が2012年度オムニバス・インセンティブ・プラン及び/又は報酬の取決めに定められた死亡、身体機能喪失又は支配権変動によって取締役を離職する場合、付与された非適格ストックオプション又は制限付株式ユニットは当初予定されていた通りに権利確定する。さらに、非従業員取締役が2012年度オムニバス・インセンティブ・プラン及び/又は報酬の取り決めに定められた正当な理由、死亡、身体機能喪失又は支配権変動以外の理由によって離職する際に、付属定款の定める取締役の任期を少なくとも2期以上満了している場合には、付与された非適格ストックオプション又は制限付株式ユニットは当初予定されていた通りに権利確定する。

非従業員取締役にのみ適用され、2003年12月10日に米国証券取引委員会(SEC)に提出された様式10-Kの年次報告書の中に添付書類として提出されている当社の取締役現金報酬アンブレラ・プログラムに基づき、非従業員取締役はそれぞれ、その報酬を現金、当社の2012年度オムニバス・インセンティブ・プラン(報酬の付与日付をもって、同報酬は、確定した制限付株式に変換され、様式4に各々取締役の所有として報告される)に基づく全額確定した制限付株式、又は2001年3月に最初の効力を発生し、2008年9月23日に改定され、2008年11月25日にSECに提出された様式10-Kの年次報告書の中に添付書類として提出されている当社の取締役報酬繰延制度に基づく繰延報酬のいずれかの形で受領することを選択できる。取締役報酬繰延制度に基づき繰り延べられた報酬は、当社の普通株式の形でのみ支払われる。参加する取締役は、繰延報酬の分配の開始日を選択するよう求められる。この分配開始日は、一般に、繰延が行われた年の終わりから少なくとも2年後でかつ終了日前でなければならない。繰延報酬の取得された日をもって、報酬は、繰延期間終了時に、同等価の普通株式数を購入する権利に変換される。取締役報酬繰延制度に基づき株式を取得する権利は、参加する取締役毎の所有として、様式4報告書に記載されている。しかし、非従業員取締役は、現在取締役報酬繰延制度に参加していないので繰延報酬を受領していない。非従業員取締役は、現在、四半期毎に年次リテイナー・フィー及び委員会議長フィーだけを受領しているが、委員会への参加に要した交通費及びその他の経費の支払いを受けることができる。しかし、非従業員取締役はその他の報酬を受けることはできない。

#### 報酬委員会

報酬委員会のメンバーは、現在レイリー氏、ワイルド氏及びホイットニー氏(議長)であり、2018事業年度中に決定され、現在においてナスダック取引市場規則及び証券取引委員会が採択している適用規則に定義されている「独立した」ディレクターである。更に、当社の報酬委員会の各メンバーはいずれも、ナスダックの上場基準に規定する上場会社の報酬委員会のメンバーに適用される強化された適格要件を充足する。

報酬委員会の役割には以下のものが含まれる:

● 当社の従業員の報酬と給与の見直しと承認;

有価証券報告書

- 最高経営責任者の報酬の評価と決定;
- 当社最高経営責任者との協議の後でなされる当社の他の執行役員の報酬についての評価及び決定;
- 当社の従業員福利厚生制度の運営の監視:
- ストック・オプション付与、制限付株式報酬及び制限付株式ユニット報酬、その他のエクイティ報酬(例:業績株式ユニット報酬)及びその他の報酬の取り決め;
- 雇用契約及び関連契約の承認。

当社の最高経営責任者は、自身の報酬についての審議や投票には出席せず、また決議に議決権を行使しない。更に、当社の最高経営責任者は他の執行役員の報酬に関する決議について議決権を行使しない。また人事担当副社長は、そのスタッフと共に、報酬委員会が提示した役員報酬の全体的な構成や形態について提案を行いながら報酬委員会の仕事をサポートしている。人事担当副社長及び人事スタッフは、記名執行役員やその他の執行役員の報酬額に関する決定は行わない。

報酬委員会は、独立した報酬コンサルタントのコンサルタントサービスを受けており、同社から直接報告を受けている。2017年4月から、報酬委員会はメリディアン・コンペンセイション・パートナーズ・エルエルシー (Meridian)と独立報酬コンサルタントとして契約した。報酬コンサルタントは、役員報酬とエクイティ・インセンティブの問題・傾向について報酬委員会にアドバイスし、同業他社の報酬実務についてベンチマーク比較分析を行っている。報酬コンサルタントは、報酬委員会による役員報酬の継続的見直し及び年次見直しの一環として、報酬委員会が提供する様々な業績シナリオに関する情報及び市場における報酬の相場に関しての望ましい位置づけに基づいて、記名執行役員を含む執行役員に対する報酬の具体的な範囲の提言を適宜行っている。報酬コンサルタントはまた、指名/コーポレート・ガバナンス委員会に対して、非従業員取締役の報酬についてアドバイスを行っている。報酬コンサルタントは当社に対して上記以外のサービスは行っていない。報酬委員会は、報酬コンサルタントに関するSEC規則及びナスダックの上場基準に照らしてコンサルタントの独立性を検討し、報酬委員会及び指名/コーポレート・ガバナンス委員会に対するコンサルタントの職務は、独立しており何ら利益相反は生じないと結論づけた。

報酬委員会は、報酬関連事項を扱う成文憲章に基づき運営される。同憲章の現行版は、当社ウェブサイト www.cabotcmp.comに掲載されている。報酬委員会は、毎年同委員会の憲章(新規に承認されたナスダックの上場基準に基づくものを含む)の妥当性を検討し再評価する。2018事業年度において、報酬委員会は6回開催され、4回書面承認が行われた。同事業年度終了後において、報酬委員会は2018年の年間賞与、給与の増額、エクイティ報酬(ストック・オプション付与、制限付株式報酬、業績株式ユニット報酬)及びその他の事項に関連して3回開催され、2回書面承認が行われた。

### 執行役員に対する報酬

現金報酬及びその他の報酬の概要

次の表は、2018年9月30日に終了した事業年度における当社の最高経営責任者、最高財務責任者、及びそれ以外の最も高額な報酬を受け取った執行役員3名(以下「記名執行役員」と総称する)についての特定の報酬情報を示している。2017年9月30日及び2016年9月30日に終了した事業年度に記名執行役員であった役員については、当該事業年度の情報も示されている。

#### 報酬の概要表

氏名及び 主な地位	会計年度	給与 (ドル)	ポーナス (ドル) <sup>(1)</sup>	株式報酬 (ドル) <sup>(2)</sup>	オプション 報酬 (ドル) <sup>(2)</sup>	非株式イン センティ ブ・プラン 報酬 (ドル) <sup>(3)</sup>	その他の 報酬 (ドル) <sup>(4)</sup>	報酬総額(ドル)
デビット・								
エイチ・	2018	645,000	-	2,009,726	578,591	1,300,000	948,234	5,481,551
リー	2017	622,500	-	1,145,130	1,291,648	1,110,690	370,488	4,540,456
社長兼最高 経営責任者	2016	587,500	-	932,140	768,564	123,600	603,139	3,014,943

スコット・ ディー・ ビーマー 副社長 兼最高財務 責任者 <sup>(5)</sup>	2018	283,333	100,000	1,776,780	216,284	390,000	22,532	2,788,929
ダデウド副子ジ前最テオシ者ニィッ 社材デ副高ィペョエ・ド 長料ン社マンレン・サー 乗プト長ーグー責い ラ 乗り 乗ケ・ 任	2018 2017 2016	366,250 314,550 281,150		655,386 536,403 254,220	251,858 266,137 209,124	494,000 315,100 32,100	42,655 27,053 34,493	1,810,149 1,459,243 811,087
キャロル・ バーンスタ イン 副社長兼秘 書役 兼法務部長	2018 2017 2016	362,650 350,475 337,800	-	528,567 536,403 266,931	208,464 266,137 225,139	438,400 343,900 38,300	50,293 41,474 44,305	1,588,374 1,538,389 912,475
トエリ ーフ・ マ・ 社性が 社コル 計画記 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2018	337,500	-	655,386	251,858	455,000	36,171	1,735,915
ウィリア ム・・ジョ ンソン前常 務副高財務 責任者 <sup>(3)</sup>	2018 2017 2016	264,200 381,100 370,000		355,908 1,370,229	- 300,186 309,237	41,886 37,531	44,371 32,716 41,886	308,571 1,138,580 2,394,097

- 1. ビーマー氏について、この金額は2018年1月に職務の開始に関連して受け取った10万ドルのサインオンボーナスである。このサインオンボーナスは、就任日から12ヶ月以内に一定の状況のもとで雇用が終了した場合には按分により失効する条件であったが、この失効条項はすでに期間満了した。
- 2. 「株式報酬」欄に記載された金額は、2018、2017及び2016事業年度に付与された株式の付与日における公正市場価格の総額を表しており、ASCトピック718に従って計算されている。記名執行役員によって実現される株式及び株式ユニット報酬の実際の価値は、株式売却日における当社普通株式の市場価格によって決まる。制限付株式及び制限付株式ユニット報酬は、公正市場価格は基礎となる株式の価格と等価であり、付与日における当社普通株式の終値を用いて算出されている。業績連動株式ユニットの報酬については、その公正価値は、ASC 718に従って計算された付与日現在の公正価値に等しい。2018事業年度における業績連動株式ユニット報酬の最大値は、以下のとおりである。

氏名	業績連動株式ユニット報酬 の最大値(ドル)
リー氏	2,694,686
ビーマー氏	571,440
ウッドランド氏	773,867
バーンスタイン氏	631,313

ケリー氏	773,867
ジョンソン氏	-

「オプション報酬」欄に記載された金額は、2018、2017及び2016事業年度に付与されたオプションの付与日における公正市場価格の総額を表しており、ASCトピック718に従って計算されている(算出に用いられた仮定の説明については、フォーム10-Kに基づく当社の2018事業年度年次報告書の第2部第8項に含まれる、連結財務諸表の注記12を参照されたい)。記名執行役員によって実現されるオプション報酬の実際の価値は、オプション行使日における当社普通株式の市場価格とオプション行使価格の差額によって決まる。

2018、2017及び2016事業年度に記名執行役員に付与された報酬で、調整、修正ないしキャンセルされた(失効した)ものはなかった。

- 3.「非株式インセンティブ・プラン報酬」欄の金額は、2018事業年度における短期投資計画に基づく報酬額を記載している。この欄の2018事業年度及び2017事業年度の金額については、以前は「賞与」欄に記載していた。
- 4. 「その他の報酬」欄に記載された情報は、全従業員のための拠出と同一の方法で当社が記名執行役員のために拠出する福利厚生費など、性質上毎年繰返し発生するのが通例である金額が主に反映されている。例えばこの欄の情報には、税制適格貯蓄制度(「401(k)プラン」)に対する当社の(「マッチング」・「セーフ・ハーバー」双方の)拠出額と、非適格追加貯蓄制度(「追加プラン」)に基づく積立額が含まれる。それらは、記名執行役員及びその他の執行役員を含む当社の全従業員に適用される、各プランの標準的な条件に従って計算される。401(k)プランの下で、当社は、従業員が該当プランに拠出(セーフ・ハーバー拠出)しているか否かにかかわらず、各従業員の適格報酬(IRSが規定する上限を超えない適格報酬)の4%相当を従業員のために拠出し、更に、従業員が401(k)プランに拠出する最初の4%の全額と次の2%の半額を従業員のためにマッチング拠出する(マッチング拠出)。追加プランは、記名執行役員及びその他の執行役員を含む当社の全従業員を対象として、各従業員の適格報酬が内国歳入庁の規定する上限額に達してしまった場合に適用されるプランである。当社は各従業員の適格報酬(内国歳入庁が規定する上限額を超える適格報酬)の4%に相当する「セーフ・ハーバー」拠出を従業員のために継続して行っている。従業員は現在追加プランに対して拠出を行うことができない。2018事業年度において、当社が記名執行役員のために401(k)プラン及び追加プランに拠出した金額は以下のとおりである:

氏名	401(k)プラン	追加プラン
リー氏	\$20,132	\$59,223
ビーマー氏	\$17,241	\$ 4,395
ウッドランド氏	\$27,199	\$15,204
バーンスタイン氏	\$24,897	\$17,144
ケリー氏	\$22,000	\$13,919
ジョンソン氏	\$19,256	\$24,927

- 5. 2018年1月15日、ジョンソン氏が常務副社長及び最高財務責任者を辞任し、ビーマー氏が常務副社長及び最高財務責任者に就任した。ケリー氏は2016事業年度又は2017事業年度において指名執行役員ではないため、この表には同氏の2016年度および2017年度の報酬に関する情報は含まれていない。
- 6. ケリー氏は、新たな機会を追求するため、2019年1月10日付で退社した。

### リー氏との雇用契約

報酬委員会での検討・分析に記載し開示した通り、当社は、2014年12月12日、当社の社長兼最高経営責任者としてリー氏を2015年1月1日付で任命することに関連して同氏と雇用契約を締結した。この契約に従って、リー氏の2015年の基本給は550,000ドル、年間インセンティブ・プログラム(現在は短期インセンティブ・プログラム(Short-Term Incentive Program、STIP))に基づくボーナスは基本給と同額であった。リー氏はまた当社普通株式38,500株相当の無条件ストック・オプション及び14,700株の制限付普通株式を2015年1月2日を授与日として受け取った。これらのオプション及び制限株式は、同氏が当社従業員であることを条件として、今後4年間25%ずつ1月2日に付与され、オプションの行使価格は当社普通株の2015年1月2日の終値である46.82ドルであった。

当社の支配者の変更の場合を除き、2008年のリー氏との支配者変更離職保護契約に規定のとおり、リー氏の雇用が理由なしに当社により、あるいは雇用契約の当社による重要な違反により終了した場合には、(1)リー氏は、同氏の所持するストック・オプション及び制限株式を付与される権利を、これらの報酬が契約終了日から12ヶ月間にその条件に従って付与される限りにおいて、有する、(2)リー氏は12ヶ月間引き続き

基本給を受領する、(3)適用できる限度で、リー氏の上海の居住のリース契約を60日間維持する。上記離職手当及び加速報酬の付与は、リー氏の当社に対する請求を実行しかつ取り消されないことを条件とする。当社の支配者変更に関連してリー氏の雇用が終了した場合、リー氏の権利は、現在の支配者変更契約に規定されている。2015年1月1日時点で、その契約による離職手当の倍数は3倍であり、手当の継続期間は36ヶ月である。

リー氏は、当社の従業員及び執行役員に適用されるすべての報酬プログラムに参加することができる。リー氏は、アジア及び米国に相当期間滞在することが予想されるので、2015年1月1日以前と同様の基準で中国において車両及び運転手を引き続き提供され、中国の上海及びイリノイのオーロラにおける住宅手当として年額100,000ドルまで支払われ、2015年1月1日以前と同様の基準で税均一化手当の適用を受ける。同氏はまた雇用期間中ファーストクラスの旅費を支給される。

### ジョンソン氏に対する移行及び退職契約

2018年1月15日にビーマー氏(Beamer)が当社の副社長兼最高財務責任者に就任したことにより、ジョンソン氏はシニア・アドバイザーに就任し、同氏が退職する日である2019年1月5日までの間、引き続き当社CEOに対し報告することになった。同氏は、シニア・アドバイザーとして、後任であるビーマー氏への引き継ぎ業務に責任を有し、当社の重大な財務プロジェクトを必要に応じてサポートする責任がある。ジョンソン氏は、シニア・アドバイザーを務めた間、月額16,512.50ドルの基本給を受領した(支給の開始は2018年1月31日からであった。)。同氏の退職によって、免責の非取消及び一定の制限条項の遵守契約の執行と引き換えに、同氏は、12か月間にわたって支払われる396,300ドルの現金支払いを受ける資格を得た。

### 新任CFOの報酬契約

上記の如く、2018年1月15日、当社の取締役会は、ジョンソン氏が退職し2019年1月5日までシニア・アドバイザーに移行することに関し、ビーマー氏を当社副社長兼最高財務責任者に任命した。ビーマー氏は、副社長兼最高財務責任者として、年間基本給400,000(ただし、2019年1月に同氏が昇給を受けるまで。この昇給によって同氏の年間基本給は412,000ドルとなった。)をすでに受領し、また、同氏の基本給の65%に相当する、当社短期インセンティブ・プログラムに基づく年間ボーナスを受領する。ビーマー氏は、当社との雇用開始により100,000ドルのボーナスを現金で受領したが、これは、雇用後12ヶ月以内に何らかの事情で退職した場合には一定割合で没収されることとなっていた。当社の2012オムニバス・インセンティブ・プランに基づき、ビーマー氏は、雇用開始日に13,128のタイム・ベース制限株式ユニットを雇用開始報酬として受領し、雇用継続を条件として4年間比例して支払われる。2018事業年度報酬は、以下のものから成る。即ち、(i) 2014タイム・ベース制限株式ユニット及び報酬の効力発生日における当社株式の終値である97.89ドルの行使価格で当社株式7,796株を購入できる非限定オプションで、雇用継続を条件として4年間に比例して支払われる。(ii) 当社の記名執行役員及びその他の執行役員に対する2018事業年度に付与される業績シェア・ユニット報酬金と同じ業績要件に従って、2017年10月1日から始まる業績期間に対し、目標値2,806業績シェア・ユニットに相当する業績シェア・ユニットの比例的報酬金が支払われる。

## 標準的な従業員給付

当社は、記名執行役員やその他の執行役員を含む従業員に対して従業員給付を付与するために、従業員給付 に関する様々な制度や取り決めを採用している。通常、記名執行役員やその他の執行役員を含むすべの従業 員に対して同じ条件が適用されている。これらの制度や取り決めには、従業員株式購入制度、401(k)プラ ン、追加貯蓄制度及びキャボット・マイクロエレクトロニクスの健康福祉給付プランが含まれている。

## 2018制度に基づいた報酬の付与

次の表は、2018年9月30日に終了する事業年度に、2012年度オムニバス・インセンティブ・プラン及びSTIPに基づいて記名執行役員に付与されたすべての報酬を表している。

氏名	報酬の	付与日	非株式インセンティブプ ラン報酬に基づく支払い の見込み <sup>(1)</sup>		株式インセンティブプ ラン報酬に基づく将来 の支払いの見込み <sup>(2)</sup>			そのトアドト の全ッワ:ック スクースク	そのトアドプ のより アドプ	オシンワド行価又プョアーの使格は	ストッ ク・ア ワードの 付与日現	
	種類	13 3 4	基準値	目標値	最大値	基準 値	目標値	最大値	又はユ ニット の数	ンに基有 価証数 (#) <sup>(3)</sup>	基準 価格 (ド ル/	刊与ロ現 在の公正 価格 <sup>(4)</sup>

												有価証券
	PSU <sup>(5)</sup>	2017/5/17	-	-	-	6,616	13,232	31,757	-	-	-	1,347,343
デビッ	RSU <sup>(6)</sup>	2017/5/17	-	-	-	-	-	-	6,616	-	-	612,443
ド・エイチ・リー	Option (6)	2017/5/17	-	-	-	-	-	-	-	22,054	92.57	578,591
	STIP	-	\$0	\$650,000	\$1,300,000	1	-	-	-	-	-	-
	PSU <sup>(5)</sup>	2018/1/16	-	-	-	1,403	2,806	6,734	-	-	-	285,720
   スコッ	RSU <sup>(6)</sup>	2018/1/16	-	-	-	-	-	-	13,128	-	-	1,285,100
ト・	RSU <sup>(6)</sup>	2018/1/16	-	-	-	-	-	-	2,104	-	-	205,961
ビーマー	Option (6)	2018/1/16	-	-	-	-	-	-	-	7,796	97.89	216,284
	STIP	-	\$0	\$260,000	\$520,000	1	-	-	-	-	-	-
	PSU <sup>(5)</sup>	2017/5/17	-	-	-	1,900	3,800	9,120	-	-	-	386,933
ダニエ	RSU <sup>(6)</sup>	2017/5/17	-	-	-	•	-	-	2,900	-	-	268,453
ディー・ ウッドラ ンド	Option (6)	2017/5/17	-	-	-	•	-	-	-	9,600	92.57	251,858
	STIP	-	\$0	\$247,000	\$494,000	-	-	-	-	-	-	-
	PSU <sup>(5)</sup>	2017/5/17	-	-	-	1,550	3,100	7,440	-	-	-	315,656
エイチ・キャロ	RSU <sup>(6)</sup>	2017/5/17	-	-	-	•	-	-	2,300	-	-	212,911
ル・バー ンスタイ ン	Option (6)	2017/5/17	-	-	-	-	-	-	-	7,800	92.57	208,464
	STIP	-	\$0	\$219,180	\$438,400	1	-	-	-	-	-	-
	PSU <sup>(5)</sup>	2017/5/17	-	-	-	1,900	3,800	9,120	-	-	-	386,933
トーマ ス・エ	RSU <sup>(6)</sup>	2017/5/17	-	-	-	-	-	-	2,900	-	-	268,453
フ・ケ	Option (6)	2017/5/17	-	-	-	-	-	-	-	9,600	92.57	251,858
	STIP	-	\$0	\$227,500	\$455,000	-	-	-	-	-	-	-
ウィリア ム・エ ス・ジョ ンソン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 1. この欄の金額は、2018事業年度のSTIPにしたがって各指名失効役員が獲得できる基準値(0%)、目標値(100%)及び最大値(200%)の金額を表している。各指名執行役員の目標ボーナスの機会は、基本給に対する一定の割合に基づいており、その割合は、リー氏が100%、ビーマー氏、ウッドランド氏、ケリー氏がそれぞれ65%、バーンスタイン氏が60%である。ジョンソン氏は、2018年度に関してSTIPの支払を受ける資格がない。ビーマー氏はの2018事業年度の最終的なSTIPの支払額は、同氏の職務開始日に基づいて按分された。
- 2. この欄の金額には、2018事業年度終了時以降に指名執行役員に授与された制限付株式数及びパ業績連動型株式数は含まれていない。2018年12月6日、当社は、年次株式インセンティブ・プランの一環として、指名執行役員(ジョンソン氏を除く。)に対し、付与日の終値に基づく公正市場価格(1株当たり101.73ドル)によって制限付株式ユニットを付与した。これは、4年間にわたって毎年一定の日に4分の1ずつだけ失効する。当社は、2019年1月19日、2019年度から2021年度までの実績期間について、当社指定執行役員(ジョンソン氏及びケリー氏を除く。)に対し、以下の表に掲げる金額で業績連動型株式を付与した。

氏名	制限株式ユニット	業績シェア・ユニット
	1	I .

リー氏	6,864	13,728
ビーマー氏	2,472	3,297
ウッドランド氏	2,624	3,495
バーンスタイン 氏	2,172	2,895
ケリー氏	2,624	-
ジョンソン氏	-	-

3. 当社の記名執行役員及び他のエグゼクティブ・オフィサーに対するストック・オプション及び株式報酬のその他の一切の付与に関して、付与されたオプション、制限株式又は制限株式ユニットの数を除き、この欄のストック・オプション付与の条件は、他のすべての従業員に対するものと同じである。

これらの数値は、2018事業年度の終了後当社の記名執行役員に付与されたオプションを含まない。 2018年12月6日、当社の年間エクイティ・インセンティブ付与プログラムの一部として、当社は、記名執行役員(ジョンソン氏を除く)に対して以下のオプションを付与した。即ち、当社のこれまでのすべての報酬付与と同様に付与日の当社普通株式の終値に基づく公正市場価格である101.73ドルの行使価格で、下記の表に記載する数値で4年間の各応答日に同数を付与し、2028年12月6日に失効する。

氏名	オプションの 対象となる株式
リー氏	25,424
ビーマー氏	9,152
ウッドランド氏	9,708
バーンスタイン氏	8,044
ケリー氏	9,708
ジョンソン氏	-

4. それまでのオプション付与や株式報酬と同様に、行使価格は付与日おける当社株式の終値に基づいた 公正市場価格である。

付与日の公正市場価格は、ブラック・ショールズのオプション価格の式を用いて、以下の仮定に基づいて算出されている。予想変動率:26.04%、非危険利子率:2.28%(付与日現在で退職適格の者または4年間の確定期間中に退職適格を取得する者)及び2.26%(付与日現在で退職適格でなく、かつ4年間の確定期間中に退職適格を取得しない者)、年間配当率:0.86%、行使までの予想期間:7.00年(付与日現在で退職適格の者または4年間の確定期間中に退職適格を取得する者)及び6.75(付与日現在で退職適格でなく、かつ4年間の確定期間中に退職適格を取得しない者)。この推定の相違は、2018事業年度に行われたすべてのオプション付与適用される、退職時の確定に関する「規則70(Rule 70)」を充足する指名執行役員の統計的な可能性の違いを反映したものである。「規則70」とは、従業員または執行役員が、年齢および勤続年数の合計が少なくとも70年以上であり、年齢においては最低55歳であることを意味する。2017年12月5日の付与日において、バーンスタイン氏は付与日現在で退職適格であり、リー氏、ウッドランド氏、ケリー氏およびビーマー氏は付与日現在に退職適格ではなく、かつ4年間の確定期間中に退職適格になることがない。

2018事業年度において、記名執行役員又はその他の執行役員に付与された報酬で、調整、変更又はキャンセル(失効)されたものはなかった。

- 5. 業績連動株式報酬の1ユニットあたりの支払いは、2018事業年度から2020事業年度までの業績期間において、当社が、一定の水準の年平均売上高成長率と1株当たり当期純利益の累積額を達成すること(重みづけはそれぞれ50%)を条件としている。業績期間中に基準値、目標値又は最大値(ストレッチ)が達成されたときは、それぞれ目標値の50%、100%、200%が支給される。実際の業績が目標値と基準値の間にある場合、あるいは目標値と最大値の間にある場合は、支給金額は線形補間を用いて決定される。業績評価指標に対する実績に基づいて最初に取得された株式は、業績期間中の同業グループに対する同社の相対的なTSRに基づいて上方修正(+20%)または下方修正(-20%)され得る。これによって支払いの最大値は基準値の240%となりうる。
- 6. 制限付株式ユニット報酬およびストック・オプションの付与は、付与日の最初の4回の周年日にそれぞれ25%ずつ確定する。

#### 執行役員株式預託プログラム

当社の執行役員は、2000年3月に取締役会が採用した執行役員株式預託プログラムに参加する資格を持っている。このプログラムにおいて、当社の執行役員は、2000年度エクイティ・インセンティブ・プラン及び2012年度オムニバス・インセンティブ・プランに従って、年次現金ボーナス報酬の手取のすべて又は一部を使用して、制限付株式を公正市場価格で購入することができる。これらの株式は当社に預託され、預託日から3年間は当社が保管する(「預託株式」)。当社はこの預託にマッチングさせて、参加者が預託した株式の50%に相当する制限付株式を付与する(「報酬株式」)。預託日から3年後に参加者が当社の従業員であり、預託された株式が当社に預託されたままになっている場合、報酬株式の制限は失効する。2019年1月11日現在リー氏が執行役員株式預託プログラムに参加しており、(報酬株式を含めた)2,809株が同プログラムのもとで預託されている。リー氏の預託株式は1,873株であり、報酬株式は936株である。

## 2018事業年度末における発行済エクイティ報酬

次の表は、各指名執行役員の2018年9月30日現在におけるエクイティ報酬を表している。

		オプショ	ョン報酬		株式報酬				
氏名	未オンと価行 使シ対る券可( のョ象有数能	未オンと価行 使シ対る券不⑴ のョ象有数可	オプショ ンの行 <b>を</b> (ドル)	オプショ ンの満了 日	権 利 未 株 は スユ 数 ト 数 (2)	権定又ユの格ル未株株ッ場ド()	エテンテプ未前式ニはのク・セプン定の「トの利(3)イイン・:の株」又他の	エテンテプ未前 エはの市又 いク・セブン定のコトの利価支 格イ・ンブ・の株 又他の格払(3)	
デビット・エイチ・リー	- 14,425 19,775	3,375 9,625 28,850 59,325 22,054	46.45 46.82 42.37 60.27 92.57	2024/12/3 2025/1/2 2025/12/3 2026/12/5 2027/12/5	37,382	3,926,948	26,464	2,767,341	
スコット・ディー・ ビーマー	-	7,796 1,055	97.89 46.45	2028/1/16 2024/12/3	15,232	1,589,763	5,612	585,724	
ダニエル・ディ・ ウッドランド	3,950 -	7,850 11,850 9,600	42.37 60.27 92.57	2025/12/3 2026/12/5 2027/12/5	12,965	1,364,371	7,600	794,732	
キャロル・バーンス タイン		3,150 8,250 11,850 7,800	46.45 42.37 60.27 92.57	2024/12/3 2025/12/3 2026/12/5 2027/12/5	13,325	1,401,080	6,200	648,334	
トーマス・エフ・ケリー	7,365	7,365 9,600	50.33 92.57	2026/9/6 2027/12/5	7,561	794,289	7,600	794,732	
ウィリアム・エス・ ジョンソン	- - -	4,625 5,500 4,325	46.45 42.37 60.27	2024/12/3 2025/12/3 2026/12/5	11,856	1,234,183	-	-	

- 1. この欄は、2018年9月30日現在、指名執行役員が保有する行使可能または行使不可能に分類された発行済みのストック・オプション報酬を表している。オプション報酬は、付与日から4年間で付与日の周年日ごとに均等額ずつ確定され、付与日から10年後の周年日で失効する。2018年9月30日以降に権利確定したオプションは、上記「特定の受益所有権及び管理に関する担保の保有状況」に記載のとおりである。
- 2. リー氏に対する制限付株式報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められていた。3,675 株は、付与日である2015年1月2日の周年日である2019年1月2日に確定した。1300株は、付与日である2014年12月3日の周年日である2018年12月3日に確定した。541株は、株式預託プログラムに基づいて付与されたものであり、付与日である2017年12月11日の3回目の周年日である2020年12月11日に確定する。

リー氏に対する制限付株式ユニット報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められている。6,616 ユニットは、4年間にわたり付与日である2017年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。14,250ユニットは、3年間にわたり付与日である2016年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。11,000ユニットは、2年間にわたり付与日である2015年12月3日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。

3. ビーマー氏に対する制限付株式ユニット報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められている。 13,128ユニットは、4年間にわたり付与日である2018年1月16日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。2,104ユニットは、4年間にわたり付与日である2018年1月16日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。

ウッドランド氏に対する制限付株式報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められていた。390株は、付与日である2014年12月3日の周年日である2018年12月3日に確定した。ウッドランド氏に対する制限付株式ユニット報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められている。2,900ユニットは、4年間にわたり付与日である2017年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。6,675ユニットは、3年間にわたり付与日である2016年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。3,000ユニットは、2年間にわたり付与日である2015年12月3日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。

バーンスタイン氏に対する制限付株式報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められていた。1,200株は、付与日である2014年12月3日の周年日である2018年12月3日に確定した。1300株は、付与日である2014年12月3日の周年日である2018年12月3日に確定した。バーンスタイン氏に対する制限付株式ユニット報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められている。2,300ユニットは、4年間にわたり付与日である2017年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。6,675ユニットは、3年間にわたり付与日である2016年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。3,150ユニットは、2年間にわたり付与日である2015年12月3日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。

ケリー氏に対する制限付株式ユニット報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められている。 2,900ユニットは、4年間にわたり付与日である2017年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。4,661ユニットは、2年間にわたり付与日である2016年9月6日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。ケリー氏は、同氏の辞任日である2019年1月10日の時点で、未確定の報酬の全部が失効した。

ジョンソン氏に対する制限付株式報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められていた。5,556株は、付与日である2015年1月2日の周年日である2019年1月2日に確定した。1,775株は、付与日である2014年12月3日の周年日である2018年12月3日に確定した。ジョンソン氏に対する制限付株式ユニット報酬は、以下の権利確定スケジュールが定められている。7,275ユニットは、3年間にわたり付与日である2016年12月5日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。4,200ユニットは、2年間にわたり付与日である2015年12月3日の各周年日ごとに均等額ずつ確定する。ジョンソン氏は、同氏の退任日である2019年1月5日の時点で、未確定の報酬の全部が失効した。

各指名執行役員が保有する株式報酬に関して報告される値は、未確定および未付与の株式報酬の総数に2018年9月30日に終了する会計年度の最終営業日における当社の株式の終値である103.17ドルを乗じた金額に以下の未払配当金相当額(ただし、制限付株式ユニットが確定しない限り支払われない。)を加えた金額に等しい。

氏名	発行済制限付株式ユニット報酬に係る未払 配当相当額(ドル)
リー氏	70,247
ビーマー氏	18,278
ウッドラン ド氏	26,772
バーンスタ イン氏	26,340
ケリー氏	14,221
ジョンソン 氏	10,999

4. これらの欄に記載されている金額は、各指名執行役員が祭壇限度において保有する業績連動株式ユニットの総数に、2018事業年度の最終営業日における当社普通株式の市場価格の終値(1株当たり103.17ドル)を乗じた金額である。業績連動株式ユニットの数とその価値を計算の計算においては、SECの規則により、業績連動株式ユニット付与のもとでの2018事業年度を通じた当社の業績を、基準値、目標値及び最大値の業績レベルに対して比較し、この欄において該当の潜在的な株式数と支払額

を報告することが求められている。業績が各レベルの間にある場合は、当社は、次のレベルおける潜在的な支払額を報告することが求められる。例えば、前年度の業績が目標値を少しでも上回った場合には、最大値の支払を義務付ける業績が達成できそうにない場合でも、当社は、SECの規則により、最大値の潜在的な支払額を報告することが求められる。2018事業年度から2020事業年度までの業績期間のうち最初の1年間について、当社の年間平均収益成長率と1株当たり利益累計額は目標を上回ったので、当社は、業績連動株式ユニットをこの業績機関において最大値の報酬レベルによって報告している。この表に記載されている金額は、適用され得る業績指標の達成度に基づき得られる業績連動株式ユニットの最大数(すなわち200%)を反映している。この最大数は、業績期間の終了後に適用される会社の相対的TSRの適用に基づいて、さらに上方修正(+20%)または下方修正(-20%)される可能性がある。各指名執行役員が保有する業績連動株式ユニットに関して報告される総額には、以下の最大値の水準による未払い配当等価物が含まれている(当該未払配当等価物は、その基礎となる業績連動株式ユニットに関して業績目標が達成されない限り支払われない。)。

氏名	2018事業年度から2020事業年度までの業績連動株式ユニットの未払配当等価物(ドル
リー氏	37,050
ビーマー氏	6,734
ウッドラン ド氏	10,640
バーンスタ イン氏	8,680
ケリー氏	10,640
ジョンソン 氏	-

## 2018オプションの行使と株式の権利確定

次の表は、2018事業年度に行使されたストック・オプション、及び同事業年度に権利確定した株式報酬に関する記名執行役員の情報を記載する。

	オプショ	ン報酬	株式報酬			
氏名	行使により 取得した株式数	行使により 実現した価額 (ドル) <sup>(1)</sup>	権利確定により 取得した株式数	権利確定により 実現した価額 (ドル) <sup>(2)</sup>		
デビッド・エイチ・リー	27,425	1,537,307	16,700	1,578,386		
スコット・ディー・ビーマー	-	-	-	-		
ダニエル・ディ・ウッドランド	6,383	318,466	4,635	433,100		
キャロル・バーンスタイン	37,980	1,976,680	6,500	606,903		
トーマス・エフ・ケリー	•	•	2,330	257,372		
ウィリアム・エス・ジョンソン	69,894	4,297,484	13,980	1,331,071		

- 1. オプション報酬について、行使により実現した価額は、オプションの行使価格と行使日における株式の公正市場価格の差額の総計に等しい。
- 2. 株式報酬について、実現した価額は、権利確定した株式数に権利確定時における株式の公正市場価格を乗じたものに、未払配当等価物の支払いを加えたものである。

#### 年金給付

当社は確定年金給付制度を採用していない。

#### 2018非適格繰延報酬

当社は、非適格の追加貯蓄制度であるキャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション従業員退職追加プラン (「追加プラン」)を採用している。次の表は、税制非適格ベースの報酬繰延を規定した追加プランに基づく記名執行役員の利益と残高を示す。

氏名	前事業年度の 登録者の拠出額 (ドル) <sup>1</sup>	前事業年度の 利益の合計 (ドル)	前事業年度末の 残高の合計 (ドル)
デビッド・エイチ・リー	59,223	9,913	184,913
スコット・ディー・ビーマー	4,395	7	3,735
ダニエル・ディ・ウッドランド	15,204	4,149	33,394
キャロル・バーンスタイン	17,144	40,585	334,811
トーマス・エフ・ケリー	13,919	368	13,704
ウィリアム・エス・ ジョンソン	24,927	24,455	346,554

1. これらの額は報酬の概要表の「その他の報酬」欄に含まれている。

当社は、2000年5月1日付で追加プランを採用した。このプランは、同プランにおいて定義された全ての有資格従業員を対象としている。記名執行役員を含む追加プランの参加者は、追加プランに対して拠出を行わない。追加プランの目的は、1974年従業員退職所得保障法で定義された一定の高額所得従業員に対する当社の拠出の繰延を規定することである。当社は、追加プランに従って、内国歳入庁の適格報酬の制限を超える記名執行役員の適格報酬について、その4%を上限として拠出を行っている。当社が拠出した額及びそれに基づく利益はすべて、いつでも満額で権利確定する。401(k)プランに基づく投資ファンドと同じメニューが、追加プランの下で利用できる。401(k)プランと同様、すべての投資決定は参加者によってなされる。追加プランの参加者は、退職前の困窮による現金引出しが認められておらず、同プランに基づく支払いは一括で行われる。

#### 退職又は支配権変動に基づく潜在的支払

以下の各表及びその説明部分は、本書で特定された出来事の発生に基づき当社の執行役員に支払われる潜在的給付を示しており、その出来事は2018年9月30日に発生したものと仮定したものであり、すべての給与を支払われる従業員に一般的に利用できる一定の給付を除く。本章の末尾の表に続けて含まれる計算上の仮定を述べている脚注は、雇用期間及び下記の表に記述された給付を提供するプランを述べたものである。指摘されたものを除き、以下に発表された金額は、各シナリオとカテゴリーの下での潜在的支払の総額を反映している。この表は、支払又は給付の形式と金額が従前の表に完全に発表されている額を含まない。

										(ドル)		
記名執行の発生の表示	さり 生出 事	現金によ る離職手 当 <sup>(1)</sup>	退職日ま での賞与 (2)	<b>黄与継続</b> 分 <sup>(2)</sup>	退職プラ ンに基づ く拠出	エクイティ 給付の繰上 権利確定 (3)	退職後健康管理 <sup>(4)</sup>	再就職 あっせん サービス	280G税控 除 <sup>(5)</sup>	合計		
TE	デビット・エイチ・リー											
正又十な由の	支配権変動なし	650,000	-	-	-	4,259,030	-	-	-	4,909,030		
な非発な職	支配権変動あり	1,950,000	650,800	1,950,000	238,066	10,488,540	30,000	97,500	3,291,700	18,695,806		
ポジシ ン消滅 よる退	刻に	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
退職(則70)		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
死亡		-	-	-	-	10,488,540	-	-	-	10,488,540		

する。 有<u>価証券</u>報告書

身体機 喪失	幾能	-	-	-	-	10,488,540	-	-	-	10,488,540	
スコッ	y	ディー・ピ	-7-								
正又十な由な当は分理のい	支配権変動なし	-	-	-	-	•	ı	ı	-	-	
な非発な職	支配権変動あり	800,000	260,000	520,000	43,272	1,902,143	20,000	60,000	-	3,605,415	
ポジシ ン消滅 よる退	或に	-	-	-	-	435,063	-	-	-	435,063	
退職(規 則70)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死亡		-	-	-	-	1,902,143	-	-	-	1,902,143	
身体機能 喪失		-	-	-	-	1,902,143	-	-	-	1,902,143	
ダニコ	ビル・	ディ・ウッ	ドランド								
正又十な由	支配権変動なし		-	-	-	-	-	1	-	-	
な非発な職	支配権変動あり	760,000	247,000	494,000	84,806	2,876,890	20,000	57,000	-	4,539,696	
ポジシ ン消滅 よる退	或に	-	-	-	-	215,880	-	-	-	215,880	
退職 ( 則70 )		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死亡		-	-	-	-	2,876,890	-	-	-	2,876,890	
身体機 喪失	幾能	-	-	-	-	2,876,890	-	-	-	2,876,890	
エイラ	F • #	キロル・バ	ーンスタイン	ン	-						

有価証券報告書

										有価証券
正又十な由の	支配権変動なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
な自発な職	支配権変動あり	730,600	219,200	438,400	84,083	2,965,880	20,000	54,795	-	4,512,958
ポジショ ン消滅に よる退職		-	-	-	-	-	-	-	-	-
退職(則70)		-	-	-	-	408,812	-	-	-	408,812
死亡		-	-	-	-	2,965,880	-	-	-	2,965,880
身体機 喪失	幾能	-	-	-	-	2,965,880	-	-	•	2,965,880
<b>/-</b> 5	7ス・	エフ・ケリ	_							
正又十な理の	支配権変動なし	-	-	-	1	1	1	-	1	-
な非発な職	支配権変動あり	700,000	227,500	455,000	71,839	1,663,041	20,000	52,500		3,189,880
ポジシ ン消源 よる退	或に	-	-	-	-	215,880	-	-	-	215,880
退職(則70)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡		-	-	-	-	1,663,041	-	-	-	1,663,041
身体機喪失	幾能	-	-	-	-	1,663,041	-	-	-	1,663,041
ウィリ	ノアム	ム・エス・ジ	ョンソン							
正又十な由の	支配権変動なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
な非発な職	支配権変動あり	396,300	-	-	88,366	2,005,456	20,000	29,723	-	2,539,845

有価証券報告書

ポジショ ン消滅に よる退職	•	ı	ı	1	1	ı	-	•	-
退職(規 則70)	-	-	1	1	-	-	-	•	-
死亡	-	-	-	-	2,005,456	-	-	-	2,005,456
身体機能 喪失		-	-		2,005,456	-	-	,	2,005,456

- 1. この数字は、(i) リー氏だけについて、支配権変動なしの場合で正当又は十分な理由のない退職の場合、12ヶ月分の給与の合計額を、あるいは (ii) 支配権変動ありの場合で正当又は十分な理由のない退職のない場合、執行役員の年間基本給の3倍(リー氏の場合)、または2倍(他の記名執行役員の場合)の合計額を反映している。
- 2. 退職日までの賞与を計算するにあたり、以下に述べる支配権変動契約の条項に従った場合、各記名執行役員に対する賞与額は次の3つの内の最高額と等しい: (i)支配権変動が生じた事業年度の目標賞与額、(ii)退職日が生じた事業年度の目標賞与額、及び(iii)支配権変動が生じた事業年度の直近の三事業年度に係る賞与額のうち、記名執行役員に支払われた又は支払うべき最高額。支配権変動及び退職日が2018年9月30日と仮定した場合、各記名執行役員に対する賞与額は、2018事業年度直近の三事業年度に係る賞与額のうち、各氏に支払われた最高額を表わす。リー氏に対する賞与継続分として記載された額は、同氏の賞与額の3倍を、ウッドランド氏、バーンスタイン氏、ケリー氏及びジョンソン氏に対する賞与継続分として記載された額は、各氏の賞与額の2倍を表わしており、それぞれ以下に述べる支配権変動契約の条項に従っている。
- 3. この数字は、2018年9月30日における当社普通株式の公正市場価格である103.17ドルに基づく繰上権利確定されたストック・オプション、制限付株式、制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニットの合計額を表わす。ストック・オプションについては、合計額は、繰上権利確定されたオプションの行使価格と2018年9月30日における当社普通株式の公正市場価格との差と同額であり、付与されたが未行使のオプションの価格を含まない。制限付株式ユニット、制限付株式及び業績連動株式ユニットについては、合計額は、2018年9月30日における株式の公正市場価格を乗じた確定した株式及び株式ユニットの数(業績連動株式ユニットについては目標値が達成されたと仮定している。)と同数であり、(当社執行役員デポジット・シェア・プログラムによる預託株式を含む)既に付与された制限株式の価格を含まない。以下の表は、2018年9月30日現在の繰上げられたオプション価格、付与されたが未行使オプションの価格、及び繰り上げられた業績連動株式ユニットを含む全オプションの総額を示す。

										(ドル)		
指名 執行 役員		繰上げエクイティ報酬の価値										
	オプショ ン(支配 権変動な し)	オプショ ン(支配 権変動あ り)	オプ シポン (ポョジ ) 消滅)	オプション総額	RSU及び制 限付株式 (支配権 変動な し)	RSU及び制 限付株式 (支配権 変動あ り)	RSU(ポ ジショ ン消滅)	PSU 支権動な)	PSU(支配 権変動あ り)	PSU(ポ ジショ ン消滅)		
リー 氏	2,517,624	5,266,694	-	6,992,081	1,741,406	3,856,701		-	1,365,145	-		
ビー マー 氏	-	41,163	45,059	41,163	-	1,571,485	310,638	1	289,495	79,367		
ウッ ドラ ド 氏	-	1,147,245	52,470	1,316,700	-	1,337,599	55,928	ı	392,046	107,482		
バー ンス タイ ン氏	-	1,271,313	-	1,271,313	-	1,374,740	-	-	319,827	-		

ケ リー 氏	-	490,927	52,470	880,093	-	780,068	55,928	-	392,046	107,482
ジョ ンソ ン氏		782,273	-	782,273	-	1,223,184	-	-	-	1

死亡又は心身障害を理由とする退職の場合には、2012年オムニバス・インセンティブ・プラン及び同プランに基づく報酬付与契約が、記名執行役員を含む全ての参加者に対し、付与されていないオプション、制限付株式及び制限付株式ユニットが完全に授与されるものとすると規定している。死亡を理由に解雇された場合には、未確定の業績連動株式ユニット報酬は、すべての参加者に対して目標値の100%で確定する。障害を理由に解雇された場合には、未確定の業績連動株式ユニット報酬は、業績期間の最後までの当該参加者の業績に基づいて全額が確定し、業績期間の総日数を分母とし、業績期間において障害を理由に解雇された日までに参加者が稼働した日数を分子として算定する割合に基づいて按分される。2018事業年度に授与されたオプション、制限付株式ユニット、業績連動株式ユニット報酬は、ポジション消滅による退職の場合においては按分して授与される。

- 4. この額は、当社の現存のプランの下で現在提供されるものと対比できる健康管理の補償範囲を想定している。当社は、自己保険制であり、それ故会社が直接拠出する額はない。当社は退職後の健康管理の費用を1年に1人10,000ドルと見積ってきた。この金額は、支配権変動の際に設定される可能性のある新たな若しくは代替のプランの詳細、又は規制その他の理由で為されるプランの変更によって変わる可能性がある。
- 5. (リー氏に関して)時間経過によって期待される改善効果を含む詳細は、詳細は下記の「支配権変動時退職給付保護契約」にて提供される。
- 6. リー氏の雇用がポジション消滅により同氏の意思によらず終了した場合、当該解雇は正当な理由のない解雇として扱われるため、リー氏は、正当な理由のない解雇の対価としてこの表に記載された利益を受領する。
- 7. 2018年9月30日現在、バーンスタイン氏は、規則70に基づく退職適格を有しているため、退職時に一定のエクイティ報酬を繰上げて付与することができる。したがって、バーンスタイン氏の雇用が、ポジションの消滅又はその他の正当な理由以外の理由で同氏の意思によらず終了したときは、当該解雇は退職として扱われる。その他の指名執行役員で、2018事業年度の終了時において、規則70に基づく退職適格を有する者はいない。

2012年オムニバス・インセンティブ・プラン及びその下で付与される報酬の条項に従って、記名執行役員は、雇用の終了のない支配権変動の場合に、一定のエクイティ報酬の繰上げ付与を受領する。支配権変動を前提として、各執行役員に対する繰上げ付与の価額は、上記「支配権変動と関連して」欄に表わされた額と同額である。

### リー氏との雇用契約

上記要約報酬表に記載したとおり、リー氏を当社の社長兼CEOに任命したことに関して締結した2015年1月1日付雇用契約に従って、リー氏の支配権変動保護契約に基づく離職手当は2倍から3倍に増え、福利厚生給付は36ヶ月に増えた。

## 支配権変動時退職給付保護契約

当社は、記名執行役員、他の執行役員及び特定の主要社員との間に、「支配権変動時退職給付保護契約」(以下「支配権変動契約」という)を結んだ(具体的な様式は、2008年11月25日に提出されたフォーム10-Kの付表10.23で見ることができる)。なぜなら、当該契約は、当社の支配権に変動があった場合に円滑な移行を可能にし、経営の継続性を提供する上で有益であると考えたからである。現在まで支配権変動契約は改訂されておらず、提出された上記付表に従っている。「ダブル・トリガー」契約であり、米国雇用創出法を遵守していると考えられる支配権変動契約では、記名執行役員を含む執行役員が(契約に定義される「正当な理由」によって自主退職するか、「支配権変動」から1年経過した日から30日以内に自主退職する場合など)正当な解雇、身体機能喪失、死亡又はその他特定の理由以外の理由で「支配権変動」から13ヵ月以内(契約に定義される期間)に離職する場合、その執行役員は離職手当を受給することができる。離職手当には次の項目が含まれる。

●発生したが未払の報酬で以下のものを含む:基本給、退職日までに当社のために執行役員が立替えた 合理的で必要な経費の償還、休暇買取り、及び離職日までの期間の未払いのボーナス及びインセン ティブ報酬。

有価証券報告書

- 賞与(以下の3つの内の最高額:(i)支配権変動が生じた事業年度に係る執行役員の目標賞与額;(ii) 離職日が生じた事業年度に係る執行役員の目標賞与額;(iii)支配権変動が生じた事業年度の直近の 三事業年度に係る賞与のうち記名執行役員に支払われた又は支払うべき最高額)を、支配権変動が生 じた事業年度の退職日までの日数に対して割合計算した額。
- ●2倍(ビーマー氏、ウッドランド氏、バーンスタイン氏、ケリー氏及びジョンソン氏の場合)又は3倍 (リー氏の場合)の、当該役員の年間基本給プラス賞与プラス適格・非適格退職年金プランの下で当 該役員の利益のため各プラン(即ち401(k)プラン及び追加プラン)の直近の完了プラン年度につき当 社が与えた出資額に等しい額、一括払い。
- 退職日後24ヶ月間(ビーマー氏、ウッドランド氏、バーンスタイン氏、ケリー氏及びジョンソン氏の場合)又は36ヶ月間(リー氏の場合)の健康及び福利厚生給付(当該役員が退職前に資格を有していた全従業員に利用できる健康給付と福利厚生給付と一致するもの)。
- 当該役員の年間基本給の最大15%までの再雇用あっせん援助サービスの経費等の支払又は償還。
- 2008年に締結された執行役員のための支配権変動時退職給付保護契約のためだけ支配権変動契約に基 づいて受領される金額に課されるあらゆる消費税(所得税ではない)の完全なグロスアップ支払い、 並びにグロスアップ支払いの結果として納付すべきことになる、所得税を除くその他すべての税金。 リー氏との支配権変動時離職保護契約は2008年に締結され、それ故この契約条項はそのような取り扱 いを規定する。リー氏に対し上記表で支払われると報告された消費税(「280G」)のグロスアップの 仮定的な額は、2017年9月30日現在の状況にのみ基づくものであり、リー氏の社長兼CEOとしての現在 の報酬レベルに対して、2015事業年度に社長兼CEOに任命される前の年度からの可能な消費税額を計 算するために使用されたリー氏の相対的に低額の5年間の平均W-2収入レベル(または「ベース・アマ ウント」)を含んでいる。この仮定的な数額は、リー氏の社長兼CEOとしての在任期間が増えれば引 き続き改善されることが期待される。現実の消費税額は、支配権の変更が実際に起きたときに存在す る状況に基づいて、これらの要因に限定される訳ではないが、支配権変動時に提供されていた任務の 価値、及び/または競業しない旨の約定に従って任務をしない合意あるいは当社の支配権変動時の前 後に存在する同様の約定を含む適切な要因を考慮して決定されるであろう。新執行役員のため2008年 後に締結された支配権変動時退職給付保護契約は本条項を含まない。2008年後に締結されたナマン氏 とウッドランド氏の支配権変動時退職給付保護契約はこの規定を含んでいない。その代わり、ナマン 氏とウッドランド氏の契約は、両氏がその契約に基づいて受領する額または給付が両氏に消費税を支 払わせる場合には、当社は両氏が消費税を支払わない額までその額または給付を減少する(但し、そ の減少は両氏にそれ以上の税引き後の利益を与える場合に限って)趣旨の規定を有している。実際の 消費税額及び関連する減額は、支配権変動時に存在する状況に基づいて決定されるが、これらの要因 に限定されないが、支配権変動時に提供されている任務の価値及び/または競業しない旨の約定に 従って任務を行わない合意、あるいは支配権変動時の前後に存在する同様の約定に従って任務を行わ ない合意を含む適切な要因を考慮する。

契約で定義される「理由」は、(i)役員に合理的に割当られた義務を実質的に故意に継続して履行しないこと、及び(ii)実証的にかつ実質的に、金銭的にも当社に有害な行為に故意に従事することを意味する。

契約は「正当な理由」を、執行役員の雇用関係を著しく悪化させる会社の行動と定義しており、それには以下のものが含まれる:(i)支配権変動が生じる直前と比べて執行役員の地位、肩書き、職位、又は責任(報告責任を含む)が著しく低下した場合;(ii)支配権変動が生じる直前の地位、肩書き、職位、又は責任と著しく矛盾する義務又は責任が執行役員に割り当てられた場合;(ii)執行役員の年間基本給が、支配権変動日時点又は支配権変動日以降の時点のうち高い方の金額と比べて著しく減額された場合;(iv)執行役員が主として勤務していた事務所又は営業所が移転したため、執行役員の通勤距離が移転直前と比べて片道35マイル以上長くなった場合;(v)この契約に違反する行為を会社が行った場合、又は会社が不作為によってこの契約に違反した場合。

支配権変動は次のことを意味する:(i)(証券取引法に基づいて公布された規則12b-2の意味での)関連会社と提携会社と共に第三者が当社の発行済議決権付有価証券の結合議決権の少なくとも30%を表わす当社の有価証券又は受益所有権を直接、間接に取得すること;(ii)契約日から連続24ヶ月の間に、この期間の始めのときに取締役会(在職取締役)を構成していた個人が何らかの理由で少なくとも取締役会の過半数を構成しなくなること(但し、当社の取締役としての選任若しくは任命が在職取締役の少なくとも3分の2の投票によって承認された当社の新取締役は在職取締役とみなされる);(iii)以下の出来事の一つが当社株主の株

主総会で生じること: (a) (A) 当社の被任命者で当社が承認した者と(B)選任の時に当社若しくは提携会社の従業員ではない複数の被選任者が取締役として選任されないこと、及び(b) 当社の被任命者ではなく承認されなかった者が当社の取締役として選任されたこと; (iv)以下の事柄の成就: (a) 当社を含む合併若しくは再編成(但し、当該合併、再編成が非支配取引である場合を除く)、又は(b) 当社の実質的にすべての資産の第三者に対する売却若しくは処分のための契約(但し、支配権変動子会社への譲渡を除く); (v)会社の株主が会社の会社清算か解散を承認すること。上記にかかわらず、当社による議決権付株式の取得の結果、発行済の議決権付株式を減少することによって、ある第三者の受益所有株式の割合を増加することになるような発行済議決権付株式の許容額以上の受益所有権を当該第三者が取得したという理由だけで、支配権変動が生じるとはみなされない。上記にかかわらず、当社による議決権付株式取得の結果として上記のことが実施されることなく支配権変動が生じるのであり、また当社による取得後に上記の第三者が、その所有する発行済議決権付有価証券の割合を増加するのであれば、支配権変動が生じたことになる。

当社は、(当社の筆頭財務役員であるトーマス・エス・ローマンとの契約では1倍の離職手当であるのを除き)当社の他の執行役員と2倍の離職手当を提供する同様の支配権変動時退職給付保護契約を締結している。支配権変動契約の下では、2012年オムニバス・インセンティブ・プランのもとで付与されるオプション及び制限付株式を含め、インセンティブ報酬制度又は給付制度のもとで執行役員に発生しており又は付与されたすべての金額は、もし取締役に退職金を受ける権利があるのなら、各執行役員の退職日に直ちに確定する。

当社の取締役会及び報酬委員会は、支払われるべき離職手当て、当該離職手当ての支払の引き金となる事象を含む支配権変動時退職給付保護契約の条件を、当該契約に基づき、報酬顧問及び当社の財務及び他のアドバイザーと協議し、支配権変動に関して同様の状況にある会社における社外慣習を考慮した上で、決定した。

#### エクイティ報酬の取扱い

2012年オムニバス・インセンティブ・プランは、報酬契約に規定がない限り、報酬は、参加者の退職日に直ちに終了する。同様に、支配権変動の場合、報酬委員会は、その裁量により、報酬契約の繰上付与を定めることができる。当社が存続会社にならない合併若しくは、実質的にすべての当社の発行済株式の取得による支配権変動の場合、又は、すべて若しくは実質的にすべての当社の資産の売却若しくは譲渡(「包含取引」)の場合、報酬委員会は、その裁量で包含取引の効力発生日付ですべての未発行オプションの消滅をさだめることができる。但し、包含取引が支配権変動のあとに続くか若しくは包含取引が支配権変動を引き起こす場合には、(i)報酬が完全に行使できるようになった日、(ii)参加者が包含取引の書面による通知を受領する日のどちらか遅い方の日から20日の経過前には、オプションは消滅しない。

2012年オムニバス・インセンティブ・プランによれば、「支配権変動」とは以下のことを意味する: (a) 1934年証券取引法の13(d)及び14(d)条で使用される意味での「パーソン」(以下の者は除く:(i)当社、 (ii)当社の子会社、(iii)当社若しくは当社の子会社の従業員給付制度の下で有価証券を保有している受託 者、若しくは(iv)直接、間接に当社株式の所有権と実質的に同じ割合で当社の株主が所有する会社)が、当 社の発行済有価証券の結合議決権の30%以上を表わす当社の有価証券を直接、間接にもっている「パーソ ン」の系列会社、提携会社(1934年証券取引法のゼネラル・ルールアンドレギュレーッション規則12b-2の 定義による)と共に、受益所有者(1934年証券取引法の13(d)条の定義による)になること;若しくは(b)他 社と当社の合併の終了、(但し以下の場合を除く、(i)合併の直前に発行済の当社の議決権付有価証券が、 当社若しくは当社の子会社の従業員給付制度の下で有価証券を保有している受託者の所有権と結合して、 (発行済のままであるか、又は存続会社の議決権付有価証券に転換されるかによって)、合併の直後に発行 済の当社若しくは存続会社の議決権付有価証券の結合議決権の少なくとも60%を代表する結果となる合併、 又は(ii)当社の資本変更(又は同様の取引)を実行するために達成された合併で、その後は、どの「パーソ ン」(上記(a)で使用された「受益所有権」を決定する方法による)も当社若しくは合併の存続会社の有価 証券の結合議決権の30%以上を有しないこと;若しくは(c) 2012年オムニバス・インセンティブ・プランの 実施前の期間を含まない)いずれかの連続2年間において、その期間の当初取締役であった者で、取締役会 による選任若しくは当社株主による選任のための指名が、その期間の当初取締役であったか若しくはその選 任若しくは選任のための指名が以前承認された取締役で現在も取締役である者の少なくとも3分の2の投票に よって承認された新たな取締役(委任状合戦を行った若しくは行うと威嚇した者の指定した取締役若しくは 上記(a)(b)(d)記載の取引を遂行するために当社と契約を締結した取締役を除く)が何らかの理由で少なく とも取締役の過半数を構成しなくなること;若しくは(d)当社の株主が当社の完全清算計画若しくは当社に よるすべて若しくは実質的にすべての当社資産の売却若しくは処分のための契約のいずれかを承認するこ

非適格ストック・オプション付与契約に従って、(2012年オムニバス・インセンティブ・プランに定義される)支配権変動の場合、オプション付与は完全に授与されるようになる。包含取引を構成する支配権変動の場合、報酬委員会は、裁量で、包含取引日付ですべての未行使のオプションを消滅させることができる。但し、報酬委員会は、次のうち後に生じた日から20日以内に当該付与契約による未行使のオプションを消滅させることはできない:(i)報酬が完全に権利確定する日及び(ii)参加者が包含取引の書面通知を受領した日。死亡又は身体機能喪失の理由で退職した場合、付与されていないオプションは完全に付与されるように

なる。身体機能喪失は、以下のいずれかの下で規定された意味をもつ:(i)第一に参加者と当社の間の雇用契約、(ii)第二に、雇用契約が存在しない場合、当社若しくは参加者に適用される政府機関の採用する長期身体機能喪失プログラム、(iii)第三に、それら契約やプログラムが存在しない場合、コードの22条(e)(3)の意味による永久かつトータルな身体機能喪失。制限付株式・制限付株式ユニット報酬契約に従って、参加者の死亡、身体機能喪失、(2012年オムニバス・インセンティブ・プランに定義される)支配権変動の場合、報酬は完全に付与される。2018事業年度に行われたオプション付与以降、退職により参加者の就労が終了した場合は、オプションはその条件にしたがって引き続き確定する。ポジション消滅により参加者の就労が終了した場合は、オプションの未確定部分は按分して確定する。身体機能喪失の意味は以下に規定される:(i)第一に、参加者と当社との間の雇用契約、(ii)第二に、雇用契約がない場合に参加者に適用される、当社又は政府機関が採用する長期身体機能喪失プログラム、(iii)第三に、契約もプログラムも存在しないとき、現地の法律の規定。退職とは、報酬契約において、年齢および勤続年数の合計が少なくとも70年以上であり、年齢においては最低55歳であることを達成した後の参加者の就労の終了であると定義されている(正当な理由のある解雇を除く。)(「規則70」)。ポジション消滅とは、組織変更、経費削減の検討、オフィスの閉鎖又は移転によるポジションの消滅を要因とする参加者の就労の終了であって、他人が参加者と後退して同じポジションに就任しないものをいう。

参加者の死亡、身体機能喪失、または支配権変動(2012オムニバス・インセンティブ・プランに定義する。)があった場合、制限付株式および制限付株式ユニット(RSU)の報酬契約に基づき、報酬は全額が確定し、すべての制限は失効する。2018事業年度に付与されたRSU報酬以降、参加者の就労が退職により終了した場合は、RSUの未確定部分は按分して確定する。ポジション消滅により参加者の就労が終了した場合は、RSUの未確定部分は按分して確定する。身体機能喪失の意味は以下に規定される:(i)第一に、参加者と当社との間の雇用契約、(ii)第二に、雇用契約がない場合に参加者に適用される、当社又は政府機関が採用する長期身体機能喪失プログラム、(iii)第三に、契約もプログラムも存在しないとき、現地の法律の規定。退職及びポジション消滅の定義は、オプション契約におけるものと同じである。

業績連動株式ユニット(「PSU」)に関して、参加者死亡の場合、報酬は目標額通りに付与される。身体機能喪失の場合、又は退職若しくはポジション消滅(上記にて定義したもの。)による退職の場合、報酬は、3年の業績期間の終了までの実際の業績に基づき比例割合で付与される。業績期間の終了前の支配権変動の場合、(i) PSUが取得者により引き受けられない場合は、PSUは目標レベルで付与され、支配権変動後30以内に決定される、(ii) PSUが取得者により引き受けられる場合は、PSUは、業績期間の終了時に付与される制限付株式・株式ユニットに変換される。支配権変動後12ヶ月以内に参加者の雇用が理由なしに当社により終了される場合、あるいは、参加者の雇用が、当社と支配権変動時退職金契約の下で(参加者が当該契約の当事者である限り)参加者に給付が付与される方法で参加者の雇用が終了する場合、変換された制限付株式・株式ユニットは、直ちに全額付与される。

#### 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(「キャボット・マイクロエレクトロニクス」)は、ナスダックグローバル・セレクト市場(前身はナスダック全米店頭市場)に上場しているデラウェア州法人である。当社とその取締役会は定款と付属定款、連邦法、州法、規則及びナスダック上場基準に従って運営される。取締役会は、これらの要件に従って行動し、更にコーポレート・ガバナンス・ガイドライン、取締役会委員会の憲章、適宜取締役会が採用する決議に基づいて運営される。また、当社の取締役、役員、従業員は、当社の業務行動規準に従って行動する。これらのコーポレート・ガバナンス・ガイドラインは取締役会によって適宜検討され、取締役会の判断に従って将来の改正が必要となる。

### 1. 取締役会の構成

- A. <u>取締役会の規模</u>:現在取締役会は7人の取締役で構成されており、指名/コーポレート・ガバナンス委員会の勧告に基づいて定期的に適切な規模を評価する。
- B. 取締役の選任、取締役としての規準: 取締役は当社の株主総会によって3年任期で選任される。指名/コーポレート・ガバナンス委員会は、増員又は欠員によって生じる取締役職の候補者を検討し、その候補者について取締役会に推薦する。指名/コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役の候補者について多くの情報源からの提案を考慮し、株主から推薦された指名者を検討する。2018事業年度において、当社は、潜在的な取締役の指名者を特定し評価するために第三者に報酬を支払うことはしなかった。しかし、将来、当社は、当社の戦略的方向を導入し、当社の経営を監督するという当社取締役が果たす重要な役割を前提にすると、必要があれば、潜在的な取締役指名者を特定し評価するために第三者に報酬を支払う可能性はある。

取締役の候補者は、以下の事柄を含む種々の規準に基づいて選任される:

- 人格及び評判、
- 業務経験及び洞察力、

- 教育上の背景、
- テクノロジー、製造、マーケティング、財務、戦略、国際取引、学問的背景、及び
- 地域的、文化的、経験的多樣性

指名 / コーポレート・ガバナンス委員会及び取締役会は、取締役会を構成する候補者を検討する際に、多様性を含む上記要件を考慮する。

取締役は、全ての取締役会及び委員会及び定時株主総会に準備をし、出席し、参加することが期待されている。指名/コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役の再任を勧告すべきかどうかを判断するときに、取締役会に対する当該取締役の過去の出席記録、参加及び貢献を考慮する。

- C. 取締役への投票:他の候補者のいない選任の場合において、その選任への「賛成」票よりも多数の「保留」票を得た(以下「過半数保留票」という。)取締役候補者は、その選任に賛成した株主投票の承認の後、速やかに辞任を申し出なければならない。指名/コーポレート・ガバナンス委員会は、辞任の申し出を検討し、取締役会にこれを受け入れるかどうかを勧告する。その後、取締役会は、その選任に関する株主投票の承認から90日以内に、指名/コーポレート・ガバナンス委員会の勧告に基づいて行動する。その後、取締役会は、当社が一般的にプレスリリースを行っている方法にしたがって、その取締役の辞任の申し出を承諾するか否かの決定(および、承諾しない場合は辞任の申し出を拒否する理由)を速やかにプレスリリースによって開示する。この規定に基づき辞任を申し出る取締役は、辞任の申し出を受諾するか否かに関する指名/コーポレートガバナンス委員会および取締役会の行動に自ら出席することを避けなければならない。このような選任において指名/コーポレート・ガバナンス委員会の各委員が過半数保留票を受けた場合、独立取締役であって過半数保留票を受けなかった者が独立取締役の中から委員を選任し、辞任の申し出を審議し、取締役会にその仁んを承諾するか否かを勧告しなければならない。同一の選任において過半数保留票を受けなかった取締役のみが3名以下の取締役を構成する場合、すべての取締役は、辞任の申し出を受諾するか否かに関する訴訟に参加することができる。
- D. <u>独立取締役と非独立取締役の混合</u>: 取締役会は、実質的に独立取締役が過半数を占めるべきであると確信している。取締役が独立取締役であるかどうかを決定するとき、取締役会は、ナスダックの上場基準及び適用すべき法令に規定されている独立取締役の定義を適用する。
- E. <u>職責変更のあった取締役</u>:当社の指名/コーポレート・ガバナンス委員会の憲章に従って、雇用又は他の営利法人の取締役会構成員として変更があった取締役は、委員会にその旨通知し、辞表を提出する。委員会は、当該変更に照らして取締役会に引き続き留まることを適切とみなすかどうかという点から判断し、当該取締役が取締役会に残るべきかどうかを取締役会に勧告する。
- F. <u>その他の取締役会の任務</u>:取締役会の感覚では、取締役は、4社までの上場会社の取締役を務めるべきである。他社の取締役会及び/又は委員会を務めることは、利益相反に関して、当社の業務行為規準と矛盾しないことが必要である。
- G. <u>任期の制限</u>:取締役会は、再任された取締役は、当社及びその運営に貴重な識見を提供することができるので、取締役が務める期間を限定すべきではないと確信する。取締役会は、上記の取締役の評価・選任プロセスによって、取締役会の発展及び新たな見通しを保証できると確信する。
- H. <u>退職ポリシー</u>: 取締役会は、取締役は72歳になった時点で再選に立候補し又は取締役候補として指名されるべきではないという一般的な認識を有しているものの、取締役会は、上記プロセスに従って、各取締役の能力と貢献度を評価すべきであり、取締役の退職年令を固定すべきではないと考えている。
- I. 最高経営責任者 (CEO) と議長の選任: 取締役会は、当社のCEOと議長を選任する。現在、これらの地位は別人によって保有されている。
- 11. 取締役会会議
- A. スケジュール: 取締役会の定例会は、予め予定表を作成し、通常四半期に一回開催される。更に、当社の必要性に対処するために、適切な通知により、いつでも開催することができる。取締役会は、全員一致の書面同意によって業務執行することができる。
- B. <u>議題</u>:議長は、他の取締役の提案を考慮し、指名 / コーポレート・ガバナンス委員会の議長と協力して、取締役会会議の議題を定める。取締役はある項目を議題に加えるよう要請することができる。
- C. 予め配布される資料: 取締役会会議で討議される事柄の理解に必要な情報は、実行可能であり適切な場合には、資料が関係するトピックが提示される、会議より前に全取締役に配布されるべきである。デリケートなトピックは、事前又は会議中に資料が配布されずに取締役会の会議で議論されることがある。

- D. <u>従業員との相互作用</u>:当社の経営陣は、取締役会の会議に従業員を招き、取締役会が検討している問題の十分な理解を得るために従業員の助力を求めることができるので、取締役会は、いつでも従業員と会う機会を有する。
- E. 独立取締役の会合: 取締役会の独立取締役は、予定された定例取締役会会議の一部として(従業員取締役又は経営陣が参加しない)経営会議を別個に開く。指名/コーポレート・ガバナンス委員会の議長は、独立取締役会の議長となる。

### 111. 取締役会委員会

A. <u>委員会の数と種類</u>: 取締役会には、現在、監査委員会、報酬委員会、指名 / コーポレート・ガバナンス委員会という3つの常置委員会がある。各委員会は、取締役会が承認した書面による憲章によって運営されている。当社の付属定款及び各委員会憲章に従って、取締役会の割り当てた任務を行っている各委員会は、取締役会及び独立取締役と同様、適切と考える外部のアドバイザー及び法律顧問を雇用している。法的要件と規制上の要件及び当社付属定款・憲章に従って、取締役会は、望ましいと思う新委員会を加えたり、現存の委員会を除去することができる。各委員会の一般的な任務は以下のとおりである。

監査委員会:監査委員会の役割には以下の事柄が含まれる:当社の独立監査人の選任・任命・報酬支払・監督;監査・未監査割当の範囲及び関連報酬の決定・事前承認;当社が財務報告で使用する会計原理の検討; 内部監査機能を含む内部統制手続の適正さの検討

報酬委員会:報酬委員会の役割には以下の事柄が含まれる:当社従業員の給料・給付金の検討及び承認;最高経営責任者の報酬の評価及び決定;最高経営責任者との相談の上で行う他の執行役員報酬の評価及び決定;当社従業員の給付金制度の監督;ストック・オプション付与、制限付株式報酬、制限付株式ユニット報酬、その他のエクイティ報酬(例えば、業績株式ユニット報酬)及びその他の奨励取り決めの認可・承認;そして雇用契約・雇用関連契約の承認。

指名/コーポレート・ガバナンス委員会:指名/コーポレート・ガバナンス委員会の役割には、以下の事柄が含まれる:取締役選任のための候補者名簿の検討・推薦;取締役の数・分類・任期の変更の勧告;任命手続きに関する株主による任命の検討;当社の非従業員取締役の報酬等の検討及び勧告;最高経営責任者及び他の執行役員の継承プランの検討及び勧告(この業務は報酬委員会と共同で行うことも可能)及び一般的会社ガバナンス問題の検討。

- B. <u>委員会の構成;委員会議長</u>: 各委員会は、独立取締役だけで構成される。指名/コーポレート・ガバナンス委員会の推薦に基づいて、取締役会が委員会のメンバーを任命する。
- C. <u>委員会会議</u>: 各委員会議長は、関連する当社のマネジャーとともに、会議の議題を検討し、会議の回数及び所要時間を決定する。各委員会の議題及び議事録は、取締役会全体で分担し、他の取締役会メンバーは委員会の会議に出席することができる。

#### IV. 取締役会の報酬

A. 取締役会は、取締役会の取締役としての職務に対する報酬は、現金とエクイティに基づく報酬の組み合わせであるべきであると確信する。当社の従業員兼務取締役(従業員取締役)は、通常の従業員給与以外に取締役としての報酬は支払われない。独立取締役は、取締役としての報酬以外にコンサルタント料、顧問料等の報酬を受領しない。取締役会は、指名/コーポレート・ガバナンス委員会の評価及び勧告に基づいて、当社と比較し得る企業との対比により取締役会の報酬を検討し、当社の経営陣と同様に外部の報酬コンサルタントのサービスを使用することができる。

### V. 経営陣と取締役会による検討

- A. <u>CEOの業績の年間評価</u>: 取締役会は、報酬委員会及び他の独立取締役との協議によって、CEOの業績を毎年検討する。取締役会は、報酬委員会及びCEOとの協議によって当社の他の執行役員の業績を毎年検討する。
- B. 継承の立案: 取締役会は、指名/コーポレート・ガバナンス委員会によって、CEOの継承を立案するために毎年CEOと共同作業を行う。
- C. <u>取締役会による自己評価</u>:指名/コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会全員の業績を毎年評価 し、取締役会にその結論を報告する。

## (2)【監査報酬の内容等】

監査報酬には、プライスウォーターハウスクーパースエルエルピーによる、年次財務諸表及び財務報告に対する内部統制の監査並びにForm 10-Qに含まれる財務諸表のレビューに関する専門的な業務に対する報酬並びに法定の又は規制上の提出又は義務に関係して通常プライスウォーターハウスクーパースエルエルピーによって提供される業務に対する報酬を含む。さらに、これには、一般に公正妥当と認められる監査基準にしたがって監査又はレビューを行うために必要な業務に対する報酬だけでなく、通常はプライスウォーターハウスクーパースエルエルピーのみが合理的に提供することのできる、コンフォート・レター、法的監査、証明業務、同意並びに米国証券取引委員会に提出する書面の作成支援及びレビューなどの業務に対する報酬も含まれることがある。2018事業年度においては、KMGの取得(以下「取得」という。)に関連して、2018年10月8日にSECにより発効が宣言されたForm S-4の登録届出書の作成に関して発生した監査報酬を含んでいる。当社は、2018年8月14日にKMGと、テキサス州の法人であり当社の完全子会社であるコバルト・マージャー・サブ・コーポレーションとの間で、当社によるKMGの取得に関する契約および計画を締結した。2018年年11月15日、かかる契約に基づき、KMGは当社の直接の完全子会社となった。

#### 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

以下の表は、2017年及び2018年9月30日に終了した事業年度に係る外国監査公認会計士等に対する報酬を示している。

	2018	3	2017			
区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬		
提出会社	\$2,333,985	\$134,411	\$1,530,000	\$164,788		
連結子会社	\$308,044	\$158,965	\$156,826	\$44,525		
計	\$2,642,029	\$293,376	\$1,706,826	\$209,313		

## 【その他重要な報酬の内容】

(2)の柱書を参照のこと。

### 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

非監査業務の報酬には、プライスウォーターハウスクーパースエルエルピー及びその米国外子会社の租税部門(監査に関係する租税業務を除く。)の専門スタッフによって提供されるすべての業務を含んでおり、かつ、税務コンプライアンス、税務プランニング及び税務アドバイスに対する報酬を含んでいる。税務コンプライアンスは、通常、税務申告及び修正税務申告の準備、還付の請求並びに租税支払プランニング業務を伴っている。税務プランニング及び税務アドバイスは、税務監査及び不服の申立て、M&Aに関する税務アドバイス、従業員福祉プラン並びに税務当局による決定又は法的アドバイスの請求に関する支援業務などの多様な業務を含んでいる。さらに、2017事業年度及び2018事業年度においてはオンラインソフトウェアツールへのアクセスも含まれる。

### 【監査報酬の決定方針】

プライスウォーターハウスクーパースエルエルピーによって提供される業務は、監査委員会によって事前に 承認されている。

# 第6【経理の状況】

1. 本書記載のキャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(以下「キャボット・マイクロエレクトロニクス」または「当社」という)の連結財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。キャボット・マイクロエレクトロニクスが適用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

キャボット・マイクロエレクトロニクスの連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第1項の規定の適用を受けている。

- 2. 本書記載のキャボット・マイクロエレクトロニクスの2018年及び2017年9月30日現在の連結貸借対照表並びに 2018年9月30日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結株主持分変動表及び附属明細表、並びに2018年9月30日現在の財務報告に関する内部統制は、独立登録会計事務所であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの監査を受けており、添付の通りその監査報告書を受領している。
- 3. キャボット・マイクロエレクトロニクスの原文の連結財務書類は、キャボット・マイクロエレクトロニクスが 米国証券取引委員会(SEC)に提出したものと同一であり、日本文は原文(英語)を翻訳したものである。
- 4. キャボット・マイクロエレクトロニクスの原文の連結財務書類は米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、東京の外国為替公認銀行が発表した2019年2月28日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル = 110.87円の為替レートで換算された金額である。金額は千円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円換算額は単に読者の便宜上のために表示されたものであり、米ドル額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。
- 5. 円換算額及び「2 主な資産・負債及び収支の内容」、「3 その他」並びに「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」における記載事項は、キャボット・マイクロエレクトロニクスの原文の連結財務書類には含まれておらず、当該事項における原文財務書類への参照事項を除き上記2.の会計監査の対象にもなっていない。

# 1【財務書類】

## (1) 連結損益計算書

## 9月30日終了事業年度

年度	2	018年	2	017年	2016年		
科目	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	
収益	590,123	65,426,937	507,179	56,230,936	430,449	47,723,881	
売上原価	276,018	30,602,116	253,050	28,055,654	220,247	24,418,785	
売上総利益	314,105	34,824,821	254,129	28,175,282	210,202	23,305,096	
営業費用:							
研究開発費及び技術費	51,950	5,759,697	55,658	6,170,802	58,532	6,489,443	
販売費及びマーケティング費	25,044	2,776,628	30,846	3,419,896	27,717	3,072,984	
一般管理費	76,993	8,536,214	55,637	6,168,474	49,445	5,481,967	
営業費用合計	153,987	17,072,539	142,141	15,759,173	135,694	15,044,394	
営業利益	160,118	17,752,283	111,988	12,416,110	74,508	8,260,702	
支払利息	2,905	322,077	4,529	502,130	4,723	523,639	
その他の収益、純額	4,498	498,693	1,913	212,094	653	72,398	
税引前利益	161,711	17,928,899	109,372	12,126,074	70,438	7,809,461	
法人税等	51,668	5,728,431	22,420	2,485,705	10,589	1,174,002	
当期純利益	110,043	12,200,467	86,952	9,640,368	59,849	6,635,459	
基本的 1 株当たり当期純利益	4.31ドル	478円	3.47ドル	385円	2.47ドル	274円	
基本的加重平均発行済株式数	25,518千株		25,015千株		24,077千株		
希薄化後1株当たり当期純利益	4.19ドル	465円	3.40ドル	377円	2.43ドル	269円	
希薄化後加重平均発行済株式数	26,243千株		25,512千株		24,477千株		
1株当たり配当金	1.40ドル	155円	0.78ドル	86円	0.54ドル	60円	

## (2) 連結包括利益計算書

## 9月30日終了事業年度

年度	2	2018年		2017年	2016年		
科目	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	
当期純利益	110,043	12,200,467	86,952	9,640,368	59,849	6,635,459	
その他の包括利益(損失)、税 引後:							
外貨換算調整額	679	75,281	(6,746)	(747,929)	15,996	1,773,477	
最小年金債務調整額	(26)	(2,883)	276	30,600	(434)	(48,118)	
キュッシュ・フロー・ヘッジ に係る未実現純利益(損失)	(63)	(6,985)	863	95,681	84	9,313	
その他の包括利益(損失)、税 引後	590	65,413	(5,607)	(621,648)	15,646	1,734,672	
包括利益	110,633	12,265,881	81,345	9,018,720	75,495	8,370,131	

# (3) 連結貸借対照表

## 9月30日現在

年度	201	2018年		2017年		
科目	千ドル	千円	千ドル	千円		
資産						
流動資産:						
現金及び現金同等物	352,921	39,128,351	397,890	44,114,064		
売掛金、以下の貸倒引当金控除後 2018年 9 月30日 - 1,900千ドル(210,653千円) 2017年 9 月30日 - 1,747千ドル(193,690千円)	75,886	8,413,481	64,793	7,183,600		
棚卸資産	71,926	7,974,436	71,873	7,968,560		
前払費用及びその他の流動資産	22,048	2,444,462	16,426	1,821,151		
流動資産合計	522,781	57,960,729	550,982	61,087,374		
有形固定資産、純額	111,403	12,351,251	106,361	11,792,244		
のれん	101,083	11,207,072	101,932	11,301,201		
その他の無形固定資産、純額	35,202	3,902,846	42,710	4,735,258		
繰延税金資産	5,840	647,481	21,598	2,394,570		
その他の長期性資産	4,664	517,098	10,517	1,166,020		
資産合計	780,973	86,586,477	834,100	92,476,667		
負債及び株主持分						
流動負債:						
金掛買	18,171	2,014,619	17,624	1,953,973		
長期債務、1年以内支払予定分	-	-	10,938	1,212,696		
未払費用、未払法人税等及びその他の流動負債	82,983	9,200,325	62,651	6,946,116		
流動負債合計	101,154	11,214,944	91,213	10,112,785		
長期債務、1年以内支払予定分控除後及び以下の前払借入コスト控除後 2017年9月30日 - 441千ドル(48,894千円)	-	-	132,997	14,745,377		
繰延税金負債	81	8,980	63	6,985		
その他の長期負債	13,046	1,446,410	14,790	1,639,767		
負債合計	114,281	12,670,334	239,063	26,504,915		
契約債務及び偶発債務(注記17)						
株主持分:						
普通株式:						
授権株式数:200,000,000株、額面価額0.001ドル 発行済株式数:2018年9月30日 - 35,862,465株 2017年9月30日 - 35,230,742株	36	3,991	35	3,880		
資本剰余金	622,498	69,016,353	580,938	64,408,596		
利益剰余金	471,673	52,294,386	397,881	44,113,066		
その他の包括利益累計額	4,539	503,239	3,949	437,826		
自己株式、取得原価 2018年 9 月30日 - 10,356,147株 2017年 9 月30日 - 9,948,190株	(432,054)	(47,901,827)	(387,766)	(42,991,616)		
株主持分合計	666,692	73,916,142	595,037	65,971,752		
負債及び株主持分合計	780,973	86,586,477	834,100	92,476,667		

# (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

## 9月30日終了事業年度

年度	20	018年	2	017年	2016年		
科目	千ドル	千円	千ドル	千円	千ドル	千円	
営業活動によるキャッ							
シュ・フロー:							
当期純利益	110,043	12,200,467	86,952 9,640,368		59,849	6,635,459	
当期純利益から営業活動により取得したキャッ							
シュ純額への調整:							
減価償却費及び無形固 定資産償却費	25,876	2,868,872	25,930	2,874,859	26,031	2,886,057	
貸倒引当金	185	20,511	26	2,883	588	65,192	
株式に基づく報酬費用	18,517	2,052,980	13,004	1,441,753	13,787	1,528,565	
みなし配当課税の移行 税	11,340	1,257,266	-	-	-	-	
繰延税金費用(ベネ フィット)	10,835	1,201,276	392	43,461	(1,757)	(194,799)	
現金を伴わない為替差 (益)/損	(873)	(96,790)	435	48,228	(1,144)	(126,835)	
有形固定資産処分損 (益)	91	10,089	(1,820)	(201,783)	103	11,420	
資産の減損	-	-	860	95,348	1,079	119,629	
売却可能有価証券の売 却に係る実現損失	96	10,644	-	-	-	-	
資産売却(益)	(956)	(105,992)	-	-	-	-	
その他	1,666	184,709	188	20,844	815	90,359	
営業資産及び負債の増 減、取得に関連する金額 は除く:							
売掛金	(12,068)	(1,337,979)	(3,986)	(441,928)	(8,017)	(888,845)	
棚卸資産	(442)	(49,005)	(1,220)	(135,261)	3,351	371,525	
前払費用及びその他の 資産	(5,818)	(645,042)	(1,576)	(174,731)	3,935	436,273	
買掛金	128	14,191	892	98,896	(478)	(52,996)	
未払費用、未払法人税 等及びその他の負債	10,245	1,135,863	21,292	2,360,644	(2,931)	(324,960)	
営業活動により取得した キャッシュ純額	168,865	18,722,063	141,369	15,673,581	95,211	10,556,044	
投資活動によるキャッ シュ・フロー:							
有形固定資産の取得	(21,308)	(2,362,418)	(21,174)	(2,347,561)	(17,670)	(1,959,073)	
有形固定資産の売却に よる収入	-	-	1,216	134,818	17	1,885	
事業の取得、取得現金 控除後	-	-	-	-	(126,976)	(14,077,829)	
資産の売却による収入	3,027	335,603	-	-	-	-	

,				•	1	有価証
売却可能有価証券の取 得	(209,048)	(23,177,152)	-	-	-	-
投資有価証券の売却及 び満期による収入	214,460	23,777,180	175	19,402	200	22,174
純投資ヘッジの決済	(9,882)	(1,095,617)	-	-	-	-
投資活動に使用した キャッシュ純額	(22,751)	(2,522,403)	(19,783)	(2,193,341)	(144,429)	(16,012,843)
財務活動によるキャッ シュ・フロー:						
長期債務の返済	(144,375)	(16,006,856)	(10,938)	(1,212,696)	(8,750)	(970,113)
配当金支払額	(30,730)	(3,407,035)	(19,041)	(2,111,076)	(8,658)	(959,912)
自己株式の取得	(44,288)	(4,910,211)	(14,208)	(1,575,241)	(28,818)	(3,195,052)
株式発行による収入、 純額	23,031	2,553,447	30,615	3,394,285	19,512	2,163,295
キャピタル・リース債 務の元本の返済	(1,200)	(133,044)	-	-	-	-
株式に基づく報酬費用 に関連する税金ベネ フィット	-	-	6,557	726,975	2,305	255,555
財務活動に使用した キャッシュ純額	(197,562)	(21,903,699)	(7,015)	(777,753)	(24,409)	(2,706,226)
現金に対する為替レート 変動の影響	6,479	718,327	(4,160)	(461,219)	6,916	766,777
現金の増加(減少)	(44,969)	(4,985,713)	110,411	12,241,268	(66,711)	(7,396,249)
現金及び現金同等物 - 期 首残高	397,890	44,114,064	287,479	31,872,797	354,190	39,269,045
現金及び現金同等物 - 期 末残高	352,921	39,128,351	397,890	44,114,064	287,479	31,872,797
キャッシュ・フロー情報の補足開示:						
現金による法人税等支 払額	20,345	2,255,650	13,321	1,476,899	7,246	803,364
現金による利息支払額	2,464	273,184	4,128	457,671	4,307	477,517
現金を伴わない投資活動 及び財務活動の補足開 示:						
有形固定資産の購入未 払額及び買掛金 - 期末残 高	1,975	218,968	1,488	164,975	1,005	111,424

# (5) 連結株主持分変動表

	普通株式	資本 剰余金	利益剰余金	その他の 包括利益 累積額	自己株式	合計
	千ドル	チドル	チドル	チドル	チドル	ー チドル
	33	495,673	284,088	(6,090)	(344,740)	428,964
株式に基づく報酬費用		13,787				13,787
  自己株式取得制度に基づく					(05,000)	(05,000)
自己株式の取得、取得原価					(25,980)	(25,980)
自己株式の取得 - その他、取得原価					(2,838)	(2,838)
ストック・オプションの行使	1	16,623				16,624
株式預託プログラムに基づくキャボット・						
マイクロエレクトロニクス制限付株式の発		52				52
行						
従業員株式購入制度に基づくキャボッ						
ト・マイクロエレクトロニクス株式の発		2,837				2,837
<del></del> ᄴᅶᇋᄫᄼᄼᄁᄣᄱᄳᇎᇆᇆᇃᄙᄼᅅᆂ						
株式に基づく報酬制度による税金ベネ フィット		1,868				1,868
			59,849			59,849
当			(13,161)			(13,161)
			(13,101)	15,996		15,996
/ 「真弦弁嗣正照   金利スワップ				84		84
並やヘブダブ   最小年金債務調整額				(434)		(434)
2016年9月30日現在残高	34	530,840	330,776	9,556	(373,558)	497,648
株式に基づく報酬費用		13,004	330,770	3,330	(373,330)	13,004
休式に基づく報酬員用    自己株式取得制度に基づく		13,004				13,004
目己株式の取得、取得原価					(12,035)	(12,035)
自己株式の取得 - その他、取得原価					(2,173)	(2,173)
ストック・オプションの行使	1	27,665			(2, 110)	27,666
ハーング・3000 コンジコス  従業員株式購入制度に基づくキャボッ	'	21,000				21,000
ト・マイクロエレクトロニクス株式の発		2,986				2,986
行		·				
株式に基づく報酬制度による税金ベネ		6 442				6 442
フィット		6,443				6,443
当期純利益			86,952			86,952
剰余金の配当			(19,847)			(19,847)
外貨換算調整額				(6,746)		(6,746)
金利スワップ				863		863
最小年金債務調整額				276		276
2017年 9 月30日現在残高	35	580,938	397,881	3,949	(387,766)	595,037
株式に基づく報酬費用		18,518				18,518
自己株式取得制度に基づく					(40.736)	(40.726)
自己株式の取得、取得原価					(40,726)	(40,726)
自己株式の取得 - その他、取得原価					(3,562)	(3,562)
ストック・オプションの行使	1	19,278				19,279

有価証券報告書

1		1			i i	有畑祉:
株式預託プログラムに基づくキャボット・マイクロエレクトロニクス制限付株 式の発行		300				300
従業員株式購入制度に基づくキャボッ						
ト・マイクロエレクトロニクス株式の発		3,464				3,464
行						
当期純利益			110,043			110,043
剰余金の配当			(36,251)			(36,251)
外貨換算調整額				679		679
金利スワップ				(63)		(63)
最小年金債務調整額				(26)		(26)
2018年 9 月30日現在残高	36	622,498	471,673	4,539	(432,054)	666,692

## (5) 連結株主持分変動表(続き)

	77.2			その他の		
	普通	資本	利益	包括利益	<b>占□#</b> +	∆÷⊥
	株式	剰余金	剰余金	累積額	自己株式	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2015年 9 月30日現在残高	3,659	54,955,266	31,496,837	(675,198)	(38,221,324)	47,559,239
株式に基づく報酬費用		1,528,565				1,528,565
自己株式取得制度に基づく					(2,880,403)	(2,880,403)
自己株式の取得、取得原価					(244,040)	(244,040)
自己株式の取得 - その他、取得原価	444	4 040 000			(314,649)	
ストック・オプションの行使	111	1,842,992				1,843,103
株式預託プログラムに基づくキャボット・マイクロエレクトロニクス制限付株		5,765				5,765
式の発行		3,703				3,703
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
ト・マイクロエレクトロニクス株式の発		314,538				314,538
行						
株式に基づく報酬制度による税金ベネ		207,105				207,105
フィット		207,100				207,100
当期純利益			6,635,459			6,635,459
剰余金の配当			(1,459,160)			(1,459,160)
外貨換算調整額				1,773,477		1,773,477
金利スワップ				9,313		9,313
最小年金債務調整額				(48,118)		(48,118)
2016年 9 月30日現在残高	3,770	58,854,231	36,673,135	1,059,474	(41,416,375)	55,174,234
株式に基づく報酬費用		1,441,753				1,441,753
自己株式取得制度に基づく					(1,334,320)	(1,334,320)
自己株式の取得、取得原価					(1,334,320)	(1,354,320)
自己株式の取得 - その他、取得原価					(240,921)	(240,921)
ストック・オプションの行使	111	3,067,219				3,067,329
従業員株式購入制度に基づくキャボッ						
ト・マイクロエレクトロニクス株式の発 		331,058				331,058
行 ᄴᅷᇩᄫᅉᄼᄞᅖᄳᅘᇆᇈᄀᅑᄼᅅᆇ						
株式に基づく報酬制度による税金ベネ  フィット		714,335				714,335
フィット    当期純利益			9,640,368			9,640,368
当			(2,200,437)			(2,200,437)
料示金の配当     外貨換算調整額			(2,200,437)	(747,929)		(747,929)
介質疾界過程限    金利スワップ				95,681		95,681
並				30,600		30,600
取小牛並頂奶調整領     <b>2017年9月30日現在残高</b>	3,880	64,408,596	44,113,066	437,826	(42,991,616)	
2017年9月30日現在残局   株式に基づく報酬費用	3,000	2,053,091	<del></del> ,115,000	+51,020	(74,331,010)	2,053,091
休式に基づく報酬貸用    自己株式取得制度に基づく		2,000,091				2,000,091
目ご株式取停制度に基づく  自己株式の取得、取得原価					(4,515,292)	(4,515,292)
日こ休式の取得、取得原価    自己株式の取得 - その他、取得原価					(394,919)	(394,919)
ストック・オプションの行使	111	2,137,352			(001,010)	2,137,463
101 27 377 37 911 12	I,	_, ,				_,,

# 有価証券報告書

1		i	i i	ı	i	有個証
株式預託プログラムに基づくキャボット・マイクロエレクトロニクス制限付株 式の発行		33,261				33,261
従業員株式購入制度に基づくキャボッ						
ト・マイクロエレクトロニクス株式の発		384,054				384,054
行						
当期純利益			12,200,467			12,200,467
剰余金の配当			(4,019,148)			(4,019,148)
外貨換算調整額				75,281		75,281
金利スワップ				(6,985)		(6,985)
最小年金債務調整額				(2,883)		(2,883)
2018年 9 月30日現在残高	3,991	69,016,353	52,294,386	503,239	(47,901,827)	73,916,142

添付の注記は連結財務書類の不可欠の一部である。

### (6) 連結財務書類に対する注記

### 1.背景及び作成基準

キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(以下「キャボット・マイクロエレクトロニクス」又は「当社」という)は、化学的機械研磨(以下「CMP」という)と呼ばれる工程において、半導体業界における最新型集積回路(以下「IC」という)装置の製造に使用される高性能研磨スラリー及びパッドを提供している。CMPは、表面を原子レベルで研磨しており、その結果、IC装置の生産者が、より小さく高速で複雑な、欠陥の少ないIC装置を生産することが可能となる。当社はIC装置に使用される多くの導電性及び絶縁材料を研磨するCMPスラリーの開発、生産及び販売を行っている。当社は、CMP工程でスラリーとともに使用されるCMP研磨パッドの開発、製造及び販売も行っている。当社はまた、強化表面仕上げ(以下「ESF」という)事業を通じて、他業界で要求水準の高い表面改質の技術の開発及び製品の提供を行っている。

当社は、証券取引委員会(以下「SEC」という)の規則及び米国において一般に公正妥当と認められている会計原則(以下「米国GAAP」という)に従って、監査済の連結財務書類を作成している。当社は、事業の大部分を1報告セグメント - CMP消耗品の開発、製造及び販売 - において行っている。

2017年12月31日に終了した四半期及び2018年9月30日終了事業年度に係る経営成績には、過去の期間に対する金額の修正が含まれる。当該修正については、関連する過去の期間及び当社の2018年度の経営成績に重要性がないと判断している。主に海外事業の留保金課税に係る当該修正額により、2018年度第1四半期の法人税費用は2,071千ドル増加した。これとは別に、様式10-Kに記載されている当報告書の注記16において、当社は財務書類に対する減税雇用法(Tax Cuts and Jobs Act)(以下「改正税法」という)の影響について記載している。

### 2. 重要な会計方針の要約

# 連結方針

連結財務書類は、キャボット・マイクロエレクトロニクス及びその子会社の勘定を含んでいる。2018年9月30日現在の連結 財務書類において、連結会社間の内部取引及び残高は全て消去されている。

#### 見積の利用

米国GAAPに従った財務書類の作成及び関連する開示において、経営陣は、連結財務書類及び添付の注記の計上額に影響を及ぼす判断、仮定及び見積を行う必要がある。経営陣が最も困難かつ主観的な判断を行う必要がある会計上の見積には、貸倒損失、棚卸資産の評価、長期性資産及び投資の減損、企業結合、のれん、その他の無形固定資産、株式に基づく報酬、法人税等並びに偶発債務に関する見積が含まれるが、これらに限定されない。当社の見積は、過去の実績、現在の状況及び現状において合理的であると考えるその他の様々な仮定に基づいている。しかしながら、将来の事象は変更される可能性があるため、見積及び判断について定期的に調整する必要がある。実際の結果は、異なる仮定又は状況においてこれらの見積と異なる可能性がある。

#### 現金、現金同等物及び短期投資

当社は、当初の満期が3ヶ月以内の全ての流動性の高い金融商品を現金同等物とみなしている。短期投資には、通常90日から1年で満期が到来する有価証券が含まれる。2018年又は2017年9月30日現在、当社は、短期投資とみなしているいかなる有価証券も保有していない。その他の金融商品に関する詳細な記述は注記3を参照のこと。

# 売掛金及び貸倒引当金

売掛金は請求価額で計上され、利息は生じない。当社は、当社の顧客が必要な支払いを行えない可能性により生じる損失見積額を貸倒引当金として計上している。当社の貸倒引当金は、過去の回収実績を基礎として、経済状況に起因する顧客の破産やリスクの事情等の既知の事情又は状況を勘案して決定されている。売掛金が回収されない可能性が高いと当社が考える場合に、当該金額を貸倒引当金として計上している。貸倒損失は一般管理費に計上されている。当社の売掛金の一部及び関連する貸倒引当金は外貨建てであるため、為替変動の影響を受け、これについては下表の控除及び調整に含まれている。

2018年9月30日終了事業年度における貸倒引当金の変動は以下の通りである。

	(単位:千ドル)
2017年 9 月30日現在	1,747
費用計上額	185
控除及び調整	(32)

キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(E05911) 有価証券報告書

2018年 9 月30日現在 1,900

### 信用リスクの集中

当社が信用リスクの集中の影響を被る金融商品は、主に売掛金から構成されている。当社は、当社の顧客の財政状態について継続的に信用評価を行い、通常、売掛金を保証するための担保を要求していない。不払いに関連した信用リスクに対する当社のエクスポージャーは、主に半導体業界及び世界経済の景況や事象によって影響を受ける。2016年度において財務管理下に置かれている顧客を除き、当社は、個別の顧客又はグループ顧客からの売掛金に関する重要な損失を被ったことがない。

収益の10%超を占める顧客は以下の通りであった。

a	日30	口紋-	了事業年	宦

	2018年	2017年	2016年
サムソン・グループ(サムソン)	18%	16%	15%
台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング・カンパニー(TSMC)	12%	13%	15%
SKハイニックス	10%	*	*
マイクロン・テクノロジー	*	10%	*

収益の10%を超える顧客ではなかった。

TSMCは、2018年及び2017年9月30日において、それぞれ売掛金純額の7.9%及び12.2%を占めていた。サムソンは2018年及び2017年9月30日現在、それぞれ売掛金純額の11.4%及び11.9%を占めた。SKハイニックスは2018年及び2017年9月30日現在、それぞれ売掛金純額の3.4%及び4.9%を占めた。マイクロンは2018年及び2017年9月30日現在、それぞれ売掛金純額の13.1%及び10.7%を占めた。

#### 金融商品の公正価値

現金、売掛金及び買掛金の計上額は、当該勘定科目の性質が短期かつ流動性が高いため、公正価値に近似している。金融商品の公正価値に関する詳細な記述は注記3を参照のこと。

### 棚卸資産

棚卸資産は先入先出法に基づく取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方で評価されている。製品及び仕掛品は、原材料、労務費及び製造間接費を含んでいる。当社は、陳腐化している、又は市場性がないと見積もられる棚卸資産に関して、棚卸資産の価値を定期的に見直し、必要に応じて評価減を行っている。棚卸資産評価引当金は、過去の棚卸資産の評価減率の実績を基礎として、既知の事情及び状況を考慮して決定している。

#### 有価証券報告書

#### 有形固定資産

有形固定資産は取得原価で計上されている。減価償却費は、定額法を用いて下記の見積耐用年数に基づいて計上されている。

建物15 - 25年機械及び設備3 - 10年

什器及び備品 5 - 10年

情報システム 3 - 5年

キャピタル・リースによる資産 リース期間又は見積耐用年数

修繕維持に係る支出は発生時に費用計上される。重要な更新及び改良に係る支出は資産計上され、残存耐用年数にわたって 償却される。資産が除却又は売却される際には、関連取得原価及び減価償却累計額は計上科目から消去され、その結果生じる 損益は損益計算書に計上される。当社は社内使用目的のソフトウェアの設計及び開発に係る取得原価を資産計上しているが、 当該費用は重要ではない。

#### 長期性資産の減損

当社は、資産が減損している可能性を示す事象又は状況の変化が生じた場合には、耐用年数を確定できる無形固定資産を含む、長期性資産の帳簿価額の回収可能性を評価する。当社は、長期性資産の定期的な見直しを実施し、減損の兆候が存在するか否かを判断している。減損の事象が発生したかどうかの評価には判断が伴う。減損損失の認識及び測定にあたって、長期性資産は、個別に識別されるか、又は、識別可能なキャッシュ・フローがその他の資産及び負債のキャッシュ・フローから概ね独立した最小レベルで他の資産及び負債とグループ化される。このグルーピングは判断を要するものである。識別された資産グループから生じると見込まれる割引前の将来キャッシュ・フローの合計額が当該資産グループの帳簿価額を下回る場合には、減損が必要となる場合がある。認識される減損の金額は、資産グループの正味帳簿価額から資産グループの公正価値を差し引いて計算される。将来キャッシュ・フローの決定と公正価値の見積りは、重要な判断を必要とし、将来の売上高及び売上原価を長期にわたって見積る必要があるため、その変動の影響を大きく受ける。当社は、2018年度及び2016年度において、減損損失を計上していない。当社は、2017年度に、研究開発の余剰設備に関連する長期性資産の減損損失860千ドルを計上し、その後売却益を計上した。減損に関する詳細については注記5を参照のこと。

当社は、投資の見積公正価値を年に一度、又は潜在的な減損の兆候が存在する場合にはより頻繁に評価し、投資価値の一時的でない減損損失が生じているかどうかを判断している。

### 製品保証引当金

当社は、製品保証引当金を計上しており、当該引当金は当社の仕様要件や顧客の性能に関する要件を満たさない製品の交換 費用に関する経営陣の最善の見積を反映している。製品保証引当金は過去の返品率を基礎として、特定の既知の事象又は状況 を勘案して決定している。製品保証引当金に対する調整額は、売上原価に計上されている。

### のれん及び無形固定資産

耐用年数が確定できる購入された無形固定資産は、見積耐用年数にわたって償却され、その他の長期性資産の評価に用いられたのと同様のプロセスで、減損の評価が行われる。のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は、償却されず、公正価値基準法を用いて年に一度、第4四半期にテストが実施されるが、減損が生じている可能性を示す兆候が存在する場合はさらに頻繁にテストが実施される。のれんの回収可能性は、事業セグメント又は事業セグメントより1つ下のレベルである報告ユニット・レベルで測定される。構成要素は、区分された財務情報が利用可能であり、セグメント管理者が定期的にその構成要素の経営成績を検討している1つの事業を構成している場合、報告ユニットである。複数の構成要素は、類似の経済的特徴を有している場合、統合され単一の報告ユニットとなる場合がある。当社には3つの報告ユニットがあり、当社の年次の減損テスト日である2018年9月30日現在、それらすべてに、のれんが存在した。「CMPスラリー」及び「CMPパッド」の2つの報告ユニットは、2018年9月30日現在の当社の連結貸借対照表上の、のれん残高の95%を占めている。CMPパッドに関連するのれんは、ネクスプラナーの取得に伴うものである。

会計ガイダンスは、企業に対し、報告ユニットの公正価値を評価する際に、定性的分析(「ステップ・ゼロ」)あるいは定量的分析(「ステップ・ワン」)を使用することのいずれかの選択肢を提供する。同様に、耐用年数が確定できない無形固定資産の回収可能価額を算定する際にも、ステップ・ゼロ又はステップ・ワンを使用することのいずれかを選択できる。2016年度、2017年度及び2018年度において、2018年度にステップ・ゼロ分析の使用を選択した当社のCMPスラリー報告ユニットを除き、当社は、耐用年数が確定できない無形固定資産の回収可能価額を算定する際に、「ステップ・ワン」分析の使用を選択した。

重要な判断を必要とする要因には、評価技法の選択、並びに将来の収益及び総マージンの成長率、割引率及びロイヤルティ率等に関する仮定が含まれる。これらの仮定に影響を与える年次の減損分析又は期中の減損分析後に生じる経済状況及び経営状況の変化は、将来の減損認識につながる可能性がある。CMPパッドの報告ユニット及びQEDの報告ユニットは、それぞれ帳簿価額を50%超上回る公正価値を有していた。2018年度第4四半期において実施した検討及び関連する感応度分析の結果、当社は、2018年9月30日現在において、のれんの減損はないと判断している。2017年度に計上されたのれんの減損はなかった。2016年度において、当社はネクスプラナーの開発中の技術の一部に減損損失1,000千ドルを計上した。

#### 外貨換算

アジア及びヨーロッパにおける一部の事業は、機能通貨と考えられる現地通貨を用いて行われている。これらの事業の資産 及び負債は決算日時点における為替レートを用いて、また収益及び費用は当該年度の平均為替レートを用いて換算されてい る。その結果生じる外貨換算調整額は、株主持分の包括利益に計上されている。

### 外国為替管理

当社は、主に日本円、新台湾ドル及び韓国ウォンといった多種の外貨で取引を行っている。当社の外国為替リスクのエクスポージャーは、当社の事業の大部分が米ドル建てであるため重要ではない。しかし、過年度における対米ドルの日本円安は、当社の売上総利益率及び当期純利益にわずかにプラスの影響を及ぼした。当社は、特定の外貨による貸借対照表上のエクスポージャーに関して為替変動に伴うリスクを軽減するため、定期的に特定の先物為替予約を締結している。これらの外国為替予約は、ヘッジ会計の対象とはならないため、当社の先物為替予約に係る為替レートの変動の影響による利益及び損失は、為替レートが変動する期間における添付の連結損益計算書にその他の収益又は費用として認識される。デリバティブ金融商品に関する記述は注記10を参照のこと。

#### 会社間貸付金の会計処理

当社は、当社の完全子会社である日本キャボット・マイクロエレクトロニクス株式会社(以下「日本キャボット・マイクロエレクトロニクス」という)と会社間貸付契約を保持している。当該契約の下で、当社は、この子会社の設立時に当社の旧日本支社から特定の資産を購入する資金を賄い、日本の芸濃町における当社の工場に隣接した土地を購入し、当社のアジア・太平洋・テクノロジーセンターを建設し、並びに300ミリメートルの研磨ツール及び関連する計測用設備を購入するため、日本キャボット・マイクロエレクトロニクスに資金を提供した。これらの資産は全て日本キャボット・マイクロエレクトロニクスの資産であると同時に一般的な事業目的に使用される。当該貸付金は近い将来決済される予定であり、当社の子会社は適時に貸付金を返済しているため、当該貸付金は外貨建取引とみなされる。そのため、関連する為替差損益は、その他の包括利益の外貨換算累積額勘定に繰り延べられるのではなく、その他の収益又は費用として計上される。

当社には、キャボット・マイクロエレクトロニクス・シンガポールPteリミテッドから韓国のハングック・キャボット・マイクロエレクトロニクス・エルエルシーへの、2社の完全子会社間の貸付もある。この貸付金は韓国における研究、開発及び製造施設の建設及び運営のための資金を提供するものである。この貸付金も外貨建取引とみなされ、日本キャボット・マイクロエレクトロニクスに対する会社間貸付金と同様に会計処理される。

会社間貸付金は、連結時に連結貸借対照表から消去される。

### 購入契約

当社は無条件の購入契約を締結しており、当該契約には、解約不能な購入契約及びサプライヤーとの引取保証契約が含まれている。当社は継続的に当社の契約を見直し、購入義務に満たない可能性について評価し、負債として計上する必要があるかどうか判断している。購入契約に関する詳細については注記17を参照のこと。当社はこれまで、当該負債を計上したことはない。

# 収益の認識

CMP消費財の収益は、製品の所有権が顧客に移転した場合にすべての収益認識要件を満たしたと考え、その時点で認識されている。個別の顧客契約の条件にもよるが、所有権は通常、顧客への出荷又は委託在庫が顧客により消費された時点で移転する。当社は当社の多くの顧客と委託契約を締結しており、当社が収益及び棚卸資産の消費を適切な会計期間に計上できるよう、契約において最低でも月次で消費報告書を顧客に要求している。

当社は当社製品の大部分を直接販売しているものの、一部の製品については特定の国々の販売業者を通じて販売している。 当社は出荷し、所有権が販売業者に移転した時点で収益を認識している。当社は販売業者と、支払条件、返品権又は通常の事業の範囲外での製品を交換する権利を含む契約を締結しておらず、又は販売業者との間に収益の認識時期に影響を及ぼす可能性があると当社が考えるその他のいかなる重要な事象も有していない。 当社のESF事業部門では、機器の売上は引渡及び検収時に収益として計上される。据付及び検収に配分された金額は、当該サービスが提供されるまで繰り延べられ、これらの金額に重要性はない。

収益は、付加価値税又は収益を生み出す事業活動に関して行政当局により評価されるその他の税金を控除後の金額で計上されている。

#### 出荷費用

出荷に関連する費用は売上原価に含まれている。

#### 研究開発費及び技術費

研究開発費及び技術費は発生時に費用計上され、主に人件費、原材料費、減価償却費、光熱費及びその他の施設費から構成されている。

### 法人税等

当期の法人税等は、税務申告書に係る当期の未払法人税等又は未収還付税額の見積に基づいて算定される。繰延税金は、資 産及び負債の計上額の会計上の価額と税務上の価額との間の一時差異による影響額に対する法定税率を使用して算定される。 税率の変更による繰延税金資産及び負債への影響は、改正の施行日が含まれる年度の損益計算書において認識される。米国及 び諸外国の繰延税金負債又はベネフィットに対して、税引当が計上される。当社は繰延税金資産の回収可能性を評価し、回収 不能見積額について評価性引当金を計上している。当社は、税務ポジションの技術的なメリットに基づき、税務当局に支持さ れる可能性が50%を超過する場合にのみ、不確実な税務ポジションに関する税金ベネフィットを認識している。2016年度及び 2017年度に、当社は米国外の全ての当社在外子会社の利益を、恒久的に再投資するという前提を維持した。改正税法とそれに 伴う修正テリトリアル税制への移行という観点から、当社は、今後国外利益を恒久的に再投資することはせず、2018年度に 197,932千ドルを本国に送金し、継続的に国外利益を本国に送金する予定である。その結果、当社は、かかる利益の将来の実際 の配当に伴う源泉徴収税について、繰延税金負債を計上した。さらに、改正税法では、(1)2018年1月1日付の米国連邦法人所 得税率の21%への引下げ、及び(2)8年以上にわたり支払われている海外子会社の特定の未送金の所得に対する一時の移行税の 要求、といった米国税法に対する複雑な変更が含まれるが、これらに限定されるものではない。改正税法によって、SECスタッ フは、企業が改正税法の影響に関する会計処理を完了する場合の期間として1年間を超えない測定期間を規定する会計ガイダ ンス(SAB第118号)を公表した。改正税法の特定の法人所得税の会計処理が不完全であっても企業が合理的な見積もりを決定で きる範囲で、財務書類に暫定的な見積もりを計上する必要がある。企業が財務書類に含める暫定的な見積もりを決定できない 場合は、改正税法の施行直前に有効であった税法の条項を引き続き適用しなければならない。改正税法の最終的な影響額は、 改正税法の解釈の変更、改正税法上の疑義が生じた場合の法的措置、改正税法に対応した法人税等の会計基準及び関連する解 釈の変更、並びに暫定的な金額に用いられる見積もりの更新又は変更により、暫定的な見積もりとは異なる場合がある。法人 税等及び恒久的な再投資に係る追加情報に関する詳細については、注記16を参照のこと。

### 株式に基づく報酬

当社は、ストック・オプションの付与、制限付株式及び制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニット(Performance Share Unit)(以下「PSU」という)報奨の付与、並びに従業員株式購入制度の下での株式購入を含む全ての株式に基づく報奨につい て、株式に基づく報酬費用を計上する。当社は最終的に権利が確定する予定の報奨に基づき定額法を用いて株式に基づく報酬 費用を算定しているが、これには見積失効率の使用が要求される。当社の見積失効率は主に過去の実績に基づいているが、実 際の失効数が見積と異なる場合には、将来の期間において修正される可能性がある。当社は、当社のストック・オプション及 び従業員株式購入制度の下での株式購入の付与日現在の公正価値を見積るためにブラック - ショールズ価格決定モデルを用い ている。このモデルは、購入対象の株式の株価のボラティリティ、当社のストック・オプションの予想期間、予測配当利回り 及び無リスク金利を含む主観的な仮定のインプットを要求している。当社は活発に取引されている当社株式を購入するストッ ク・オプションに係る当社株式のヒストリカル・ボラティリティとインプライド・ボラティリティの組み合わせに基づき、当 社のストック・オプションの予想ボラティリティを見積っている。当社は、過去のストック・オプションの行使に係る情報を 用いてストック・オプションの予想期間を算出しており、2017年12月より前に付与されたストック・オプションについては、 退職の定義に該当する従業員の内、契約上の付与期間中に付与を受けた適格者に対しては、この予想期間を若干長くしてい る。2017年12月現在、新たなストック・オプションの付与及び制限付株式ユニット報奨の規定では、正当な理由による終了を 含む特定の状況を除き、従業員が退職適格要件を満たした時点で、残りの権利未確定の株式に基づく報酬は、勤務の終了にか かわらず、引き続き権利が継続する。このため、報奨に必要な勤務期間は、退職資格が満たされた時点で満たされる。従っ て、付与日に退職資格を満たしている従業員については、当社は現在、報奨に係る株式に基づく報酬費用の合計額を計上

している。4年間の権利確定期間中に退職資格を満たす従業員については、当社は現在、報奨契約で記載されている4年超の 権利確定期間ではなく、付与日から退職資格日までの期間にわたる株式に基づく報酬費用を計上している。

予測配当利回りは付与日の株価によって配当された、当社のドル建て年間配当金を表している。無リスク金利は、付与時における米国債の有効な(現在適用されている)イールド・カーブから算出される。

付与されたPSUは、S&P SmallCap 600インデックスの総株主利益率に対する、PSUに関連する特定の業績期間中に当社が達成した総株主利益率に応じて、下方修正又は上方修正の対象となる可能性がある。当社は、第三者のサービス提供者を使用して、モンテカルロ・シミュレーション・モデルを用いて付与日のPSUの公正価値について見積る。このモデルは、当社の株価及び指数構成銘柄、無リスク金利並びに株価のボラティリティを含む一定の仮定を用いて、当社の株価変動及び指数構成銘柄をシミュレーションしている。

2018年度第1四半期、当社はASU第2016-09号「報酬・株式報酬:従業員の株式に基づく報酬の会計に対する改善」(Topic 718)(ASU 2016-09)を適用した。当該基準の規定は、法人税等による影響、持分又は負債のいずれかへの報奨の分類、連結キャッシュ・フロー計算書上の超過税金ベネフィットの分類及び1株当たり当期純利益の算定を含め、株式に基づく報酬に関する会計処理の側面が関連している。2018年度において、当社は連結損益計算書に7,294千ドルの税金ベネフィットを計上している。税金ベネフィットの影響を含む純利益は、新しいガイダンスに基づき当社の基本的1株当たり利益を計算するために使用された。さらに、当社は、ASU第2016-09号の適用に伴い、ASC718に基づく失効の見積もりを継続することを選択した。

当社の制限付株式及び制限付株式ユニット報奨の公正価値は、付与日における普通株式株価の終値を表している。

2016年度、ネクスプラナーの取得に関連して、当社は現行のオムニバス・インセンティブ・プランの下で認められているインセンティブ・ストック・オプション(ISO)を、取得完了時にネクスプラナーに保有していた未確定のISOに代わるものとして、一部のネクスプラナーの従業員に付与した。当社は、ブラック・ショールズ価格決定モデルを使用して、これらのISOの付与日の公正価値を見積もり、2016年度及び将来の期間における株式報酬費用を算定した。

株式に基づく報酬制度に関する追加情報については、注記12を参照のこと。

#### 1株当たり利益

基本的 1 株当たり利益(以下「EPS」という)は、普通株式の株主に帰属する当期純利益を当該会計期間の加重平均発行済普通株式数で除して算出される。当該計算には、権利確定配当金受領権付の、権利が未確定の制限付株式報奨による影響は含まれず、これはASC Topic 260 - 「1 株当たり利益(ASC 260)」における 2 クラス法で示されているように、参加型証券とみなされる。希薄化後EPSも同じように算定されるが、自己株式法を用いて「イン・ザ・マネー」状態のストック・オプション及び権利が未確定の制限付株式の加重平均の希薄化効果を含めて増加した当該会計期間の加重平均発行済普通株式数を用いて算出される。当社は、2018年度にASU第2016-09号を適用した。この適用に伴い、超過税金ベネフィットからの収益は、希薄化後EPSの加重平均発行済株式に対する希薄化効果には含まれなくなった。超過税金ベネフィットは、資本の増加ではなく、税金費用の減少として会計処理された。

### 包括利益

包括利益は主に、外貨換算調整額を含むため当期純利益とは異なる。

### 最近公表された会計基準による影響

2014年5月、FASBは、収益認識に関する新基準であるASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」(Topic 606)を公表した。ASU第2014-09号は収益の計上方法を改善し、IFRSを利用して財務報告を行う企業と米国GAAPを利用する企業との財務書類の比較可能性を向上させるものである。新基準の基本方針は、財又はサービスに係る収益を、企業が当該財又はサービスと引き換えに受け取ると予想する対価を反映した金額で認識するというものである。新基準の目的は、収益に関する開示を強化し、サービス収益や契約変更のように従来は包括的な対応がなされていなかった取引についてガイダンスを提供し、複数要素の契約に関するガイダンスを改善することである。2015年8月、FASBはASU第2015-14号「適用日の延期」(Topic 606)を公表した。当該基準はASU第2014-09号の適用日を1年間延期するものである。ASU第2014-09号は、当社では2018年10月1日より適用され、完全遡及アプローチ又は修正遡及アプローチを用いて適用することができる。2016年3月、FASBはASU第2016-08号「顧客との契約から生じる収益:本人が代理人かの検討(収益の総額表示か純額表示)」(Topic 606)を公表した。ASU第2016-08号「顧客との契約から生じる収益:本人が代理人かの検討(収益の総額表示が純額表示)」(Topic 606)を公表した。ASU第2016-10号、ASU第2016-11号及びASU第2016-12号を公表し、2017年9月、ASU第2017-13号を公表した。それらすべては、当初の収益基準について詳細な説明を行うものである。当社は、当社の収益契約に対する当該新基準の要件の適用による潜在的な差異を特定するプロセスを実質的に完了し、当該新基準に基づき認識と開示を裏付ける当社のビジネスプロセス、システム及び内部統制の特定及び変更を実施した。当社は、顧客との契約の大部分について、収益の認識は実質的に変わらないと見込んでいる。しかし、CMP消耗品

事業における当社の顧客との特定の価格及びインセンティブの取決めを含む当社の契約について、新たなガイダンスにより、当社が収益を認識する方法とタイミングが変更されることになる。標準的でない価格及びインセンティブの取決めを含む、適用時における既存の契約の現在の評価に基づいて、当社は、当該新基準の適用が当社の財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと予想している。当社は、適用に修正遡及アプローチを使用して、2019年度第1四半期において新しい収益基準を適用する予定であり、当該基準の適用による累積影響額について、利益剰余金の期首残高に対する重要性の低い調整として計上する必要性が生じることとなる。

2016年2月、FASBはASU第2016-02号「リース」(Topic 842)を公表した。ASU第2016-02号の規定は、リース会計に関する適正な手法を求めるもので、このリース会計の下で借手は、資産の使用権及び対応するリース債務を認識することになる。リースはファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類される。ファイナンス・リースでは、借手は支払利息及び資産使用権の償却を認識し、オペレーティング・リースでは、借手は全てのリース費用を定額法で認識する。当ガイダンスにより定性的な開示及び特定の定量的な開示も求められ、これにより財務書類の計上額が補足され、重要な判断及び見積もりを含め、企業のリース取引に対する理解の一助となる。ASU第2016-02号は当社では2019年10月1日より適用されるが、早期適用も認められている。当社は現在、当該基準の適用が当社財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2016年3月、FASBは、ASU第2016-09号「報酬-株式報酬:従業員の株式に基づく報酬の会計に対する改善」(Topic 718)を公表した。当該基準の規定は、法人税等による影響、持分又は負債のいずれかへの報奨の分類及びキャッシュ・フロー計算書上の分類を含め、株式に基づく報酬に関する会計処理のいくつかの側面が関連している。当社は、将来を見越して2018年度第1四半期より当該基準を適用している。この適用によって、超過税金ベネフィットは、資本の増加ではなく、法人税等の減少額として計上された。そのため、当社は2018年度における連結損益計算書に7,294千ドルの税金ベネフィットを計上した。さらに、新しいガイダンスに基づく希薄化後EPSの加重平均発行済株式に対する希薄化の影響には、超過税金ベネフィットによる収入は含まれていない。また、当社は、ASU第2016-09号の適用に伴い、ASC718に基づく失効の見積もりを継続することを選択した。

2016年6月、FASBはASU第2016-13号「金融商品に係る信用損失の測定」(Topic 326)を公表した。当該基準の規定は、償却原価で測定される金融資産を、回収が見込まれる純額で表示することを求めている。引当金は、正味帳簿価額を回収見込額で表示するよう設定される。ASU第2016-13号はまた、売却可能負債性債券に関連する信用損失は信用損失引当金を通じて計上されるべきであると規定している。ASU第2016-13号は、当社では2020年10月1日より適用されるが、2019年10月1日からの早期適用も認められている。当社は現在、当該基準の適用が当社財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2017年1月、FASBはASU第2017-04号「のれんの減損テストの簡略化」(Topic 350)を公表した。当該基準の規定は、のれんの減損テスト基準日に資産及び負債の公正価値を決定し、減損の可能性を判断するために帳簿価額と比較することを要求する第2ステップ(Step 2)を、のれんの減損テストから削除する。のれんの減損の数量化は、報告ユニットの公正価値とその帳簿価額を比較することによって行われる。当社は、2017年10月1日よりASU第2017-04号を適用しており、2018年度第4四半期にのれんの減損テストに関する新しいガイダンスを適用した。

2017年3月、FASBはASU第2017-07号「純期間年金費用及び純期間退職後給付費用の表示の改善」(Topic 715)を公表した。 ASU第2017-07号の規定は、純給付費用の要素の表示に関する特定のガイダンスを提供する。ASU第2017-07号は、当社では2018年10月1日より適用された。当社は現在、当該基準が当社財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと予想している。

2017年5月、FASBはASU第2017-09号「報酬-株式報酬:条件変更の会計処理の範囲」(Topic 718)を公表した。ASU第2017-09号の規定は、株式に基づく支払いの条件変更により、企業が修正会計を適用することを要求する特定のガイダンスを提供する。ASU第2017-09号は、当社では2018年10月1日より適用された。当社は、報奨に関する当該新基準を、修正された範囲で適用する予定である。

2018年2月、FASBはASU第2018-02号「損益計算書-包括利益の報告」(Topic 220)を公表した。当該基準の改訂では、企業は改正税法によって生じたその他の包括利益累計額に残される税効果(stranded tax effects)を、その他の包括利益累計額から利益剰余金に組み替えることを認めている。ASU第2018-02号は、当社では2019年10月1日より適用されるが、早期適用も認められている。当社は現在、当該基準の適用が当社財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2018年6月、FASBは、ASU第2018-07号「報酬-株式報酬(Topic 718):非従業員の株式に基づく報酬の会計に対する改善」を公表した。本ASUは、財及びサービスに対する非従業員に付与される株式に基づく報酬の会計処理を簡素化しており、そのため、非従業員に対するかかる報酬に関するガイダンスは、従業員に付与される株式に基づく報酬の要件と概ね整合している。ASU第2018-07号は、当社では2019年10月1日より適用されるが、早期適用も認められている。(ただし、Topic 606の適用日より前には適用されない)。当社は現在、当該基準の適用が当社財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2018年8月、FASBは、ASU第2018-13号「公正価値測定(Topic 820): 開示の枠組み-公正価値測定に関する開示要件の変更」を公表した。本ASUは、現行の開示要件の削除、修正、追加を含む、Topic 820の様々な開示要件に関する個別のガイダンスを提

有価証券報告書

供する。ASU第2018-13号は、当社では2020年10月1日より適用されるが、早期適用も認められている。当社は現在、当該基準の適用が当社財務書類に及ぼす影響について評価中である。

2018年8月、FASBは、ASU第2018-15号「無形固定資産-のれん及びその他-自社利用のソフトウェア(Subtopic 350-40):サービス契約であるクラウドコンピューティング契約から発生した導入コストに関する顧客の会計処理(FASBの緊急問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force)のコンセンサス)を公表した。本ASUは、どの導入コストをサービス契約に関連する資産として 資産計上するか、またどのコストを費用処理するかを決定するために、サービス契約であるホスティング契約の事業体(顧客) において、Subtopic 350-40のガイダンスに従うことを要求する。ASU第2018-15号は、当社では2020年10月1日より適用されるが、早期適用も認められている。当社は現在、当該基準の適用が当社財務書類に及ぼす影響について評価中である。

# 3.金融商品の公正価値

測定日現在において、資産・負債の主要な市場もしくは最も有利な市場で、市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、又は負債を移転するために支払うであろう価格(出口価格)として公正価値が定義されている。FASBは、公正価値を見積るために用いる判断の範囲及びレベルに基づき開示について3つのレベルのヒエラルキーを確立している。レベル1のインプットは、同一の資産又は負債の活発な市場における取引価格に基づいた評価から構成されている。レベル2のインプットは、類似する資産又は負債の取引価格、活発でない市場における同一の資産又は負債の取引価格、あるいはその他の観察可能なインプットに基づいた評価から構成されている。レベル3のインプットは、ほとんど又は全く市場取引のない観察不能なインプットに基づいた評価から構成されている。

以下の表は、2018年及び2017年9月30日現在、当社が継続的に公正価値測定した金融商品(長期債務を除く)を示している。 当社の長期債務に関する詳細については注記9を参照のこと。当社は、適用される基準に規定されている公正価値のヒエラル キーに準拠して、以下の資産を分類した。資産の公正価値を測定するために用いられたインプットが、ヒエラルキーの複数の レベルに該当する場合、当社は公正価値の決定に重要である、最も低いレベルのインプットに基づいて分類した。

				(単位:千ドル)
2018年 9 月30日	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計
資産:				
現金及び現金同等物	352,921	-	-	352,921
その他の長期性投資	1,137	-	-	1,137
デリバティブ金融商品	-	-	-	-
資産合計	354,058	-	-	354,058
負債:				
デリバティブ金融商品	-	339	-	339
負債合計	-	339	-	339
				(単位:千ドル)
2017年 9 月30日	レベル1	レベル2	レベル3	公正価値合計
資産:				
現金及び現金同等物	397,890	-	-	397,890
その他の長期性投資	929	-	-	929
デリバティブ金融商品	-	263	-	263
資産合計	398,819	263	-	399,082
-				
負債:				
デリバティブ金融商品	-	1,881	-	1,881
自債合計	-	1,881	-	1,881

当社の現金及び現金同等物は、当社の事業を支える目的で用いられる様々な銀行勘定や、活発な市場で取引される金融機関のマネー・マーケット・ファンドへの投資から構成されている。当社は、信用力の高い短期固定利付証券からなる、最高の信用格付けの優良金融機関のマネー・マーケット・ファンドにのみ投資している。当社のその他の長期性投資は非適格追加的貯蓄制度であるキャボット・マイクロエレクトロニクス追加的従業員退職制度(以下「SERP」という)に基づく投資の公正価値を表している。当該投資の公正価値は活発な取引市場での取引価格を通じて決定される。投資は個々の制度加入者に割り当てられ、制度加入者のみが投資を決定するが、SERPは非適格制度である。そのため、制度加入者が適格な引出しを実施するまで、制度資産及び支払いのために相殺する関連負債は当社が所有する。長期性資産は2018年9月30日現在の公正価値を反映して2018年度第4四半期中に1,137千ドルに調整された。

当社のデリバティブ金融商品の公正価値は、特に金利スワップにおける1ヶ月物LIBORベースのイールド・カーブ及び先物為替及び/又は先物為替予約におけるオーバーナイト・インデックス・スワップ(以下「OIS」という)等、契約期間にわたり標準的評価モデル及び観察可能な市場ベースのインプットを用いて見積もられる。当社はデリバティブ金融商品の公正価値の算定に、カウンターパーティーの信用リスクを含む不履行リスクを考慮している。当社のデリバティブ金融商品には先物為替予約及び金利スワップが含まれる。当社は、当社の未決済変動利付債務の一部について、LIBORベースによる金利払いの変動性をヘッジする目的で、2015年度に変動固定金利スワップ契約を締結した。当社は、債務の返済に伴い、当年度において金利スワップ契約を終了した。2017年度第4四半期に、当社は、海外事業に対する当社の純投資を、為替変動による潜在的な不利な変動から保護するため、先物為替予約を締結した。当該純投資ヘッジは、この海外事業による本国への多額の資金の送金によって、当年度において終了した。デリバティブ金融商品の当社利用に関する詳細については、注記10を参照のこと。

#### 4.棚卸資産

棚卸資産は以下の項目から構成されている。

(単位: 千ドル)

### 9月30日現在

	2018年	2017年
原材料	35,150	36,415
仕掛品	8,117	7,365
製品	28,659	28,093
合計	71,926	71,873

# 5 . 有形固定資産

有形固定資産は以下の項目から構成されている。

(単位:千ドル)

9月30日現	.在
--------	----

	2018年	2017年
土地	17,525	17,823
建物	103,601	104,057
機械及び設備	195,434	187,649
什器及び備品	7,575	6,770
情報システム	34,271	32,748
キャピタル・リース	1,200	-
建設仮勘定	17,001	10,439
有形固定資産合計	376,607	359,486
控除:減価償却累計額	(265,204)	(253,125)
有形固定資産純額	111,403	106,361

減価償却費は、2018年、2017年及び2016年9月30日終了事業年度においてそれぞれ、17,255千ドル、17,195千ドル及び16,915千ドルであった。

2017年度に、当社は余剰研究開発資産に関連する減損損失860千ドルを計上し、余剰研究開発設備の売却益1,820千ドルを計上した。当社は、2018年度及び2016年度において、有形固定資産に係る減損損失を計上していない。

### 6.のれん及びその他の無形固定資産

のれんは、2018年及び2017年9月30日現在においてそれぞれ101,083千ドル及び101,932千ドルであった。のれんの減少は、新台湾ドルの為替相場の変動154千ドル及び一部のESF資産の売却に関連する695千ドルの減少によるものであった。2018年3月にこの資産を売却したことにより、当社は3,277千ドルの純収入を受け取った。そのうち、250千ドルは、第三者に預託され、当社は中間連結損益計算書のその他の収益に利益956千ドルを計上した。

その他の無形固定資産の内訳は以下の通りである。

(単位: 千ドル)

	2018年 9月	]30日現在	2017年 9 月	30日現在
	帳簿価額 総額	賞却 累計額	帳簿価額 総額	償却 累計額
償却の対象となるその他の無形固定資産:				
製品技術	46,275	22,755	42,287	17,604
取得特許及びライセンス	8,270	8,252	8,270	8,241
企業機密及びノウハウ	2,550	2,550	2,550	2,550
顧客リスト、販売権及びその他	28,068	17,574	28,229	15,421
償却の対象となるその他の無形固定資産合計	85,163	51,131	81,336	43,816
償却の対象とならないその他の無形固定資産:				
開発中の技術	-		4,000	
耐用年数が確定できないその他の無形固定資産*	1,170		1,190	
償却の対象とならないその他の無形固定資産合計	1,170		5,190	
その他の無形固定資産合計	86,333	51,131	86,526	43,816
<b>党却の社会とならない。 母田矢粉が夜宮できないえの仏</b>	<b>小無形田ウ次女!</b>	ナ ナロ女口から	+> 7	

<sup>\*</sup> 償却の対象とならない、耐用年数が確定できないその他の無形固定資産は、主に商号からなる。

当社は、2018年度第1四半期において、仕掛中であった技術の開発が完了し、償却の対象となるその他の無形固定資産に区分されている製品技術に4,000千ドルを組み替えた。

2018年度、2017年度及び2016年度における償却費は、それぞれ7,495千ドル、7,795千ドル及び8,176千ドルであった。2018年9月30日現在における、今後5事業年度における将来の無形固定資産の償却費見積額は以下の通りである。

(単位:千ドル)

事業年度	償却費見積額	
2019年	7,119	
2020年	7,115	
2021年	7,108	
2022年	7,108	
2023年	1,717	

のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産について、公正価値基準法を用いて年に一度第4四半期に、又は潜在的な減損の兆候が存在する場合はさらに頻繁に減損テストを実施する。のれんの回収可能性は、事業セグメント又は事業セグメントより1つ下のレベルである報告ユニット・レベルで測定される。企業は、報告ユニットの公正価値を評価する際に、定性的分析(「ステップ・ゼロ」)あるいは定量的分析(「ステップ・ワン」)を使用することのいずれかを選択できる。同様に、企業は耐用年数が確定できない無形固定資産の回収可能価額を算定する際にも、ステップ・ゼロ又はステップ・ワンを使用することのいずれかを選択できる。当社は、2018年度にステップ・ゼロ分析の使用を選択した当社のCMPスラリー報告ユニットを除き、2017年度及び2018年度において、のれんの減損及び耐用年数が確定できない無形固定資産の減損について「ステップ・ワン」分析の使用を選択した。

当社は、2018年度第4四半期に年次の減損テストを実施し、減損は存在しないと判断した。2017年度第4四半期に実施した減損テストの結果、減損は存在しなかった。当社は、2016年度第4四半期にネクスプラナーの取得において取得した開発中の技術資産の内、一つの技術資産について減損損失1,000千ドルを計上した。これは、当該資産に関して経営陣が修正した将来の見積キャッシュ・フローに基づいている。減損は当社の連結損益計算書において研究開発費及び技術費に含まれている。当社は、のれん又は無形固定資産のその他の減損は必要ないと判断した。当社の報告ユニットののれんに計上された減損損失累計額はなかった。

# 7.その他の長期性資産

その他の長期性資産は以下の項目から構成されている。

(単位: 千ドル)

9月30日現在

	2018年	2017年
オークション・レート証券(ARS)	-	5,319
長期契約資産	1,548	2,115
その他の長期性資産	1,979	2,154
その他の長期性投資	1,137	929
合計	4,664	10,517

当年度において、当社は、両方とも満期までの期間が10年を超えている、2つの非課税地方債から構成されるARS投資を償還した。

その他の長期性資産は、主に今後12ヶ月超にわたって継続する契約に係る種々の預け金及び前払金から構成されている。注記3に記載されている通り、2018年9月30日現在、当社はSERP投資の公正価値である1,137千ドルの長期性資産とそれに対応する長期負債を計上した。

### 8. 未払費用、未払法人税等及びその他の流動負債

未払費用、未払法人税等及びその他の流動負債は以下の項目から構成されている。

(単位: 千ドル)

9月30日現在

	2018年	2017年
未払報酬	35,367	35,332
未払法人税等	18,045	9,717
未払配当金	10,822	5,314
取得及び統合関連	2,701	-
受領済であるが未請求の財及びサービス	1,954	2,172
繰延収益及び顧客からの前受金	4,894	1,559
法人税等以外の税金	1,976	1,688
1年以内支払予定の長期契約負債	1,487	1,500
その他	5,737	5,369
合計	82,983	62,651

#### 9.債務

2012年2月13日に当社は、借り手である当社、事務管理会社、スウィングラインの設定者及びL/C発行者としてのバンク・オ プ・アメリカN.A.、共通の幹事会社及び共通の記録管理者としてのバンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ及びJ.P.モルガ ン・セキュリティーズLLC、シンジケート機関としてのJPモルガン・チェース・バンクN.A.並びに情報管理機関としてのウェー ルズ・ファーゴ・バンクN.A.との間で信用契約(以下「当信用契約」という)を締結した。当信用契約は、2012年2月27日に使 用した175,000千ドルのターム・ローン(以下「当ターム・ローン」という)と多通貨による借入金、信用状及びスウィングライ ン・ローンについてサブリミットがある100,000千ドルのリボルビング・クレジット・ファシリティ(以下「当リボルビング・ クレジット・ファシリティ」という)を提供するものであり、当ターム・ローンは2012年3月1日の株主に対する特別配当金支 払額の約半分のために使用され、当リボルビング・クレジット・ファシリティは、使用されていない。当ターム・ローン及び 当リボルビング・クレジット・ファシリティは「クレジット・ファシリティ」と言及されている。当社は2014年6月27日に当 信用契約の改訂契約(以下「当改訂契約」という)を締結した。当改訂契約によって、(i)ターム・ローン・コミットメントが 157,500千ドルから、2012年度の開始時における当信用契約の下での当初金額と同レベルの175,000千ドルへ17,500千ドル増加 し、( )当リボルビング・クレジット・ファシリティに係る拘束力のないアコーディオン・フィーチャーが75,000千ドルから 100,000千ドルに増加し、( )信用ファシリティの期限が2017年2月13日から2019年6月27日へ延長され、( )連結レバレッ ジ・レシオ財務条項が緩和され、かつ( )当信用契約の価格設定条項及びその他条項が改訂された。2014年6月27日に、当社 は増額したターム・ローン・コミットメントから17,500千ドルを引き出し、当ターム・ローンのコミットメント利用残高は合 計で175,000千ドルになった。

2017年12月の米国における改正税法の施行により、当社の米国以外の現金の大部分について本国への送金を促進した。2018年4月、当社は、本国へ送金されたこれらの資金を活用し、信用契約に従って、残りのターム・ローン残高を返済した。当ターム・ローンの期限前返済には違約金はなかった。当ターム・ローンの早期返済を受けて、2018年度第3四半期において、当社は残りの未償却の借入コスト315千ドルを費用計上し、当社は関連する金利スワップを終了して連結損益計算書上、532千ドルの利益を認識した。

修正クレジット・ファシリティの下での借入金(スウィングライン・ローンに関するものを除く)は、「アプリカブル・レート」(下記に定義されている)に、当社の選択により以下のいずれかを追加したものに等しい年率による利付借入金である。(1)かかる借入金に関連する利息期間での対象通貨による預金について資金コストを参照に決定したLIBOR、又は(2)(x)バンク・オブ・アメリカN.A.のプライム・レート、(y)連邦準備レートにプラス1.00%の1/2及び(z)1ヶ月物LIBORプラス1.00%の内、一番高い「基準レート」。クレジット・ファシリティの下での借入金に関する現在のアプリカブル・レートは、LIBOR借入金については1.50%(修正後)で、基準借入金については0.25%である。このようなアプリカブル・レートは当社の連結レバレッジ・レシオに基づき調整の対象となっている。スウィングライン・ローンは基準レートに、リボルビング・クレジット・ファシリティの下での基準レートによるアプリカブル・レートを加えた利付ローンである。当信用契約の下での発行元本に係る利息の

支払いに加えて、当社はリボルビング・クレジット・ファシリティの下で、未使用コミットメントに関して、貸し手にコミットメント報酬を支払う。当報酬は修正された通り、当社の連結レバレッジド・レシオに基づく0.20%から0.30%である。支払利息及びコミットメント報酬は、利息対象期間(少なくとも各歴四半期末)に従い支払われる。当社は必要に応じて信用状報酬も支払う。当該ターム・ローンには定期的な返済スケジュールがある。しかし、LIBOR借入金では慣例となっている「中断」手数料及び再取扱費用が条件となっているものの、当社は割増金や違約金なくクレジット・ファシリティを任意で前もって返済することがある。当信用契約の下での債務は全て、現在及び将来の、直接及び間接の特定の当社国内子会社によって保証されている。当信用契約の下での債務及び当該債務の被保証者は、特定の例外条件があるものの、当社及び一部の当社国内子会社の資産にある第1優先権及び担保権により保証されている。

2017年9月30日現在、長期債務と相殺表示されている当社のターム・ローンに関連する未償却の借入コストは、441千ドルであり、その後、当該コストはターム・ローンの返済に伴い支払利息に計上される。当社のリボルビング・クレジット・ファシリティに関連する未償却の借入コストに、重要性はなかった。

当信用契約には、特定の重要な例外条件があるものの、特に抵当権の設定、債務の発生、投資の実施、合併契約、資産の売却、配当金の支払い又は組織文書の修正を含む、当社及び当社子会社が実施可能な特定の活動を制限する条件が含まれる。当社は、当信用契約によって特定の財務レシオ維持条項を遵守することが要求されている。2016年1月1日から当信用契約の終了までに、これらには最大の連結レバレッジ・レシオ(1.00に対して2.75)及び最小の連結固定カバレッジ・レシオ(1.00に対して1.25)が含まれる。2018年9月30日現在、当社の連結レバレッジ・レシオは1.00に対して0.00、連結固定カバレッジ・レシオは1.00に対して3.93であった。当信用契約には慣例となっている確約及び不履行事象も含まれる。当社はこれら条項を順守していると考えている。

未完了のKMGの取得に関連して、当社は既存の信用契約を終了し、新規の信用契約を締結する予定であり、これにより、新規ターム・ローン1,065百万ドル及び新規リボルビング・ファシリティ200百万ドルが当社に提供されることになる。新規クレジット・ファシリティの予想条件に関する詳細については様式10-Kに記載されている当報告書の注記20を参照のこと。

### 10. デリバティブ金融商品

当社は、金利及び為替レートに関連するリスクを含む様々な市場リスクにさらされている。当社はこれらエクスポージャーに及ぼすボラティリティを軽減する目的で特定のデリバティブ取引を締結している。当社には、当社が締結できる、許容可能な商品の種類を規定している方針があり、市場リスクのエクスポージャーを限定するための内部統制を構築している。当社は、売買又は投機目的でデリバティブ金融商品を利用していない。さらに、全てのデリバティブは、ヘッジ関係を指定されるか否かに関わらず、貸借対照表に総額ベースの公正価値で計上することが求められている。

### キャッシュ・フロー・ヘッジ - 金利スワップ契約

2015年度において、当社は当社の未決済変動利付債務86,406千ドルに係るLIBORベースによる金利の変動性をヘッジする目的で、変動固定金利スワップ契約を締結した。当スワップの想定元本については、各四半期の債務元本の返済予定額に応じて、四半期ごとに減少する。金利スワップ契約は、ターム・ローンの返済に伴い、2018年度中に終了した。当社は、金利スワップ契約の終了の一環として、連結損益計算書のその他の収益(費用)に532千ドルの利益を計上した。

当社はASC815「デリバティブ及びヘッジ」に従い、当スワップ契約をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定した。キャッシュ・フロー・ヘッジでは未実現利益は資産として、未実現損失は負債として認識された。未実現損益は金利スワップの公正価値の変動と、基礎となるヘッジ対象のエクスポージャーの公正価値の変動との比較に基づき、有効部分と非有効部分に区分された。有効部分はその他の包括損益累計額として計上され、非有効部分は支払利息として計上された。当社が金利の支払方法を1ヶ月物LIBORから他の金利へ変更すると、スワップに非有効部分が生じることがあり、その結果、この金額はその他の包括利益から当期純利益へ組み替えられた。ヘッジ会計の適用が引き続き適切であることを決定するため、ヘッジの有効性の評価が四半期ごとに実施された。

### ヘッジとして指定されていない為替予約

当社は定期的に、為替変動が一部の外貨建て貸借対照表エクスポージャーに及ぼすリスクを軽減する目的で先物為替予約を締結している。当該為替予約は、ヘッジ会計の対象ではないため、当社の先物為替予約に係る為替レートの変動の影響による利益及び損失は、為替レートが変動する期間における添付の連結損益計算書にその他の収益又は費用として認識される。2018年9月30日及び2017年9月30日現在、当社が外国通貨と交換に米ドルを購入目的で保有する先物為替予約の想定元本は、それぞれ7,652千ドル及び8,176千ドルで、当社が外国通貨と交換に米ドルを売却目的で保有する先物為替予約の想定元本はそれぞれ、24,860千ドル及び24,295千ドルであった。

### 純投資ヘッジ - 為替予約

2017年9月に、当社は韓国ウォンの通貨変動による潜在的に不利な変動に対して当社の韓国子会社の純投資を保護する目的で2つの先物為替予約を締結した。当社は、韓国ウォンを売却し、米ドルを購入する先物為替予約を締結し、これらの先物為替予約を有効な純投資ヘッジとして指定していた。改正税法によって促進された現金の本国送金を受けて、当社は2018年度中にこれらの為替予約を終了した。

2018年9月30日終了事業年度における当社の純投資ヘッジに関する連結包括利益計算書の認識額は、以下の通りである。

(単位: 千ドル)

	2018年	
2017年 9 月30日現在残高	920	
純投資ヘッジに係る損失	8,440	
税金ベネフィット	(2,169)	
2018年 9 月30日現在残高	7,191	

連結貸借対照表に含まれる、レベル2のインプットを使用して決定された当社のデリバティブの公正価値は、以下の通りである。

(単位: 千ドル)

		資産デリバティブ		負債デリ/	<b>ヾティブ</b>
	_	9月30	 日現在	9月30日	 ∃現在
	ー 連結貸借対照表上 の勘定科目	2018年	2017年	2018年	2017年
ヘッジ手段として指定 されているデリバティブ					
金利スワップ契約	その他の長期性資 産	-	117	-	-
	未払費用、未払法 人税等及びその他 の流動負債	-	-	-	31
	その他の長期負債	-	-	-	-
純投資ヘッジとして指定 されている為替予約	その他の長期負債	-	-	-	1,442
ヘッジ手段として指定 されていないデリバティ ブ	_				
為替予約	- 前払費用及び その他の流動資産	-	146	-	-
	未払費用、未払法 人税等及びその他 の流動負債	-	-	339	408

以下の表は、2018年、2017年及び2016年9月30日終了事業年度における連結損益計算書上の当社のデリバティブの影響を要約したものである。

(単位: 千ドル)

		連結損益計算書に認識された利益(損失)		
		9月30日終了事業年度		
	連結損益計算書上の 勘定科目	2018年	2017年	2016年
ヘッジ手段として指定されて いないデリバティブ				
為替予約	- その他の収益 (費 用)、純額	(1,569)	(1,462)	676

# 11. その他の包括利益累計額

以下の表は2018年、2017年及び2016年9月30日終了事業年度における、その他の包括利益(損失)累計額(AOCI)、税金費用 / (ベネフィット)控除後の要素を要約したものである。

(単位: 千ドル)

	為替換算調整額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ	年金及びその他の 退職後給付債務	合計
	(4,011)	(901)	(1,178)	(6,090)
為替換算調整額、1,854千ドルの税引後	15,996	-	-	15,996
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る未実現利 益(損失):				
公正価値の変動、(274)千ドルの税引後	-	(499)	-	(499)
損益への組替調整、321千ドルの税引後	-	583	-	583
年金及びその他の退職後給付債務の変動、 (584)千ドルの税引後 _	-	-	(434)	(434)
2016年 9 月30日現在残高	11,985	(817)	(1,612)	9,556
為替換算調整額、(2,321)千ドルの税引後	(6,746)	-	-	(6,746)
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る未実現利 益(損失):				
公正価値の変動、(660)千ドルの税引後	-	1,161	-	1,161
損益への組替調整、170千ドルの税引後	-	(298)	-	(298)
年金及びその他の退職後給付債務の変動、 79千ドルの税引後 _	-	-	276	276
2017年 9 月30日現在残高	5,239	46	(1,336)	3,949
為替換算調整額、(2,409)千ドルの税引後	679	-	-	679
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る未実現利 益(損失):				
公正価値の変動、111千ドルの税引後	-	319	-	319
損益への組替調整、(133)千ドルの税引後	-	(382)	-	(382)
年金及びその他の退職後給付債務の変動、 1千ドルの税引後 _	-	-	(26)	(26)
2018年 9 月30日現在残高	5,918	(17)	(1,362)	4,539

当社のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連して、2018年度にOCIから当期純利益へ組み替えられた税引前額は、支払利息として連結損益計算書に計上された。年金債務に関連して、OCIから当期純利益へ組み替えられた額には、2018年度、2017年度及び2016年度において重要性がなかった。

### 12. 株式に基づく報酬制度

エクイティ・インセンティブ・プラン及びオムニバス・インセンティブ・プラン

2004年3月に、当社の株主は、2008年9月23日に改訂及び再制定された通り、二度目の改訂及び再制定が行われたキャボッ ト・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション2000年度エクイティ・インセンティブ・プラン(以下「EIP」という)を承認 した。2012年3月に、当社の株主はキャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション2012年度オムニバス・インセ ンティブ・プラン(以下「OIP」という)を承認したが、このプランはEIPに替わるものであり、2017年3月現在で改訂された。 株式に基づく報酬はその承認日時点ですべてOIPから実施されており、EIPは現在ではいかなる報酬の対象でもない。OIPは、取 締役会の報酬委員会によって運営されており、従業員、取締役、コンサルタント及び顧問をひきつけ、確保し、報酬を与えら れるよう、柔軟性を持った制度の運用を提供することを目的としている。OIPは、ストック・オプション、制限付株式、制限付 株式ユニット、株価上昇相当額受給権(以下「SAR」という)、業績連動報奨及び代替報奨の6種類の株式インセンティブ報奨の 付与を認めている。OIPは行使予定の現金によるインセンティブ報奨も付与する。OIPの下での代替報奨とは、買収に関連し て、被買収会社の従業員、取締役、コンサルタント又は顧問に対し、売り手又は被買収会社において彼らが保有している株式 インセンティブの代替として付与することができる報奨である。2016年度において、当社のネクスプラナーの取得に関連し て、OIPで認められている通り、当社は、ネクスプラナーの特定の従業員に対し、取得の終了時点で当該従業員がネクスプラ ナーで保有していた権利未確定のインセンティブ・ストック・オプション(以下「ISO」という)の代替としてISOを付与した。 2018年9月30日現在、各制度の下で現在までに付与されたSARはない。現在までに、各制度の下でいかなる種類の報酬もコンサ ルタント又は顧問に対して付与されていない。OIPは、オプション又はSARを除いた報奨全体で株式2,030,952株まで、及びイン センティブ・ストック・オプション2,538,690株までを含む、株式4,934,444株までのOIPの下での付与を承認した。4,934,444 株は新規に承認された株式2,901,360株及びEIPの下での従前の2,033,084株である。さらに、EIP及び0IPの下で報奨から入手で きる株式は、失効、解約又は終了等により、又は報奨対象の株式が源泉課税の対象であるため、OIPの下での発行にも利用でき る。株式に基づく報酬制度の下での株式の発行は、自己株式からではなく新株により行われている。

01Pに基づいて発行された非適格ストック・オプションは、EIPに基づいていた通り、通常時間ベースで、10年の期間で付与されており、通常4年間にわたって均等に権利確定し、最初の権利確定日は報奨日の1年後となる。非従業員取締役に年次ベースで付与された非適格ストック・オプションは、報奨日の1年後に100%権利確定する。EIPに基づいていた通り、01Pに基づいて、従業員もまた、付与日現在の公正価値以上で普通株式を購入するためのISOを付与される可能性がある。2016年度より前に、ISOはいずれのプランの下でも付与されていなかった。2016年度第1四半期において、当社は当初の権利確定期間を含め、当初の報奨の本源的価値を維持しつつ、特定のネクスプラナーのISOをキャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションのISOへ置き換えた。2018年度、2017年度及び2016年度における当社のストック・オプション報奨に関連する報酬費用は、それぞれ6,392千ドル、5,500千ドル及び6,767千ドルであった。株式に基づく報酬の当社の会計処理に関する追加情報については、注記2を参照のこと。

OIPに基づいて、従業員及び非従業員は、制限付株式又は制限付株式ユニットを付与される可能性がある。これらは通常、付与日から1年経過した日を最初の権利確定日として、4年間にわたって権利が確定する。通常、制限付株式及び制限付株式ユニットを売却、配分、譲渡、担保差出、処分するもしくはその他抵当に入れることはできない。制限付株式の所有者、また報奨契約において明記される場合の制限付株式ユニットの所有者は、上述の規制に従って、議決権及び配当権を含む株主の権利を全て有しているが、2016年度より前に付与された制限付株式ユニットの所有者はそのような権利を有していない。2016年度時点で付与された制限付株式ユニットの所有者は、OIPの条件及びそれぞれの報酬契約に基づいて配当に相当する権利を有している。2001年度株式預託制度に基づき、役員はEIPに基づいていた通り、OIPの下でもまた制限付株式を購入し、「預託」することができる。この株式預託制度に基づき株式を購入した場合、さらに50%相当の制限付株式(以下「報奨株式」という)を受け取る。これらの報奨株式は3年経過後に権利が確定するが、預託株式が期日前に引出された場合、権利は消滅する。株式預託制度に基づく制限付株式及び制限付株式ユニット報奨並びに50%相当の制限付株式に関連する報酬費用は、2018年度、2017年度及び2016年度において、それぞれ9,186千ドル、6,730千ドル及び6,369千ドルであった。

2017年12月、当社は特定の従業員に業績連動株式ユニット(Performance Share Unit)(以下「PSU」という)報奨を付与した。これらのPSUは付与日の3年後に全額権利確定する。当該報奨に関する株式に基づく報酬は、業績期間末に報奨の下で権利が確定すると見込まれるPSUの数に基づき、付与日から業績期間末までの必要な勤務期間(3年間)にわたって認識される。権利確定の見込額は、一定の業績指標を用いて決定され、各年度末から業績期間末までに再評価される。さらに、付与されたPSUは、S&P SmallCap 600インデックスの総株主利益率に対する、PSUに関連する特定の業績期間中に当社が達成した総株主利益率に応じて、下方修正又は上方修正の対象となる可能性がある。当社は、第三者のサービス提供者を使用して、モンテカルロ・シミュレーション・モデルを用いて付与日のPSUの公正価値について見積りを行った。このモデルは、当社の株価及び指数構成銘柄、無リスク金利並びに株価のボラティリティを含む一定の仮定を用いて、当社の株価変動及び指数構成銘柄をシミュレーションしている。当社は、2018年度に付与されたPSU報奨に関連して2,056千ドルの報酬費用を計上した。

未完了のKMGの取得に関連して、取得の直前に、2018年8月14日以降に付与された各KMG株式報奨は、CMC普通株式に関連して対応する報奨に転換され、引き続き取得後もOIPの条件(適格な雇用の終了時の権利確定を含む)に従って権利確定する。

#### 従業員株式購入制度

2008年3月に、当社の株主は、2007年度キャボット・マイクロエレクトロニクス従業員株式購入制度(以下「ESPP」という)を承認した。本制度は、ESPPに基づき購入される予定の普通株式の授権株式数を、指定株式数の475,000株から975,000株へ引き上げることを主な目的として改訂されたものである。2018年9月30日現在、合計385,504株がESPPの下で購入可能である。ESPPは、当社及びその子会社の全てのフルタイム及び一部のパートタイムの従業員に給与天引による当社の普通株式の購入を認めている。従業員は、当社株式を購入するために、参加者が6ヶ月間の募集期間において購入可能な最大株式数及びドルによる最大支払額の範囲内で、またその他の特定の基準を条件として、年間所得の10%まで充当することを選択できる。ESPPの条項は、株式を各半期の株式購入期間の期首又は期末時点における各終値のいずれか低い方の価格の85%以上の価格で購入することを認めている。2018年度、2017年度及び2016年度において、ESPPの下でそれぞれ合計49,896株、69,751株及び77,437株が発行された。ESPPに関連する報酬費用は、2018年度、2017年度及び2016年度においてそれぞれ885千ドル、774千ドル及び763千ドルであった。

### 株式に基づく報酬の会計処理

当社の株式に基づく報奨の公正価値は、ブラック - ショールズ・モデルを用いて、以下の通り加重平均仮定値により見積られた。

	9月30日終了事業年度		
	2018年	2017年	2016年
ストック・オプション			
付与日における加重平均公正価値	26.59ドル	16.50ドル	14.47ドル
予想期間(年数)	6.68	6.57	6.56
予想ボラティリティ	26%	27%	26%
無リスク収益率	2.4%	2.1%	1.9%
配当利回り	1.0%	1.2%	0.3%
ESPP			
付与日における加重平均公正価値	20.94ドル	12.49ドル	9.57ドル
予想期間(年数)	0.50	0.50	0.50
予想ボラティリティ	26%	24%	24%
無リスク収益率	1.5%	0.6%	0.4%
配当利回り	1.1%	1.3%	0.5%

ブラック・ショールズ・モデルは、主に、権利確定制限がなく完全に譲渡可能で短期に交換取引されているオプションの公正価値の見積に使用される。従業員ストック・オプション及びESPPによる株式購入は、取引されているオプションとは大きく異なる特定の性質を有し、また主観的仮定における変更が見積価額に大きく影響を及ぼす可能性があることから、ストック・オプション及びESPP購入株式の公正価値を見積るためにブラック・ショールズ・モデルを使用することは、正確な測定値が提供されない可能性を有している。当社のストック・オプション及びESPPによる購入株式の価額は、オプション価格決定モデルを用いて適用可能な会計基準に従って算出されるが、これらの価額は、自発的な買い手/自発的な売り手による市場取引において観察される公正価値を示唆するものではない可能性がある。

当社の制限付株式及び制限付株式ユニット報奨の公正価値は、付与日における当社普通株式の終値に相当する。制限付株式及び制限付株式ユニット報奨に関連する株式に基づく報酬費用は、予想失効を控除して計上される。

#### 株式に基づく報酬費用

2018年、2017年及び2016年9月30日終了事業年度における株式に基づく報酬費用合計は、以下の通りである。

(単位: 千ドル)

9月30日終了事業年度

損益計算書上の分類:			
売上原価	2,450	2,229	2,105
研究開発費及び技術費	1,940	1,792	1,633
販売費及びマーケティング費	1,277	1,380	1,618
一般管理費	12,851	7,603	8,585
税金ベネフィット	(4,306)	(4,339)	(4,341)
株式に基づく報酬費用合計(税引後)	14,212	8,665	9,600

2017年12月の付与には、ストック・オプションの付与及び制限付株式ユニット報奨の規定が含まれており、正当な理由による終了を含む特定の状況を除き、従業員が退職適格要件を満たした時点で、残りの権利未確定の株式に基づく報酬は、勤務の終了にかかわらず、引き続き権利が継続する。このため、報奨に必要な勤務期間は、退職資格が満たされた時点で満たされる。従って、付与日に退職資格を満たしている従業員については、当社は現在、報奨に係る株式に基づく報酬費用の合計額を計上している。4年間の権利確定期間中に退職資格を満たす従業員については、当社は現在、報奨契約で記載されている4年超の権利確定期間ではなく、付与日から退職資格日までの期間にわたる株式に基づく報酬費用を計上している。非従業員取締役に年次ベースで付与された制限付株式ユニットは、報奨日の1年後に100%権利確定する。

当社は、2018年度に、役員の交代に伴う株式に基づく報酬費用2,602千ドルを計上した。これは上記の表に一般管理費として含まれている。当社は、2016年度に、取得日に現金で決済された、ネクスプラナーの特定の権利未確定ISOに関連した株式に基づく報酬費用を154千ドル計上した。この154千ドルは、当該報奨が取得日に現金で決済されなかった場合の、取得後の期間に係る当初報奨の公正価値部分を表している。米国GAAPでは、取得前の勤務期間に関連した株式報奨の公正価値部分は支配変更時に直ちに権利確定する株式報奨を含む購入価格を表し、取得後の勤務期間に関連した公正価値部分は報酬費用を表すと規定されている。取得後の勤務要件は現金決済により適用外となったため、154千ドルの報酬費用は取得日後直ちに計上された。当社は、雇用契約の条件に基づき特定個人に対するISO報奨の置換えに関する権利確定の繰上を行い、この繰上に関する株式に基づく報酬費用492千ドルを計上した。取得関連報酬の合計646千ドルは上表の一般管理費に含まれている。

当社の非従業員取締役は0IPに従い、3月に年次株式報奨を受ける。0IPの定めに従い、訴訟、死亡、障害、又は支配権変更などの理由以外の理由で勤務を終了する(但し、当社規定で定められている通り、こうした際には当該非従業員取締役は当社取締役として丸2期以上に相当する期間を満了していることを条件とする)場合、報酬契約では報奨の即時権利確定を認めている。当社の非従業員取締役の内3名が2018年3月報奨日現在で丸2期以上の勤務期間を満了していた。したがって、報奨に必要な勤務期間はすでに満了しており、当社はこれらの取締役に対する報奨について公正価値586千ドルを、報奨契約に記載されている1年間の権利確定期間にわたり費用計上するのではなく、2018年3月31日に終了した四半期において株式に基づく報酬費用に計上した。

# ストック・オプションの変動

EIP及び0IPに基づくストック・オプションの2018年9月30日現在の状況、及び2018年度の変動の要約は、以下の通りである。

	ストック・ オプション数 	加重平均行使 価格 (ドル)	加重平均残存 契約期間 (年)	本源的価値 総額 (千ドル)
2017年 9 月30日現在未行使	1,517,061	44.17		
付与	152,282	95.19		
行使	(488,029)	39.45		
失効又は解約	(49,833)	53.09		
2018年 9 月30日現在未行使	1,131,481	52.68	6.8	57,212
2018年9月30日現在行使可能	552,969	41.57	5.5	34,063
2018年9月30日現在確定見込	575,758	63.16	8.0	23,120

上の表における本源的価値総額は、全てのオプション保有者が当社の2018年度の最終取引日にそのオプションを行使した場合にオプション保有者が受取ることになる税引前の本源的価値総額(例:全ての「イン・ザ・マネー」状態のストック・オプション。すなわち、当社の2018年度の最終取引日の1株当たり終値と行使価格との差額に株式数を乗じた額)を表している。

2018年度、2017年度及び2016年度において、行使されたオプションの本源的価値総額は、それぞれ30,345千ドル、25,213千ドル及び12,317千ドルであった。

2018年度、2017年度及び2016年度において、行使されたオプションにより受取った現金合計は、それぞれ19,247千ドル、27,666千ドル及び16,623千ドルであった。2018年度、2017年度及び2016年度において、行使されたオプションによる税額控除に関して実現した実際の税金ベネフィットは、それぞれ7,503千ドル、8,743千ドル及び4,076千ドルであった。2018年度、2017年度及び2016年度中に権利が確定したストック・オプションの公正価値総額は、それぞれ5,008千ドル、5,300千ドル及び7,880千ドルであった。2018年9月30日現在、EIP及び0IPの下で付与された権利が未確定のストック・オプションに関連した未認識の株式に基づく報酬費用の合計は、6,723千ドルであった。当該費用は、2.3年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

### 制限付株式及び制限付株式ユニット

0IPの下で付与された未行使のPSUを含む、制限付株式報奨数及び制限付株式ユニット報奨の2018年9月30日現在の状況及び2018年度における変動の要約は、以下の通りである。

	制限付株式報奨数 及びユニット数 	付与日の 加重平均公正価値 (ドル)
2017年 9 月30日現在権利が未確定	346,513	52.43
付与 <sup>*</sup>	140,084	93.16
権利確定	(134,165)	49.73
失効	(24,285)	58.64
2018年 9 月30日現在権利が未確定	328,147	70.42

<sup>\*</sup> 付与されたPSUの当初の金額が含まれる。これはPSUの報奨契約に従って、特定の業績期間中に業績評価に応じて下方又は上方修正される可能性がある。

2018年度、2017年度及び2016年度において権利が確定した制限付株式報奨及び制限付株式ユニットの公正価値総額は、それぞれ6,669千ドル、6,898千ドル及び10,740千ドルであった。2018年9月30日現在、OIPの下で付与されたPSUを含む、権利が未確定の制限付株式報奨及び制限付株式ユニットに関連した未認識の株式に基づく報酬費用合計は、20,955千ドルであった。当該費用は、2.3年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

#### 13. 貯蓄制度

2000年5月より、当社は、キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション401(k)制度(以下「401(k)制度」という)で定義されている特定の最低年齢及び受給要件に見合う米国の全適格従業員を対象とする確定拠出制度である401(k)制度を導入した。参加者は、適格報酬の60%までの拠出を選択できる。参加者が拠出した全額及びこれらの拠出に係る利益は、常に全額権利確定される。401(k)制度は、当社による一定の非選択のマッチング拠出を規定している。401(k)制度に基づいて、当社は、政府の規制で要求されている制限に従って、拠出されている参加者の適格報酬の最初の4%については全額に、次の2%についてはその50%に見合う額に対応させる拠出を行う。401(k)制度に基づいて、米国の全従業員は、401(k)制度に拠出していなくとも、適格報酬の4%に等しい金額を当社からの拠出金として受け取ることになり、したがって401(k)制度の参加者となる。参加者は、常に当社の全拠出金で100%権利確定される。当社の401(k)制度に対する費用は、2018年、2017年及び2016年9月30日終了事業年度においてそれぞれ、合計5,562千ドル、5,256千ドル及び4,624千ドルであった。

9月30日終了事業年度

### 14. その他の収益、純額

その他の収益、純額の構成要素は以下の通りである。

(単位:千ドル)

	7月30日於丁爭未千反		
	2018年	2017年	2016年
受取利息	4,409	2,351	949
その他の収益(費用)	89	(438)	(296)
その他の収益合計、純額	4,498	1,913	653

# 15. 株主持分

以下は、過去3年間にわたる当社の資本金の要約である。

# 株式数

	普通株式	自己株式
2015年 9 月30日現在	33,489,181	9,041,678
ストック・オプションの行使	606,562	
EIP及びOIPに基づく制限付株式(失効株式数控除後)	86,277	
株式預託制度に基づく制限付株式(失効株式数控除後)	1,847	
ESPPに基づく普通株式	77,437	
自己株式取得制度に基づく普通株式の再取得		636,839
普通株式の再取得 - その他		66,125
2016年 9 月30日現在	34,261,304	9,744,642
ストック・オプションの行使	818,640	
OIPに基づく制限付株式(失効株式数控除後)	81,047	
ESPPに基づく普通株式	69,751	
自己株式取得制度に基づく普通株式の再取得		167,809
普通株式の再取得 - その他		35,739
2017年 9 月30日現在	35,230,742	9,948,190
ストック・オプションの行使	487,915	
OIPに基づく制限付株式(失効株式数控除後)	93,817	
ESPPに基づく普通株式	49,991	
自己株式取得制度に基づく普通株式の再取得		369,791
普通株式の再取得 - その他		38,166
2018年 9 月30日現在	35,862,465	10,356,147

#### 普通株式

各普通株式(制限付株式を含むが制限付株式ユニットは含まない)の保有者は、キャボット・マイクロエレクトロニクスの株主の議決権に委ねられた全ての事象に対する1議決権を付与されている。普通株主は、取締役会で宣言されることになる配当金を比例配分によって受領する権利を有する。2016年度に付与された制限付株式ユニット報奨の保有者は、制限付株式ユニットの権利確定時に保有者に支払われる配当金相当額を受領する権利を有する。普通株式の授権株式数は200,000,000株である。

# 自己株式の取得

当社の取締役会は、2016年1月に自己株式取得プログラムに基づく上限額を75,000千ドルから150,000千ドルまでに増額することを承認した。当社はこの増額されたプログラムに基づき、2018年度に369,791株を40,726千ドルで、2017年度に167,809株を12,035千ドルで、また2016年度に636,839株を25,980千ドルで買戻した。2018年9月30日現在の当社の自己株式取得プログラムに基づく利用可能残存額は81,271千ドルである。当社は現在まで、自己株式取得プログラムに基づく自己株式の取得に必要な資金を当社の既存の現金残高から調達しており、今後もそれを継続する意向である。当該プログラムは、承認日より有効となったが、当社の裁量によりいつでも中止もしくは終了される可能性がある。自己株式の取得に関する追加情報については、「登録会社の普通株式の市場、株主関連事項及び発行体による持分証券の購入(Part , Item 5. Market for Registrant's Common Equity, Related Stockholder Matters and Issuer Purchases of Equity Securities)」(訳者注:米国SECに提出されたForm10・Kにおける項目。本書においては記載されていない。)並びに「財政状態及び経営成績に関する経営者の討論及び分析(Part , Item 7, Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations)」の「流動性と資本資源(Liquidity and Capital Resources)」の項(訳者注:米国SECに提出されたForm10・Kにおける項目。本書においては第1部第37(3)流動性と資本資源を参照のこと。)

この自己株式取得プログラムとは別に、OIPに基づいて付与された制限付株式の権利確定に係る社会保障税をカバーするために報奨受取者から株式が差し引かれたため、合計38,166株、35,739株及び66,125株が当社のOIPの条件に従ってそれぞれ2018年度、2017年度及び2016年度に購入された。

### 16. 法人税等

税引前利益の内訳は以下の通りである。

(単位: 千ドル)

### 9月30日終了事業年度

	2018年	2017年	2016年
国内	46,254	33,272	7,130
海外	115,457	76,100	63,308
合計	161,711	109,372	70,438

法人税等の内訳は以下の通りである。

(単位:千ドル)

#### 9月30日終了事業年度

	2018年	2017年	2016年
米国連邦税及び州税:			
当期	14,698	8,606	609
繰延	10,347	1,550	(1,465)
合計	25,045	10,156	(856)
外国税:			
当期	26,135	13,422	11,737
繰延	488	(1,158)	(292)
合計	26,623	12,264	11,445
米国及び外国税合計	51,668	22,420	10,589

法定税率と当社の実効税率の差異は以下のとおりである。

# 9月30日終了事業年度

_	2018年	2017年	2016年
連邦法定税率	24.5%	35.0%	35.0%
研究開発活動による米国の税金ベネフィット	(0.8)	(1.0)	(3.5)
連邦法人税効果控除後の州税	0.1	0.4	(0.1)
米国の税率を除く海外の法人税	1.2	(14.7)	(16.9)
取締役の報酬	0.4	0.3	0.0
株式に基づく報酬	(4.3)	0.1	0.7
米国税制改革	11.2	0.0	0.0
国内生産控除	(0.2)	0.0	(1.3)
その他、純額	(0.1)	0.4	1.1
法人税等	32.0%	20.5%	15.0%

2018年度の実効税率の大幅な増加は主に、2017年12月に米国減税雇用法(Tax Cuts and Jobs Act)(以下「改正税法」という)によって導入された変更によるものであり、これにはみなし配当課税の移行税(以下「移行税」という)が含まれる。当社は、2018年度の税務申告書において受取配当等の益金不算入(Dividends Received Deduction)(以下「DRD」という)を行うことを決定し、それに伴い、移行税金計算においてセクション78グロスアップに関するセクション245A DRDを反映した。このベネフィットは、将来の法令において縮小又は廃止される可能性がある。この法令が施行された場合、当社は、施行された四半期において影響額を計上する予定である。2018年度の当社の実効税率に影響を及ぼしたその他の要因は、主に損益計算書(2017年10月前は資本)に計上された株式に基づく報酬が報酬コストを超過するベネフィット及び2017年10月に終了した韓国における税金免除期間のベネフィットがないことによるものである。

2017年度中の実効税率の増加は主に、2016年度に計上された研究開発に係る税額控除の遡及的適用が生じなかったこと、及び税務上の管轄地域ごとの当社の課税所得の割合が変化したことによるものであった。

改正税法では、(1)2018年1月1日付の米国連邦法人所得税率の21.0%への引下げ、及び(2)8年以上にわたり支払われている海外子会社の特定の未送金の所得に対する一時の移行税の要求、といった米国税法に対する広範かつ複雑な変更が含まれるが、これらに限定されるものではない。2018年度において、当社は、米国のブレンド法定税率24.5%を適用した法人税等を計上したが、これは改正税法前後の適用税率の按分に基づいている。2019年度以降の米国の法定税率は21.0%となる。

改正税法によって、SECスタッフは、企業が改正税法の影響に関する会計処理を完了する場合の期間として1年間を超えない 測定期間を規定する会計ガイダンス(SAB第118号)を公表した。改正税法の特定の法人所得税の会計処理が不完全であっても企 業が合理的な見積もりを決定できる範囲で、財務書類に暫定的な見積もりを計上する必要がある。企業が財務書類に含める暫 定的な見積もりを決定できない場合は、改正税法の施行直前に有効であった税法の条項を引き続き適用しなければならない。 改正税法の最終的な影響額は、改正税法の解釈の変更、改正税法により生じた問題に対処するための法的措置、改正税法に対 応する法人税等の会計基準及び関連する解釈の変更、並びに暫定的な金額で使用されている見積もりの更新又は変更により、 暫定的な見積りと異なる可能性がある。

改正税法の影響に関する当社の当初の分析に関連して、当社は2018年9月30日終了事業年度において、税金費用合計18,718 モドルを計上した。この金額は、海外子会社の留保利益に係る米国移行税11,340モドル、外国源泉徴収税5,555モドル、及び繰延税金の再測定の税金費用1,283モドルから構成されている。当社は、当該金額がそれぞれ2018年度の暫定的な金額であり、合理的な見積りであると判断している。暫定的な金額に用いられた見積りには、利益、キャッシュ・ポジション、海外法人税等及び海外子会社に帰属する源泉徴収税が含まれる。計上された金額は合理的な見積りであり、以下に詳述する。

みなし配当課税の移行税:みなし配当課税の移行税(移行税)は、当社の特定の海外子会社の過去の未課税の累積及び当期の所得及び利益(E&P)に対する税金である。移行税の金額を決定するには、当社は、他の要因に加えて、関連する子会社の1986年以降のE&Pの金額と、かかる利益に対する米国以外の税金の金額を決定する必要がある。当社は合理的な見積もりを行うことができ、2018年9月30日終了事業年度における米国連邦税及び州税への影響を含む移行税11,340千ドルを計上した。さらに、当社は、実際の将来の国外利益の配当に伴って発生する米国以外の源泉徴収税について、5,555千ドルの暫定的な見積もりも計上した。当社は、さらなる解釈指針について米国の連邦及び州の法規制の進展をモニタリングしており、SAB第118号に基づいて規定された測定期間中に暫定的な見積もりを追加で修正する可能性がある。特定の重要性の低い例外があるが、当社はこれまで米国外で、米国外子会社の利益を、恒久的に再投資するという前提を維持していたため、これらの利益に対する米国の繰延税金又は外国源泉徴収税は計上しなかった。改正税法とそれに伴う修正テリトリアル税制への移行という観点から、当社は、今後恒久的に国外利益を再投資せず、2018年度において197,932千ドルを本国に送金し、継続的に海外子会社の利益を本国に送金する予定である。この結果、当社は、かかる利益の実際及び将来の配当に係る源泉徴収税に伴う繰延税金負債を計上した。

米国連邦法人所得税率の引下げ:当社は、米国繰延税金資産及び負債を再測定し、繰延税金資産及び負債が将来取崩しされると予想される税率に基づき、税金費用1,283千ドルを計上した。当社は引き続き改正税法の特定の側面を分析しており、米国連邦法人所得税率の引下げによる実際の影響は、かかる残高の取崩しのタイミングに影響される可能性がある。

当社はまた、2019年度又は将来における当社の実効税率への影響を判断するため、以下を含む改正税法のその他の規定を分析している。

グローバル無形資産低課税所得(GILTI):改正税法には、GILTIへの課税の規定が含まれており、当社は引き続き評価中である。米国GAAPにおいて、当社は、(1)GILTIに関連する課税所得における将来の米国の課税所得算入を発生時の当期費用として処理する(以下「期間費用法」という)、又は、(2)企業が繰延税金の測定にかかる金額を組み込む(以下「繰延法」という)、のいずれかの会計方針を選択することが認められている。当社は、まだ会計方針を選択しておらず、当社は、GILTI規定の影響を合理的に見積もることができないことから、当社の財務書類におけるGILTI税の見込みに関連して調整を行っていない。該当する場合、GILTI税は2019年度に最初に適用され、期間原価法により発生したとして会計処理される。

税源浸食濫用防止規定(BEAT):改正税法では、法人が十分な総収入があり、十分なレベルの「税源浸食税利得」をもたらす場合には、税源浸食的支払を行う法人に対して新しいミニマムBEAT負債を導入する。当社は、さらにBEATの規定を評価中であり、追加情報が入手可能になってから、当社の財務書類への影響を評価する。該当する場合、BEATは、2019年度に最初に当社に適用され、期間原価法により発生したとして会計処理される。

外国源泉の無形資産関連所得(FDII):改正税法では、内国法人がFDIIの一部に対して米国の課税所得の損金を算入することが認められる。損金算入額は、当社の米国の課税所得にある程度左右される。当社は、引き続きFDIIに係る損金算入のベネフィットを評価中である。該当する場合、FDIIに係る損金算入は、2019年度に最初に当社に適用可能となり、期間原価法により発生したとして会計処理される。

当社は、2017年度末をもって終了した当社の研究、開発及び製造に係る韓国施設への投資に関連して、以前、2013年度から2017年度に韓国での税金免除期間の下で事業を展開していた。この取決めにより2013年度、2014年度及び2015年度の税率が0%となり、また、2016年度及び2017年度の税率は現地での法定税率の50%であった。この免除期間により、2017年度及び2016年度における当社の法人税等は、それぞれ5,018千ドル及び3,771千ドル減少した。この免除期間により、2017年度及び2016年度における希薄化後1株当たり当期純利益は、それぞれ0.20ドル及び0.15ドル増加した。

法人税等の不確実性に関する会計ガイダンスは法人税申告書において申告されている、又は申告される予定の税務ポジションに関して、財務書類上の認識及び測定に関する基準を規定している。当該基準の下では、税務ポジションが技術的に税務当局に支持される可能性が50%超である場合にのみ、当社は不確実な税務ポジションに関する税金ベネフィットを認識することができる。

以下の表は、直近3事業年度における未認識の税金ベネフィット総額の残高における変動を示している。

(単位: 千ドル)

2015年 9 月30日現在残高	1,773
当事業年度に関する税務ポジションへの加算	364
過年度に関する税務ポジションへの加算	200
税務当局との決済額	(248)
2016年 9 月30日現在残高	2,089
当事業年度に関する税務ポジションへの加算	381
過年度に関する税務ポジションへの加算	44
出訴期限法の失効	(244)
2017年 9 月30日現在残高	2,270
当事業年度に関する税務ポジションへの加算	263
過年度に関する税務ポジションへの加算	116
出訴期限法の失効	(1,215)
2018年 9 月30日現在残高	1,434

2018年及び2017年9月30日現在、上記の未認識の税金ベネフィットの残高が全額認識された場合、当社の実効税率に影響を及ぼす可能性がある。当社は、不確実な税務ポジションに関連する利息及びペナルティーを法人税費用として財務書類上に認識している。当社の連結貸借対照表に計上された利息は2018年及び2017年9月30日現在それぞれ69千ドル及び100千ドルで、2018年度、2017年度及び2016年度において費用に計上された利息及びペナルティーは重要ではなかった。

2018年9月30日現在、2015年から2018年の課税年度が、米国連邦政府による税務調査を受ける可能性がある。当社は、州及び地方自治体による税務調査を受ける可能性がある期間は2014年度から2018年度であり、外国管轄区域において税務調査を受ける可能性がある期間は2013年度から2018年度であると考えている。当社は、今後12ヶ月において、未認識の税金ベネフィットの総額に重要な変動が生じるとは予想していない。

繰延税金資産及び負債の重要な構成要素は以下の通りであった。

(単位: 千ドル)

有価証券報告書

#### 9月30日現在

	5月30日坑江	
		2017年
繰延税金資産:		
従業員給付	3,995	5,307
棚卸資産	2,526	2,863
貸倒引当金	361	585
株式に基づく報酬費用	5,379	6,611
控除及びその他の繰越控除	6,419	22,663
その他	1,336	1,488
評価性引当金	(133)	(2,271)
繰延税金資産総額	19,883	37,246
繰延税金負債:		
減価償却費及び償却費	8,007	14,671
移行税に係る源泉徴収	5,209	-
外貨換算調整	-	300
その他	908	739
繰延税金負債総額	14,124	15,710

2018年9月30日現在、当社は外国及び連邦政府における繰越欠損金をそれぞれ2,163千ドル及び14,765千ドル有しており、これらは2019年度から2038年度の間に期限が到来する。当社は、これらの繰越欠損金に対して評価性引当金総額423千ドルを計上しており、このうち全額が外国における繰越欠損金に起因している。連邦政府及び州における繰越欠損金の大部分は、ネクスプラナーの取得に起因している。2018年9月30日現在、当社には州における繰越税額控除が74千ドルあり、繰越キャピタル・ロスはなかった。2018年9月30日現在、当社は連邦政府における繰越税額控除が737千ドルあり、これらは2028年度から2038年度の間に期限が到来する。

# 17.契約債務及び偶発債務

#### 訴訟手続

当社は現在、当社の連結財政状態、連結経営成績あるいは連結キャッシュ・フローに対して重要な影響を及ぼすと考えられるいかなる訴訟にも関与していないが、当社は通常の事業過程において訴訟の当事者となることがある。

#### 補償

通常の事業過程において、当社は、特定の問題に関して当社が他者に対して補償する義務を有する可能性のある様々な契約の当事者となっている。通常、これらの義務は当社が締結した契約において生じるものであり、その契約の下で当社は、売却資産の所有権、特定の知的所有権及び特定の環境問題を含む特定の表明事項及び条項の違反といった項目から生じた損失について、相手の当事者に損失を補填することに慣例的に同意している。これらの条項は、当社が事業を行う業界においては一般的である。これらの各状況において、当社による支払いは特定の金銭的及びその他の制限を受け、相手の当事者が該当する契約に明記される手続に従って異議申立てを行うかどうかによって左右される。概して、当該契約は、当社が相手の当事者の申立てに異議を唱えることを認めている。

当社は、この様な補償に対する損失の見積額について、偶発債務及び保証に関連する会計基準に基づいて評価している。当社は、不利な結果が生じる可能性及び損失額の合理的な見積を行う能力等の要素を考慮している。当社は現在まで、偶発債務による重大な額の損失を被っておらず、また重大な額の債務が生じる可能性は低いと考えているため、2018年9月30日現在、当社の財務書類においてこの様な補償に関連した債務を一切計上していない。

# リース契約

当社は、一部の車輛、倉庫施設、事務所、機械及び設備について、解約可能及び解約不能のリース契約に基づいたリースを 行っている。この内の全ては、2018年9月30日から5年以内に契約満了となり、当社によって更新される可能性がある。2018 年度、2017年度及び2016年度における当該契約に基づく賃借料は、それぞれ合計4,307千ドル、3,120千ドル及び2,765千ドルであった。

解約不能のリース契約に基づく2018年9月30日現在の将来の最低契約賃借料は、以下の通りである。

(単位: 千ドル)

事業年度	オペレーティング・リース
2019年	3,456
2020年	2,466
2021年	2,099
2022年	1,853
2023年	1,890
2023年以降	7,890
	19,654

#### 購入債務

購入債務には、当社のサプライヤーとの間の引取保証契約、通常の事業過程において締結される財及びサービス等の購入に関する購入注文及びその他の債務契約が含まれる。当社は、当社の旧親会社であり、現在は関連当事者でない、キャボット・コーポレーションとのヒュームドシリカ供給契約(当契約の当期間は2019年12月までである)に基づき事業を行っている。当該契約は、2017年現在、購入要件なしでヒュームドシリカを購入する選択を当社に与えており、当社は2017年度及び2018年度の各年度に、当契約に関して1,500千ドルの報酬を支払い済であり、また2019年に支払い予定である。2019年の支払い1,500千ドルは、当社の連結貸借対照表上、未払費用に含まれている。2018年9月30日現在、購入債務には、キャボット・コーポレーションとのヒュームドシリカ供給契約に関連する契約債務が11,208千ドル含まれている。

#### 外国管轄区での退職後給付債務

当社は一部の外国管轄区において、現地の法に基づき、従業員を対象とした未積立の確定給付制度を有している。かかる制度に関する当社の年金債務の大半は当社の日本における制度からなり、その予測給付債務は2018年及び2017年9月30日現在においてそれぞれ6,621千ドル及び6,673千ドル、また累積給付債務は2018年及び2017年9月30日現在においてそれぞれ5,234千ドル及び5,253千ドルであった。日本の年金債務の保険数理上の測定に使用された主な仮定に含まれるものは、2018年及び2017年9月30日現在における加重平均割引率がそれぞれ0.50%及び2018年及び2017年9月30日現在における予測昇給率がそれぞれ2.50%である。その他の包括利益累計額に含まれる日本における将来の年金費用合計は、2018年及び2017年9月30日現在においてそれぞれ1.735千ドル及び1.837千ドルであった。

当社の韓国における制度では、その確定給付債務は2018年及び2017年9月30日現在において1,731千ドル及び1,663千ドルであった。韓国の年金債務の保険数理上の測定に使用された主な仮定に含まれるものは、2018年及び2017年9月30日現在における加重平均割引率がそれぞれ3.75%及び4.00%並びに2018年及び2017年9月30日現在における予測昇給率が4.50%である。その他の包括利益累計額に含まれる韓国における将来の年金費用合計は、2018年及び2017年9月30日現在においてそれぞれ133千ドル及び6.千ドルであった。

両制度を合わせて給付費用は2018年度、2017年度及び2016年度においてそれぞれ、1,236千ドル、1,176千ドル及び1,024千ドルであり、主に勤務費用からなる給付費用は、連結損益計算書の売上原価及び営業費用の下に付加給付費用として計上されている。将来に係る給付の見込支払額は以下の通りである。

(単位: 千ドル)

事業年度	金額
2019年	372
2020年	611
2021年	461
2022年	642
2023年	554
2024年から2028年	4,237

#### 18.1株当たり利益

有価証券報告書

基本的 1 株当たり利益(以下「EPS」という)は、普通株式の株主に帰属する当期純利益を当該会計期間の加重平均発行済普通株式数で除して算出される。当該計算には、権利確定配当金受領権を有する権利未確定の制限付株式報奨による影響は含まれず、これはASC 260における 2 クラス法で示されているように、参加型証券とみなされる。希薄化後EPSも同じように算定されるが、自己株式法を用いて「イン・ザ・マネー」状態のストック・オプション及び権利未確定の制限付株式の加重平均の希薄化効果を含めて増加した当該会計期間の加重平均発行済普通株式数を用いて算出される。

2018年度第1四半期のASU第2016-09号の適用に従って、株式に基づく報酬制度に伴う税金ベネフィットは、連結損益計算書に税金ベネフィットとして計上された。税金ベネフィットによる収入で買い戻される株式数は、新しいガイダンスに基づき自己株式法を用いて算出された希薄化後加重平均発行済株式から除外された。

1株当たり利益の会計基準は、企業に対して、基本的及び希薄化後1株当たり利益の算出の分子及び分母の調整を表示するよう要求している。基本的及び希薄化後1株当たり利益は以下の通り算出される。

9	日30日	タフ	事業年	夿
<i>.</i>	ᄼᄀᄓᅜ	W.S.	<b>#</b> *+	.10

	2018年	2017年	2016年
分子:			
当期純利益	110,043千ドル	86,952 千ドル	59,849 千ドル
控除:参加型証券に帰属する利益	(123)千ドル	(256)千ドル	(361)千ドル
普通株主に帰属する当期純利益	109,920千ドル	86,696 千ドル	59,488 千ドル
分母:			_
加重平均普通株式数 (基本的数値算出における分母)	25,517,825株	25,015,458株	24,076,549株
加重平均による希薄化効果のある証券の 影響:			
株式に基づく報酬	725,339株	497,029株	400,444株
希薄化後加重平均普通株式数 (希薄化後数値算出における分母)	26,243,164株	25,512,487株	24,476,993株
1 株当たり利益:			
基本的	4.31ドル	3.47ドル	2.47ドル
希薄化後	4.19ドル	3.40ドル	2.43ドル

2018年、2017年及び2016年9月30日に終了した12ヶ月間において、未行使のストック・オプションに帰属するそれぞれ約0.1百万株、0.4百万株及び1.1百万株は、希薄化後1株当たり利益の計算から除外された。

# 19.業種セグメント別、地域別及び生産ライン別財務情報

当社は主に、CMP消耗品の開発、製造及び販売という1業種セグメントにおいて事業を展開している。収益は、当社の製品が出荷された地域ではなく、顧客の所在地に基づき、米国及び海外地域に帰属する。地域別財務情報は以下の通りである。

(単位:千ドル)

# 9月30日終了事業年度

	2018年	2017年	2016年
収益:			
米国	79,019	72,670	62,400
アジア	471,215	394,874	336,312
ヨーロッパ	39,889	39,635	31,737
合計	590,123	507,179	430,449
有形固定資産、純額:			
米国	60,818	52,155	50,595
アジア	50,573	54,201	55,893
ヨーロッパ	12	5	8
合計	111,403	106,361	106,496

下記の表は、2018年度、2017年度及び2016年度に、収益合計の10%以上を占めた外国の顧客に対する売上収益を表示している。

(単位: 千ドル)

9	月30	ìН	紁	7	車	举台	E度
	ᄼᄀᄾ	$^{\prime}$	<b>が</b> こ		#	*-	-12

2018年	2017年	2016年

収益:		_	
韓国	136,403	95,414	76,082
台湾	130,500	130,849	122,671
中国	97,254	74,781	59,239

下記の表は、2018年度、2017年度及び2016年度に、当社の有形固定資産純額合計の10%以上を占めた外国の有形固定資産純額を表示している。

(単位:千ドル)

# 9月30日終了事業年度

	2018年	2017年	2016年
有形固定資産、純額:		_	
日本	19,610	21,408	26,268
韓国	16,857	16,915	11,135
台湾	13,592	15,119	17,949

下記の表は、2018年度、2017年度及び2016年度に、生産分野別に生じた収益を表示している。

(単位: 千ドル)

# 9月30日終了事業年度

	2018年	2018年 2017年	
収益:			
タングステン・スラリー	253,069	221,493	185,365
誘電スラリー	139,577	120,240	99,141
研磨パッド	83,117	68,673	52,067
その他の金属スラリー	69,317	62,829	63,960
ESF及びその他	45,043	33,944	29,916
合計	590,123	507,179	430,449

### 20.後発事象

2018年8月14日、当社は、キャボット・マイクロエレクトロニクスによるKMGの取得を規定した合併契約を、KMG及び合併子会社(Merger Sub)との間で締結した。合併契約は、合併契約に規定された条件が満たされた場合、又は権利放棄された場合、合併子会社はKMGと合併し、KMGは存続会社及びキャボット・マイクロエレクトロニクスの完全子会社として継続することを規定している。当該合併契約及び取得は、キャボット・マイクロエレクトロニクス及びKMGの各取締役会により全会一致で承認された。当該取得の効力発生時に、KMG、キャボット・マイクロエレクトロニクス及びその子会社が保有する株式、反対株式又はKMG株式報奨(以下に定義)の対象となる株式以外の、1株当たり額面0.01ドルのKMG普通株式(以下「KMG普通株式」という)の発行済株式は、自動的に、無利子で、以下の合併対価(現金55.65ドル(以下「現金対価」という)、及び1株当たり額面0.001ドルのキャボット・マイクロエレクトロニクスの普通株式0.2000株(以下「CMC普通株式」という))を受領する権利に転換されるものとする。様式10-Kに記載されている当報告書日の直近の実施可能日である2018年11月9日のCMC普通株式の市場価格の変動に伴い変動する。このため、取得完了時の合併対価の価値が、当報告書日における合併対価の価値よりも大きい、小さい、又は同じである可能性がある。キャボット・マイクロエレクトロニクス及びKMGはそれぞれ、合併契約において通常の表明事項、保証及び条項を行っている。合併契約には、取得が2019年2月14日までに完了しない場合を含む、キャボット・マイクロエレクトロニクス又はKMGのいずれかによる、一定の慣例となっている終了権が含まれている。合併契約が特定の状況下で終了した場合、KMGはキャボット・マイクロエレクトロニクスに現金38.8百万ドル相当の解約手数料を支払う義務を負う。

取引完了直前に、2018年8月14日以前に付与されたKMGの普通株式の持分に関連する各制限付株式ユニット報奨(以下、それぞれ「KMG株式報奨」という)が権利確定し(該当する報奨契約において指定されたレベルで満たされていると見なされる該当する業績目標とともに)、該当する各KMG株式報奨の基礎となるKMG普通株式1株につき、合併対価と引き換えに取り消される。2018年8月14日以降に付与された各KMG株式報奨は、CMCの普通株式の持分に関連する対応する報奨に転換され、適用される報奨契約(適格な雇用の終了に係る権利確定を含む)の条件に従って取引完了後も継続して権利確定する。

取得の完了には、2018年11月13日に開催が予定されている総会におけるKMGの株主による合併契約の採択を含む、通常の完了条件を必要とする。かかる条件が満たされている、又は正当に権利放棄されている場合、当社は2018年11月中旬頃に当該取得が完了することを見込んでいる。

2018年8月14日、合併契約の締結に関連して、当社は、JPモルガン・チェース・バンクN.A.、バンク・オブ・アメリカN.A. 及びゴールドマン・サックス・バンクUSA(以下に記載される追加のコミットメント当事者とともに、「コミットメント当事者」という)並びにメリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドと、2018年8月14日付けのコミットメントレターを締結し、これに基づいてコミットメント当事者は、コミットメントレターの条件に従って、元本総額200.0百万ドル(以下「新規リボルビング・ファシリティ」という)を上限とする担保付き上位リボルビング・クレジット・ファシリティ及び元本総額1,065.0百万ドル(以下「新規ターム・ローン・ファシリティ」といい、新規リボルビング・ファシリティとあわせて「新規クレジット・ファシリティ」という)を上限とする担保付き上位ターム・ローン・ファシリティを取り決め、提供することを確約した。2018年9月4日、当社は、コミットメントレターを修正及び再表示して、追加のコミットメント当事者として、BMOハリス・ファイナンシング、U.S.バンクN.A.、米国HSBC銀行N.A.、及びPNCバンクN.A.を追加した。

2018年11月1日、当社は新規クレジット・ファシリティのシンジケーションを完了した。当社は、新規クレジット・ファシリティが、当該取得の実行日に締結される信用契約に従って利用可能となることを見込んでいる。当社は、新規リボルビング・ファシリティについて、取得の実行日から5年後、新規ターム・ローン・ファシリティについては取得日から7年後に返済期限が到来し、当初元本の0.25%を四半期毎に均等償却する予定である。当社は、新規クレジット・ファシリティがKMG並びにすべてのCMC及びKMGの完全所有国内子会社によって保証され、特定の例外条件があるものの、CMC及び各保証人の実質的にすべての資産に対する第1優先権及び担保権により保証されることを見込んでいる。当社は、新規ターム・ローン・ファシリティの下での借入金は、LIBORブラス年率2.25%を加算した利息を、新規リボルビング・ファシリティの下での借入金は、当社の連結レバレッジ比率に応じて、1.00%から1.75%の適用マージンを加えたLIBORに等しい年率で利息を支払うことを予想している。また、新規クレジット・ファシリティに関連して、当社の連結レバレッジ比率に応じて年間0.175%から0.30%の未実行コミットメント報酬を含む、一定の報酬及び経費を支払う必要があると考えている。新規クレジット・ファシリティでは、慣例となっている確約及び未確約の条項並びに不履行事象に従うことが求められ、新規リボルビング・ファシリティでは、第1優先権により保証される正味レバレッジ比率を4.00から1.00以下に維持することが求められると見込んでいる。新規クレジット・ファシリティのシンジケーションは完了したが、当社は新規クレジット・ファシリティに関する最終文書をまだ作成していない。従って、新規クレジット・ファシリティの条件は、ここで記載されている条件とは異なる場合がある。

# (7) 附属明細表 - 評価性引当金

当社の貸倒引当金の推移は以下の通りである。

(単位: 千ドル)

貸倒引当金	期首残高	費用計上 (戻入)額 	取崩額及び 調整額 	期末残高
終了事業年度:				
2018年 9 月30日	1,747	185	(32)	1,900
2017年 9 月30日	1,828	26	(107)	1,747
2016年 9 月30日	1,224	588	16	1,828

当社は特定の繰延税金資産に対して評価性引当金を計上している。当社の評価性引当金の推移は以下の通りである。

(単位:千ドル)

			取崩額及び	
評価性引当金	期首残高	費用計上額	調整額	期末残高
終了事業年度:				
2018年 9 月30日	2,271	-	(2,138)	133
2017年 9 月30日	3,022	-	(751)	2,271
2016年 9 月30日	3,079	-	(57)	3,022

有価証券報告書

財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書

当社の経営陣は、当社の財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任を有している。財務報告に関する内部統制は、取引法に基づき公表されたルール13aから15(f)又はルール15dから15(f)において、当社の財務報告の信頼性及び米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう当社の最高経営責任者及び最高財務責任者により、又はその監督のもとで整備された手続であると定義されている。財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続を含んでいる。すなわち、当社の取引及び当社の資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に関係するもの、一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて合理的な保証を提供するもの、当社の資産に係る収入及び支出は経営陣の承認に基づいて行われていることについて合理的な保証を提供するもの、並びに当社の財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある当社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するものである。財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また将来における有効性の評価の予測は、状況の変化により統制が不十分となったり、方針又は手続への準拠の程度が低下するといったリスクの影響を受ける。

当社の経営陣は、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という)が公表した「内部統制 統合的枠組み」(2013年)で規定された枠組みに基づいて、当社の財務報告に関する内部統制の有効性について評価した。この評価に基づき、当社の経営陣は、当社の財務報告に関する内部統制は2018年9月30日現在有効であると判断した。2018年9月30日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性は、様式10-Kに記載されている本報告書8項に添付されている監査報告書に記載されている通り、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーによる監査を受けている。



# CABOT MICROELECTRONICS CORPORATION CONSOLIDATED STATEMENTS OF INCOME

(In thousands, except per share amounts)

	Year Ended September 30,								
	_	2018		2017		2016			
Revenue	\$	590,123	\$	507,179	\$	430,449			
Cost of goods sold		276,018		253,050		220,247			
Gross profit		314,105		254,129		210,202			
Operating expenses:									
Research, development and technical		51,950		55,658		58,532			
Selling and marketing		25,044		30,846		27,717			
General and administrative		76,993		55,637		49,445			
Total operating expenses		153,987		142,141		135,694			
Operating income		160,118		111,988		74,508			
Interest expense		2,905		4,529		4,723			
Other income, net		4,498		1,913		653			
Income before income taxes		161,711		109,372		70,438			
Provision for income taxes	_	51,668	_	22,420		10,589			
Net income	\$	110,043	\$	86,952	\$	59,849			
Basic earnings per share	\$	4.31	\$	3.47	\$	2.47			
Weighted-average basic shares outstanding		25,518		25,015		24,077			
Diluted earnings per share	\$	4.19	\$	3.40	\$	2.43			
Weighted-average diluted shares outstanding		26,243		25,512		24,477			
Dividends per share	\$	1.40	\$	0.78	\$	0.54			

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

# CABOT MICROELECTRONICS CORPORATION CONSOLIDATED STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

(In thousands, except per share amounts)

	Year Ended September 30,									
	2018			2017		2016				
Net income	\$	110,043	\$	86,952	\$	59,849				
Other comprehensive income (loss), net of tax:										
Foreign currency translation adjustments		679		(6,746)		15,996				
Minimum pension liability adjustment		(26)		276		(434)				
Net unrealized gain (loss) on cash flow hedges		(63)		863		84				
Other comprehensive income (loss), net of tax		590		(5,607)		15,646				
Comprehensive income	\$	110,633	\$	81,345	\$	75,495				

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

43

# CABOT MICROELECTRONICS CORPORATION CONSOLIDATED BALANCE SHEETS

(In thousands, except share and per share amounts)

		Septem	ıber	30,
	2018			2017
ASSETS				
Current assets:				
Cash and cash equivalents	\$	352,921	\$	397,890
Accounts receivable, less allowance for doubtful accounts of \$1,900 at September 30, 2018,				
and \$1,747 at September 30, 2017		75,886		64,793
Inventories		71,926		71,873
Prepaid expenses and other current assets		22,048		16,426
Total current assets		522,781		550,982
Property, plant and equipment, net		111,403		106,361
Goodwill		101,083		101,932
Other intangible assets, net		35,202		42,710

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

666,692

780,973

595,037

834,100

Total stockholders' equity

Total liabilities and stockholders' equity

44

# CABOT MICROELECTRONICS CORPORATION CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS (In thousands)

	Year Ended September 30,							
		2018		2017		2016		
Cash flows from operating activities:								
Net income	\$	110,043	\$	86,952	\$	59,849		
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:								
Depreciation and amortization		25,876		25,930		26,031		
Provision for doubtful accounts		185		26		588		

有価証券報告書

				4.00.4		有価証券
Share-based compensation expense		18,517		13,004		13,787
Deemed repatriation transition tax		11,340		-		- (4.555)
Deferred income tax expense (benefit)		10,835		392		(1,757)
Non-cash foreign exchange (gain)/loss		(873)		435		(1,144)
Loss/(Gain) on disposal of property, plant and equipment		91		(1,820)		103
Impairment of assets		-		860		1,079
Realized loss on the sale of available-for-sale securities		96		-		-
(Gain) on sale of assets		(956)		-		-
Other		1,666		188		815
Changes in operating assets and liabilities, excluding amounts related to						
acquisition:						
Accounts receivable		(12,068)		(3,986)		(8,017)
Inventories		(442)		(1,220)		3,351
Prepaid expenses and other assets		(5,818)		(1,576)		3,935
Accounts payable		128		892		(478)
Accrued expenses, income taxes payable and other liabilities		10,245		21,292		(2,931)
Net cash provided by operating activities		168,865		141,369		95,211
Cash flows from investing activities:						
Additions to property, plant and equipment		(21,308)		(21,174)		(17,670)
Proceeds from the sale of property, plant and equipment		-		1,216		17
Acquisition of business, net of cash acquired		-		-		(126,976)
Proceeds from the sales of assets		3,027		-		-
Purchases of available-for-sale securities		(209,048)		-		-
Proceeds from the sale and maturities of investment securities		214,460		175		200
Settlement of net investment hedge		(9,882)		-		-
Net cash used in investing activities		(22,751)		(19,783)		(144,429)
Cash flows from financing activities:						
Repayment of long-term debt		(144,375)		(10,938)		(8,750)
Dividends paid		(30,730)		(19,041)		(8,658)
Repurchases of common stock		(44,288)		(14,208)		(28,818)
Net proceeds from issuance of stock		23,031		30,615		19,512
Principal payments under capital lease obligations		(1,200)		-		-
Tax benefits associated with share-based compensation expense		-		6,557		2,305
Net cash used in financing activities		(197,562)		(7,015)		(24,409)
Effect of exchange rate changes on cash		6,479		(4,160)		6,916
Increase (decrease) in cash		(44,969)		110,411		(66,711)
Cash and cash equivalents at beginning of year		397,890		287,479		354,190
Cash and cash equivalents at end of year	\$	352,921	\$	397,890	\$	287,479
	==	332,721	=	377,070	<del>==</del>	207,179
Supplemental disclosure of cash flow information:						
Cash paid for income taxes	Ф	20,345	\$	13,321	Ф	7,246
•	\$				\$	
Cash paid for interest	\$	2,464	\$	4,128	\$	4,307
Supplemental disabeture of non-cosh investing and financing activities						
Supplemental disclosure of non-cash investing and financing activities:  Purchases of property, plant and equipment in accrued liabilities and accounts	o.					
	s \$	1,975	\$	1,488	\$	1 005
payable at the end of period	Ф	1,973	φ	1,400	φ	1,005

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

45

# CABOT MICROELECTRONICS CORPORATION CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN STOCKHOLDERS' EQUITY (In thousands)

	(	Common Stock	Capital n Excess Of Par	Retained Earnings		1		,	Treasury Stock	Total
Balance at September 30, 2015	\$	33	\$ 495,673	\$	284,088	\$	(6,090)	\$	(344,740)	\$ 428,964
Share-based compensation expense			13,787							13,787
Repurchases of common stock under share repurchase plans,			13,707							
at cost									(25,980)	(25,980)
Repurchases of common stock - other, at cost									(2,838)	(2,838)
Exercise of stock options		1	16,623						(2,030)	16,624
Issuance of Cabot		1	10,023							10,021
Microelectronics restricted										
stock under Deposit Share										
Program			52							52
Issuance of Cabot										
Microelectronics stock under										
Employee Stock Purchase Plan			2,837							2,837
Tax benefits from share-based										
compensation plans			1,868							1,868
Net income					59,849					59,849
Dividends					(13,161)					(13,161)
Foreign currency translation adjustment							15,996			15,996
Interest rate swaps							84			84
Minimum pension liability										
adjustment							(434)			(434)
	_					_				
Balance at September 30, 2016	\$	34	\$ 530,840	\$	330,776	\$	9,556	\$	(373,558)	\$ 497,648
Share-based compensation										
expense			13,004							13,004
Repurchases of common stock under share repurchase plans,										
at cost									(12,035)	(12,035)
at Cost									(12,033)	(12,033)

Damumahasas of samman stack												有価証券
Repurchases of common stock - other, at cost										(2,173)		(2,173)
Exercise of stock options		1		27,665								27,666
Issuance of Cabot												
Microelectronics stock under												
Employee Stock Purchase Plan				2,986								2,986
Tax benefits from share-based												
compensation plans				6,443								6,443
Net income						86,952						86,952
Dividends						(19,847)						(19,847)
Foreign currency translation												
adjustment								(6,746)				(6,746)
Interest rate swaps								863				863
Minimum pension liability												
adjustment								276				276
Balance at September 30, 2017	\$	35	\$	580,938	\$	397,881	\$	3,949	\$	(387,766)	\$	595,037
Share-based compensation												
expense				18,518								18,518
Repurchases of common stock												
under share repurchase plans,												
at cost										(40,726)		(40,726)
Repurchases of common stock -												
other, at cost										(3,562)		(3,562)
Exercise of stock options		1		19,278								19,279
Issuance of Cabot												
Microelectronics restricted												
stock under Deposit Share				• • • •								• • • •
Program				300								300
Issuance of Cabot												
Microelectronics stock under				2.454								2.454
Employee Stock Purchase Plan				3,464		110.010						3,464
Net income						110,043						110,043
Dividends						(36,251)						(36,251)
Foreign currency translation adjustment								679				679
Interest rate swaps								(63)				(63)
Minimum pension liability								(03)				(03)
adjustment								(26)				(26)
aajustiiiviit								(20)				(20)
Balance at September 30, 2018	\$	36	\$	622,498	\$	471,673	\$	4,539	\$	(432,054)	¢	666,692
Databoo at September 30, 2010	Ψ	30	φ	044,470	φ	+/1,0/3	ψ	4,537	Φ	(+34,034)	φ	000,094

The accompanying notes are an integral part of these consolidated financial statements.

#### NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

(In thousands, except share and per share amounts)

### 1. BACKGROUND AND BASIS OF PRESENTATION

Cabot Microelectronics Corporation ("Cabot Microelectronics", "the Company", "us", "we", or "our") supplies high-performance polishing slurries and pads used in the manufacture of advanced integrated circuit (IC) devices within the semiconductor industry, in a process called chemical mechanical planarization (CMP). CMP polishes surfaces at an atomic level, thereby helping to enable IC device manufacturers to produce smaller, faster and more complex IC devices with fewer defects. We develop, produce and sell CMP slurries for polishing many of the conducting and insulating materials used in IC devices. We develop, manufacture and sell CMP polishing pads, which are used in conjunction with slurries in the CMP process. We also develop and provide products for demanding surface modification applications in other industries through our Engineered Surface Finishes (ESF) business.

The audited consolidated financial statements have been prepared by us pursuant to the rules of the Securities and Exchange Commission (SEC) and accounting principles generally accepted in the United States of America (U.S. GAAP). We operate predominantly in one reportable segment - the development, manufacture, and sale of CMP consumables.

The results of operations for the quarter ended December 31, 2017 and year ended September 30, 2018 include a correction to prior period amounts, which we determined to be immaterial to the prior periods to which they relate and to our fiscal 2018 results. The adjustments, relating primarily to accumulated earnings taxes of a foreign operation, increased the income tax expense for the first quarter of fiscal 2018 by \$2,071. Separately, in Note 16 of this Report on Form 10-K, we discuss the effects of the Tax Cuts and Jobs Act ("Tax Act") on our financial statements.

### 2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

# PRINCIPLES OF CONSOLIDATION

The consolidated financial statements include the accounts of Cabot Microelectronics and its subsidiaries. All intercompany transactions and balances between the companies have been eliminated in the consolidated financial statements as of September 30, 2018.

#### USE OF ESTIMATES

The preparation of financial statements and related disclosures in conformity with U.S. GAAP requires management to make judgments, assumptions and estimates that affect the amounts reported in the consolidated financial statements and accompanying notes. The accounting estimates that require management's most challenging and subjective judgments include, but are not limited to, those estimates related to bad debt expense, inventory valuation, impairment of long-lived assets and investments, business combinations, goodwill, other intangible assets, share-based compensation, income taxes and contingencies. We base our estimates on historical experience, current conditions and on various other assumptions that we believe are reasonable under the circumstances. However, future events are subject to change and estimates and judgments routinely require adjustment. Actual results may differ from these estimates under different assumptions or conditions.

# CASH, CASH EQUIVALENTS AND SHORT-TERM INVESTMENTS

We consider investments in all highly liquid financial instruments with original maturities of three months or less to be cash equivalents. Short-term investments include securities generally having maturities of 90 days to one year. We did not own any securities that were considered short-term investments as of September 30, 2018 or 2017. See Note 3 for a more detailed discussion of other financial instruments.

47

### ACCOUNTS RECEIVABLE AND ALLOWANCE FOR DOUBTFUL ACCOUNTS

Trade accounts receivable are recorded at the invoiced amount and do not bear interest. We maintain an allowance for doubtful accounts for estimated losses resulting from the potential inability of our customers to make required payments. Our allowance for doubtful accounts is based on historical collection experience, adjusted for any specific known conditions or circumstances such as customer bankruptcies and increased risk due to economic conditions. Uncollectible account balances are charged against the allowance when we believe that it is probable that the receivable will not be recovered. Amounts charged to bad debt expense are recorded in general and administrative expenses. A portion of our receivables and the related allowance for doubtful accounts is denominated in foreign currencies, so they are subject to foreign exchange fluctuations which are included in the table below under deductions and adjustments.

Our allowance for doubtful accounts changed during the fiscal year ended September 30, 2018 as follows:

Balance as of September 30, 2017	\$ 1,747
Amounts charged to expense	185
Deductions and adjustments	(32)
Balance as of September 30, 2018	\$ 1,900

# CONCENTRATION OF CREDIT RISK

Financial instruments that subject us to concentrations of credit risk consist principally of accounts receivable. We perform ongoing credit evaluations of our customers' financial conditions and generally do not require collateral to secure accounts receivable. Our exposure to credit risk associated with nonpayment is affected principally by conditions or occurrences within the semiconductor industry and global economy. With the exception of a customer placed into receivership in fiscal 2016, we have not experienced significant losses relating to accounts receivable from individual customers or groups of customers.

Customers who represented more than 10% of revenue are as follows:

	Year 1	Year Ended September 30,							
	2018	2017	2016						
Samsung Group (Samsung)	18%	16%	15%						
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. (TSMC)	12%	13%	15%						
SK Hynix Inc.	10%	*	*						

Micron Technology Inc. \* 10% \*

TSMC accounted for 7.9% and 12.2% of net accounts receivable at September 30, 2018 and 2017, respectively. Samsung accounted for 11.4% and 11.9% of net accounts receivable at September 30, 2018 and 2017, respectively. SK Hynix accounted for 3.4% and 4.9% of net accounts receivable at September 30, 2018 and 2017, respectively. Micron accounted for 13.1% and 10.7% of net accounts receivable at September 30, 2018 and 2017, respectively.

48

## FAIR VALUES OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The recorded amounts of cash, accounts receivable, and accounts payable approximate their fair values due to their short-term, highly liquid characteristics. See Note 3 for a more detailed discussion of the fair value of financial instruments.

# **INVENTORIES**

Inventories are stated at the lower of cost, determined on the first-in, first-out (FIFO) basis, or net realizable value. Finished goods and work in process inventories include material, labor and manufacturing overhead costs. We regularly review and write down the value of inventory as required for estimated obsolescence or lack of marketability. An inventory reserve is maintained based upon a historical percentage of actual inventories written off and applied against inventory value at the end of the period, adjusted for known conditions and circumstances.

# PROPERTY, PLANT AND EQUIPMENT

Property, plant and equipment are recorded at cost. Depreciation is based on the following estimated useful lives of the assets using the straight-line method:

Buildings	15-25 years
Machinery and equipment	3-10 years
Furniture and fixtures	5-10 years
Information systems	3-5 years
Assets under capital leases	Term of lease or estimated
	useful life

Expenditures for repairs and maintenance are charged to expense as incurred. Expenditures for major renewals and betterments are capitalized and depreciated over the remaining useful lives. As assets are retired or sold, the related cost and accumulated depreciation are removed from the accounts and any resulting gain or loss is included in the results of operations. We capitalize the costs related to the design and development of software used for internal purposes; however, these costs are not material.

<sup>\*</sup> Not a customer with more than 10% revenue.

#### IMPAIRMENT OF LONG-LIVED ASSETS

We assess the recoverability of the carrying value of long-lived assets, including finite-lived intangible assets, whenever events or changes in circumstances indicate that the assets may be impaired. We perform a periodic review of our long-lived assets to determine if such impairment indicators exist. We must exercise judgment in assessing whether an event of impairment has occurred. For purposes of recognition and measurement of an impairment loss, long-lived assets are either individually identified or grouped with other assets and liabilities at the lowest level for which identifiable cash flows are largely independent of the cash flows of other assets and liabilities. We must exercise judgment in this grouping. If the sum of the undiscounted future cash flows expected to result from the identified asset group is less than the carrying value of the asset group, an impairment provision may be required. The amount of the impairment to be recognized is calculated by subtracting the fair value of the asset group from the net book value of the asset group. Determining future cash flows and estimating fair values require significant judgment and are highly susceptible to change from period to period because they require management to make assumptions about future sales and cost of sales generally over a long-term period. We did not record any impairment expense in fiscal 2018 and 2016. We recorded impairment expense on long-lived assets of \$860 in fiscal 2017 related to surplus research and development equipment, which was subsequently sold for a gain. See Note 5 for more information regarding impairment.

We evaluate the estimated fair value of investments annually, or more frequently if indicators of potential impairment exist, to determine if an other-than-temporary impairment in the value of the investment has taken place.

#### WARRANTY RESERVE

We maintain a warranty reserve that reflects management's best estimate of the cost to replace product that does not meet our specifications and customers' performance requirements. The warranty reserve is based upon a historical product return rate, adjusted for any specific known conditions or circumstances. Adjustments to the warranty reserve are recorded in cost of goods sold.

49

# GOODWILL AND INTANGIBLE ASSETS

Purchased intangible assets with finite lives are amortized over their estimated useful lives and are evaluated for impairment using a process similar to that used to evaluate other long-lived assets. Goodwill and indefinite lived intangible assets are not amortized and are tested annually in our fourth fiscal quarter or more frequently if indicators of potential impairment exist, using a fair-value-based approach. The recoverability of goodwill is measured at the reporting unit level, which is defined as either an operating segment or one level below an operating segment. A component is a reporting unit when the component constitutes a business for which discrete financial information is available and segment management regularly reviews the operating results of the component. Components may be combined into one reporting unit when they have similar economic characteristics. We have three reporting units, all of which had goodwill as of September 30, 2018, the date of our annual impairment test. Two of the reporting units, CMP Slurries and CMP Pads, represent 95% of the goodwill balance on our Consolidated Balance Sheet as of September 30, 2018. The goodwill related to CMP Pads resulted from our acquisition of NexPlanar.

Accounting guidance provides an entity the option to assess the fair value of a reporting unit either using a qualitative analysis ("step zero") or a quantitative analysis ("step one"). Similarly, an entity has the option to use a step zero or step one approach to determine the recoverability of indefinite-lived intangible assets. In fiscal 2016, 2017 and 2018, we chose to use a step one analysis for both goodwill impairment and for the recoverability of indefinite-lived intangible assets, with the exception of our CMP Slurries reporting unit, for which we chose to use a step zero analysis for fiscal 2018.

Factors requiring significant judgment include the selection of valuation approach and assumptions related to future revenue and gross margin growth rates, discount factors and royalty rates, among others. Changes in economic and operating conditions that occur after the annual impairment analysis or an interim impairment analysis that impact these assumptions may result in future impairment charges. The CMP Pads reporting unit and QED reporting unit each had a calculated fair value that was in excess of the carrying value by greater than 50%. As a result of the review performed in the fourth quarter of fiscal 2018, and the related sensitivity analysis, we determined that there was no impairment of our goodwill as of September 30, 2018. There was no goodwill impairment recorded in fiscal 2017. In fiscal 2016, we recorded a \$1,000 impairment of certain NexPlanar in-process technology.

#### FOREIGN CURRENCY TRANSLATION

Certain operating activities in Asia and Europe are denominated in local currency, considered to be the functional currency. Assets and liabilities of these operations are translated using exchange rates in effect at the end of the year, and revenue and costs are translated using average exchange rates for the year. The related translation adjustments are reported in comprehensive income in stockholders' equity.

# FOREIGN EXCHANGE MANAGEMENT

We transact business in various foreign currencies, primarily the Japanese yen, New Taiwan dollar and Korean won. Our exposure to foreign currency exchange risks has not been significant because a large portion of our business is denominated in U.S. dollars. However, there was a weakening of the Japanese yen against the U.S. dollar during the past few fiscal years, which had some net positive impact on our gross margin percentage and our net income. Periodically, we enter into certain forward foreign exchange contracts in an effort to mitigate the risks associated with currency fluctuations on certain foreign currency balance sheet exposures. These foreign exchange contracts do not qualify for hedge accounting; therefore, the gains and losses resulting from the impact of currency exchange rate movements on our forward foreign exchange contracts are recognized as other income or expense in the accompanying consolidated income statements in the period in which the exchange rates change. See Note 10 for a discussion of derivative financial instruments.

50

We maintain an intercompany loan agreement with our wholly-owned subsidiary, Nihon Cabot Microelectronics K.K. ("Nihon"), under which we provided funds to Nihon to finance the purchase of certain assets from our former Japanese branch at the time of the establishment of this subsidiary, for the purchase of land adjacent to our facility in Geino, Japan, for the construction of our Asia Pacific technology center, and for the purchase of a 300 millimeter polishing tool and related metrology equipment, all of which are assets of Nihon, as well as for general business purposes. Since settlement of the note is expected in the foreseeable future, and our subsidiary has made timely payments on the loan, the loan is considered a foreign-currency transaction. Therefore, the associated foreign exchange gains and losses are recognized as other income or expense rather than being deferred in the cumulative translation account in other comprehensive income.

We also maintain an intercompany loan between two of our wholly-owned foreign subsidiaries, from Cabot Microelectronics Singapore Pte. Ltd. to Hanguk Cabot Microelectronics, LLC in South Korea. This loan provided funds for the construction and operation of our research, development and manufacturing facility in South Korea. This loan is also considered a foreign currency transaction and is accounted for in the same manner as our intercompany loan to Nihon.

These intercompany loans are eliminated from our Consolidated Balance Sheet in consolidation.

# PURCHASE COMMITMENTS

We have entered into unconditional purchase obligations, which include noncancelable purchase commitments and takeor-pay arrangements with suppliers. On an ongoing basis, we review our agreements and assess the likelihood of a shortfall in purchases and determine if it is necessary to record a liability. See Note 17 for additional discussion of purchase commitments. To date, we have not recorded such a liability.

# REVENUE RECOGNITION

Revenue from CMP consumables products is recognized when title is transferred to the customer, assuming all revenue recognition criteria are met. Title transfer generally occurs upon shipment to the customer or when inventory held on consignment is consumed by the customer, subject to the terms and conditions of the particular customer arrangement. We have consignment agreements with a number of our customers that require, at a minimum, monthly consumption reports that enable us to record revenue and inventory usage in the appropriate period.

Although the majority of our products are sold directly, we market some of our products through distributors in certain areas of the world. We recognize revenue upon shipment and when title is transferred to the distributor. We do not have any arrangements with distributors that include payment terms, rights of return, or rights of exchange outside the ordinary course of business, or any other significant matters that we believe would impact the timing of revenue recognition.

Within our ESF business, sales of equipment are recorded as revenue upon delivery and customer acceptance. Amounts allocated to installation and training are deferred until those services are provided and are not material.

Revenues are reported net of any value-added tax or other such tax assessed by a governmental authority on our revenue-producing activities.

#### SHIPPING AND HANDLING

Costs related to shipping and handling are included in cost of goods sold.

#### RESEARCH, DEVELOPMENT AND TECHNICAL

Research, development and technical costs are expensed as incurred and consist primarily of staffing costs, materials and supplies, depreciation, utilities and other facilities costs.

51

#### **INCOME TAXES**

Current income taxes are determined based on estimated taxes payable or refundable on tax returns for the current year. Deferred income taxes are determined using enacted tax rates for the effect of temporary differences between the book and tax bases of recorded assets and liabilities. The effect on deferred tax assets and liabilities of changes in tax rates is recognized in income in the period that includes the enactment date. Provisions are made for both U.S. and any foreign deferred income tax liability or benefit. We assess whether or not our deferred tax assets will ultimately be realized and record an estimated valuation allowance on those deferred tax assets that may not be realized. We recognize the tax benefit of an uncertain tax position only if it is more likely than not that the tax position will be sustained by the taxing authorities, based on the technical merits of the position. In fiscal 2016 and 2017, we maintained an assertion to permanently reinvest the earnings of all of our foreign subsidiaries. In light of the Tax Act and the associated transition to a modified territorial tax system, we no longer considered our foreign earnings to be indefinitely reinvested and repatriated \$197,932 in fiscal 2018, and plan to repatriate foreign earnings on an ongoing basis. Consequently, we recorded deferred tax liabilities associated with withholding taxes on actual and future distribution of such earnings. In addition, the Tax Act incudes complex changes to the U.S. tax code, including but not limited to: (1) reducing the U.S. federal corporate income tax rate to 21% effective January 1, 2018; and (2) requiring a one-time transition tax on certain un-repatriated earnings of foreign subsidiaries that is payable over eight years. As a result of the Tax Act, the SEC staff issued accounting guidance that provides up to a one-year measurement period during which a company may complete its accounting for the impacts of the Tax Act (SAB 118). To the extent that a company's accounting for certain income tax effects of the Tax Act is incomplete but for which the company is able to determine a reasonable estimate, it must record a provisional estimate in its financial statements. If a company cannot determine a provisional estimate to be included in its financial statements, it should continue to apply the provisions of the tax laws that were in effect immediately before the enactment of the Tax Act. The final impact of the Tax Act may differ from the provisional estimates due to changes in interpretations of the Tax Act, any legislative action to address questions that arise because of the Tax Act, by changes in accounting standard for income taxes and related interpretations in response to the Tax Act, and any updates or changes to estimates used in the provisional amounts. See Note 16 for additional information on income taxes and permanent reinvestment.

# SHARE-BASED COMPENSATION

We record share-based compensation expense for all share-based awards, including stock option grants, and restricted stock, restricted stock unit and performance share unit ("PSU") awards, and employee stock purchase plan purchases. We calculate share-based compensation expense using the straight-line approach based on awards ultimately expected to vest, which requires the use of an estimated forfeiture rate. Our estimated forfeiture rate is primarily based on historical experience, but may be revised in future periods if actual forfeitures differ from the estimate. We use the Black-Scholes option-pricing model to estimate the grant date fair value of our stock options and employee stock purchase plan purchases. This model requires the input of subjective assumptions, including the price volatility of the underlying stock, the expected term of our stock options, expected dividend yield and the risk-free interest rate. We estimate the expected volatility of our stock options based on a combination of our stock's historical volatility and the implied volatilities from actively-traded options on our

stock. We calculate the expected term of our stock options using historical stock option exercise data, and for stock option grants made prior to December 2017, we have added a slight premium to this expected term for employees who meet the definition of retirement-eligible pursuant to their stock option grants during the contractual term of the grant. As of December 2017, the provisions of new stock option grants and restricted stock unit awards state that except in certain circumstances, including termination for cause, once an employee meets the retirement eligibility requirements, any remaining unvested share-based awards will continue to vest regardless of termination of service. Consequently, the requisite service period for the award is satisfied upon retirement eligibility. Therefore, for those employees who have met the retirement eligibility at the grant date, we now record the total share-based compensation expense upon award; for those employees who will meet the retirement eligibility during the four-year vesting period, we now record the share-based compensation expense over the period from the grant date through the date of retirement eligibility, rather than over the four-year vesting period stated in the award agreement.

The expected dividend yield represents our annualized dividend in dollars divided by the stock price on the date of grant. The risk-free interest rate is derived from the U.S. Treasury yield curve in effect at the time of grant.

The PSUs that have been awarded may be subject to downward or upward adjustment depending on the total shareholder return achieved by the Company during the particular performance period related to the PSUs, relative to the total shareholder return of the S&P SmallCap 600 Index. We use a third-party service provider to estimate the fair value of the PSUs at grant date by using a Monte Carlo simulation model. This model simulates the stock price movements of the Company and Index constituents using certain assumptions, including the stock price of our company and Index constituents, the risk-free interest rate and stock price volatility.

52

In the first quarter of fiscal 2018, we adopted ASU No. 2016-09, "Improvements to Employee Share Based Payment Accounting" (Topic 718) (ASU 2016-09) prospectively. The provisions of this standard relate to aspects of the accounting for share-based payments transactions, including income tax consequences, classification of awards as either equity or liabilities, classification of excess tax benefits on the Consolidated Statements of Cash Flows and earnings per share calculations. During fiscal 2018, we have recorded a tax benefit of \$7,294 in our Consolidated Statements of Income. The net income, including the impact of the tax benefits, was used to calculate our basic earnings per share under the new guidance. In addition, we have elected to continue to estimate forfeitures under ASC 718 pursuant to the adoption of ASU 2016-09.

The fair value of our restricted stock and restricted stock unit awards represents the closing price of our common stock on the date of award.

In fiscal 2016, related to our acquisition of NexPlanar, we granted incentive stock options (ISOs), as allowed under our current Omnibus Incentive Plan, to certain NexPlanar employees in substitution for unvested ISOs they had held in NexPlanar at the time of the closing of the acquisition. We used the Black-Scholes option-pricing model to estimate the grant date fair value of these ISOs to calculate share-based compensation expense in fiscal 2016 and for future periods.

For additional information regarding our share-based compensation plans, refer to Note 12.

EARNINGS PER SHARE

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing net income available to common stockholders by the weighted-average number of common shares outstanding during the period, excluding the effects of unvested restricted stock awards with a right to receive non-forfeitable dividends, which are considered participating securities as prescribed by the two-class method under ASC Topic 260, Earnings Per Share (ASC 260). Diluted EPS is calculated in a similar manner, but the weighted-average number of common shares outstanding during the period is increased to include the weighted-average dilutive effect of "in-the-money" stock options and unvested restricted stock shares using the treasury stock method. We adopted ASU 2016-09 in fiscal 2018. Pursuant to the adoption, the proceeds from excess tax benefits are no longer included in the dilutive impact on the weighted average shares outstanding for dilutive EPS. The excess tax benefits were treated as a reduction to tax provision, rather than an increase to equity.

#### COMPREHENSIVE INCOME

Comprehensive income primarily differs from net income due to foreign currency translation adjustments.

#### EFFECTS OF RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In May 2014, the FASB issued ASU No. 2014-09, "Revenue from Contracts with Customers" (Topic 606), an updated standard on revenue recognition. ASU 2014-09 provides enhancements to how revenue is reported and improves comparability in the financial statements of companies reporting using IFRS and US GAAP. The core principle of the new standard is for companies to recognize revenue for goods or services in amounts that reflect the consideration to which the company expects to be entitled in exchange for those goods or services. The new standard is intended to enhance disclosures about revenue, provide guidance for transactions that were not previously addressed comprehensively, such as service revenue and contract modifications, and improve guidance for multiple-element arrangements. In August 2015, the FASB issued ASU No. 2015-14, "Deferral of Effective Date" (Topic 606). This standard defers the effective date of ASU 2014-09 by one year. ASU 2014-09 was effective for us beginning October 1, 2018, and may be applied on a full retrospective or modified retrospective approach. In March 2016, the FASB issued ASU No. 2016-08, "Principal versus Agent Considerations (Reporting Revenue Gross versus Net)" (Topic 606). ASU 2016-08 provides clarification for the implementation guidance on principal versus agent considerations. In April 2016, the FASB issued ASU No. 2016-10, ASU No. 2016-11, and ASU 2016-12, and ASU 2017-13 issued in September 2017, all of which provide additional clarification of the original revenue standard. We have substantially completed the process to identify potential differences that would result from applying the requirements of the new standard to our revenue contracts, and have identified and implemented changes to our business processes, systems and controls to support recognition and disclosure under the new standard. We believe the recognition of revenue will remain substantially unchanged for the majority of our contracts with customers. However, for our contracts containing certain pricing and incentive arrangements with our customers within our CMP consumables business, the new guidance will change the manner and timing in which we recognize the revenue. Based on our current assessment of the existing contracts at the time of the adoption containing nonstandard pricing and incentive arrangements, we do not expect the adoption of the new standard to have a material impact on our financial position and results of operations. We will adopt the new revenue standard in the first quarter of fiscal 2019 using the modified retrospective approach to adoption, which will require us to record an immaterial adjustment to the beginning balance of retained earnings for the cumulative effect of adopting the standard.

53

liability. Leases will be classified as either finance or operating leases. For finance leases, a lessee will recognize interest expense and amortization of the right-of-use asset, and for operating leases, the lessee will recognize a straight-line total lease expense. The guidance also requires qualitative and specific quantitative disclosures to supplement the amounts recorded in the financial statements, to afford better understanding of an entity's leasing activities, including any significant judgments and estimates. ASU 2016-02 will be effective for us beginning October 1, 2019, but early adoption is permitted. We are currently evaluating the impact of implementation of this standard on our financial statements.

In March 2016, the FASB issued ASU No. 2016-09, "Improvements to Employee Share Based Payment Accounting" (Topic 718). The provisions of this standard involve several aspects of the accounting for share-based payments transactions, including income tax consequences, classification of awards as either equity or liabilities, and classification on the statement of cash flows. We have adopted this standard in the first quarter of fiscal 2018 prospectively. As a result of the adoption, excess tax benefits were recorded as a reduction to the provision for income taxes, rather than an increase to equity. Therefore, we recorded a tax benefit of \$7,294 in our Consolidated Statements of Income in fiscal 2018. Additionally, the proceeds from excess tax benefits are no longer included in the dilutive impact on the weighted average shares outstanding for dilutive EPS under the new guidance. Also, we have elected to continue to estimate forfeitures under ASC 718 pursuant to the adoption of ASU 2016-09.

In June 2016, the FASB issued ASU No. 2016-13, "Measurement of Credit Losses on Financial Instruments" (Topic 326). The provisions of this standard require financial assets measured at amortized cost to be presented at the net amount expected to be collected. An allowance account would be established to present the net carrying value at the amount expected to be collected. ASU 2016-13 also provides that credit losses relating to available-for-sale debt securities should be recorded through an allowance for credit losses. ASU 2016-13 will be effective for us beginning October 1, 2020, but early adoption is permitted as of October 1, 2019. We are currently evaluating the impact of implementation of this standard on our financial statements.

In January 2017, the FASB issued ASU No. 2017-04 "Simplifying the Test for Goodwill Impairment" (Topic 350). The provisions of this standard eliminate Step 2 from the goodwill impairment test, which required an entity to determine the fair value of its assets and liabilities at the impairment testing date of its goodwill and compare it to its carrying amount to determine a possible impairment loss. Goodwill impairment quantification will now be done by comparing the fair value of a reporting unit and its carrying amount. We adopted ASU 2017-04 effective October 1, 2017 and applied the new guidance in our annual test for goodwill impairment in the fourth quarter of fiscal 2018.

In March 2017, the FASB issued ASU No. 2017-07 "Improving the Presentation of Net Period Pension Cost and Net Period Postretirement Benefit Cost" (Topic 715). The provisions of ASU 2017-07 provided specific guidance on the presentation of the components of net benefit cost. ASU 2017-07 was effective for us beginning October 1, 2018. We currently do not expect this standard to have a material impact on our financial statements.

In May 2017, the FASB issued ASU No. 2017-09 "Scope of Modification Accounting" (Topic 718). The provisions of ASU 2017-09 provide specific guidance about which changes to the term or conditions of a share-based payment require an entity to apply modification accounting. ASU 2017-09 was effective for us beginning October 1, 2018. We will apply this new standard to the awards, to the extent modified.

In February 2018, the FASB issued ASU No. 2018-02 "Income Statement - Reporting Comprehensive Income (Topic 220)". The amendments in this standard allow a company to reclassify the stranded tax effects resulting from the Tax Act from accumulated other comprehensive income to retained earnings. ASU 2018-02 will be effective for us beginning October 1, 2019, but early adoption is permitted. We are currently evaluating the impact of implementation of this standard on our financial statements.

In June 2018, the FASB issued ASU No. 2018-07 "Compensation—Stock Compensation (Topic 718):Improvements to Nonemployee Share-Based Payment Accounting". The ASU simplified the accounting for share-based payments granted to

有価証券報告書

nonemployees for goods and services, therefore guidance on such payments to nonemployees would be mostly aligned with the requirements for share-based payments granted to employees. ASU 2018-07 will be effective for us beginning October 1, 2019, but early adoption is permitted (but no earlier than the adoption date of Topic 606). We are currently evaluating the impact of implementation of this standard on our financial statements.

In August 2018, the FASB issued ASU No. 2018-13 "Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework—Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement". The ASU provides specific guidance on various disclosure requirements in Topic 820, including removal, modification and addition to current disclosure requirements. ASU 2018-13 will be effective for us beginning October 1, 2020, but early adoption is permitted. We are currently evaluating the impact of implementation of this standard on our disclosures.

54

In August 2018, the FASB issued ASU No. 2018-15 " Intangibles—Goodwill and Other—Internal-Use Software (Subtopic 350-40): Customer's Accounting for Implementation Costs Incurred in a Cloud Computing Arrangement That Is a Service Contract (a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force)". The ASU Requires an entity (customer) in a hosting arrangement that is a service contract to follow the guidance in Subtopic 350-40 to determine which implementation costs to capitalize as an asset related to the service contract and which costs to expense. ASU 2018-15 will be effective for us beginning October 1, 2020, but early adoption is permitted. We are currently evaluating the impact of implementation of this standard on our financial statements.

# 3. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

Fair value is defined as the price that would be received from the sale of an asset or paid to transfer a liability (an exit price) in the principal or most advantageous market for the asset or liability in an orderly transaction between market participants on the measurement date. The FASB established a three-level hierarchy for disclosure based on the extent and level of judgment used to estimate fair value. Level 1 inputs consist of valuations based on quoted market prices in active markets for identical assets or liabilities. Level 2 inputs consist of valuations based on quoted prices for similar assets or liabilities, quoted prices for identical assets or liabilities in an inactive market, or other observable inputs. Level 3 inputs consist of valuations based on unobservable inputs that are supported by little or no market activity.

The following table presents financial instruments, other than long-term debt, that we measured at fair value on a recurring basis at September 30, 2018 and 2017. See Note 9 for a detailed discussion of our long-term debt. We have classified the following assets in accordance with the fair value hierarchy set forth in the applicable standards. In instances where the inputs used to measure the fair value of an asset fall into more than one level of the hierarchy, we have classified them based on the lowest level input that is significant to the determination of the fair value.

September 30, 2018	Level 1	Level	2	Level 3	3	Fa	Total air Value
Assets:							
Cash and cash equivalents	\$ 352,921	\$	-	\$	-	\$	352,921
Other long-term investments	1,137		-		-		1,137
Derivative financial instruments	=		-		-		-
Total assets	\$ 354,058	\$		\$	_	\$	354,058

Liabilities:

**「価証券報告**!

Derivative financial instruments	 	339		339
Total liabilities	\$ -	\$ 339	\$ _	\$ 339

								Total
September 30, 2017		Level 1		Level 2		Level 3	F	air Value
Assets:								
Cash and cash equivalents	\$	397,890	\$	=	\$	-	\$	397,890
Other long-term investments		929		-		-		929
Derivative financial instruments		=		263		-		263
Total assets	\$	398,819	\$	263	\$	-	\$	399,082
Liabilities:								
Derivative financial instruments		=		1,881		-		1,881
Total liabilities	\$	-	\$	1,881	\$	_	\$	1,881

Our cash and cash equivalents consist of various bank accounts used to support our operations and investments in institutional money-market funds that are traded in active markets. We invest only in AAA-rated, prime institutional money market funds, comprised of high quality, short-term fixed income securities. Our other long-term investments represent the fair value of investments under the Cabot Microelectronics Supplemental Employee Retirement Plan (SERP), which is a nonqualified supplemental savings plan. The fair value of the investments is determined through quoted market prices within actively traded markets. Although the investments are allocated to individual participants and investment decisions are made solely by those participants, the SERP is a nonqualified plan. Consequently, the Company owns the assets and the related offsetting liability for disbursement until such time as a participant makes a qualifying withdrawal. The long-term asset was adjusted to \$1,137 in the fourth quarter of fiscal 2018 to reflect its fair value as of September 30, 2018.

55

The fair value of our derivative instruments is estimated using standard valuation models and market-based observable inputs over the contractual term, including one-month LIBOR-based yield curves for interest rate swaps, and forward rates and/or the Overnight Index Swap (OIS) curve for forward foreign exchange contracts, among others. We consider the risk of nonperformance, including counterparty credit risk, in the calculation of the fair value of derivative financial instruments. Our derivative financial instruments include forward foreign exchange contracts and interest rate swaps. In fiscal 2015, we entered into floating-to-fixed interest rate swap agreements to hedge the variability in LIBOR-based interest payments on a portion of our outstanding variable rate debt. We terminated our interest rate swap agreements during the fiscal year, in connection with the extinguishment of debt. In the fourth quarter of fiscal 2017, we entered into forward foreign exchange contracts in an effort to protect our net investment in a foreign operation against potential adverse changes resulting from foreign currency fluctuation. This net investment hedge was terminated during the year driven by a significant repatriation of funds from this foreign operation. See Note 10 for more information on our use of derivative financial instruments.

# 4. INVENTORIES

Inventories consisted of the following:

	Septem	ber 30,
	2018	2017
Raw materials	\$35,150	\$36,415
Work in process	8,117	7,365
Finished goods	28,659	28,093
Total	\$71,926	\$71,873

# 5. PROPERTY, PLANT AND EQUIPMENT

Property, plant and equipment consisted of the following:

	September 30,			
	2018	2017		
Land	\$ 17,525	\$ 17,823		
Buildings	103,601	104,057		
Machinery and equipment	195,434	187,649		
Furniture and fixtures	7,575	6,770		
Information systems	34,271	32,748		
Capital lease	1,200	-		
Construction in progress	17,001	10,439		
Total property, plant and equipment	376,607	359,486		
Less:accumulated depreciation	(265,204)	(253,125)		
Net property, plant and equipment	\$ 111,403	\$ 106,361		

Depreciation expense was \$17,255, \$17,195 and \$16,915 for the years ended September 30, 2018, 2017 and 2016, respectively.

In fiscal 2017 we recorded \$860 in impairment expense related to a surplus research and development asset, and we recorded a \$1,820 gain on sale of surplus research and development equipment. We did not record any impairment expense on property, plant and equipment in fiscal 2018 and 2016.

56

# 6. GOODWILL AND OTHER INTANGIBLE ASSETS

Goodwill was \$101,083 and \$101,932 as of September 30, 2018 and 2017, respectively. The decrease in goodwill was due to \$154 in foreign exchange fluctuations of the New Taiwan dollar and a \$695 decrease related to the sale of certain ESF assets. As a result of this sale of assets in March 2018, we received net proceeds of \$3,277, of which \$250 is held in escrow, and recorded a gain of \$956 in other income in the Consolidated Statements of Income.

The components of other intangible assets are as follows:

	September 30, 2018			September 30, 2017				
	Gross Carrying Accumulated Amount Amortization		Gross Carrying Amount		Carrying Accu			
Other intangible assets subject to amortization:								
Product technology	\$	46,275	\$	22,755	\$	42,287	\$	17,604
Acquired patents and licenses		8,270		8,252		8,270		8,241
Trade secrets and know-how		2,550		2,550		2,550		2,550
Customer relationships, distribution rights and other		28,068		17,574		28,229		15,421
Total other intangible assets subject to amortization		85,163		51,131		81,336		43,816
Other intangible assets not subject to amortization:								
In-process technology		-				4,000		
Other indefinite-lived intangibles*		1,170				1,190		
Total other intangible assets not subject to amortization		1,170				5,190		
Total other intangible assets	\$	86,333	\$	51,131	\$	86,526	\$	43,816

<sup>\*</sup> Other indefinite-lived intangibles not subject to amortization primarily consist of trade names.

During the first quarter of fiscal 2018, development of our in-process technology was completed, and we reclassified \$4,000 to product technology under other intangible assets subject to amortization.

Amortization expense was \$7,495, \$7,795 and \$8,176 for fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively. Estimated future amortization expense of intangible assets as of September 30, 2018 for the five succeeding fiscal years is as follows:

	Estimated				
Fiscal	Amo	ortization			
Year	E	kpense			
2019	\$	7,119			
2020		7,115			
2021		7,108			
2022		7,108			
2023		1,717			

Goodwill and indefinite-lived intangible assets are tested for impairment annually in the fourth quarter of our fiscal year or more frequently if indicators of potential impairment exist, using a fair-value-based approach. The recoverability of goodwill is measured at the reporting unit level, which is defined as either an operating segment or one level below an operating segment. An entity has the option to assess the fair value of a reporting unit either using a qualitative analysis ("step zero") or a quantitative analysis ("step one"). Similarly, an entity has the option to use a step zero or a step one approach to determine the recoverability of indefinite-lived intangible assets. In fiscal 2017 and 2018, we chose to use a step one analysis for both goodwill impairment and for indefinite-lived intangible asset impairment, with the exception of our CMP slurries reporting unit, for which we chose to use a step zero analysis for fiscal 2018.

We completed our annual impairment test during our fourth quarter of fiscal 2018 and concluded that no impairment existed. No impairment existed as a result of our impairment test during the fourth quarter of fiscal 2017. During the fourth quarter of fiscal 2016, we recorded \$1,000 of impairment expense on one of the in-process technology assets acquired in the NexPlanar acquisition based on management's revised expected future cash flows for this asset. The impairment charge was included in research, development and technical expenses on our Consolidated Statements of Income. We concluded that no other impairment of goodwill or intangible assets was necessary. There have been no cumulative impairment charges recorded on the goodwill for any of our reporting units.

### 7. OTHER LONG-TERM ASSETS

Other long-term assets consisted of the following:

	September 30,			
	2018	2017		
Auction rate securities (ARS)	\$ -	\$ 5,319		
Long-term contract asset	1,548	2,115		
Other long-term assets	1,979	2,154		
Other long-term investments	1,137	929		
Total	\$ 4,664	\$10,517		

During the fiscal year we redeemed our ARS investments which consisted of two tax exempt municipal debt securities, both of which had maturities of greater than ten years.

Other long-term assets are primarily comprised of long-term miscellaneous deposits and prepayments on contracts extending beyond the next 12 months. As discussed in Note 3, we recorded a long-term asset and a corresponding long-term liability of \$1,137 representing the fair value of our SERP investments as of September 30, 2018.

# 8. ACCRUED EXPENSES, INCOME TAXES PAYABLE AND OTHER CURRENT LIABILITIES

Accrued expenses, income taxes payable and other current liabilities consisted of the following:

	Septem	ıber 30,
	2018	2017
Accrued compensation	\$35,367	\$35,332
Income taxes payable	18,045	9,717
Dividends payable	10,822	5,314
Acquisition and integration related	2,701	-
Goods and services received, not yet invoiced	1,954	2,172
Deferred revenue and customer advances	4,894	1,559

Taxes, other than income taxes	1,976	1,688
Current portion of long-term contract liability	1,487	1,500
Other	5,737	5,369
Total	\$82,983	\$62,651

58

#### 9. DEBT

On February 13, 2012, we entered into a credit agreement (the "Credit Agreement") among the Company, as Borrower, Bank of America, N.A., as administrative agent, swing line lender and an L/C issuer, Bank of America Merrill Lynch and J.P. Morgan Securities LLC, as joint lead arrangers and joint book managers, J.P.Morgan Chase Bank, N.A., as syndication agent, and Wells Fargo Bank, N.A. as documentation agent. The Credit Agreement provided us with a \$175,000 term loan (the "Term Loan"), which we drew on February 27, 2012 to fund approximately half of the special cash dividend we paid to our stockholders on March 1, 2012, and a \$100,000 revolving credit facility (the "Revolving Credit Facility"), which has never been drawn, with sub-limits for multicurrency borrowings, letters of credit and swing-line loans. The Term Loan and the Revolving Credit Facility are referred to as the "Credit Facilities." On June 27, 2014, we entered into an amendment (the "Amendment") to the Credit Agreement, which (i) increased term loan commitments by \$17,500, from \$157,500 to \$175,000, the same level as the original amount under the Credit Agreement at its inception in 2012; (ii) increased the uncommitted accordion feature on the Revolving Credit Facility from \$75,000 to \$100,000; (iii) extended the expiration date of the Credit Facilities from February 13, 2017 to June 27, 2019; (iv) relaxed the consolidated leverage ratio financial covenant; and (v) revised certain pricing terms and other terms within the Credit Agreement. On June 27, 2014, we drew the \$17,500 of increased term loan commitments, bringing the total outstanding commitments under the Term Loan to \$175,000.

The enactment of the Tax Act in the United States in December 2017 facilitated the repatriation of a substantial amount of the Company's non-U.S. cash. In April 2018, the Company utilized these repatriated funds to pay off its remaining outstanding Term Loan pursuant to the Credit Agreement. There was no penalty upon the Company's prepayment of the Term Loan. As a result of this early extinguishment of the Term Loan, we expensed the remaining \$315 of unamortized debt issuance cost in the third quarter of fiscal 2018, and we terminated the related interest rate swaps and recognized a gain of \$532 in the Consolidated Statements of Income.

Borrowings under the amended Credit Facilities (other than in respect of swing-line loans) bear interest at a rate per annum equal to the "Applicable Rate" (as defined below) plus, at our option, either (1) a LIBOR rate determined by reference to the cost of funds for deposits in the relevant currency for the interest period relevant to such borrowing or (2) the "Base Rate", which is the highest of (x) the prime rate of Bank of America, N.A., (y) the federal funds rate plus 1/2 of 1.00% and (z) the one-month LIBOR rate plus 1.00%. The current Applicable Rate for borrowings under the Credit Facilities is 1.50%, as amended, with respect to LIBOR borrowings and 0.25% with respect to Base Rate borrowings, with such Applicable Rate subject to adjustment based on our consolidated leverage ratio. Swing-line loans bear interest at the Base Rate plus the Applicable Rate for Base Rate loans under the Revolving Credit Facility. In addition to paying interest on outstanding principal under the Credit Agreement, we pay a commitment fee to the lenders under the Revolving Credit Facility in respect of the unutilized commitments thereunder. As amended, the fee ranges from 0.20% to 0.30%, based on our consolidated leverage ratio. Interest expense and commitment fees are paid according to the relevant interest period and no less frequently than at the end of each calendar quarter. We also pay letter of credit fees as necessary. The Term Loan has periodic scheduled repayments; however, we may voluntarily prepay the Credit Facilities without premium or penalty, subject to customary

"breakage" fees and reemployment costs in the case of LIBOR borrowings. All obligations under the Credit Agreement are guaranteed by certain of our existing and future direct and indirect domestic subsidiaries. The obligations under the Credit Agreement and guarantees of those obligations are secured, subject to certain exceptions, by first priority liens and security interests in the assets of the Company and certain of its domestic subsidiaries.

As of September 30, 2017, unamortized debt issuance costs related to our Term Loan that were presented as a reduction of long-term debt were \$441, and these cost were subsequently recorded in interest expense upon payoff of the Term Loan. Unamortized debt issuance costs related to our Revolving Credit Facility were not material.

The Credit Agreement contains covenants that restrict the ability of the Company and its subsidiaries to take certain actions, including, among other things and subject to certain significant exceptions: creating liens, incurring indebtedness, making investments, engaging in mergers, selling property, paying dividends or amending organizational documents. The Credit Agreement requires us to comply with certain financial ratio maintenance covenants. These include a maximum consolidated leverage ratio of 2.75 to 1.00 and a minimum consolidated fixed charge coverage ratio of 1.25 to 1.00 for the period January 1, 2016 through the expiration of the Credit Agreement. As of September 30, 2018, our consolidated leverage ratio was 0.00 to 1.00 and our consolidated fixed charge coverage ratio was 3.93 to 1.00. The Credit Agreement also contains customary affirmative covenants and events of default. We believe we are in compliance with these covenants.

In connection with our pending acquisition of KMG, we expect to terminate our existing Credit Agreement and enter into a new credit agreement which will provide us with a New Term Loan in the amount of \$1,065 million and a New Revolving Facility in the amount of \$200 million. See Note 20 of this Report on Form 10-K for more information about the anticipated terms of the New Credit Facilities.

59

# 10. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS

We are exposed to various market risks, including risks associated with interest rates and foreign currency exchange rates. We enter into certain derivative transactions to mitigate the volatility associated with these exposures. We have policies in place that define acceptable instrument types we may enter into and we have established controls to limit our market risk exposure. We do not use derivative financial instruments for trading or speculative purposes. In addition, all derivatives, whether designated in hedging relationships or not, are required to be recorded on the balance sheet at fair value on a gross basis.

# Cash Flow Hedges - Interest Rate Swap Agreements

In fiscal 2015, we entered into floating-to-fixed interest rate swap agreements to hedge the variability in LIBOR-based interest payments on \$86,406 of our outstanding variable rate debt. The notional amount of the swaps decreases each quarter by an amount in proportion to our scheduled quarterly principal payment of debt. The interest rate swap agreements were terminated during fiscal year 2018 in conjunction with the payoff of the Term Loan. We recorded a \$532 gain in other income (expense) on our Consolidated Statement of Income as part of termination of interest rate swap agreements.

We designated these swap agreements as cash flow hedges pursuant to ASC 815, "Derivatives and Hedging". As cash flow hedges, unrealized gains were recognized as assets and unrealized losses were recognized as liabilities. Unrealized gains and losses were designated as effective or ineffective based on a comparison of the changes in fair value of the interest rate swaps and changes in fair value of the underlying exposures being hedged. The effective portion was recorded as a component of accumulated other comprehensive income or loss, while the ineffective portion was recorded as a component of interest

expense. Changes in the method by which we paid interest from one-month LIBOR to another rate of interest could create ineffectiveness in the swaps, and result in amounts which were reclassified from other comprehensive income into net income. Hedge effectiveness was tested quarterly to determine if hedge treatment continues to be appropriate.

# Foreign Currency Contracts Not Designated as Hedges

Periodically we enter into forward foreign exchange contracts in an effort to mitigate the risks associated with currency fluctuations on certain foreign currency balance sheet exposures. These foreign exchange contracts do not qualify for hedge accounting; therefore, the gains and losses resulting from the impact of currency exchange rate movements on our forward foreign exchange contracts are recognized as other income or expense in the accompanying consolidated income statements in the period in which the exchange rates change. As of September 30, 2018 and September 30, 2017, respectively, the notional amounts of the forward contracts we held to purchase U.S. dollars in exchange for foreign currencies were \$7,652 and \$8,176, respectively, and the notional amounts of forward contracts we held to sell U.S. dollars in exchange for foreign currencies were \$24,860 and \$24,295, respectively.

# Net Investment Hedge - Foreign Exchange Contracts

In September 2017, we entered into two forward foreign exchange contracts in an effort to protect the net investment of our Korean subsidiary against potential adverse changes resulting from currency fluctuations in the Korean won. We entered into forward contracts to sell Korean won and buy U.S. dollars, and had designated these forward contracts as an effective net investment hedge. As a result of cash repatriation facilitated by the Tax Act, the Company terminated these foreign exchange contracts during fiscal year 2018.

Amounts recognized in Consolidated Statements of Comprehensive Income for our net investment hedge during the fiscal year ended September 30, were as follows:

	 2018
Balance at September 30,	
2017	\$ 920
Loss on net investment	
hedge	8,440
Tax benefit	(2,169)
Balance at September 30,	
2018	\$ 7,191

60

The fair value of our derivative instruments included in the Consolidated Balance Sheet, which was determined using level 2 inputs, was as follows:

	Asset De	rivatives	Liability D	Derivatives
	Septem	ber 30,	Septem	iber 30,
Consolidated Balance Sheet		_	•	
Location	2018	2017	2018	2017

Derivatives designated as

hedging instruments					
Interest rate swap contracts	Other long-term assets	\$ - \$	117	\$ =	\$ -
	Accrued expenses, income taxes				
	payable and other current				
	liabilities	\$ - \$	-	\$ -	\$ 31
	Other long-term liabilities	\$ - \$	-	\$ =	\$ -
Foreign exchange contracts					
designated as net investment					
hedge	Other long-term liabilities	\$ - \$	-	\$ -	\$ 1,442
Derivatives not designated as					
hedging instruments	_				
	Prepaid expenses and other				
Foreign exchange contracts	current assets	\$ - \$	146	\$ -	\$ -
	Accrued expenses, income taxes				
	payable and other current				
	liabilities	\$ - \$	-	\$ 339	\$ 408

The following table summarizes the effect of our derivative instrument on our Consolidated Statements of Income for the fiscal years ended September 30, 2018, 2017 and 2016:

		Gain (Loss) Recognized in  Consolidated Statements of Income  Fiscal Year Ended September 30,					
						er 30,	
	Consolidated Statements of						
	Income Location		2018		2017	2	016
Derivatives not designated as							
hedging instruments	_						
Foreign exchange contracts	Other income (expense), net	\$	(1,569)	\$	(1,462)	\$	676

61

# 11. ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE INCOME

The table below summarizes the components of accumulated other comprehensive income (loss) (AOCI), net of tax provision/(benefit), for the years ended September 30, 2018, 2017, and 2016.

					Pension and		
	F	oreign	Cas	h	Other		
	C	urrency	Flov	<b>v</b>	Postretiremen	t	
	Tra	ınslation	Hedg	es	Liabilities		Total
Balance at September 30, 2015	\$	(4,011)	\$	(901)	\$ (1,178	3) \$	(6,090)

	キャボット・	マイクロエレクト	ロニクス・コーホ	ペーション(E05911 有価証券報告記
Foreign currency translation adjustment, net of tax of \$1,854	15,996	-	-	15,996
Unrealized gain (loss) on cash flow hedges:				
Change in fair value, net of tax of \$(274)	-	(499)	-	(499)
Reclassification adjustment into earnings, net of tax of \$321	=	583	-	583
Change in pension and other postretirement, net of tax of \$(584)	-	-	(434)	(434)
Balance at September 30, 2016	11,985	(817)	(1,612)	9,556
Foreign currency translation adjustment, net of tax of \$(2,321)	(6,746)	-	-	(6,746)
Unrealized gain (loss) on cash flow hedges:				
Change in fair value, net of tax of \$(660)	-	1,161	-	1,161
Reclassification adjustment into earnings, net of tax of \$170	-	(298)	-	(298)
Change in pension and other postretirement, net of tax of \$79	-	-	276	276
Balance at September 30, 2017	5,239	46	(1,336)	3,949
Foreign currency translation adjustment, net of tax of \$(2,409)	679	-	-	679
Unrealized gain (loss) on cash flow hedges:				
Change in fair value, net of tax of \$111	-	319	-	319
Reclassification adjustment into earnings, net of tax of \$(133)	-	(382)	-	(382)

EDINET提出書類

(26)

(1,362) \$

(26)

4,539

The before tax amount reclassified from OCI to net income in fiscal 2018, related to our cash flow hedges, was recorded as interest expense on our Consolidated Statement of Income. Amounts reclassified from OCI to net income, related to pension liabilities, were not material in fiscal years 2018, 2017 and 2016.

\$

5,918

\$

(17) \$

62

# 12. SHARE-BASED COMPENSATION PLANS

Change in pension and other postretirement, net of tax of \$1

Balance at September 30, 2018

# EQUITY INCENTIVE PLAN AND OMNIBUS INCENTIVE PLAN

In March 2004, our stockholders approved our Second Amended and Restated Cabot Microelectronics Corporation 2000 Equity Incentive Plan (the "EIP"), as amended and restated September 23, 2008. In March 2012, our stockholders approved the Cabot Microelectronics Corporation 2012 Omnibus Incentive Plan (the "OIP"), which is the successor plan to the EIP, and which was amended as of March 2017. All share-based awards have been made from the OIP as of its approval date, and the EIP is no longer available for any awards. The OIP is administered by the Compensation Committee of the Board of Directors and is intended to provide management with the flexibility to attract, retain and reward our employees, directors, consultants and advisors. The OIP allows for the granting of six types of equity incentive awards: stock options, restricted stock, restricted stock units, stock appreciation rights (SARs), performance-based awards and substitute awards. The OIP also provides for cash incentive awards to be made. Substitute awards under the OIP are those awards that, in connection with an acquisition, may be granted to employees, directors, consultants or advisors of the acquired company, in substitution for equity incentives held by them in the seller or the acquired company. In fiscal 2016, related to our acquisition of NexPlanar, we granted incentive stock options (ISOs), as allowed under the OIP, to certain NexPlanar employees in substitution for unvested ISOs they had held in NexPlanar at the time of the closing of the acquisition. As of September 30, 2018, no SARs have been granted to date under either plan. No awards of any type have been granted to date to consultants or advisors under either plan. The

有価証券報告書

OIP authorizes up to 4,934,444 shares of stock to be granted thereunder, including up to 2,030,952 shares of stock in the aggregate of awards other than options or SARs, and up to 2,538,690 incentive stock options. The 4,934,444 shares of stock represents 2,901,360 shares of newly authorized shares and 2,033,084 shares previously available under the EIP. In addition, shares that become available from awards under the EIP and the OIP because of events such as forfeitures, cancellations or expirations, or because shares subject to an award are withheld to satisfy tax withholding obligations, will also be available for issuance under the OIP. Shares issued under our share-based compensation plans are issued from new shares rather than from treasury shares.

Non-qualified stock options issued under the OIP, as they were under the EIP, are generally time-based and provide for a ten-year term, with options generally vesting equally over a four-year period, with first vesting on the first anniversary of the award date. Non-qualified stock options granted to non-employee directors on an annual basis vest 100% on the first anniversary of the award date. Under the OIP, as under the EIP, employees may also be granted ISOs to purchase common stock at not less than the fair value on the date of the grant. Prior to fiscal 2016, no ISOs had been granted under either plan. In the first quarter of fiscal 2016, we substituted certain NexPlanar ISOs with Cabot Microelectronics Corporation ISOs, preserving the intrinsic value, including the original vesting periods, of the original awards. Compensation expense related to our stock option awards was \$6,392, \$5,500 and \$6,767 in fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively. For additional information on our accounting for share-based compensation, see Note 2.

Under the OIP, employees and non-employees may be awarded shares of restricted stock or restricted stock units, which generally vest over a four-year period, with first vesting on the anniversary of the grant date. In general, shares of restricted stock and restricted stock units may not be sold, assigned, transferred, pledged, disposed of or otherwise encumbered. Holders of restricted stock, and restricted stock units, if specified in the award agreements, have all the rights of stockholders, including voting and dividend rights, subject to the above restrictions, although the holders of restricted stock units awarded prior to fiscal 2016 do not have such rights. Holders of restricted stock units awarded as of fiscal 2016 have dividend equivalent rights pursuant to the terms of the OIP and respective award agreements. Restricted shares under the OIP, as under the EIP, also may be purchased and placed "on deposit" by executive officers pursuant to the 2001 Deposit Share Program. Shares purchased under this Deposit Share Program receive a 50% match in restricted shares ("Award Shares"). These Award Shares vest at the end of a three-year period, and are subject to forfeiture upon early withdrawal of the deposit shares. Compensation expense related to our restricted stock and restricted stock unit awards and restricted shares matched at 50% pursuant to the Deposit Share Program was \$9,186, \$6,730 and \$6,369 for fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively.

63

In December 2017, we granted performance share unit ("PSU") awards to certain employees. These PSUs fully vest on the third anniversary of the grant date. Stock-based compensation for the awards is recognized over the requisite service period (three years) beginning on the date of grant through the end of the performance period based on the number of PSUs expected to vest under the awards at the end of the performance period. The expected amount of vesting is determined using certain performance measures and is re-evaluated at the end of each fiscal year through the end of the performance period. In addition, the PSUs awarded may be subject to downward or upward adjustment depending on the total shareholder return achieved by the Company during the particular performance period related to the PSUs, relative to the total shareholder return of the S&P SmallCap 600 Index. We used a third-party service provider to estimate the fair value of the PSUs at grant date by using a Monte Carlo simulation model. This model simulates the stock price movements of the Company and Index constituents using certain assumptions, including the stock price of our company and Index constituents, the risk-free interest rate and stock price volatility. We have recorded \$2,056 compensation expense related to our PSU awards in fiscal 2018.

In connection with our pending acquisition of KMG, immediately prior to the closing, each KMG Equity Award granted on or following August 14, 2018 will be converted into a corresponding award relating to shares of CMC Common Stock and continue to vest post-closing in accordance with the terms of the OIP (which will include vesting on a qualifying termination of employment).

### EMPLOYEE STOCK PURCHASE PLAN

In March 2008, our stockholders approved our 2007 Cabot Microelectronics Employee Stock Purchase Plan (the "ESPP"), which amended the ESPP for the primary purpose of increasing the authorized shares of common stock to be purchased under the ESPP from 475,000 designated shares to 975,000 shares. As of September 30, 2018, a total of 385,504 shares are available for purchase under the ESPP. The ESPP allows all full-time, and certain part-time, employees of our Company and its subsidiaries to purchase shares of our common stock through payroll deductions. Employees can elect to have up to 10% of their annual earnings withheld to purchase our stock, subject to a maximum number of shares that a participant may purchase and a maximum dollar expenditure in any six-month offering period, and certain other criteria. The provisions of the ESPP allow shares to be purchased at a price no less than the lower of 85% of the closing price at the beginning or end of each semi-annual stock purchase period. A total of 49,896, 69,751, and 77,437 shares were issued under the ESPP during fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively. Compensation expense related to the ESPP was \$885, \$774 and \$763 in fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively.

### ACCOUNTING FOR SHARE-BASED COMPENSATION

The fair value of our share-based awards, as shown below, was estimated using the Black-Scholes model with the following weighted-average assumptions:

	Year Ended September 30,				
	2018	2017	2016		
Stock Options					
Weighted-average grant date fair value	\$ 26.59	\$ 16.50	\$ 14.47		
Expected term (in years)	6.68	6.57	6.56		
Expected volatility	26%	27%	26%		
Risk-free rate of return	2.4%	2.1%	1.9%		
Dividend yield	1.0%	1.2%	0.3%		

	Year Ended September 30,				
	2018	2017	2016		
ESPP					
Weighted-average grant date fair value	\$ 20.94	\$ 12.49	\$ 9.57		
Expected term (in years)	0.50	0.50	0.50		
Expected volatility	26%	24%	24%		
Risk-free rate of return	1.5%	0.6%	0.4%		
Dividend yield	1.1%	1.3%	0.5%		

The Black-Scholes model is primarily used in estimating the fair value of short-lived exchange traded options that have no vesting restrictions and are fully transferable. Because employee stock options and ESPP purchases have certain characteristics that are significantly different from traded options, and because changes in the subjective assumptions can materially affect the estimated value, our use of the Black-Scholes model for estimating the fair value of stock options and ESPP purchases may not provide an accurate measure. Although the value of our stock options and ESPP purchases are determined in accordance with applicable accounting standards using an option-pricing model, those values may not be indicative of the fair values observed in a willing buyer/willing seller market transaction.

The fair value of our restricted stock and restricted stock unit awards represents the closing price of our common stock on the date of award. Share-based compensation expense related to restricted stock and restricted stock unit awards is recorded net of expected forfeitures.

# SHARE-BASED COMPENSATION EXPENSE

Total share-based compensation expense for the years ended September 30, 2018, 2017 and 2016, is as follows:

	Year Ended September 30,				
	2018	2017	2016		
Income statement classifications:					
Cost of goods sold	\$ 2,450	\$ 2,229	\$ 2,105		
Research, development and technical	1,940	1,792	1,633		
Selling and marketing	1,277	1,380	1,618		
General and administrative	12,851	7,603	8,585		
Tax benefit	(4,306)	(4,339)	(4,341)		
Total share-based compensation expense,					
net of tax	\$14,212	\$ 8,665	\$ 9,600		

The grant of December 2017 included the provisions of stock option grants and restricted stock unit awards such that except in certain circumstances including termination for cause, once an employee meets the retirement eligibility requirements, any remaining unvested share-based awards will continue to vest regardless of termination of service. Consequently, the requisite service period for the award is satisfied upon retirement eligibility. Therefore, for those employees who have met the retirement eligibility at the grant date, we now record the total share-based compensation expense upon award; for those employees who will meet the retirement eligibility during the four-year vesting period, we now record the share-based compensation expense over the period from the grant date through the date of retirement eligibility, rather than over the four-year vesting period stated in the award agreement. Restricted stock units granted to non-employee directors on an annual basis vest 100% on the first anniversary of the award date.

In fiscal 2018, we recorded \$2,602 of shared-based compensation expense associated with our executive officer transitions, which is included in the table above as general and administrative expense. In fiscal 2016, we recorded \$154 in share-based compensation expense related to certain unvested NexPlanar ISOs settled in cash at the acquisition date. The \$154 represents the portion of the fair value of the original awards related to the post-acquisition period had these awards not been settled in cash at the acquisition date. U.S. GAAP prescribes that the portion of fair value of equity awards related to preacquisition service periods represents purchase consideration, including equity awards vesting immediately upon a change-in-

control, and the portion of fair value related to post-acquisition service periods represents compensation expense. Since the post-acquisition service requirement was eliminated through the cash settlement, the \$154 in compensation expense was recorded immediately following the acquisition date. We accelerated the vesting on the substitute ISO awards made to certain individuals based on the terms of their employment agreements and recorded \$492 of share-based compensation expense related to this acceleration. The total \$646 of acquisition-related compensation is included in the table above as general and administrative expense.

65

Our non-employee directors receive annual equity awards in March, pursuant to the OIP. The award agreements provide for immediate vesting of the award at the time of termination of service for any reason other than by reason of Cause, Death, Disability or a Change in Control, as defined in the OIP, if at such time the non-employee director has completed an equivalent of at least two full terms as a director of the Company, as defined in the Company's bylaws. Three of the Company's non-employee directors had completed at least two full terms of service as of the date of the March 2018 award. Consequently, the requisite service period for the award has already been satisfied and we recorded the fair value of \$586 of the awards to these directors to share-based compensation expense in the fiscal quarter ended March 31, 2018 rather than recording that expense over the one-year vesting period stated in the award agreement.

### STOCK OPTION ACTIVITY

A summary of stock option activity under the EIP and OIP as of September 30, 2018, and changes during fiscal 2018 are presented below:

				Weighted		
				Average		ggregate
			Veighted	Remaining Contractual		ntrinsic Value
	Stock		Average Exercise	Term		(in
	Options	•	Price	(in years)	th	ousands)
Outstanding at September 30, 2017	1,517,061	\$	44.17			
Granted	152,282		95.19			
Exercised	(488,029)		39.45			
Forfeited or canceled	(49,833)		53.09			
Outstanding at September 30, 2018	1,131,481	\$	52.68	6.8	\$	57,212
Exercisable at September 30, 2018	552,969	\$	41.57	5.5	\$	34,063
Expected to vest after September 30, 2018	575,758	\$	63.16	8.0	\$	23,120

The aggregate intrinsic value in the table above represents the total pretax intrinsic value (i.e., for all in-the-money stock options, the difference between our closing stock price per share on the last trading day of fiscal 2018 and the exercise price, multiplied by the number of shares) that would have been received by the option holders had all option holders exercised their

options on the last trading day of fiscal 2018. The total intrinsic value of options exercised was \$30,345, \$25,213 and \$12,317 for fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively.

The total cash received from options exercised was \$19,247, \$27,666 and \$16,623 for fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively. The actual tax benefit realized for the tax deductions from options exercised was \$7,503, \$8,743 and \$4,076 for fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively. The total fair value of stock options vested during fiscal years 2018, 2017 and 2016 was \$5,008, \$5,300 and \$7,880, respectively. As of September 30, 2018, there was \$6,723 of total unrecognized share-based compensation expense related to unvested stock options granted under the EIP and OIP. That cost is expected to be recognized over a weighted-average period of 2.3 years.

66

#### RESTRICTED STOCK AND RESTRICTED STOCK UNITS

A summary of the status of the restricted stock awards and restricted stock unit awards, including PSUs outstanding that were awarded under the OIP as of September 30, 2018, and changes during fiscal 2018, are presented below:

	Restricted Stock Awards and Units	Ave Gran	ghted erage t Date Value
Nonvested at September 30, 2017	346,513	\$	52.43
Granted *	140,084		93.16
Vested	(134,165)		49.73
Forfeited	(24,285)		58.64
Nonvested at September 30, 2018	328,147	\$	70.42

<sup>\*</sup> Includes the initial amount of PSUs granted, which may be subject to downward or upward adjustment depending on the performance measures during the particular performance period pursuant to the PSU award agreement.

The total fair value of restricted stock awards and restricted stock units vested during fiscal years 2018, 2017 and 2016 was \$6,669, \$6,898 and \$10,740, respectively. As of September 30, 2018, there was \$20,955 of total unrecognized share-based compensation expense related to unvested restricted stock awards and restricted stock units, including PSUs under the OIP. That cost is expected to be recognized over a weighted-average period of 2.3 years.

### 13. SAVINGS PLAN

Effective in May 2000, we adopted the Cabot Microelectronics Corporation 401(k) Plan (the "401(k) Plan"), which is a qualified defined contribution plan, covering all eligible U.S. employees meeting certain minimum age and eligibility requirements, as defined by the 401(k) Plan. Participants may make elective contributions of up to 60% of their eligible compensation. All amounts contributed by participants and earnings on these contributions are fully vested at all times. The 401(k) Plan provides for matching and fixed non-elective contributions by the Company. Under the 401(k) Plan, the Company

will match 100% of the first four percent of the participant's eligible compensation and 50% of the next two percent of the participant's eligible compensation that is contributed, subject to limitations required by government regulations. Under the 401(k) Plan, all U.S. employees, even those who do not contribute to the 401(k) Plan, receive a contribution by the Company in an amount equal to four percent of eligible compensation, and thus are participants in the 401(k) Plan. Participants are 100% vested in all Company contributions at all times. The Company's expense for the 401(k) Plan totaled \$5,562, \$5,256 and \$4,624 for the fiscal years ended September 30, 2018, 2017 and 2016, respectively.

# 14. OTHER INCOME, NET

Other income, net, consisted of the following:

	Year Ended September 30,					
	2018	2017	2016			
Interest income	\$ 4,409	\$ 2,351	\$ 949			
Other income (expense)	89	(438)	(296)			
Total other income, net	\$ 4,498	\$ 1,913	\$ 653			

67

# 15. STOCKHOLDERS' EQUITY

The following is a summary of our capital stock activity over the past three years:

	Number of Shares			
•	Common Treasu			
	Stock	Stock		
September 30, 2015	33,489,181	9,041,678		
Exercise of stock options	606,562			
Restricted stock under EIP and OIP, net of				
forfeitures	86,277			
Restricted stock under Deposit Share				
Program, net of forfeitures	1,847			
Common stock under ESPP	77,437			
Repurchases of common stock under share				
repurchase plans		636,839		
Repurchases of common stock - other		66,125		
September 30, 2016	34,261,304	9,744,642		
Exercise of stock options	818,640			
Restricted stock under OIP, net of forfeitures	81,047			
Common stock under ESPP	69,751			
Repurchases of common stock under share				
repurchase plans		167,809		

Repurchases of common stock - other		35,739
September 30, 2017	35,230,742	9,948,190
Exercise of stock options	487,915	
Restricted stock under OIP, net of forfeitures	93,817	
Common stock under ESPP	49,991	
Repurchases of common stock under share		
repurchase plans		369,791
Repurchases of common stock - other		38,166
September 30, 2018	35,862,465	10,356,147

### **COMMON STOCK**

Each share of common stock, including those awarded as restricted stock, but not restricted stock units, entitles the holder to one vote on all matters submitted to a vote of Cabot Microelectronics' stockholders. Common stockholders are entitled to receive ratably the dividends, if any, as may be declared by the Board of Directors. Holders of restricted stock units awarded as of fiscal 2016 are entitled to dividend equivalents, which are paid to the holder upon the vesting of the restricted stock units. The number of authorized shares of common stock is 200,000,000 shares.

# SHARE REPURCHASES

In January 2016, our Board of Directors authorized an increase in the amount available under our share repurchase program from \$75,000 to \$150,000. Under this program, we repurchased 369,791 shares for \$40,726 during fiscal 2018, 167,809 shares for \$12,035 during fiscal 2017, and 636,839 shares for \$25,980 during fiscal 2016. As of September 30, 2018, \$81,271 remains available under our share repurchase program. To date, we have funded share repurchases under our share repurchase program from our existing cash balance, and anticipate we will continue to do so. The program, which became effective on the authorization date, may be suspended or terminated at any time, at the Company's discretion. For additional information on share repurchases, see Part II, Item 5, "Market for Registrant's Common Equity, Related Stockholder Matters and Issuer Purchases of Equity Securities" and the section titled "Liquidity and Capital Resources" in Part II, Item 7, "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" of this Form 10-K.

Separate from this share repurchase program, a total of 38,166, 35,739 and 66,125 shares were purchased during fiscal 2018, 2017 and 2016, respectively, pursuant to the terms of our OIP as shares withheld from award recipients to cover payroll taxes on the vesting of shares of restricted stock granted under the OIP.

68

# 16. INCOME TAXES

Income before income taxes was as follows:

Year Ended	
September 30.	

	2018	2017	2016
Domestic	\$ 46,254	\$ 33,272	\$ 7,130
Foreign	115,457	76,100	63,308
Total	\$161,711	\$109,372	\$70,438

Taxes on income consisted of the following:

	Year Ended September 30,			
	2018	2017	2016	
U.S. federal and state:				
Current	\$14,698	\$ 8,606	\$ 609	
Deferred	10,347	1,550	(1,465)	
Total	\$25,045	\$10,156	\$ (856)	
Foreign:				
Current	\$26,135	\$13,422	\$11,737	
Deferred	488	(1,158)	(292)	
Total	26,623	12,264	11,445	
Total U.S. and foreign	\$51,668	\$22,420	\$10,589	

The provision for income taxes at our effective tax rate differed from the statutory rate as follows:

	Year Ended September			
	30,			
	2018	2017	2016	
Federal statutory rate	24.5%	35.0%	35.0%	
U.S. benefits from research and experimentation				
activities	(0.8)	(1.0)	(3.5)	
State taxes, net of federal effect	0.1	0.4	(0.1)	
Foreign income at other than U.S. rates	1.2	(14.7)	(16.9)	
Executive compensation	0.4	0.3	0.0	
Share-based compensation	(4.3)	0.1	0.7	
U.S. tax reform	11.2	0.0	0.0	
Domestic production deduction	(0.2)	0.0	(1.3)	
Other, net	(0.1)	0.4	1.1	
Provision for income taxes	32.0%	20.5%	15.0%	

The significant increase in our effective tax rate for fiscal 2018 was primarily driven by the changes introduced by the Tax Cuts and Jobs Act in the United States ("the Tax Act") in December 2017, which includes the deemed repatriation tax (transition tax). The Company made the decision to take the dividends received deduction (DRD) on its fiscal 2018 tax return and accordingly reflected a section 245A DRD with respect to the section 78 gross-up in its transition tax calculation. This benefit may be reduced or eliminated in future legislation. If such legislation is enacted, we will record the impact of the legislation in the quarter of enactment. Other factors that impacted the Company's effective tax rate for fiscal 2018 were primarily related to benefits in excess of compensation cost from share-based compensation recorded in the income statement (as opposed to equity prior to October 2017) and the absence of benefits of a tax holiday in South Korea that expired as of October 2017.

The increase in the effective tax rate during fiscal 2017 was primarily due to the absence of the retroactive reinstatement of the research and experimentation tax credit recorded in fiscal 2016, and changes in the jurisdictional mix of income.

The Tax Act includes broad and complex changes to the U.S. tax code, including but not limited to: (1) reducing the U.S. federal corporate income tax rate to 21.0% effective January 1, 2018; and (2) requiring a one-time transition tax on certain unrepatriated earnings of foreign subsidiaries that is payable over eight years. For fiscal 2018, we recorded our income tax provision using a blended U.S. statutory tax rate of 24.5%, which is based on a proration of the applicable tax rates before and after the Tax Act. The U.S. statutory tax rate of 21.0% will apply for fiscal 2019 and beyond.

As a result of the Tax Act, the SEC staff issued accounting guidance that provides up to a one-year measurement period during which a company may complete its accounting for the impacts of the Tax Act (SAB 118). To the extent that a company's accounting for certain income tax effects of the Tax Act is incomplete but for which the company is able to determine a reasonable estimate, it must record a provisional estimate in its financial statements. If a company cannot determine a provisional estimate to be included in its financial statements, it should continue to apply the provisions of the tax laws that were in effect immediately before the enactment of the Tax Act. The final impact of the Tax Act may differ from the provisional estimates due to changes in interpretations of the Tax Act, any legislative action to address questions that arise because of the Tax Act, by changes in accounting standard for income taxes and related interpretations in response to the Tax Act, and any updates or changes to estimates used in the provisional amounts.

In connection with our analysis of the impact of the Tax Act, we recorded total tax expense of \$18,178 for the year ended September 30, 2018. This amount is comprised of \$11,340 of the U.S. transition tax on accumulated earnings of foreign subsidiaries, \$5,555 of foreign withholding tax, and \$1,283 of tax expense for re-measurement of deferred taxes. We have determined that these amounts were each provisional amounts and reasonable estimates for fiscal 2018. Estimates used in the provisional amounts include earnings, cash positions, foreign income taxes and withholding taxes attributable to foreign subsidiaries. The amounts recorded are reasonable estimates and are discussed more fully below.

Deemed Repatriation Transition Tax: The Deemed Repatriation Transition Tax (Transition Tax) is a tax on previously untaxed accumulated and current earnings and profits (E&P) of certain of our foreign subsidiaries. To determine the amount of the Transition Tax, we must determine, in addition to other factors, the amount of post-1986 E&P of the relevant subsidiaries, as well as the amount of non-U.S. taxes on such earnings. We were able to make a reasonable estimate, and recorded \$11,340 of Transition Tax, which included U.S. federal and state tax implications, for the year ended September 30, 2018. In addition, we also recorded a provisional estimate of \$5,555 for non-U.S. withholding taxes to be incurred on actual and future distributions of foreign earnings. We are monitoring U.S. federal and state legislative developments for further interpretative guidance and may further refine provisional estimates during the measurement period provided under SAB 118. Previously, the Company maintained an assertion to permanently reinvest the earnings of its non-U.S. subsidiaries outside of the U.S., with certain insignificant exceptions, and therefore, did not record U.S. deferred income taxes or foreign withholding taxes for these earnings. In light of the Tax Act and the associated transition to a modified territorial tax system, the Company no longer considered its foreign earnings to be indefinitely reinvested and repatriated \$197,932 in fiscal 2018, and plan to

repatriate foreign earnings on an ongoing basis. Consequently, the Company recorded deferred tax liabilities associated with withholding taxes on actual and future distribution of such earnings.

Reduction of U.S. Federal Corporate Tax Rate: The Company re-measured its U.S. deferred tax assets and liabilities and recorded tax expense of \$1,283 based on the rates at which the deferred tax assets and liabilities are expected to reverse in the future. We are still analyzing certain aspects of the Tax Act and the actual impact of the reduction in the U.S. federal corporate tax rate may be affected by the timing of the reversal of such balances.

70

The Company is also analyzing other provisions of the Tax Act to determine their impact on the Company's effective tax rate in fiscal year 2019 or in the future, including the following:

Global Intangible Low Taxed Income (GILTI): Tax Act includes a provision designed to tax GILTI, which we are continuing to evaluate. Under U.S. GAAP, we are allowed to make an accounting policy choice of either: (1) treating taxes due on future U.S. inclusions in taxable income related to GILTI as a current-period expense when incurred (the "period cost method"); or, (2) factoring such amounts into a company's measurement of its deferred taxes (the "deferred method"). We have not yet made the accounting policy election, and we are not yet able to reasonably estimate the effect of the GILTI provision and have not made any adjustments related to potential GILTI tax in our financial statements. If applicable, GILTI tax would first apply to our fiscal year 2019 and would be accounted for as incurred under the period cost method.

Base Erosion and Anti-Abuse Tax (BEAT): The Tax Act creates a new minimum BEAT liability for corporations that make base erosion payments if the corporation has sufficient gross receipts and derives a sufficient level of "base erosion tax benefits". We are further assessing the provisions of the BEAT and will evaluate the effects on the Company's financial statements as further information becomes available. If applicable, any BEAT would first apply to the Company in fiscal year 2019 and would be accounted for as incurred under the period cost method.

Foreign Derived Intangible Income (FDII): The Tax Act allows a domestic corporation an immediate deduction in U.S. taxable income for a portion of its FDII. The amount of the deduction will depend in part on the Company's U.S. taxable income. We are still assessing the benefits of the FDII deduction. If applicable, the FDII deduction would first be available to the Company in fiscal year 2019 and would be accounted for under the period cost method.

The Company previously operated under a tax holiday in South Korea in fiscal years 2013 through 2017 in conjunction with our investment in research, development and manufacturing facilities there, which expired at the end of fiscal year 2017. This arrangement allowed for a tax at 50% of the local statutory rate in effect for fiscal years 2016 and 2017, following a 0% tax rate in fiscal years 2013, 2014 and 2015. This tax holiday reduced our fiscal 2017 and 2016 income tax provision by approximately \$5,018 and \$3,771, respectively. This holiday increased our fiscal 2017 and 2016 diluted earnings per share by approximately \$0.20 and \$0.15, respectively.

The accounting guidance regarding uncertainty in income taxes prescribes a threshold for the financial statement recognition and measurement of tax positions taken or expected to be taken on a tax return. Under these standards, we may recognize the tax benefit of an uncertain tax position only if it is more likely than not that the tax position will be sustained by the taxing authorities, based on the technical merits of the position.

The following table presents the changes in the balance of gross unrecognized tax benefits during the last three fiscal years:

Balance September 30, 2015	\$ 1,773
Additions for tax positions relating to the current fiscal year	364
Additions for tax positions relating to prior fiscal years	200
Settlements with taxing authorities	(248)
Balance September 30, 2016	2,089
Additions for tax positions relating to the current fiscal year	381
Additions for tax positions relating to prior fiscal years	44
Lapse of statute of limitations	(244)
Balance September 30, 2017	2,270
Additions for tax positions relating to the current fiscal year	263
Additions for tax positions relating to prior fiscal years	116
Lapse of statute of limitations	(1,215)
Balance September 30, 2018	\$ 1,434

The entire balance of unrecognized tax benefits shown above as of September 30, 2018 and 2017, would affect our effective tax rate if recognized. We recognize interest and penalties related to uncertain tax positions as income tax expense in our financial statements. Interest accrued on our Consolidated Balance Sheet was \$69 and \$100 at September 30, 2018 and 2017, respectively, and any interest and penalties charged to expense in fiscal years 2018, 2017 and 2016 was not material.

At September 30, 2018, the tax periods open to examination by the U.S. federal government included fiscal years 2015 through 2018. We believe the tax periods open to examination by U.S. state and local governments include fiscal years 2014 through 2018 and the tax periods open to examination by foreign jurisdictions include fiscal years 2013 through 2018. We do not anticipate a significant change to the total amount of unrecognized tax benefits within the next 12 months.

Significant components of net deferred tax assets and liabilities were as follows:

Z018         2017           Deferred tax assets:         \$ 3,995         \$ 5,30           Inventory         2,526         2,86
Employee benefits \$ 3,995 \$ 5,30
Inventory 2,526 2,86
Bad debt reserve 361 58
Share-based compensation expense 5,379 6,61
Credit and other carryforwards 6,419 22,66
Other 1,336 1,48
Valuation allowance (133) (2,27)
Total deferred tax assets \$19,883 \$37,24

Deferred tax liabilities:

Depreciation and amortization	\$ 8,007	\$14,671
Withholding on transition taxes	5,209	-
Translation adjustment	-	300
Other	908	739
Total deferred tax liabilities	\$14,124	\$15,710

72

As of September 30, 2018, the Company had foreign and federal net operating loss carryforwards (NOLs) of \$2,163 and \$14,765, respectively, which will expire over the period between fiscal year 2019 and fiscal year 2038, for which we have recorded a \$423 gross valuation allowance, all of which was attributable to foreign NOLs. The majority of the federal and state NOLs are attributable to the NexPlanar acquisition. As of September 30, 2018, the Company had a state tax credit carryforward of \$74 and no capital loss carryforwards. As of September 30, 2018, the Company had a federal tax credit carryforward of \$737, which will expire beginning in fiscal years 2028 through 2038.

#### 17. COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

#### LEGAL PROCEEDINGS

While we are not involved in any legal proceedings that we believe will have a material impact on our consolidated financial position, results of operations or cash flows, we periodically become a party to legal proceedings in the ordinary course of business.

#### INDEMNIFICATION

In the normal course of business, we are a party to a variety of agreements pursuant to which we may be obligated to indemnify the other party with respect to certain matters. Generally, these obligations arise in the context of agreements entered into by us, under which we customarily agree to hold the other party harmless against losses arising from items such as a breach of certain representations and covenants including title to assets sold, certain intellectual property rights and certain environmental matters. These terms are common in the industries in which we conduct business. In each of these circumstances, payment by us is subject to certain monetary and other limitations and is conditioned on the other party making an adverse claim pursuant to the procedures specified in the particular agreement, which typically allow us to challenge the other party's claims.

We evaluate estimated losses for such indemnifications under the accounting standards related to contingencies and guarantees. We consider such factors as the degree of probability of an unfavorable outcome and the ability to make a reasonable estimate of the amount of loss. To date, we have not experienced material costs as a result of such obligations and, as of September 30, 2018, have not recorded any liabilities related to such indemnifications in our financial statements as we do not believe the likelihood of such obligations is probable.

We lease certain vehicles, warehouse facilities, office space, machinery and equipment under cancelable and noncancelable leases, all of which expire within five years from September 30, 2018, and may be renewed by us. Rent expense under such arrangements during fiscal 2018, 2017 and 2016 totaled \$4,307, \$3,120 and \$2,765, respectively.

Future minimum rental commitments under noncancelable leases as of September 30, 2018 are as follows:

Fiscal		
Year	О	perating
2019	\$	3,456
2020		2,466
2021		2,099
2022		1,853
2023		1,890
Thereafter		7,890
	\$	19,654

73

## PURCHASE OBLIGATIONS

Purchase obligations include our take-or-pay arrangements with suppliers, and purchase orders and other obligations entered into in the normal course of business regarding the purchase of goods and services. We have been operating under a fumed silica supply agreement with Cabot Corporation, our former parent company which is not a related party, the current term of which runs through December 2019. This agreement provides us the option to purchase fumed silica, with no purchase requirements as of 2017, for which we have paid a fee of \$1,500 in each of the fiscal years 2017, 2018 and will pay in 2019. The \$1,500 payment due for 2019 is included in accrued expenses on our Consolidated Balance Sheet As of September 30, 2018, purchase obligations include \$11,208 of contractual commitments related to our Cabot Corporation supply agreement for fumed silica.

#### POSTRETIREMENT OBLIGATIONS IN FOREIGN JURISDICTIONS

We have unfunded defined benefit plans covering employees in certain foreign jurisdictions as required by local law. Our plans in Japan, which represent the majority of our pension liability for such plans, had projected benefit obligations of \$6,621 and \$6,673 as of September 30, 2018 and 2017, respectively, and an accumulated benefit obligation of \$5,234 and \$5,253 as of September 30, 2018 and 2017, respectively. Key assumptions used in the actuarial measurement of the Japan pension liability include a weighted average discount rate of 0.50% at September 30, 2018 and 2017, respectively, and an expected rate of compensation increase of 2.50% at September 30, 2018 and 2017, respectively. Total future Japan pension costs included in accumulated other comprehensive income are \$1,735 and \$1,837 at September 30, 2018 and 2017, respectively.

Our plans in Korea had defined benefit obligations of \$1,731 and \$1,663 as of September 30, 2018 and 2017. Key assumptions used in the actuarial measurement of the Korea pension liability include weighted average discount rates of 3.75%

and 4.00% at September 30, 2018 and 2017, respectively, and an expected rate of compensation increase of 4.50% at September 30, 2018 and 2017. Total future Korea pension costs included in accumulated other comprehensive income are \$133 and \$6 at September 30, 2018 and 2017, respectively.

Benefit costs for the combined plans were \$1,236, \$1,176 and \$1,024 in fiscal years 2018, 2017 and 2016, respectively, consisting primarily of service costs, and were recorded as fringe benefit expense under cost of goods sold and operating expenses in our Consolidated Statement of Income. Estimated future benefit payments are as follows:

Fiscal		
Year	A	mount
2019	\$	372
2020		611
2021		461
2022		642
2023		554
2024 to		
2028	\$	4,237

74

#### 18. EARNINGS PER SHARE

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing net income available to common stockholders by the weighted-average number of common shares outstanding during the period, excluding the effects of unvested restricted stock awards with a right to receive non-forfeitable dividends, which are considered participating securities as prescribed by the two-class method under ASC 260. Diluted EPS is calculated in a similar manner, but the weighted-average number of common shares outstanding during the period is increased to include the weighted-average dilutive effect of "in-the-money" stock options and unvested restricted stock shares using the treasury stock method.

Pursuant to the adoption of ASU 2016-09 in the first quarter of fiscal 2018, the tax benefits associated with share-based compensation plans were recorded as a tax benefit in our Consolidated Statements of Income. The number of shares that would be repurchased with the proceeds from the tax benefits was excluded from the diluted weighted average shares outstanding using treasury stock method under the new guidance.

The standards of accounting for earnings per share require companies to provide a reconciliation of the numerator and denominator of the basic and diluted earnings per share computations. Basic and diluted earnings per share were calculated as follows:

	Year Ended September 30,				
	2018		2017		2016
Numerator:	 				
Net income	\$ 110,043	\$	86,952	\$	59,849

Less:income attributable to		(100)	(25.6)	(261)
participating securities		(123)	(256)	(361)
Net income available to				
common stockholders	\$ 1	109,920	\$ 86,696	\$ 59,488
Denominator:				
Weighted-average common				
shares	25,5	517,825	25,015,458	24,076,549
(Denominator for basic				
calculation)				
Weighted-average effect of				
dilutive securities:				
Share-based compensation	7	725,339	497,029	400,444
Diluted weighted-average				
common shares	26,2	243,164	25,512,487	24,476,993
(Denominator for diluted				
calculation)				
Earnings per share:				
Basic	\$	4.31	\$ 3.47	\$ 2.47
Diluted	\$	4.19	\$ 3.40	\$ 2.43

For the twelve months ended September 30, 2018, 2017, and 2016, approximately 0.1 million, 0.4 million and 1.1 million shares, respectively, attributable to outstanding stock options were excluded from the calculation of diluted earnings per share.

75

# 19. FINANCIAL INFORMATION BY INDUSTRY SEGMENT, GEOGRAPHIC AREA AND PRODUCT LINE

We operate predominantly in one industry segment - the development, manufacture, and sale of CMP consumables. Revenues are attributed to the United States and foreign regions based upon the customer location and not the geographic location from which our products were shipped. Financial information by geographic area was as follows:

Year Ended September 30,			
2018	2017	2016	
\$ 79,019	\$ 72,670	\$ 62,400	
471,215	394,874	336,312	
39,889	39,635	31,737	
\$590,123	\$507,179	\$430,449	
\$ 60,818	\$ 52,155	\$ 50,595	
50,573	54,201	55,893	
	\$ 79,019 471,215 39,889 \$590,123 \$ 60,818	2018 2017  \$ 79,019 \$ 72,670  471,215 394,874  39,889 39,635  \$590,123 \$507,179  \$ 60,818 \$ 52,155	

Europe	12	5	8
Total	\$111,403	\$106,361	\$106,496

The following table shows revenue from sales to customers in foreign countries that accounted for more than ten percent of our total revenue in fiscal 2018, 2017 and 2016:

	Year Ended September 30,			
	2018	2017	2016	
Revenue:				
South Korea	\$136,403	\$ 95,414	\$ 76,082	
Taiwan	130,500	130,849	122,671	
China	97,254	74,781	59,239	

The following table shows net property, plant and equipment in foreign countries that accounted for more than ten percent of our total net property, plant and equipment in fiscal 2018, 2017 and 2016:

	Year Ended September 30,		
	2018	2017	2016
Property, plant and equipment, net:			
Japan	\$19,610	\$21,408	\$26,268
South Korea	16,857	16,915	11,135
Taiwan	13,592	15,119	17,949

The following table shows revenue generated by product area in fiscal 2018, 2017 and 2016:

	Year Ended September 30,		
	2018	2017	2016
Revenue:			
Tungsten slurries	\$253,069	\$221,493	\$185,365
Dielectric slurries	139,577	120,240	99,141
Polishing Pads	83,117	68,673	52,067
Other Metals slurries	69,317	62,829	63,960
ESF and other	45,043	33,944	29,916
Total	\$590,123	\$507,179	\$430,449

On August 14, 2018, we entered into a Merger Agreement with KMG and the Merger Sub, providing for the acquisition of KMG by Cabot Microelectronics. The Merger Agreement provides that, upon the terms and subject to the satisfaction or valid waiver of the conditions set forth in the Merger Agreement, Merger Sub will merge with and into KMG, with KMG continuing as the surviving corporation and a wholly owned subsidiary of Cabot Microelectronics. The Merger Agreement and the Acquisition were unanimously approved by the board of directors of each of Cabot Microelectronics and KMG. At the effective time of the Acquisition, each outstanding share of KMG common stock, par value \$0.01 per share ("KMG Common Stock"), other than shares owned by KMG, Cabot Microelectronics and their subsidiaries, dissenting shares, or shares subject to a KMG Equity Award (as defined below), will automatically be converted into the right to receive the following Merger Consideration, without interest: \$55.65 in cash (the "Cash Consideration"); and, 0.2000 shares of common stock of Cabot Microelectronics, par value \$0.001 per share ("CMC Common Stock"). Based on the closing price of CMC Common Stock on November 9, 2018, the most recent practicable date prior to the date of this Report on Form 10-K, the Merger Consideration is approximately \$1.5 billion, which will fluctuate as the market price of CMC Common Stock fluctuates because a portion of the Merger Consideration is payable in a fixed number of shares of CMC Common Stock. As a result, the value of the Merger Consideration upon completion of the Acquisition could be greater than, less than or the same as the value of the Merger Consideration on the date of this report. Cabot Microelectronics and KMG have each made customary representations, warranties and covenants in the Merger Agreement. The Merger Agreement contains certain customary termination rights by either Cabot Microelectronics or KMG, including if the Acquisition is not consummated by February 14, 2019. If the Merger Agreement is terminated under certain circumstances, KMG will be obligated to pay to Cabot Microelectronics a termination fee equal to \$38.8 million in cash.

Immediately prior to closing, each restricted stock unit award relating to shares of KMG Common Stock (each, a "KMG Equity Award") granted prior to August 14, 2018 will vest (with any applicable performance targets deemed satisfied at the level specified in the applicable award agreement) and be cancelled in exchange for the Merger Consideration in respect of each share of KMG Common Stock underlying the applicable KMG Equity Award. Each KMG Equity Award granted on or following August 14, 2018 will be converted into a corresponding award relating to shares of CMC Common Stock and continue to vest post-closing in accordance with the terms of the applicable award agreement (which will include vesting on a qualifying termination of employment).

The consummation of the Acquisition is subject to customary closing conditions, including the adoption of the Merger Agreement by KMG's shareholders, the meeting for which is scheduled to occur on November 13, 2018. Assuming such conditions are satisfied or validly waived, we expect the Acquisition to close in approximately mid-November 2018.

On August 14, 2018, in connection with the execution of the Merger Agreement, we entered into a commitment letter, dated as of August 14, 2018 (the "Commitment Letter"), with JPMorgan Chase Bank, N.A., Bank of America, N.A. and Goldman Sachs Bank USA (together with the additional commitment parties described below, the "Commitment Parties") and Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated, pursuant to which the Commitment Parties have committed to arrange and provide, subject to the terms and conditions of the Commitment Letter, a senior secured revolving credit facility in an aggregate principal amount of up to \$200.0 million (the "New Revolving Facility") and a senior secured term loan facility in an aggregate principal amount of up to \$1,065.0 million (the "New Term Loan Facility", and together with the New Revolving Facility, the "New Credit Facilities"). On September 4, 2018, we amended and restated the commitment letter to add BMO Harris Financing, Inc., U.S. Bank, National Association, HSBC Bank USA, N.A., and PNC Bank, National Association as additional commitment parties.

On November 1, 2018, we completed the syndication of the New Credit Facilities. We expect the New Credit Facilities to be made available pursuant to a credit agreement to be entered into on the closing date of the Acquisition. We expect the New Revolving Facility to mature five years after the closing date of the Acquisition and the New Term Loan Facility to mature seven years after the closing date of the Acquisition and to amortize in equally quarterly installments of 0.25% of the initial principal amount. We expect that the New Credit Facilities will be guaranteed by KMG and all of CMC's and KMG's wholly-

owned domestic subsidiaries and will be secured by first priority liens and security interests in substantially all assets of CMC and each guarantor, in each case subject to certain exceptions. We expect borrowings under the New Term Loan Facility to bear interest at LIBOR plus 2.25% per annum and borrowings under the New Revolving Facility to bear interests at a rate per annum equal to LIBOR plus an applicable margin of 1.00% to 1.75% depending on our consolidated leverage ratio. We also expect to be required to pay certain fees and expenses in connection with the New Credit Facility, including an undrawn commitment fee of 0.175% to 0.30% per annum based on our consolidated leverage ratio. We expect that the New Credit Facilities will require us to comply with customary affirmative and negative covenants and events of default, and that the New Revolving Facility will require us to maintain a first lien secured net leverage ratio no greater than 4.00 to 1.00. Although the syndication of the New Credit Facilities is complete, we have not yet entered into definitive documentation with respect to the New Credit Facilities. Accordingly, the terms of the New Credit Facilities may vary from those described herein.

77

## SCHEDULE II - VALUATION AND QUALIFYING ACCOUNTS

The following table sets forth activities in our allowance for doubtful accounts:

	Ba	alance						
		At	An	nounts			Balance	•
	Beg	ginning	Charged		Deductions		At	
Allowance For Doubtful		of		То		and	End Of	•
Accounts		Year		Expenses		ustments	Year	
								•
Year ended:								
September 30, 2018	\$	1,747	\$	185	\$	(32)	\$ 1,90	$\mathbf{C}$
September 30, 2017		1,828		26		(107)	1,74	7
September 30, 2016		1,224		588		16	1,82	3

We have provided a valuation allowance on certain deferred tax assets. The following table sets forth activities in our valuation allowance:

	Ba	alance					Ba	lance
		At	Amo	unts	De	ductions		At
	Beg	ginning	Charge	d To		and	]	End
Valuation Allowance	of	Year	Expe	nses	Ad	justments	Of	Year
Year ended:								
September 30, 2018	\$	2,271	\$	-	\$	(2,138)	\$	133
September 30, 2017		3,022		-		(751)		2,271
September 30, 2016		3,079		-		(57)		3,022

#### MANAGEMENT'S REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

Our management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting for the Company. Internal control over financial reporting is defined in Rule 13a-15(f) or Rule 15d-15(f) promulgated under the Exchange Act as a process designed by, or under the supervision of, the Company's CEO and CFO to provide reasonable assurance regarding the reliability of our financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles in the United States of America. Internal control over financial reporting includes policies and procedures that: pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately and fairly reflect our transactions and dispositions of the Company's assets; provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary for preparation of our financial statements in accordance with generally accepted accounting principles; provide reasonable assurance that receipts and expenditures of Company assets are made in accordance with management authorization; and provide reasonable assurance that unauthorized acquisition, use or disposition of Company assets that could have a material effect on our financial statements would be prevented or detected on a timely basis. Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Our management evaluated the effectiveness of our internal control over financial reporting based on the framework in *Internal Control-Integrated Framework* (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). Based on this evaluation, our management concluded that the Company's internal control over financial reporting was effective as of September 30, 2018. The effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of September 30, 2018 has been audited by PricewaterhouseCoopers LLP, an independent registered public accounting firm, as stated in their attestation report which appears under Item 8 of Report on Form 10-K.

# 2【主な資産・負債及び収支の内容】

「連結財務書類に対する注記」を参照のこと。

## 3【その他】

#### (1) 後発事象

## 株式交換の完了

当社は、2018年11月15日、第3章「4.経営上の重要な契約等」に記載のした契約(以下「本件契約」という。)に係る買収を完了した。この買収の効力発生時(以下「効力発生時」という。)に1株当たり額面0.01ドルである KMGの発行済み普通株式((i) 効力発生時においてKMG、当社及びその子会社が保有していた株式、及び(ii) KMG エクイティ・アワード(以下に定義する。)の対象となる株式を除く。以下「KMG普通株式」という。)は、自動的に、利子なしで、以下の対価(以下「本件対価」という。)を受領する権利に転換された。

- ・現金55.65ドル、及び
- ・1株あたり額面0.001ドルの当社の普通株式0.2000株

2018年8月14日以前に付与されたKMGの普通株式の株式に関連する制限付株式報酬および業績連動株式報酬(以下それぞれ「KMG株式報酬」という。)は、クロージングの直前に確定し(適用される業績目標は該当する報酬契約に規定されたレベルにおいて充足されたとみなされた。)、該当のKMGエクイティ・アワードに基づくそれぞれのKMG普通株式について、本件対価と引き換えに取り消された。また、効力発生時において2018年8月14日以降に付与されたKMGエクイティ・アワード、平成30年8月14日以降に付与された各KMG株式報酬は、当社の普通株式に関する対応する報酬に転換され、適用される報酬契約の条件(適格退職時の権利確定が含まれる。)にしたがって、クロージング後も引き続き確定する。

当社が本件対価として支払った金額の総額は、現金約9億0100万ドル及び当社普通株式約320万株である。この買収に関連する当社の普通株式の発行は、当社が米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)に提出したフォームS-4(提出番号No.333-227301)(改正後のもの、以下「登録届出書」という。)の登録届出書に基づき、1933年証券法(改正後のもの)に基づき登録され、2018年10月9日に発効することが宣言された。登録届出書の一部をなす当社およびKMGの2018年10月9日付の最終の代理人報告書/目論見書には、本買収およびこれに関連して企図されるその他の取引に関する追加情報が記載されている。

本件の買収に関する上記の説明は、完全なものであることを意図したものではなく、合併契約を参照することにより、その完全性を保証するものではない。本件契約は、別紙2.1として、2018年8月17日にSECに提出されている。

### (2) 訴訟

連結財務書類に対する注記17.「契約債務及び偶発債務」を参照のこと。

## (3) 四半期経営成績の抜粋(未監査)

下記の表は、2018年9月30日に終了した8四半期の当社の未監査の財務情報を示している。この未監査の財務情報は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されている。当該会計原則は、監査済みの年次財務書類と一貫した基準で適用されており、経営陣の意見では、該当期間の財務成績を適正に表示するため

に必要な経常的な調整のみから構成される全ての必要な調整を含んでいる。どの四半期の経営成績も、必ずしも将 来の期間における経営成績を示すものではない。

					(単位	: 1株当たり	の金額を除き	き、千ドル)
	2018年	2018年	2018年	2017年	2017年	2017年	2017年	2016年
	9月30日	6月30日	3月31日	12月31日	9月30日	6月30日	3月31日	12月31日
収益	156,729	150,437	142,978	139,979	136,784	127,957	119,184	123,254
売上原価	72,383	69,737	67,933	65,965	66,734	65,414	59,153	61,749
売上総利益	84,346	80,700	75,045	74,014	70,050	62,543	60,031	61,505
営業費用:								
研究開発費及び技術								
費	13,372	13,059	13,368	12,151	13,839	14,333	14,090	13,396
販売費及びマー								
ケティング費	6,211	6,207	6,790	5,836	8,680	7,346	7,268	7,552
一般管理費	20,775	19,504	17,799	18,915	14,489	13,953	14,699	12,496
営業費用合計	40,358	38,770	37,957	36,902	37,008	35,632	36,057	33,444
営業利益	43,988	41,930	37,088	37,112	33,042	26,911	23,974	28,061
支払利息	102	513	1,158	1,132	1,127	1,117	1,135	1,150
その他の収益 (費								
用)、	4 407	4 007	4 000	070	700	(445)	004	222
純額	1,137	1,627	1,062	672	798	(115)	234	996
税引前利益	45,023	43,044	36,992	36,652	32,713	25,679	23,073	27,907
法人税等	(3,195)	7,873	7,255	39,735	6,211	5,740	4,793	5,676
当期純利益(損失)	48,218	35,171	29,737	(3,083)	26,502	19,939	18,280	22,231
基本的1株当たり								
当期純利益 ( 損失 )	1.89ドル	1.37ドル	1.16ドル	(0.12) ドル	1.05ドル	0.79ドル	0.73ドル	0.90ドル
基本的加重平均 発行済株式数	25,520千株	25,612千株	25,593千株	25,326千株	25,236千株	25,228千株	25,031千株	24,583千株
希薄化後1株当たり当期	,			,	, , , , , , , , ,		, , , , , , ,	
純利益(損失)	1.84ドル	1.34ドル	1.14ドル	(0.12) ドル	1.03ドル	0.77ドル	0.71ドル	0.88ドル
希薄化後加重平								
均発行済株式数	26,213千株	26,319千株	26,161千株	25,326千株	25,710千株	25,721千株	25,526千株	25,072千株
1株当たり配当	0.40ドル	0.40ドル	0.40ドル	0.20ドル	0.20ドル	0.20ドル	0.20ドル	0.18ドル

# 4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる原則(以下「米国GAAP」という)に従って作成されている。そのため、日本では該当のないいくつかの会計原則がある。以下は、その主要な相違点をまとめたものである。以下で言及する米国GAAPのトピックとは、すべてASCのトピックを意味する。

#### (1) 企業結合におけるのれんの会計処理

米国では、トピック350「無形固定資産」により、取得法のもとで、買収価額が買収時における被買収企業の純資産の公正価値を超える額をのれんに計上することが求められる。のれんは償却されないが、少なくとも年に一度減損テストを行うことが求められる。

日本では、のれんは20年以内で償却しなければならない。のれんの減損については、「固定資産の減損に係る会計 基準」により減損の測定と認識が要求される。

## (2) 退職年金給付

米国では、トピック715「報酬 退職給付」により、年金費用は勤務費用、利子費用、年金資産の実際収益、過去 勤務債務の償却及びその他を表している。また、年金資産の公正価値と予測給付債務(以下「PBO」という)との 差額を資産または負債として貸借対照表に計上し、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は、税効 果考慮後の金額でその他の包括利益累計額の一項目として計上することとされた。その他の包括利益累計額に計上 された年金資産とPBOの差額は、その後償却により純年金費用への計上を通じてその他の包括利益累計額からリサ イクルされることになる。なお、従来累積給付債務(以下「ABO」という)が年金資産を超過する際に計上されて いた追加最小負債の会計処理は廃止された。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って、過年度は貸借対照表に計上されていなかった未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異が、貸借対照表に計上されている。当期の退職給付費用として費用計上される金額は同じであり、損益認識されていない過去勤務費用及び数理計算上の差異はその他の包括利益累計額に含まれている。これらは費用計上され、以降の期間の損益を構成する。この新たな会計基準は、米国の基準と大きな差異はない。

#### (3) 年金以外の退職後給付

トピック715「報酬 退職給付」に従って、年金以外の退職後給付に関する予測給付費用は、従業員の雇用期間にわたって計上することが要求される。

日本では、このような会計処理に関する公的な会計基準は公布されていない。

#### (4) 雇用後給付

トピック712「報酬 非退職後給付」に従って、一定の条件を満たすときは、解雇手当のような退職前に支給される雇用後給付は、雇用期間にわたり発生ベースで計上することが要求される。

日本では、このような会計処理に関する公的な会計基準は公布されていない。

### (5) 長期性資産の減損

米国では、トピック360「有形固定資産」に基づき、事実あるいは状況により長期性資産の帳簿価額が回収可能でないことが示唆されている場合は、減損の検討を行うことが要求されている。減損の検討によって割引計算前の将来のキャッシュ・フロー金額が資産の帳簿価額を下回っており、同資産の帳簿価額まで回復する可能性がないとされる場合は、長期性資産を公正価値まで評価減することが求められている。トピック360はまた、売却処分される長期性資産が継続事業または廃止事業のいずれに報告されているかに関わらず、帳簿価額または売却費用を控除した公正価値のどちらか低い方で評価することを要求している。この基準書は、トピック350「無形固定資産」に従って償却されていないのれん及びその他の無形固定資産を長期性資産の定義から除外している。

日本では、長期性資産の減損の会計処理に関して「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。この基準は、処分予定の資産を区分してはいないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額(資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)を使用していること等の差異はあるが、根本的な考え方は米国の基準と大きな差異はない。

## (6) 公正価値測定

米国では、ASC 820「公正価値測定及び開示」が、公正価値の統一的な定義及び公正価値の測定に係る枠組みを確立し、公正価値の測定に使用される情報源を分類するために使用される公正価値のヒエラルキーを設定し、また、ヒエラルキーのレベルに基づく公正価値で測定された資産及び負債の新たな開示を要求している。当該規定は、(a)継続的に会社の財務書類において、(少なくとも年に一度)公正価値で認識もしくは開示される非金融資産及び負債、(b)全ての金融資産及び負債、及び(c)非継続的に公正価値で測定される非金融資産及び負債の公正価値の測定に対応するものである。非継続的な非金融資産及び負債の公正価値測定の例としては、企業結合時に公正価値で当初測定された非金融資産及び負債(しかしその後の期間に公正価値で測定されていない)、あるいはトリガーとなる事象の認識によりなされた減損の評価において公正価値で測定された非金融長期性資産グループがある。

日本では、公正価値の唯一の定義を規定し、また測定のための公正価値のヒエラルキーを設定するような会計基準はない。

#### (7) 収益の認識

トピック605は、契約締結の確証が存在し、製品等の引渡しまたはサービス等の提供がなされ、売買価格が固定されているか決定されており、かつ代金の回収可能性が高い時点で収益を認識することを要求している。

2014年5月、FASBは、収益認識に関するアップデート会計基準第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」 (Topic 606)(以下「ASU第2014-09号」という)を公表した。ASU第2014-09号は収益の計上方法を改善し、IFRSを利用して財務報告を行う企業と米国GAAPを利用する企業との財務書類の比較可能性を向上させるものである。新基準の基本方針は、製品又はサービスに係る収益を、企業が当該製品又はサービスと引き換えに受け取ると予想する対価を反映した金額で認識するというものである。新基準の目的は、収益に関する開示を強化し、サービス収益や

契約変更のように従来は包括的な対応がなされていなかった取引について指針を提供し、複数要素の契約に関する 指針を改善することである。2015年8月、FASBはASU第2015-14号「適用日の延期」(Topic 606)を公表した。当該 基準はASU第2014-09号の適用日を1年間延期するものである。ASU第2014-09号は、当社では2018年10月1日より適 用され、完全遡及アプローチ又は修正遡及アプローチを用いて適用することができる。2016年3月、FASBはASU第 2016-08号「顧客との契約から生じる収益:本人か代理人かの検討(収益の総額表示か純額表示)」(Topic 606)を公 表した。ASU第2016-08号は本人か代理人かの検討に係る実施要項について説明を行うものである。2016年4月、 FASBは、ASU第2016-10号、ASU第2016-11号及びASU第2016-12号を公表し、2017年9月、ASU第2017-13号を公表し た。それらすべては、当初の収益基準について詳細な説明を行うものである。当社は、当社の収益契約に対する当 該新基準の要件の適用による潜在的な差異を特定するプロセスを実質的に完了し、当該新基準に基づき認識と開示 を裏付ける当社のビジネスプロセス、システム及び内部統制の特定及び変更を実施した。当社は、顧客との契約の 大部分について、収益の認識は実質的に変わらないと見込んでいる。しかし、CMP消耗品事業における当社の顧客 との特定の価格及びインセンティブの取決めを含む当社の契約について、新たなガイダンスにより、当社が収益を 認識する方法とタイミングが変更されることになる。標準的でない価格及びインセンティブの取決めを含む、適用 時における既存の契約の現在の評価に基づいて、当社は、当該新基準の適用が当社の財務書類に重要な影響を及ぼ すことはないと予想している。当社は、適用に修正遡及アプローチを使用して、2019年度第1四半期において新し い収益基準を適用する予定であり、当該基準の適用による累積影響額について、利益剰余金の期首残高に対する重 要性の低い調整として計上する必要性が生じることとなる。

日本においては、出荷基準及び検収基準等の収益認識基準が存在していたが、以下の新会計基準が公表されるまでは、トピック605およびトピック606で要求されるような会計処理に関する正式な会計基準は公表されていなかった。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。これらの基準は、トピック606に基づく収益認識基準と大部分において類似している。当該基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

#### (8) ソフトウェアの資産計上

トピック350-40「無形固定資産 社内利用のソフトウェア」は、開発等にかかった直接費用の資産計上及び経済的 耐用年数にわたる償却を要求している。開発の予備段階に発生した費用は、保守及び研修にかかった費用と同様 に、発生時に費用処理される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」に従って、社内利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合、製作費用の資産計上及び当該ソフトウェアの利用可能期間(一般に5年以内)にわたって定額法により償却される。資産計上する場合、無形固定資産の区分に計上される。

## (9) 撤退または処分活動に伴う費用

米国では、ASC 420「撤退または処分費用に関する債務」が、事業再編活動を含む撤退または処分活動に伴う費用の認識、測定及び報告に関する会計処理について指針を提供している。ASC 420は、従業員が将来のサービスの提供を要求されるかどうかに基づいて、退職手当に係る負債の認識時期を調整している。契約期間終了前にオペレーティング・リースまたはその他の契約を終了するための費用に係る負債は、事業体が契約を終了する場合、または契約によって譲渡された権利の利用を中止する場合に認識される。撤退または処分活動に伴うその他の費用は全

て、発生時に費用計上される。ASC 420は、負債を公正価値で測定することを要求している。公正価値の測定に当たって事後変動は、当初認識時に使用された信用調整後のリスク・フリー金利を使用する。時の経過による変動は 負債簿価の増加及び費用の認識として処理される。

日本においては、撤退または処分活動に伴う費用に関する包括的な会計基準は定められておらず、関連する費用は通常、発生時に費用として認識される。

### (10) 法人所得税における不確実性に関する会計処理

米国においては、ASC 740「法人所得税」が、税務申告書において申告された、または申告される予定の税務ポジションの財務書類における50%超の実現可能性を基準とする測定及び認識について規定している。ASC 740はまた、税金資産及び税金債務の認識の中止、現在の税金資産及び税金債務並びに繰延税金資産及び税金債務の分類、税務ポジションに伴う利息及び罰金の会計処理、期中の会計期間における法人所得税の会計処理、並びに法人所得税に関する開示に関する指針を提供している。

日本においては、ASC 740のような不確実な税務ポジションに関する会計基準はない。

# 第7【外国為替相場の推移】

\* 省略

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

## 1【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

# (1)本邦における株式の名義書換取扱場所及び名義書換代理人

日本においては当社普通株式の名義書換取扱場所又は名義書換代理人は存在しない。

### (2)株主に対する特典

なし。

# (3)株式の譲渡制限

なし。

## (4)その他の株式事務に関する事項

(a) 決算期

9月30日

## (b) 定時株主総会

取締役会が毎年定める日時・場所で開催される。直近の定時株主総会は、2019年3月6日に開催された。

## (c) 基準日

誰が通知を受ける権利があるか、株主総会又は延会で議決権を行使する権限があるか、配当の支払いを受ける権限があるか、その他の特別の理由のために株主の特定が必要であるときに、取締役会は、株主を特定するために前もって基準日を定めることができる。基準日は、取締役会が基準日を設定する決議がなされた日よりも前であってはならず、かつその株主総会の期日前10日以上60日以内、又はその他の行為前の60日以内の間で設定されるものとする。取締役会によって基準日が設定されなかった場合には、基準日は適用法規に規定されるとおりとする。2019年3月6日開催の総会に関する基準日は、2019年1月11日であった。

#### (d) 株券の種類

任意の株数を表示できる。

#### (e) 株券に関する手数料

米国においては、当社名義書換代理人又は登録機関が株主より徴収する名義書換手数料又は登録手数料はない。

## (f) 公告掲載新聞名

日本国内において、公告を掲載する新聞はない。

### 2【本邦における株主の権利行使に関する手続】

当社では、キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションの2012オムニバス報奨制度に基づくオプション付与の結果として行使されるストック・オプションの全取引に関連する専属仲介サービスを委託するため、シティグループ・グローバル・キャピタル・マーケット・インク(Citigroup Global Capital Markets Inc.)の一部門であるモルガン・スタンレー・スミス・バーニー(Morgan Stanley Smith Barney)と提携した。

日本のオプション対象者は、オプションの付与後、全員がモルガン・スタンレー・スミス・バーニーに自己 名義の個人口座を開設するものとする。オプション対象者には、対象となる全顧客サービス、ASAPサービス 用電話番号、個人別インターネット・ユーザー名、取引用個人識別番号、及びインターネット・パスワード を記載した個人用「ウェルカム・レター」が、オプションの付与日後数週間以内に、モルガン・スタンレー・スミス・バーニーから別途送付される。この他オプション対象者には、個人口座の起動方法、ウェブ

サイト上で利用可能な機能、及びASAP音声応答システムへアクセスする際の指示を詳細に説明した資料が送付される。また、オプション対象者には「W-8 Ben」の書式が送付されるので、これに記入の上、モルガン・スタンレー・スミス・バーニーへ返送しなければならない。

オプション対象者は、以下のいずれかの方法によりモルガン・スタンレー・スミス・バーニーへ連絡し得る ものとする。

- 1. **フリーダイヤル・アクセス**:従業員は、毎営業日の午前7時から午後5時(米国の中部標準時間)までの間、(312) 419-3264または1-888-609-3534に電話をかけることにより、最寄りの顧客サービス担当者と連絡を取ることができる。
- 2. **24時間対応の自動ストック・アクセス・プログラム (Automated Stock Access Program、ASAP) による音声応答システム**: 同サービスでは、1-801-617-7414に電話をかけることにより、口座照会、相場及び取引の照会を常時行うことができる。
- 3. **オンライン・アクセス**:モルガン・スタンレー・スミス・バーニーでは、「ベネフィット・アクセス」を通じ、オプション対象者がインターネット上で「同日売り」や「キャッシュレス」取引によりオプションを行使するためのアクセスを提供している。オプション対象者は、同サービスを利用することにより、ストック・オプション口座情報へのアクセス、取引の計画、ストック・オプションの行使、及び権利確定した制限株式の販売を行うことができる。ウェブサイト・アドレスは、http://www.benefitaccess.comである。

モルガン・スタンレー・スミス・バーニーの専任顧客サービスグループの連絡先は、以下の通りである。

モルガン・スタンレー・スミス・バーニー ギャラガー・グループ アメリカ合衆国〒60602-4205 イリノイ州シカゴ市スリーファーストナショナルプラザ、スイート5100

Morgan Stanley Smith Barney

Attn: Gallagher Group

Three First National Plaza, Suite 5100

Chicago, IL 60602-4205

U.S.A.

電話: (312) 419-3264

ファックス: (312) 739-2834

# (1)本邦における株主の議決権行使に関する手続

日本における当社株式の株主は、自ら又は書面による委任状によって当社の株主総会で議決権を行使することができる。

### (2)配当請求等に関する手続

当社は、2016事業年度に四半期毎に現金配当を開始した。従業員の個人口座に保有される株式に対する配当は、モルガン・スタンレー・スミス・バーニーにより支払われる。配当等価物は、配当等価物の権利を有する制限株式ユニットの確定に基づき各国の従業員名簿によって支払われる。

# (3)株式の譲渡に関する手続

日本における当社株式の株主は、株券の裏面に裏書きすることにより、又は譲渡することを認める書面による委任状と会社の名簿に株式の移転を記載することによって譲渡することができる。

### (4)本邦における配当などに関する課税上の取扱い

# (a) 配当

株主に対する配当は、日本の税法上、個人については配当所得となり、法人については益金となる。日本の 課税上、日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金につき、個人の配当控除及び 法人の益 金不算入の適用は認められない。

その個人又は法人は、原則として、確定申告をする際、配当額合計を所得に含めることを要し、課税総所得額に基づいて税金を納付しなければならない。ただし、日本の居住者たる個人株主のうち年間の給与所得金

有価証券報告書

額が2,000万円以下であり、かつ当該年度のその他の所得の額(米国の配当金の額を含む)が20万円以下のものは、確定申告をすることを要しない。

米国において課税された税額は、日本の税法上の規定に従い、外国税額控除の対象となることがある。

## (b) 売買損益

当社株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。

# (c) 相続税

当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

## (5)その他諸通知報告

日本における申告会社の株主に対し、株主総会議案などに関する通知が直接行われる場合には、アメリカ合衆国内の名義書換代理人がこれを一定基準日現在の株主名簿に基づき株主に送付する。

# 第9【提出会社の参考情報】

# 1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

# 2【その他の参考情報】

(1)	有価証券報告書 およびその添付書類	事業年度	自 至	平成28年10月1日 平成29年9月30日	2018年3月30日提出 関東財務局長に提出
(2)	半期報告書及び その添付書類	事業年度	_	平成29年10月1日 平成30年3月31日	2018年6月29日提出 関東財務局長に提出
(3)	臨時報告書及び その添付書類	企業内容等の開示 第19条第2項第6	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2019年3月28日提出 関東財務局長に提出	

有価証券報告書

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当なし

# (訳文) 独立登録会計事務所の監査報告書

キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション 取締役会及び株主 各位:

#### 財務書類及び財務報告に関する内部統制に対する監査意見

私どもは、キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション及びその子会社(以下「会社」という)の、関連する注記及び添付インデックス(訳者註:当該インデックスは様式10-Kのインデックスである)に掲載されている附属明細表を含む、2018年9月30日及び2017年9月30日現在の連結貸借対照表並びに2018年9月30日に終了した3年間の各事業年度における関連する連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書(以下「連結財務書類」と総称する)について監査を行った。また、私どもは、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という)が公表した「内部統制 統合的枠組み」(2013年)で規定される基準に基づいて、2018年9月30日現在の財務報告に関する内部統制について監査を行った。

私どもの意見では、上記に記載されているキャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーションの連結財務書類は、全ての重要な点において、会社の2018年9月30日及び2017年9月30日現在の財政状態並びに2018年9月30日に終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して適正に表示している。また、私どもの意見では、会社は2018年9月30日現在、全ての重要な点において、COSOが公表した「内部統制 統合的枠組み」(2013年)で規定される基準に基づいて財務報告に関する有効な内部統制を維持している。

#### 監査意見の基礎

会社の経営陣は、9A項(訳者註:当該9A項は様式10-Kの項目である)に含まれている財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書に含まれる通り、これらの連結財務書類を作成し、財務報告に関する有効な内部統制を維持し、財務報告に関する内部統制の有効性について評価する責任がある。私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づいて、会社の連結財務書類及び会社の財務報告に関する内部統制に対し意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」という)の登録会計事務所であり、米国連邦証券法並びに証券取引委員会及びPCAOBの適用規則及び規制に従って、会社に対して独立性を有することが要求されている。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、連結財務書類に誤謬又は不正による重要な虚偽の表示がないかどうか、及び財務報告に関する有効な内部統制が、全ての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

私どもが実施した連結財務書類の監査には、誤謬又は不正による連結財務書類の重要な虚偽表示リスクを評価する手続を実施し、当該リスクに対応した手続を実施することが含まれる。当該手続には、試査による連結財務書類の金額及び開示事項に関する証拠の検証が含まれる。また、私どもが実施した監査には、適用された会計原則及び経営陣によってなされた重要な見積の評価、並びに連結財務書類の全体の表示の評価が含まれる。私どもが実施した財務報告に関する内部統制の監査には、財務報告に関する内部統制についての理解、重大な欠陥が存在するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づく内部統制の設計及び運用上の有効性についての検証及び評価が含まれる。私どもの監査にはまた、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続の実施も含まれる。私どもは、私どもの実施した監査が、私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

### 財務報告に関する内部統制の定義及び限界

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備された手続である。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続を含んでいる。( )会社の取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に関係するもの、( )一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また、会社の収入及び支出は会社の経営陣及び取締役の承認に基づいてのみ行われていることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに( )財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測は、状況の変化によって統制が不十分となったり、方針又は手続への準拠の程度が低下するといったリスクの影響を受ける。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー イリノイ州シカゴ 2018年11月13日

私どもは、1999年より会社の監査人を務めている。

( )上記は、監査報告書原本の訳文として日本語で記載されたものです。いかなる内容の解釈、見解又は意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。



#### Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Board of Directors and Stockholders of Cabot Microelectronics Corporation:

#### Opinions on the Financial Statements and Internal Control over Financial Reporting

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Cabot Microelectronics Corporation and its subsidiaries (the "Company") as of September 30, 2018 and September 30, 2017, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, changes in stockholders' equity and cash flows for each of the three years in the period ended September 30, 2018, including the related notes and financial statement schedule listed in the accompanying index (collectively referred to as the "consolidated financial statements"). We also have audited the Company's internal control over financial reporting as of September 30, 2018, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of September 30, 2018 and September 30, 2017, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended September 30, 2018 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of September 30, 2018, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the COSO.

### Basis for Opinions

The Company's management is responsible for these consolidated financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in Management's Report on Internal Control over Financial Reporting appearing under Item 9A. Our responsibility is to express opinions on the Company's consolidated financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) ("PCAOB") and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud, and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audits of the consolidated financial statements included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

#### Definition and Limitations of Internal Control over Financial Reporting

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that

(i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

EDINET提出書類

キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(E05911)

有価証券報告書

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

EDINET提出書類 キャボット・マイクロエレクトロニクス・コーポレーション(E05911) 有価証券報告書

PricewaterhouseCoopers LLP Chicago, Illinois November 13, 2018

We have served as the Company's auditor since 1999.

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管 しております。